

大垣市立地適正化計画

令和 7 年 3 月

大 垣 市

目 次

第 1 章 立地適正化計画の概要

1-1	立地適正化計画策定の背景	1
1-2	立地適正化計画の意義と役割	2
1-3	立地適正化計画に基づく誘導にあたっての留意点	3
1-4	立地適正化計画で定める事項	4
1-5	大垣市立地適正化計画の位置づけ	5
1-6	持続可能な開発目標（SDGs）との関連	6
1-7	上位計画及び主な関連計画の概要	7
1-8	計画の前提	15

第 2 章 都市の沿革

2-1	都市の沿革	17
-----	-------	----

第 3 章 現状及び将来見通しにおける都市構造上の課題分析

3-1	人口動向	21
3-2	土地利用	32
3-3	基幹的公共交通及び生活サービス施設	37
3-4	災害	51

第 4 章 まちづくり方針

4-1	立地の適正化に関する基本的な方針	61
4-2	立地適正化計画の基本目標	62
4-3	誘導方針の設定	63

第 5 章 目指すべき都市の基本構造

5-1	目指すべき都市の基本構造の考え方	65
5-2	集約型都市の基本構造	66

第 6 章 誘導区域等の設定

6-1	居住誘導区域	67
6-2	都市機能誘導区域	69
6-3	その他の区域の方針（居住誘導区域以外の区域の位置づけ）	84

第 7 章 都市機能誘導施設の設定

- 7-1 都市機能誘導施設に関する基本的事項 85
- 7-2 都市機能誘導施設の設定 87

第 8 章 誘導施策の設定

- 8-1 居住誘導区域内に居住を誘導するための施策 91
- 8-2 都市機能誘導区域内に都市機能誘導施設を維持・誘導するための施策
..... 93
- 8-3 公共交通に関する施策 96
- 8-4 その他の施策 96

第 9 章 防災指針

- 9-1 防災指針について 97
- 9-2 災害リスクの把握、分析の考え方 99
- 9-3 災害リスクの分析（計画区域（大垣地域・墨俣地域）） 104
- 9-4 災害リスクの分析（地域別の水害） 116
- 9-5 災害リスクの分析結果からみえた防災・減災上の課題 124
- 9-6 防災・減災の取組方針 125
- 9-7 防災・減災の取組 127

第 10 章 計画の実現に向けて

- 10-1 目標値等の設定 135
- 10-2 目標の達成状況に関する評価方法 137
- 10-3 届出制度 138
- 10-4 宅地建物取引に関する事項 140

第1章 立地適正化計画の概要

1-1 立地適正化計画策定の背景

今後のまちづくりは、人口の急激な減少と高齢化を背景として、「高齢者や子育て世代にとって安心できる健康で快適な生活環境を実現すること」、「財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすること」が大きな課題となっています。

こうした中、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、『コンパクト・プラス・ネットワーク』の考えでまちづくりを進めていくことが重要です。

このような背景のもと、平成26年8月に都市再生特別措置法が改正され、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するため、立地適正化計画制度が創設されました。

本市は西濃圏域の中心都市として、大垣駅南部の市街地を中心に商業・業務等の都市機能が集積してきましたが、高速交通網（名神高速道路）の整備等にもとない南部地域に市街地が拡大しました。

また、自動車の普及により、生産機能や業務機能の立地、良好な居住環境を求めている居住地移転、人口の増大にともなう新規住宅地の開発等が郊外部において進み、市街地が拡大されてきました。

しかしながら、今後、急激な人口減少が見込まれる中、拡散した市街地のままで居住密度が低下すれば、一定の人口密度に支えられてきた医療・福祉・商業等の生活サービスの提供が困難になることが想定されます。

このような人口動態の変化に加え、道路や上下水等のインフラや公共施設の老朽化が進んでおり、厳しい財政状況の下で対応が求められます。

また、地球温暖化などの環境問題に対し、低炭素型の都市構造の実現が重要です。

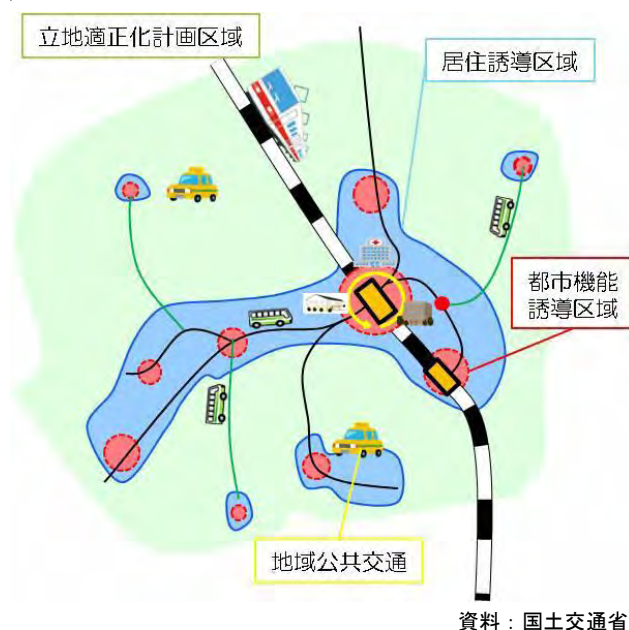
市民や将来を担う子ども達のために、本市の特徴を生かした持続可能な都市を継承していくためには、今までのように外縁部に拡大した都市から、今後は都市の中心地機能が生かされ、居住密度を維持しつつ、公共交通と連携したコンパクトなまちづくりとともに、気候変動等の影響により頻発・激甚化する自然災害に対応する防災・減災を主流にした安全・安心なまちづくりを進める必要があります。

このため本市では、大垣市立地適正化計画を策定し、コンパクトなまちの実現に向けた取組を推進します。

1-2 立地適正化計画の意義と役割

(1) 都市全体を見渡したマスタープラン

立地適正化計画は、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる、都市計画マスタープランの高度化版です。



(2) 都市計画と公共交通の一体化

居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域交通との連携により、『コンパクト・プラス・ネットワーク』のまちづくりを進めます。

(3) 都市計画と民間施設誘導の融合

民間施設の整備に対する支援や立地を緩やかに誘導する仕組みを活用し、インフラ整備や土地利用規制など従来の制度と立地適正化計画との融合による新しいまちづくりを進めます。

(4) 人口密度の維持

市街化区域内に居住誘導区域を設定し、人口密度の維持を図ります。

(5) 状況の変化に対応した計画の見直し

計画の達成状況を評価し、状況に合わせて、居住誘導区域などを見直し、効果的なまちづくりを進めます。

(6) まちづくりへの公的不動産の活用

公共施設を建替える際には、誘導区域への移転を検討します。また未利用の公有地については、都市機能誘導施設の整備等の活用を検討します。

(7) 防災指針の明示

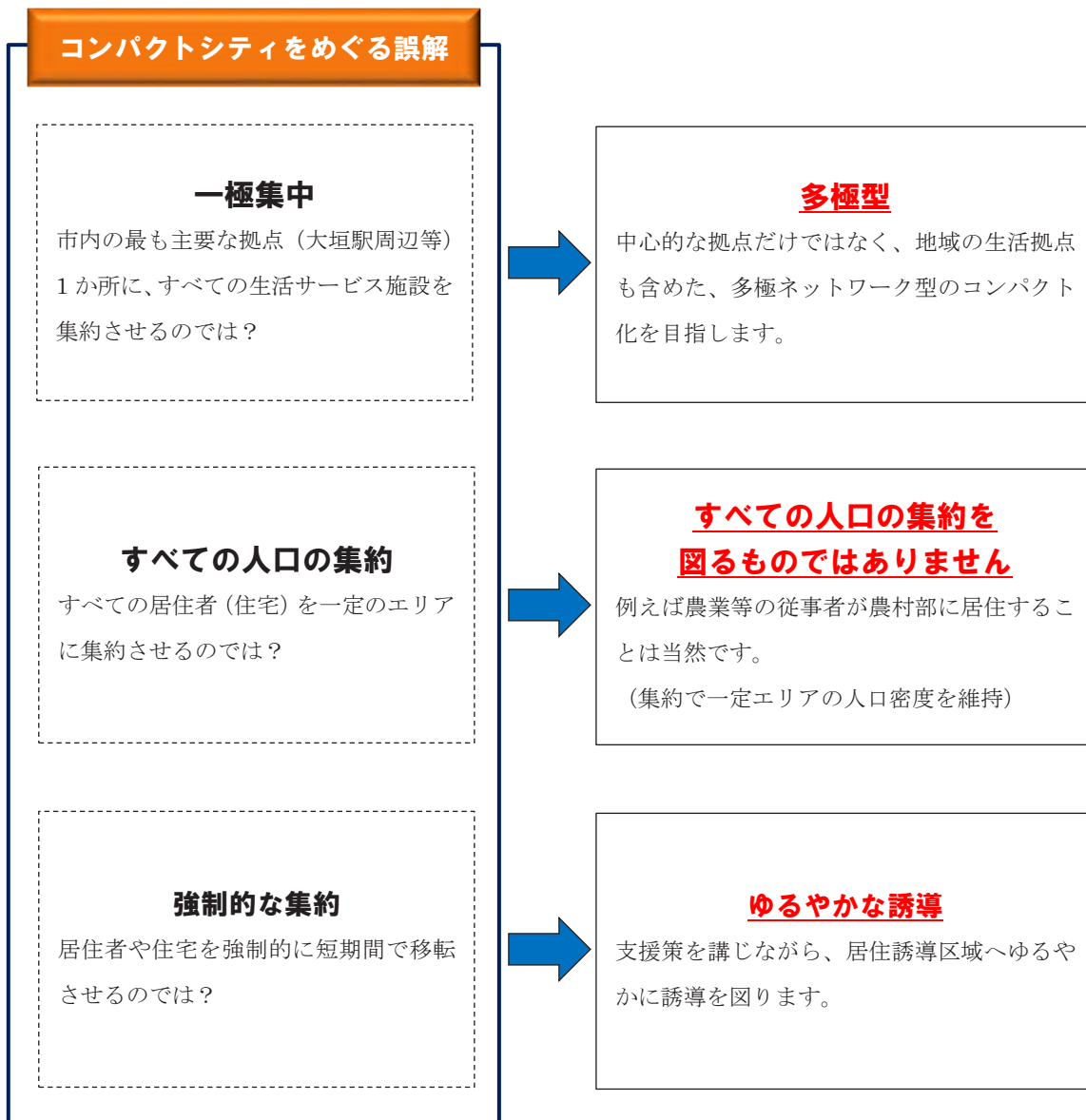
居住誘導区域及び都市機能誘導区域において、都市の防災機能に関する指針を示します。

1-3 立地適正化計画に基づく誘導にあたっての留意点

立地適正化計画では、医療・福祉・商業といった生活サービス施設や住居などを誘導しようとするものですが、そこでは次のような誤解を招く可能性があります。

立地適正化計画は、少子高齢化の進行による人口減少社会の中においても、生活サービス施設や公共交通を確保することにより、将来にわたり快適で利便性の高い生活を送るため、時間をかけて取り組むものです。

このため、計画の推進にあたっては、本市の特性や成り立ちなどを踏まえ、生活サービス施設や住居などがまとまって立地するように、支援策を講じながらゆるやかに誘導を図ることとします。



1-4 立地適正化計画で定める事項

立地適正化計画では、都市再生特別措置法（以下、「法」という。）に基づき、主に次の事項を定めます。

■ 住宅及び都市機能誘導施設の立地の適正化に関する基本的な方針

「都市機能誘導施設」とは、都市機能誘導区域内に誘導すべき医療、福祉、商業等の都市の居住者の福祉や利便のために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するものをいいます。

本市の抱える課題や市政全体の目指すべき方向性などを踏まえて、本計画としての基本方針（まちづくり方針・基本目標）を定めます。

■ 住宅及び都市機能誘導施設の立地の適正化を図る区域（居住誘導区域、都市機能誘導区域）

「居住誘導区域」は、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導する区域として定めます。

「都市機能誘導区域」は、医療、福祉、商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域として定めます。

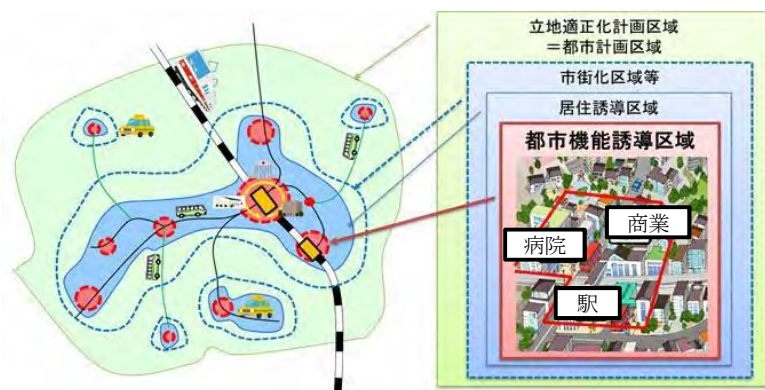
■ 居住誘導区域に居住を誘導するための施策

居住の誘導に向けて、市の関連計画等との連携や国の支援制度などを考慮し施策を定めます。

■ 都市機能誘導区域に誘導すべき施設及び当該施設の立地を誘導するための施策

各拠点の特性を踏まえ、それぞれの拠点に必要な機能を備えた施設を設定するとともに、その立地促進に向けて、市の関連計画等との連携や国の支援制度などを考慮し施策を定めます。

【立地適正化計画のイメージ】



資料：国土交通省

■ 防災指針

防災指針は、居住や都市機能を図る上で必要となる都市の防災に関する機能を確保するための指針であり、当該指針に基づく具体的な取組と合わせて立地適正化計画に定めます。

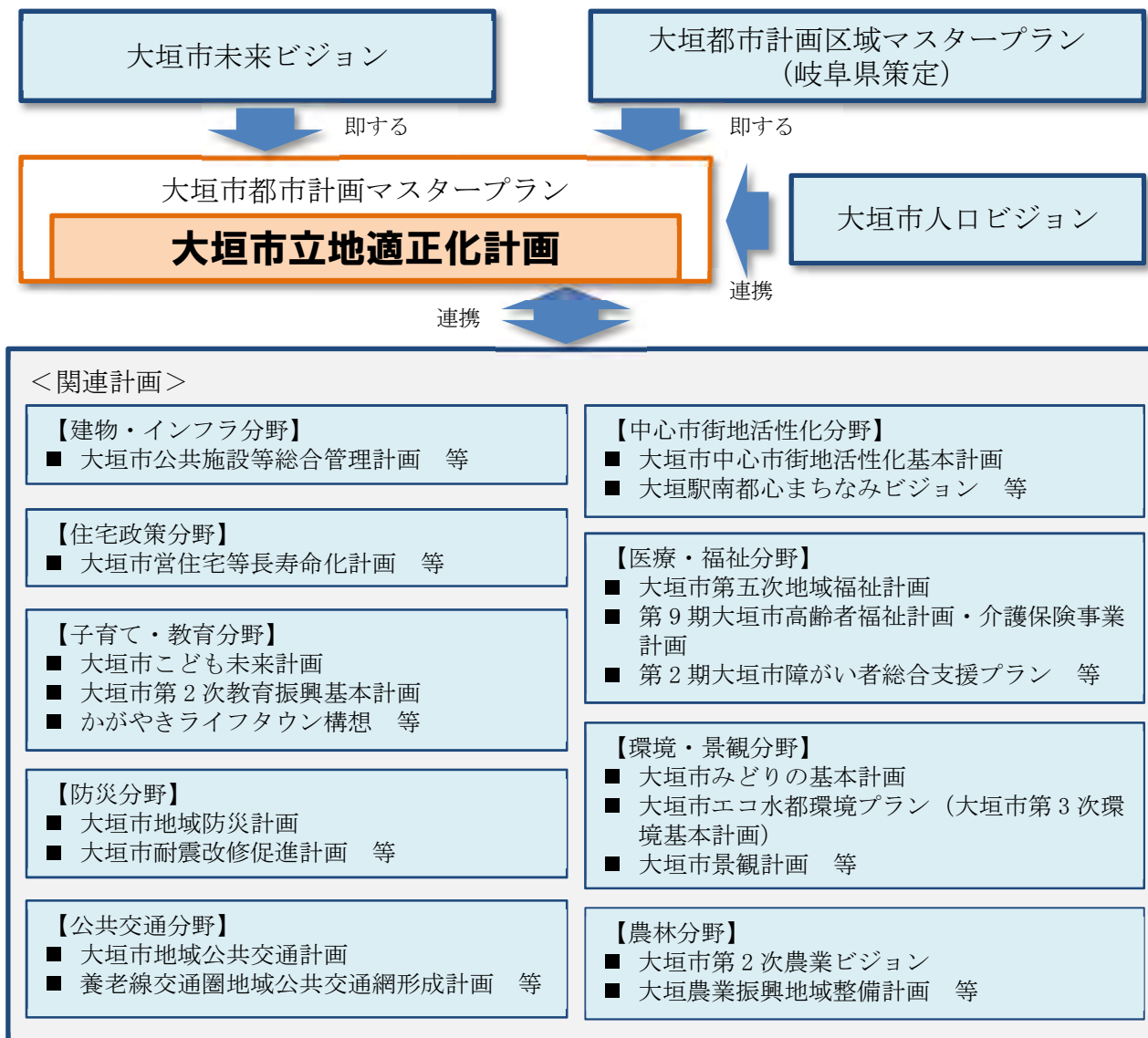
1-5 大垣市立地適正化計画の位置づけ

立地適正化計画は、市町村の総合計画、都道府県の都市計画区域マスタープランに即するとともに、市町村の都市計画マスタープラン等との調和が保たれたものでなければならないとされています。(法第81条)

また、法定事項が記載された立地適正化計画が公表されたときは、市町村の都市計画マスタープランの一部とみなされます。(法第82条)

これらを踏まえ、大垣市立地適正化計画（以下、「本計画」という。）は、「大垣市未来ビジョン」及び「大垣都市計画区域マスタープラン（岐阜県策定）」に即した「大垣市都市計画マスタープラン」で示される集約型都市構造を具現化した計画として位置づけられます。

また、本計画は、包括的なマスタープランとして作成するものであり、緑化、公共交通、住宅、医療・福祉、子育て、農林業など、多様な分野の施策との連携を図ります。



1-6 持続可能な開発目標（SDGs）との関連

2015年の国連サミットでは、「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択されました。

SDGsは、先進国、途上国すべての国を対象に、経済、社会、環境の3つの側面のバランスがとれた社会を目指す世界共通の目標として、17の目標とその課題ごとに設定された169の達成基準から構成されています。

これらは、貧困や飢餓から、環境問題、経済成長、ジェンダーまで広範な課題を網羅しており、豊かさを追求しながら地球環境を守り、そして「誰一人取り残さない」ことを強調し、人々が人間らしく暮らしていくための社会的基盤を2030年までに達成することが目標とされています。

立地適正化計画は、都市全体の観点からのまちづくりの取組であり、SDGsの持続可能な開発目標の達成に向けて推進していきます。



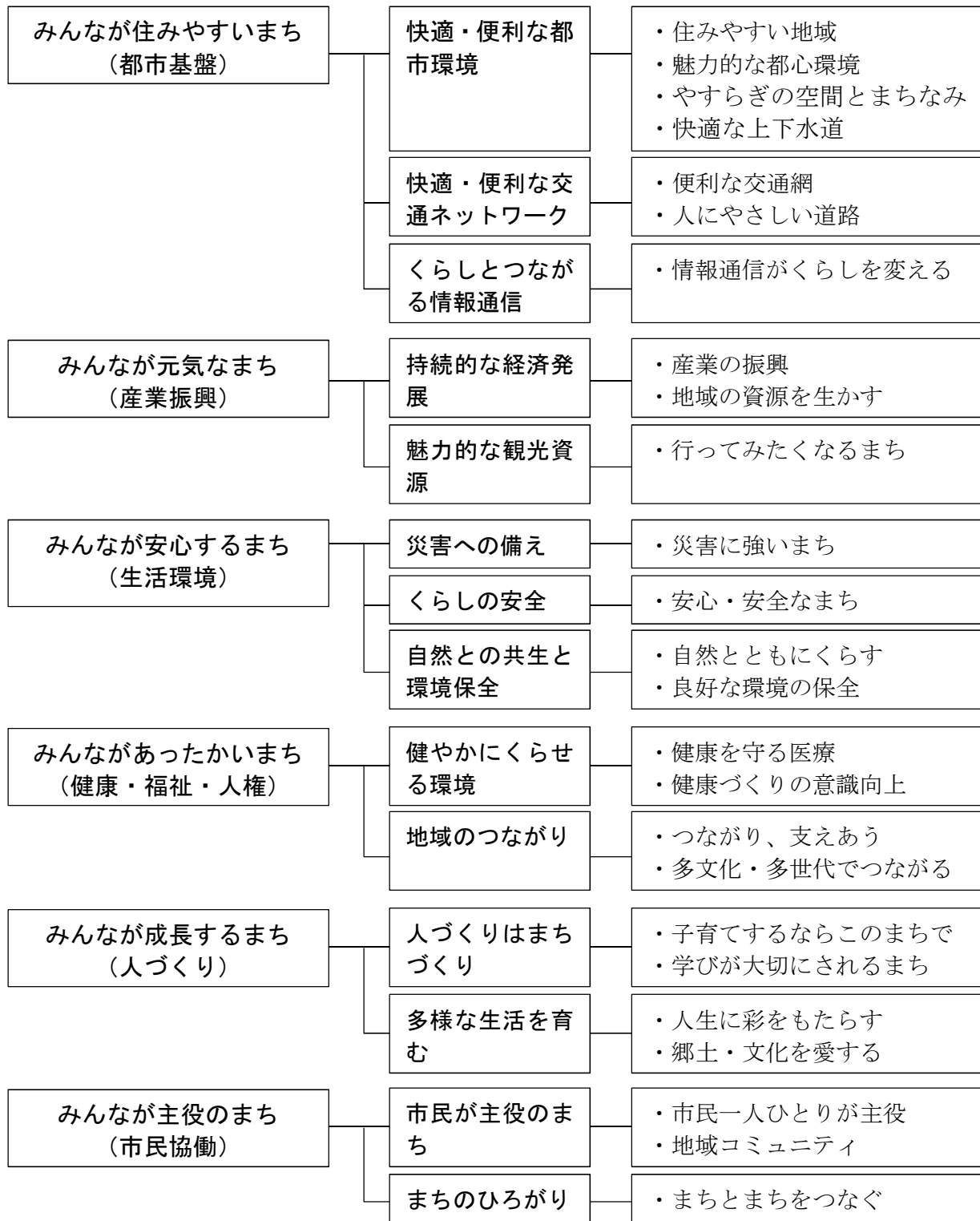
1-7 上位計画及び主な関連計画の概要

(1) 大垣市未来ビジョン基本構想 【計画初年度：2018（H30）年度】

■未来都市像

現代の子ども達が主役となる30年後の本市のあるべき姿「未来都市像」を「みんなで創る 希望あふれる産業文化都市」として定めます。

■基本構想の体系



(2) 大垣都市計画区域マスタープラン（大垣都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）【2020（R2）年改定】

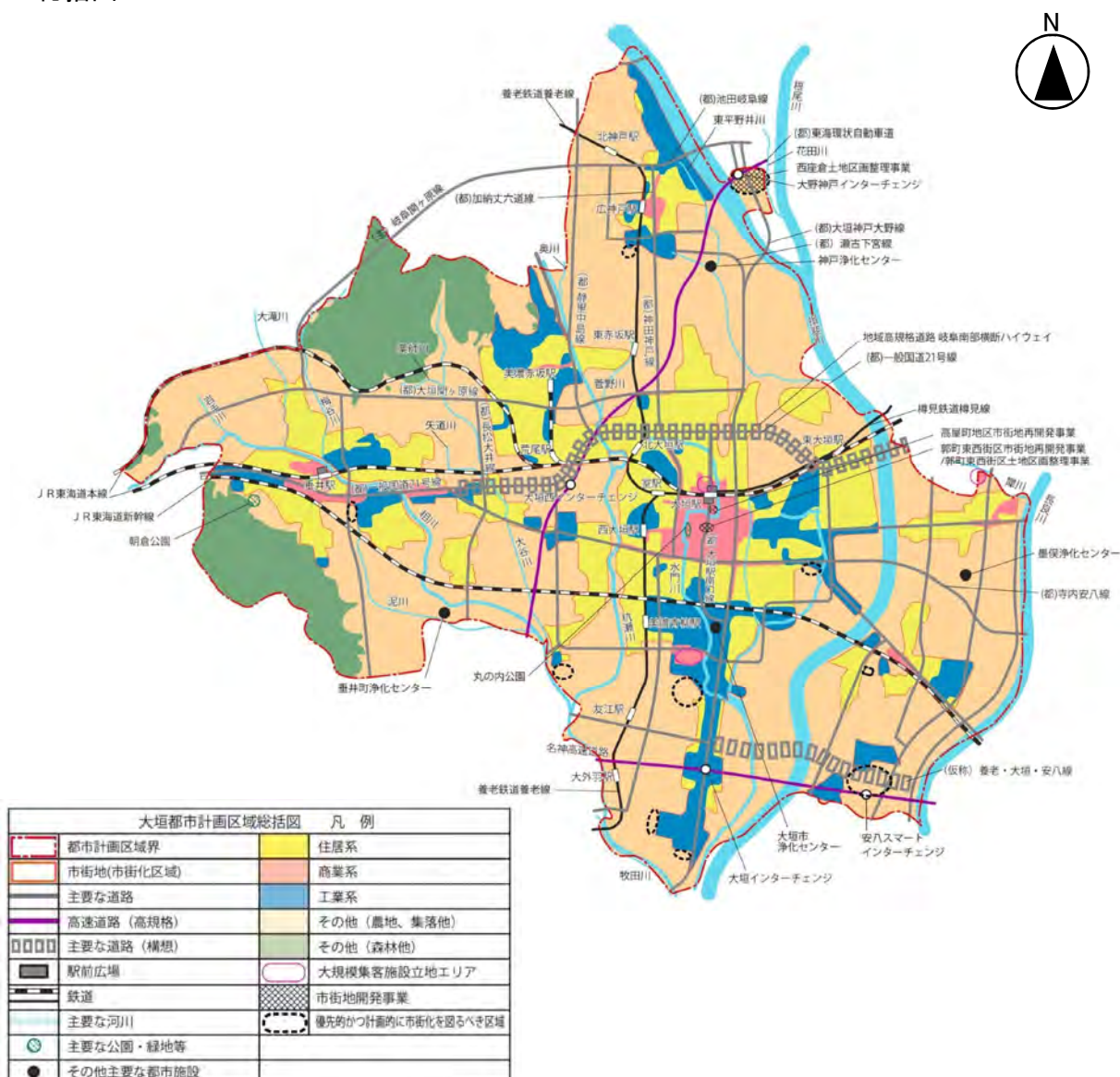
■都市計画の目標

今後は、これまでの都市計画を継承しつつ、本区域特有の風土や自然環境を効果的に活用していくことはもちろん、都市の活力を維持していくため、集約型都市構造への転換を考慮した土地利用の再構築や都市機能の拠点の拡充・整備、道路・公園等の都市基盤の整備を進めるとともに、名神高速道路や(都)東海環状自動車道、国道などへのアクセス性を活かした産業の誘導などを図っていく必要があります。

そこで、本区域の都市づくりの基本理念を次のように設定します。

「暮らしやすさを実感できる産業文化都市の形成」

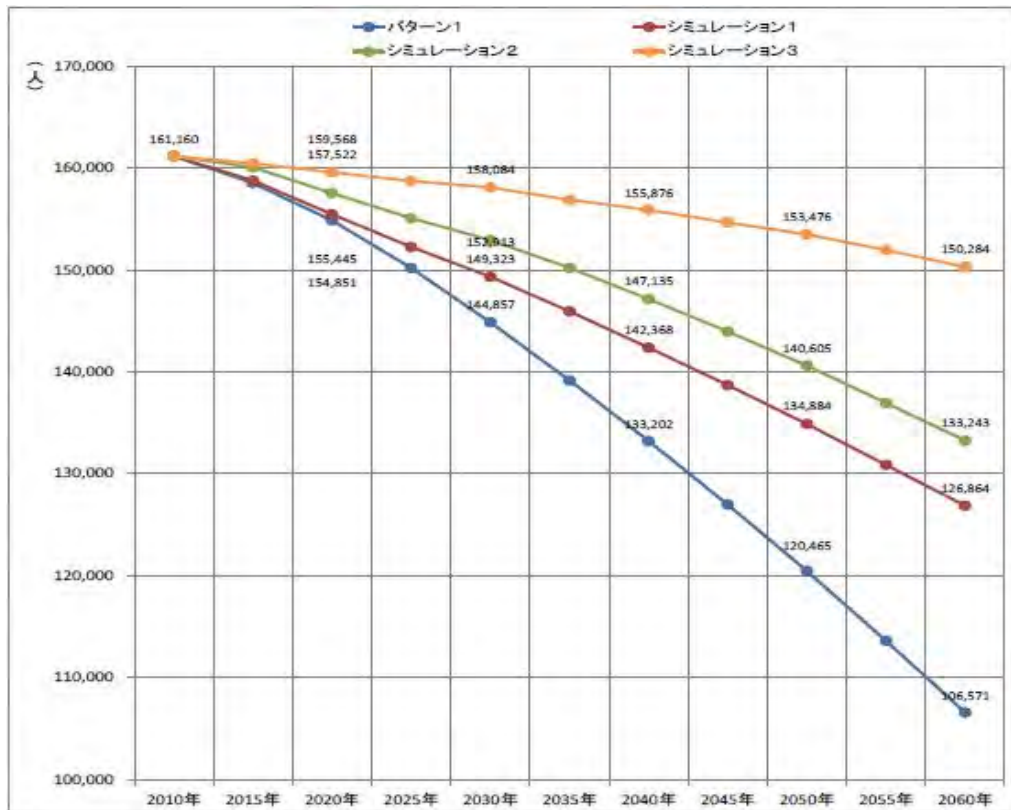
■総括図



(3) 大垣市人口ビジョン 【計画期間：2015（H27）年度～2060（R42）年度】

人口減少に歯止めをかけ、まちの活力を維持し、子ども達へ明るい未来・誇れる郷土大垣を残すため、2060年（令和42年）に人口15万人の維持を、目指すべき人口の将来展望としました。

■総人口の将来推計



	自然増減	社会増減	備考
シミュレーション3	合計特殊出生率が人口置換水準（人口を長期的に保てる水準の2.07）まで上昇	徐々に社会増となる（シミュレーション1の移動率に対し、2015年に+0.01、2020～2035年に+0.015、2040～2045年に+0.018、2050～2060年に+0.02）	市による独自推計

※パターン1は、国立社会保障・人口問題研究所の行った将来人口推計

①人口の自然減対策

- 1) 若い世代が結婚し、安心して子育てできる環境をつくる必要がある。
- 2) 「子ども」と「子育て家庭」を支援する施策を実施する必要がある。
- 3) 充実した子育て施策をPRし、県外からの子育て世代を能動的に獲得していく必要がある。

②人口の社会減対策

- 1) 移住・定住の促進に向け、就職、結婚、住宅購入期など幅広い世代のニーズに対応することが必要。
- 2) 雇用の創出に向け、地域産業の振興、地域人材の育成、技術の継承、企業立地の支援が必要。
- 3) 移住・定住の促進に向け、地域の魅力を生かしたイベントの開催や、居住環境や施策をPRすることが必要。
- 4) 福祉の充実や災害対策による暮らしの安全・安心を確保し、地域の自助・共助を醸成する施策が必要。
- 5) 本市の持つダム機能を生かし、西濃圏域の市町と連携協力し、圏域全体の魅力を向上させる施策を実施する必要がある。

(4) 大垣市地域公共交通計画

【計画期間：2025（R7）年度～2029（R11）年度】

■計画の区域 大垣市全域

将来像 誰もが安心して暮らせる公共交通ネットワーク都市・大垣

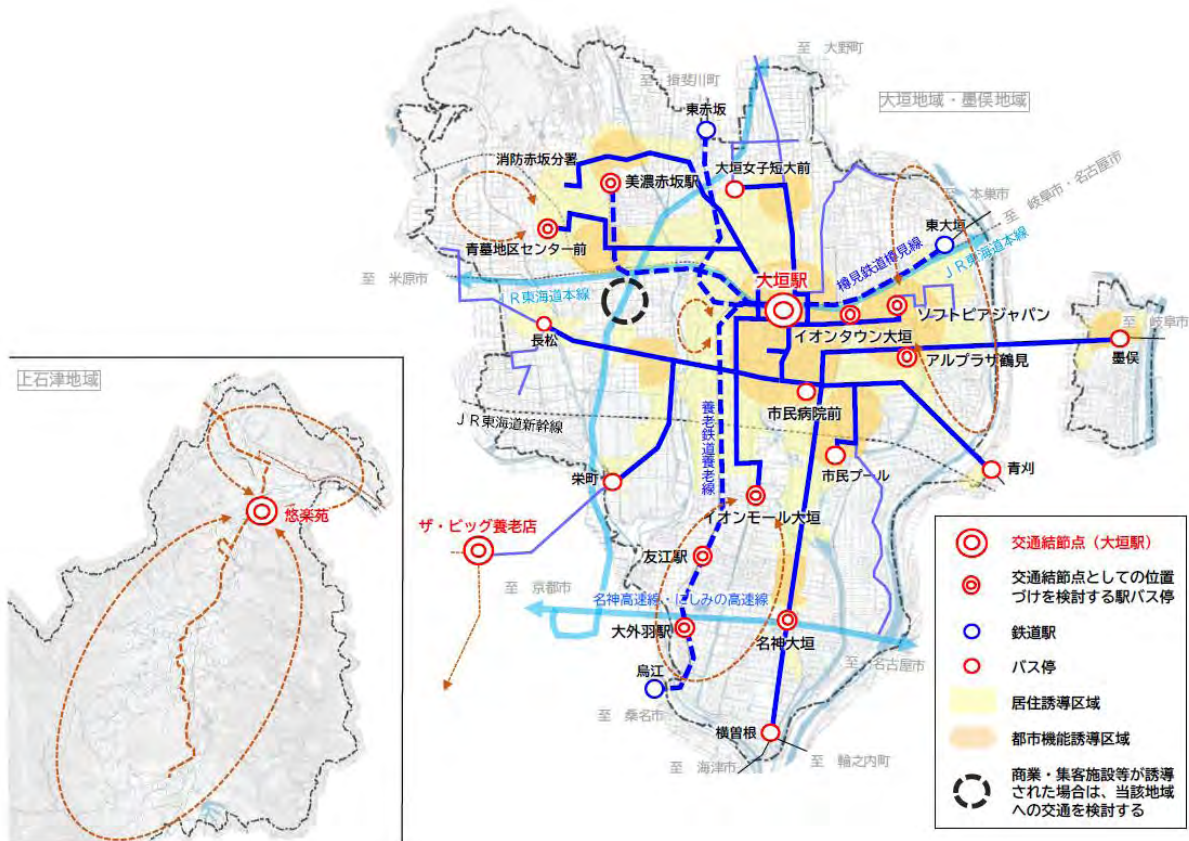
■計画の基本方針

基本方針1 公共交通軸を中心とした地域交通ネットワークの維持・活性化

基本方針2 使える地域交通体系の構築

基本方針3 持続可能な地域交通の推進

■目指す地域交通ネットワーク



(5) 養老線交通圏地域公共交通網形成計画

【計画期間：2017（H29）年度～2026（R8）年度】

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

■計画の区域

養老線を主軸に路線バス、コミュニティバス、タクシー等、養老線の二次交通が運行される沿線3市4町の範囲

■養老線交通圏における公共交通の将来像

地域の「豊かな生活」と「活発な交流」を支える
養老線と沿線バス交通やタクシーが一体となった
公共交通ネットワークの形成

■計画の基本方針

【基本方針の展開図】

1) 養老線駅等を中心とした集約連携型のまちづくりと一体となった公共交通ネットワークを形成します。

2) 養老線を地域の生活軸とする公共交通サービスを充実します。

3) 養老線を観光・交流軸とする公共交通ネットワークを形成します。

4) 多様な移動ニーズに対応した取り組みを関係者の協働により進めます。



（６）大垣市公共施設等総合管理計画

【計画期間：2017（H29）年度～2026（R8）年度】

■計画策定の目的

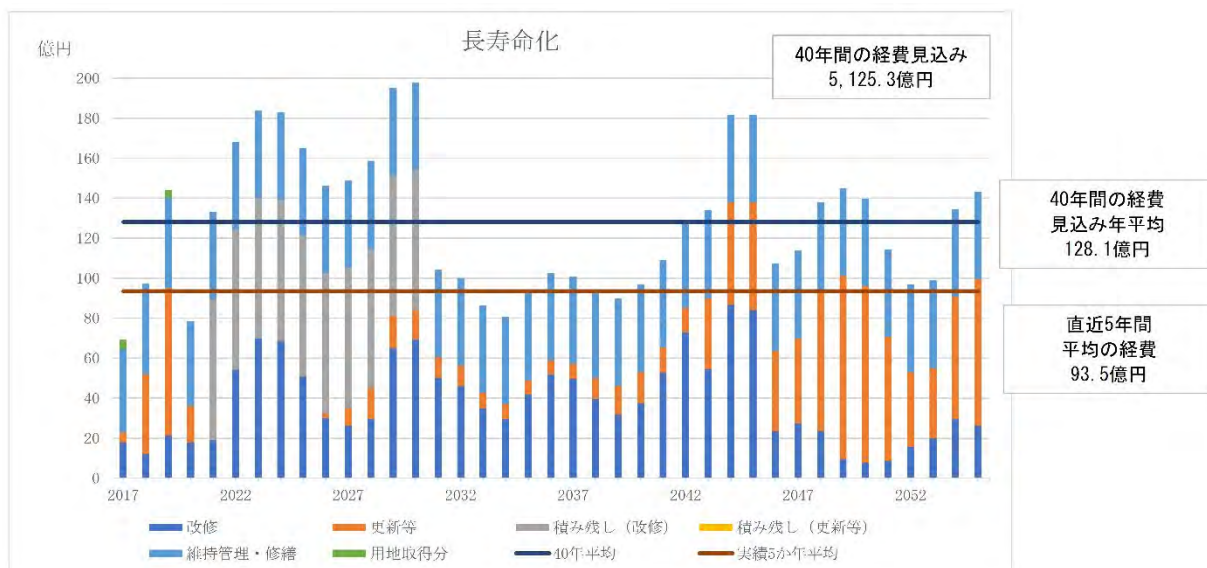
本市が所有する公共施設等の多くは建設してから30年以上が経過し、これらの老朽化が進んでいることから、数十年後には更新等が集中する時期を迎えます。また、人口減少や高齢化の進展等により公共施設等の需要が変化することが考えられ、財政面においては、将来にわたり税収等の財源が減少し、高齢者等に必要な経費が、年々増加することが見込まれています。

このため、公共施設等の更新等に十分な予算を充てることは、大きな課題となることが予測されるため、本市における公共施設等の適切なあり方について、検討していく必要があります。

■将来の更新費用の試算（建物）

本市が所有する建物の中長期的な経費を試算した結果、単純更新した場合の40年間の総額は5,344.9億円となり、1年当たり133.6億円となります。これを過去5年間の建物に係る経費の平均93.5億円と比べると、約1.43倍の費用が必要になります。

一方、長寿命化に係る改修を実施した場合の40年間の総額は5,125.3億円となり、1年当たり128.1億円となります。単純更新した場合と比較して、総額で219.6億円、1年当たり5.5億円の削減となりますが、過去5年間の建物に係る経費と比べると、約1.37倍の費用が必要になります。



■総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

- 将来の需要を見通した上で公共施設等の集約、規模の縮小、廃止等の検討を進めるとともに、老朽化に伴う更新等を重視することから新規整備の抑制に努めます。
- 更新等は、財政負担の平準化を図るため、計画的に実施する必要がありますが、老朽化が進むにつれ機能を損傷する事故が起きる危険性が高まるため、安全で安心して利用できるよう、適切な管理に努めるとともに、予防保全型の修繕や改修を行うことにより、施設の長寿命化を推進します。

(7) 主な関連計画の概要と立地適正化計画との連携内容

分野	関連計画	計画の概要	立地適正化計画との連携内容
建物・インフラ分野	大垣市公共施設等総合管理計画	公共施設等の現状を整理し、長期的視点により更新・統廃合・長寿命化などを検討し、財政負担の軽減や公共施設等の最適配置を図る計画	公共施設の建替え等を実施する際には、当計画との連携・調整を図ります。
住宅政策分野	大垣市営住宅等長寿命化計画	市営住宅の長寿命化型改善や居住性向上型改善を行うことにより、既存ストックの長期活用を実現し、更新コストの削減と事業量の平準化等を図る計画	市営住宅と居住誘導のあり方について、当計画との連携・調整を図ります。
子育て・教育分野	大垣市こども未来計画	こどもまんなか社会の実現に向け、全ての子どもが等しく健やかで幸せに育ち、こどもまんなかの共育でのまちを目指す計画	都市機能誘導施設（子育て支援施設）の設定において、当計画との連携・調整を図ります。
	大垣市第2次教育振興基本計画	時代が変化しても、「夢や目標の実現にむけて、学び挑戦できる人」の育成など、普遍的な教育の姿を大切にしながら、「多様性の受容」など時代の変化に合わせた教育も推進する計画	都市機能誘導施設として、教育関連施設の設定を検討します。
	かがやきライフタウン構想	市民が社会参加や地域貢献などを通して自己実現や生きがいを実感でき、市民一人ひとりがいつまでもかがやき続け、市民の魅力で活力あふれるまちを実現する計画	都市機能誘導施設として、自己実現や生きがいを実感できる施設の設定を検討します。
防災分野	大垣市地域防災計画	大垣市の地域に係る災害の対策に関し、市の処理すべき事務又は業務を中心にした総合的運営をまとめた計画	都市機能誘導施設（災害対策施設）の設定において、当計画との連携・調整を図ります。
	大垣市耐震改修促進計画	市民の安全、安心を確保し、地震被害の軽減を図るために総合的な建築物の耐震化対策をまとめた計画	重点的に耐震化を進める区域と各誘導区域との連携・調整を図ります。

分野	関連計画	計画の概要	立地適正化計画との連携内容
公共交通分野	大垣市地域公共交通計画	地域交通の目指すべき姿、地域の課題に対する目標や具体的な施策・事業等を定める計画	各誘導区域の設定において、公共交通との連携・調整を図ります。
	養老線交通圏地域公共交通網形成計画	地域にとって望ましい公共交通網のすがたを明らかにするマスタープランとしての役割を果たす計画	各誘導区域の設定において、公共交通との連携・調整を図ります。
中心市街地活性化分野	大垣市中心市街地活性化基本計画	中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するための計画	都市機能誘導区域の設定において、当計画の中心市街地との関係性を整理します。
	大垣駅南都心まちなみビジョン	大垣駅南口から郭町交差点までの駅通りを中心とした地区のまちづくり指針となる整備計画	都市機能誘導区域と、再開発事業等の各種事業との整合を図ります。
医療・福祉分野	大垣市第五次地域福祉計画	一人ひとりが支え合い共に創る福祉のまちを理念とし、地域福祉の推進に取り組む計画	都市機能誘導施設(福祉施設)の設定において、当計画との連携・調整を図ります。
	第9期大垣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	誰もが住み慣れた地域で生きがいを持ち安心して暮らせる社会の実現に取り組む計画	都市機能誘導施設(福祉施設)の設定において、当計画との連携・調整を図ります。
	第2期大垣市障がい者総合支援プラン	障がい者の生活全般に関する基本的な福祉施策と、障害福祉サービス等の提供の確保に関する計画	都市機能誘導施設(福祉施設)の設定において、当計画との連携・調整を図ります。
環境・景観分野	大垣市エコ水都環境プラン(大垣市第3次環境基本計画)	環境の保全に関する長期的な目標及び施策の基本方向を定めた計画	各誘導区域における環境保全について、当計画との連携・調整を図ります。
	大垣市景観計画	景観形成を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針、誘導策、基準、実現化方策など、総合的に定める計画	景観計画と連携した魅力あるまちづくりにより、居住の誘導を図ります。
	大垣市みどりの基本計画	「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として定めるものであり、大垣市の「みどり」全般に関する幅広い総合的な計画	公園、緑地等の整備による健康で快適なまちづくりを推進するため、当計画との連携・調整を図ります。
農林分野	大垣市第2次農業ビジョン	「にぎわいと活力みなぎるまちづくり(産業振興)」の実現を目指して、多様な担い手による持続的な発展により、安全で良質な食を安定的に供給できる農業を具現化するための計画	居住誘導区域外における農業振興施策等との連携・調整を図ります。
	大垣農業振興地域整備計画	優良な農地を保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施するため市町村が定める総合的な計画	居住誘導区域外における農業振興施策等との連携・調整を図ります。

1-8 計画の前提

(1) 計画区域

本計画の対象となる計画区域は、都市計画区域である大垣地域、墨俣地域とします。



(2) 目標年次

本計画の目標年次は、大垣市都市計画マスタープランが展望する令和22年とします。

なお、本計画の策定後、概ね5年ごとに計画の評価・分析を行い、必要に応じて計画を見直します。

(3) 計画人口

目標年次における計画区域の人口は、本市の目指すべき人口の将来展望を示した「大垣市人口ビジョン（平成27年10月）」を基本とします。

令和22年の想定人口（計画区域内）	150,972人
-------------------	----------

※想定人口（計画区域内）は、大垣市人口ビジョンにおける2040年の将来推計人口（155,876人）を基に、令和2年における市内人口総数に対する計画区域内人口の割合が変わらないものと仮定して算出しています。

※将来人口推計は、国立社会保障・人口問題研究所推計及びコーホート変化率法による推計を用います。

※コーホート変化率法は、ある同時出生集団の一定期間における人口の変化率に着目し、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法です。

(4) 将来都市構造

本計画の将来都市構造は、大垣市都市計画マスタープランに示される将来都市構造をもとに、持続可能な都市を目指すために、医療・福祉施設、商業施設や住居等の集約化を図るものとします。

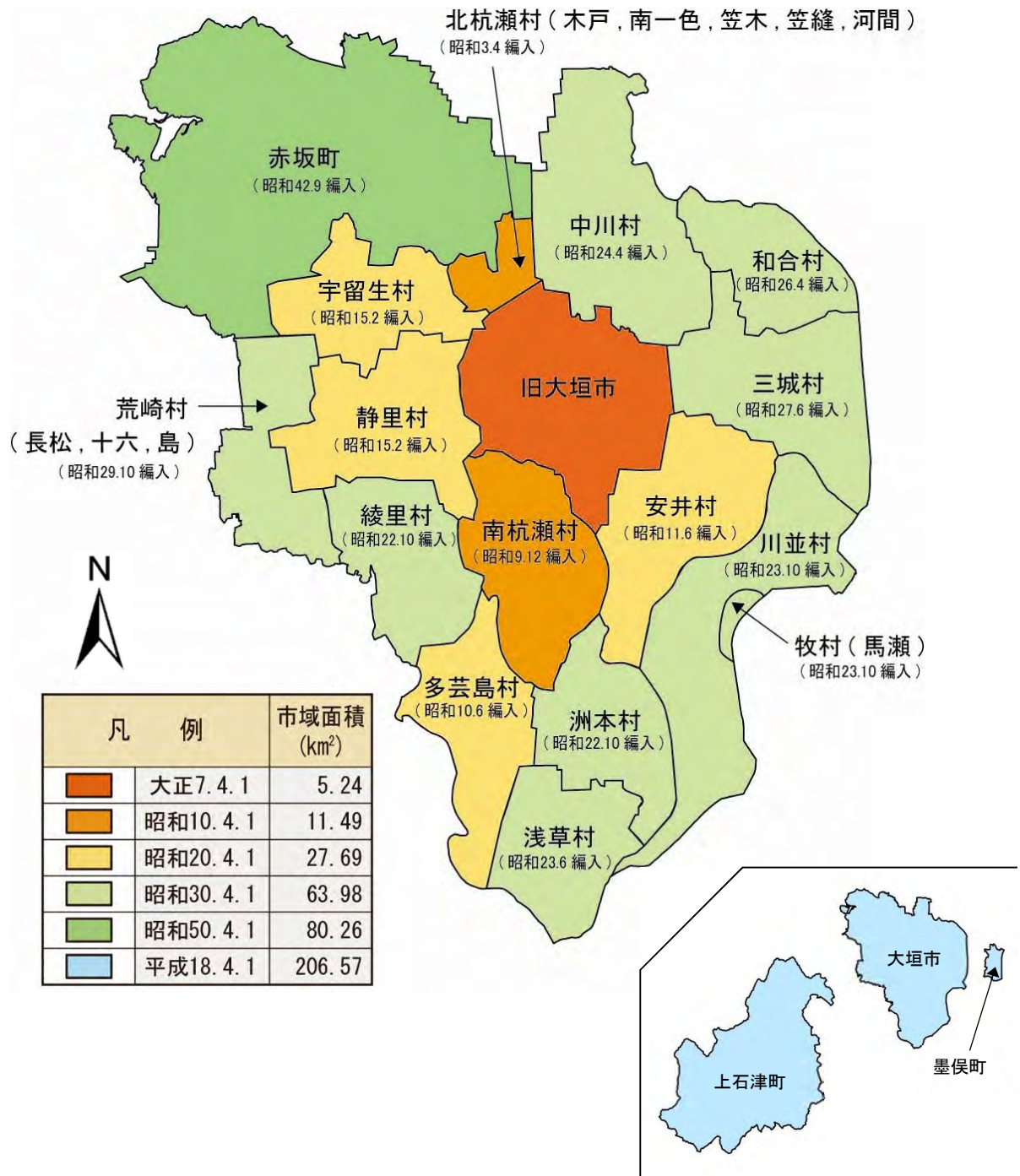
第2章 都市の沿革

2-1 都市の沿革

(1) 市域の変遷

大垣地域は大正7年の市制施行後、周辺16町村を編入し、さらに平成18年に上石津町及び墨俣町を編入して、現在の市域を形成しました。

【市域の変遷（旧市町村界）】

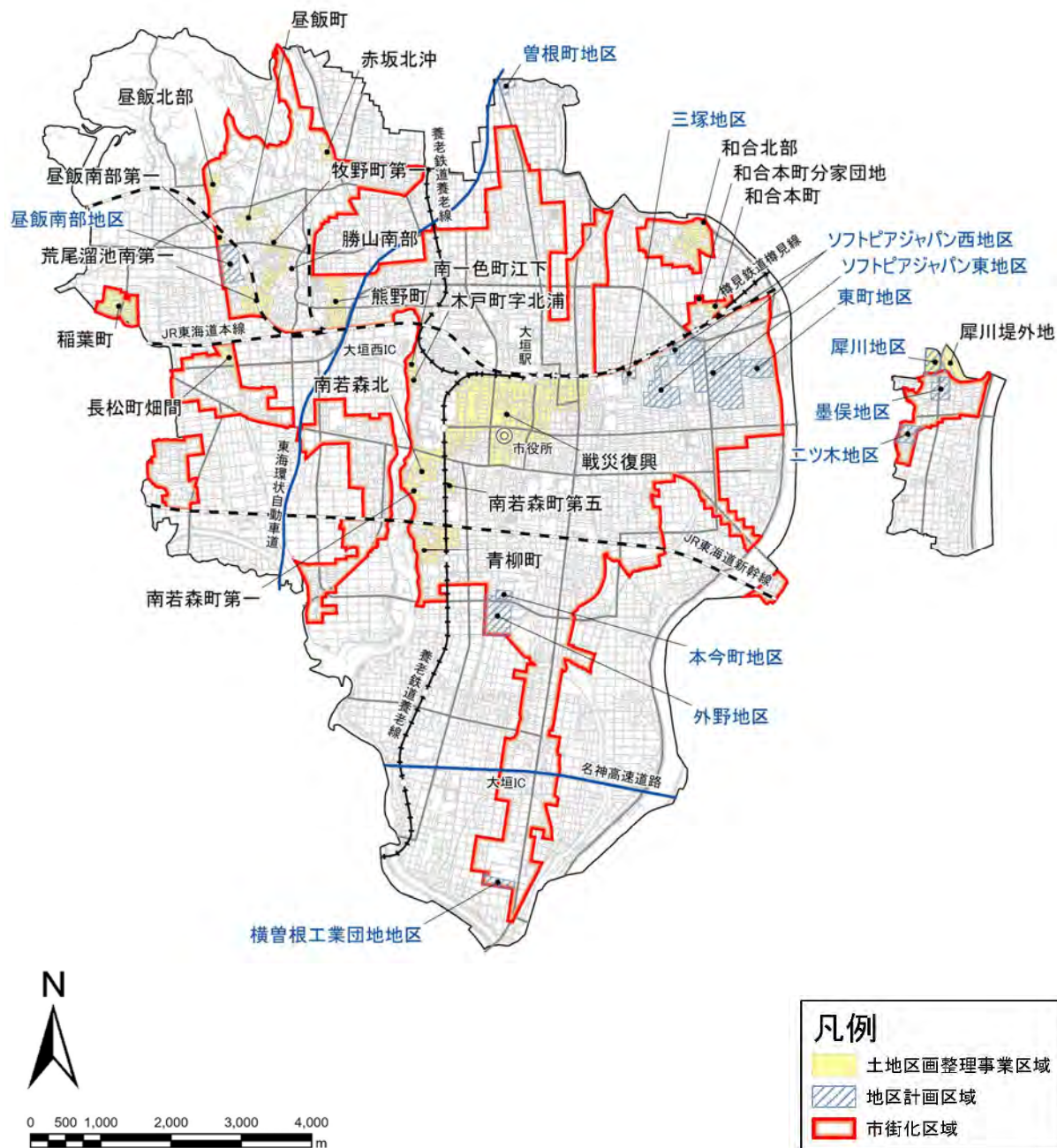


(2) 市街地形成の経緯

本市中心部（中心市街地及びその周辺部）は、戦災復興の土地区画整理事業により整理された市街地となっており、市街化区域の外縁部においても、土地区画整理事業の施行や地区計画の区域の指定により、良好な市街地の形成が図られています。

また、合併した墨俣地区は、市街化区域において市街地が形成されており、犀川地区では土地区画整理事業が施行され、新たな市街地が形成されています。

【土地区画整理事業及び地区計画の区域】

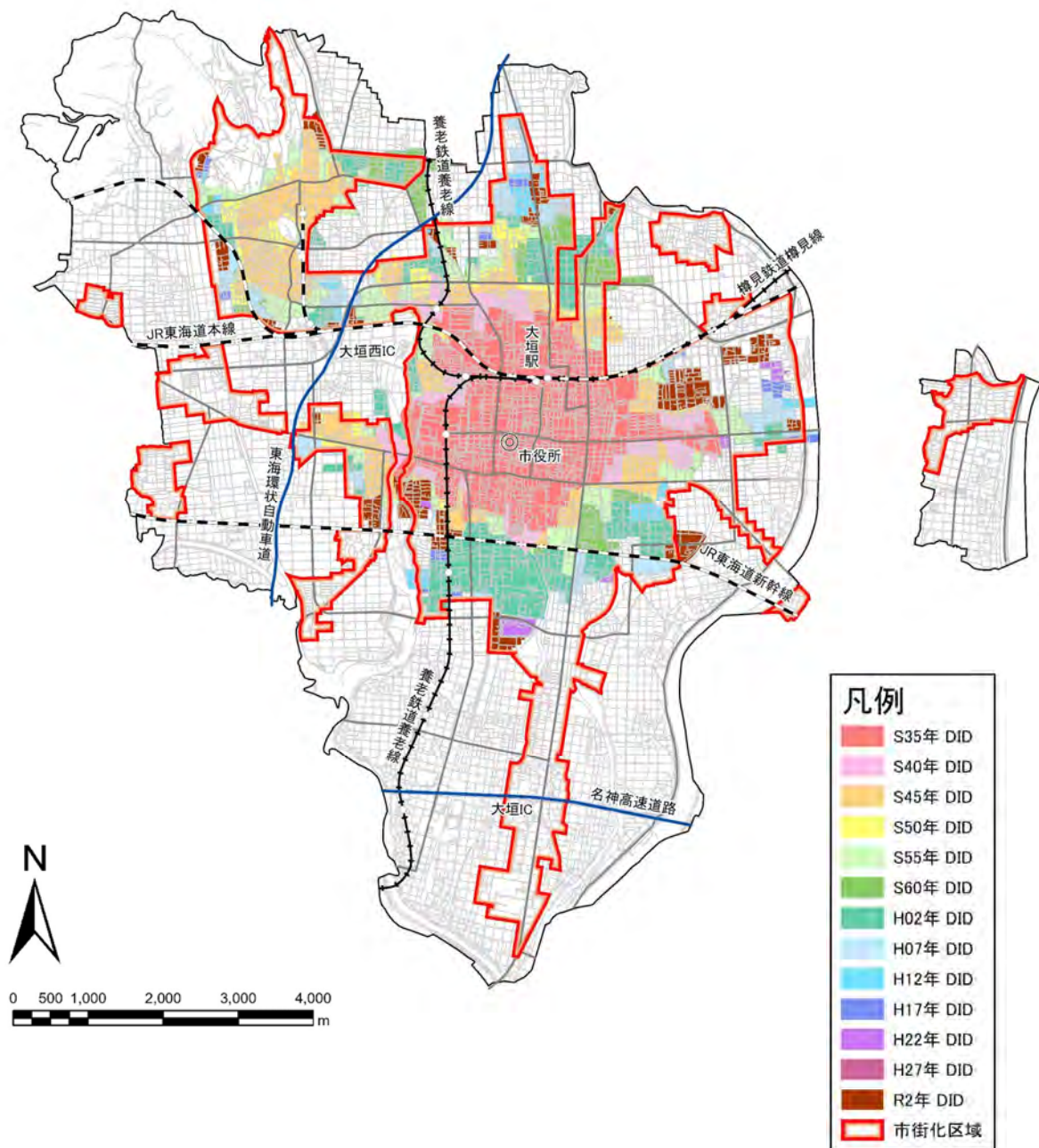


(3) DID (人口集中地区) ※の経緯

国勢調査による DID (人口集中地区) は、昭和 35 年では本市中心部のみでしたが、その後周辺部に拡大し、現在の市街地が形成されています。

一方、赤坂地区は、昭和 42 年に編入され、昭和 45 年に単独の DID が形成されており、自立した生活圏を形成しています。

【DID の変遷〔昭和 35 年～令和 2 年〕】



資料：国勢調査

※人口密度が 4,000 人/km²以上の基本単位区が互いに隣接して人口が 5,000 人以上となる地区

(4) 都市の沿革の視点からみた目指すべき方向性

前項までの内容を踏まえ、都市の沿革の視点からみた目指すべき方向性は、次のとおりです。

現状の整理
・ DID は、本市中心部から周辺部に拡大しています。 ・ 赤坂地区は単独の DID を有し、自立した生活圏を形成しています。 ・ 墨俣地区は飛び地で、自立した生活圏を形成しています。



目指すべき方向性
➤ 本市中心部、赤坂地区、墨俣地区ともに旧宿場町として発展した歴史もあり、そうした価値も含め都市や地域の生活拠点として維持・再生します。

第3章 現状及び将来見通しにおける都市構造上の課題分析

3-1 人口動向

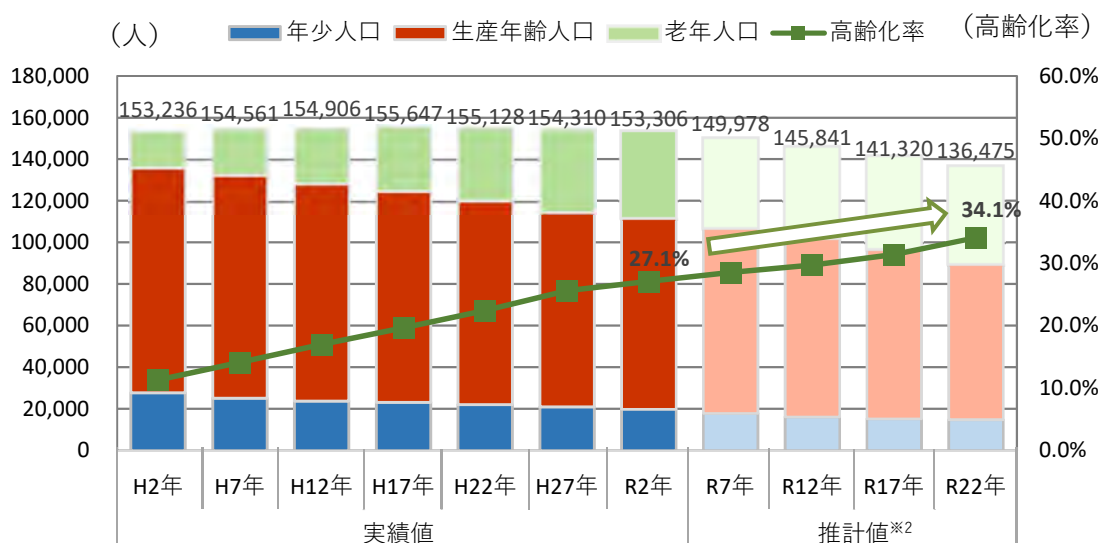
(1) 人口総数及び年齢3区分別人口の推移・推計

国勢調査による計画区域の人口は、平成17年まで増加傾向にありましたが、平成22年に減少に転じました。

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口では、今後も人口減少が続くことが予測されており、令和22年には136,475人と、令和2年に比べて89.0%まで減少すると見込まれます。

年齢3区分別^{※1}でみると、老年人口が増加しており、令和2年の高齢化率（老年人口の割合）は27.1%となっています。高齢化率は今後も上昇を続け、令和22年には34.1%と、およそ3人に1人が65歳以上になると予測されています。

【計画区域における人口の推移・推計】



資料：【令和2年以前】国勢調査、【令和7年以降】国立社会保障・人口問題研究所推計値

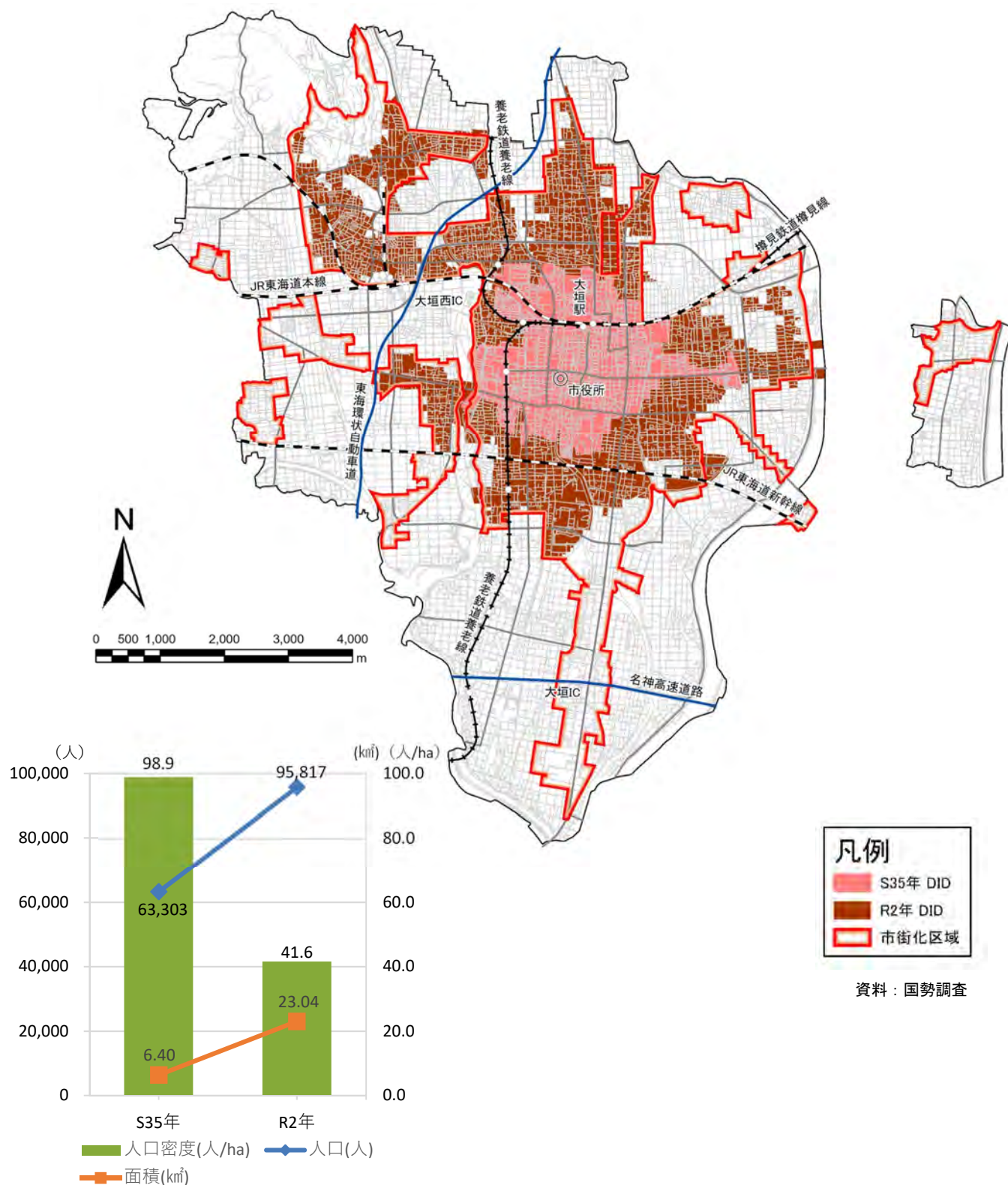
※1：年少人口（15歳未満人口）、生産年齢人口（15～64歳人口）、老年人口（65歳以上人口）

※2：推計値は、全市の数値をもとに、令和2年における市内人口総数に対する計画区域人口の割合が一定と仮定して算出

(2) 人口密度の比較

昭和35年と令和2年のDIDを比較すると、面積は6.40km²から23.04 km²と3倍以上に拡大する一方、人口密度は98.9人/haから41.6人/haへと半分以下に低下しています。

【昭和35年と令和2年のDIDの比較】



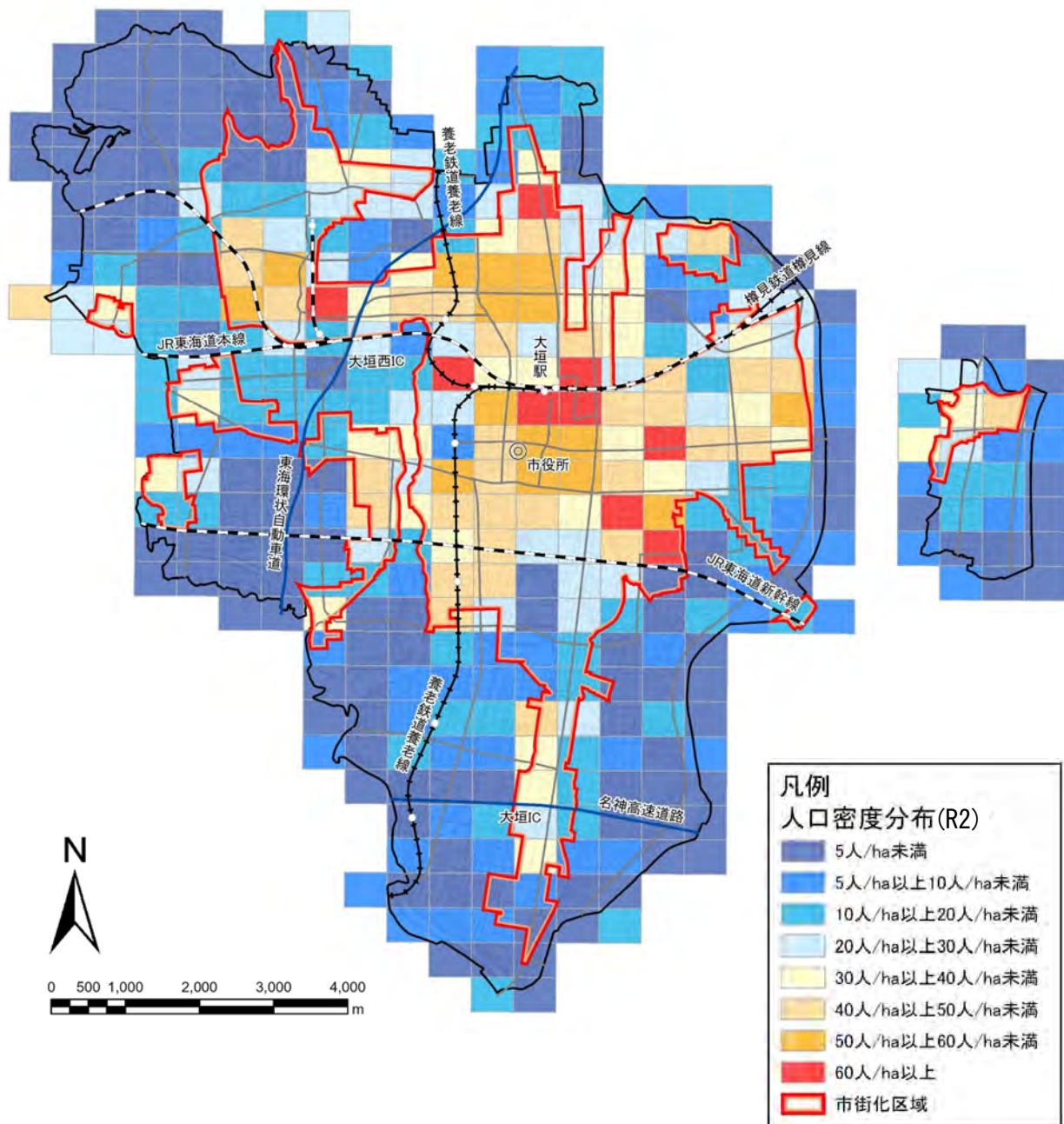
(3) 地区別人口

① 人口の分布

〔人口総数〕

令和2年の人口密度を地区別（500mメッシュ）にみると、中心部などに60人/ha以上の地区が分布していますが、市街化区域の外縁部にいくほど人口密度の低い地区が多くなる傾向がみられます。

【人口密度分布〔令和2年〕】

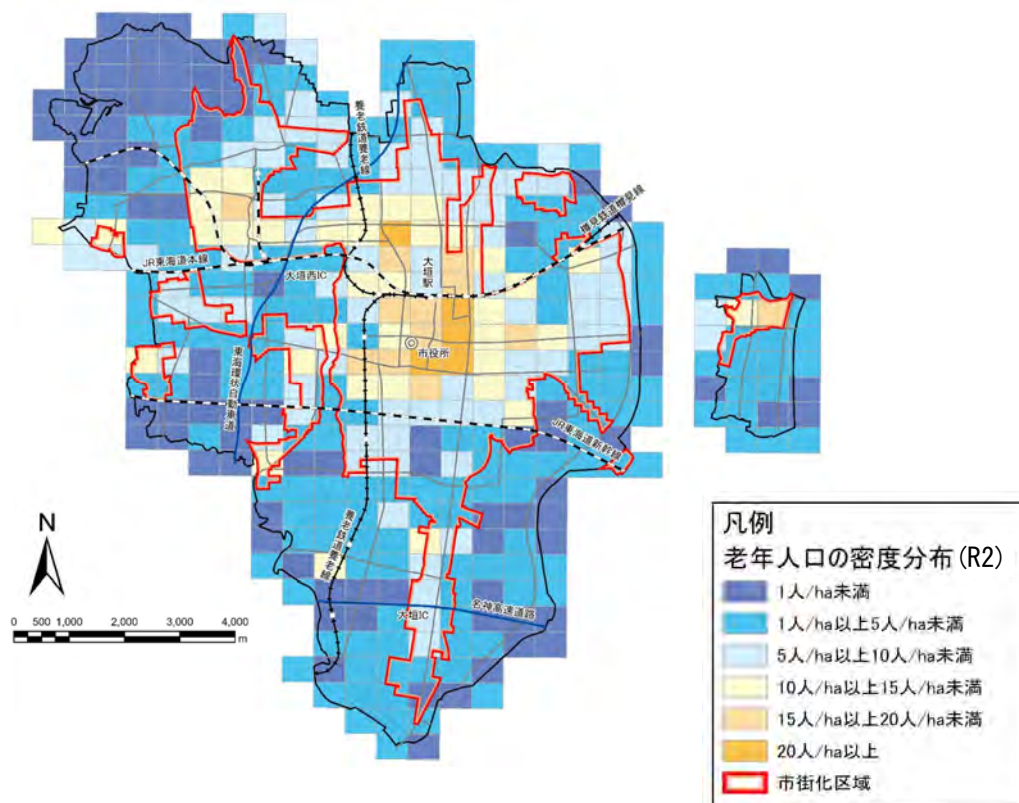


資料：国勢調査

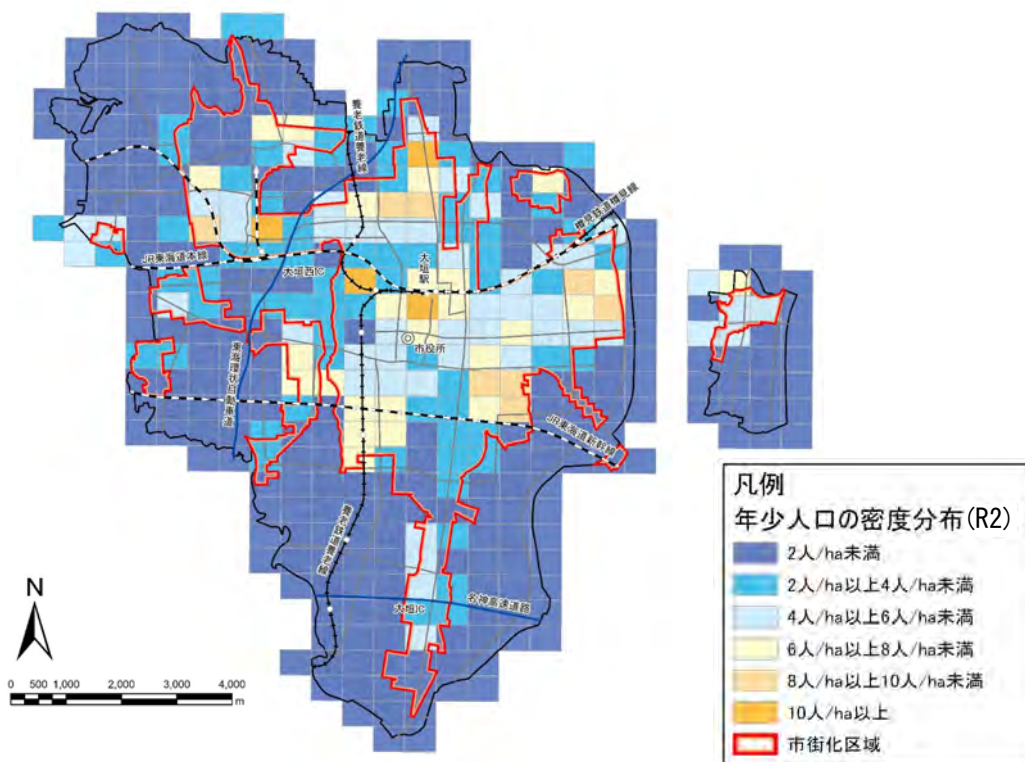
〔老年人口・年少人口〕

令和2年の老年人口の密度を地区別にみると、中心部などで高くなっています。
一方、年少人口の密度は中心部ではさほど高くなく、比較的新しい住宅開発地などに高い地区がみられます。

【老年人口の密度分布〔令和2年〕】



【年少人口の密度分布〔令和2年〕】



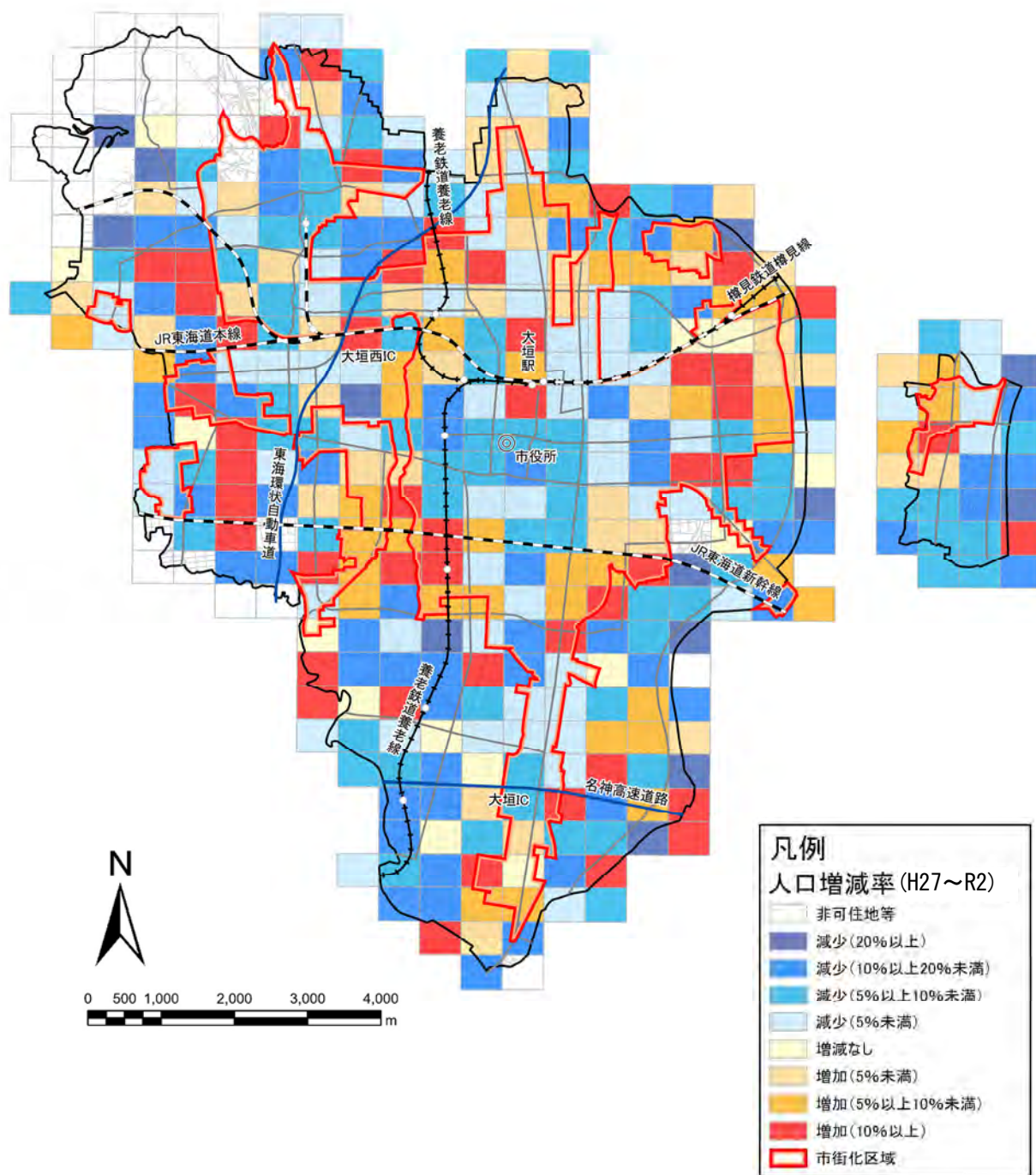
資料：国勢調査

② 人口の推移

〔人口総数〕

平成27年から令和2年にかけての地区別の人口増減率をみると、市街化区域の外縁部で人口の増加した地区が散見される一方、人口の減少した地区は、中心部のほか、計画区域の広範囲に分布しています。

【人口増減率〔平成27年～令和2年〕】

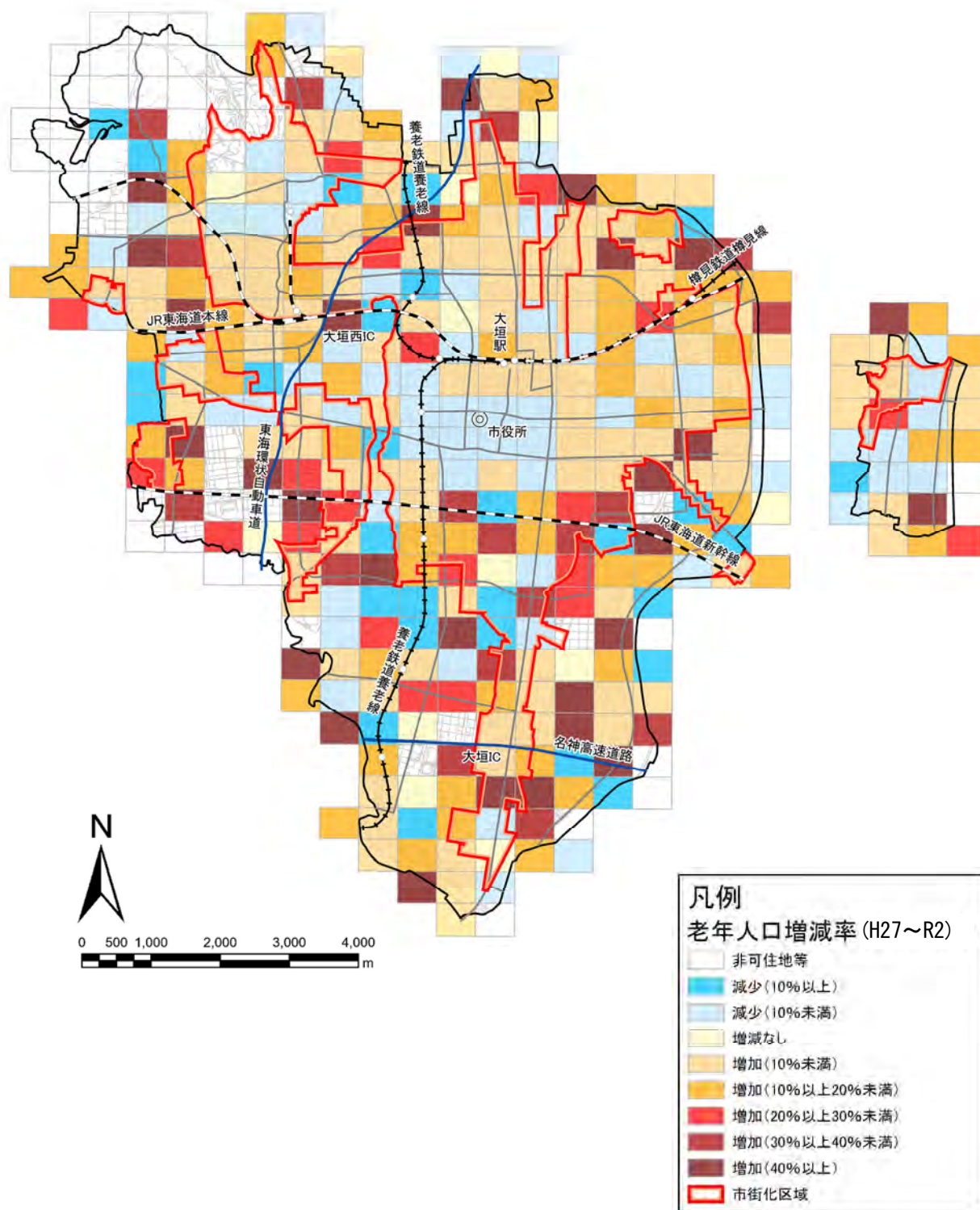


資料：国勢調査

〔老年人口〕

平成 27 年から令和 2 年にかけての地区別の老年人口増減率をみると、主に市街化区域の外縁部に増加率 40%以上の地区が分布しています。

【老年人口増減率〔平成 27 年～令和 2 年〕】



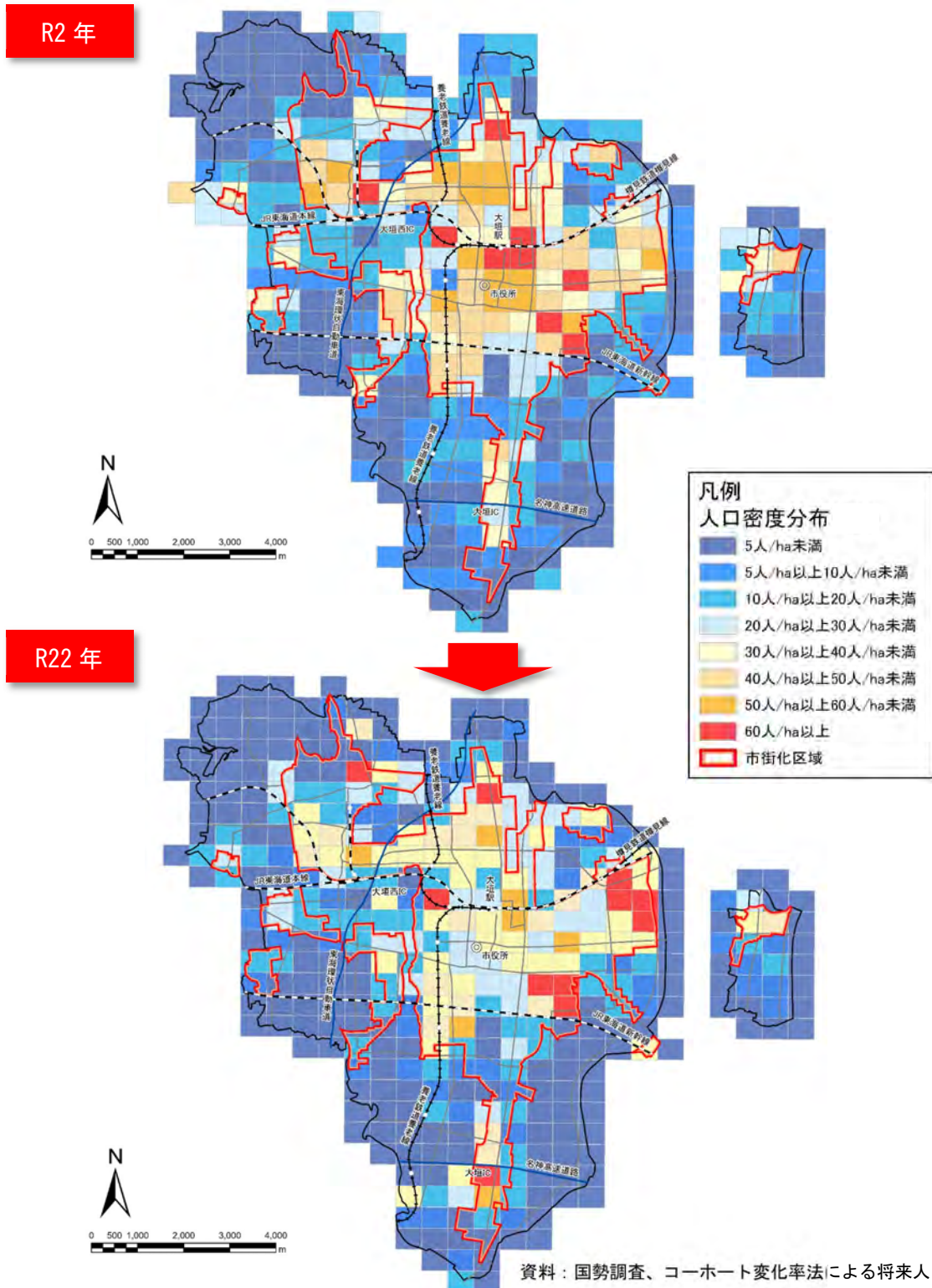
資料：国勢調査

③ 人口の推計

〔人口密度〕

令和2年の人口密度は主に中心部が高くなっていますが、令和22年には中心部の人口密度が減少し、周辺部の密度と同程度になると予測されます。

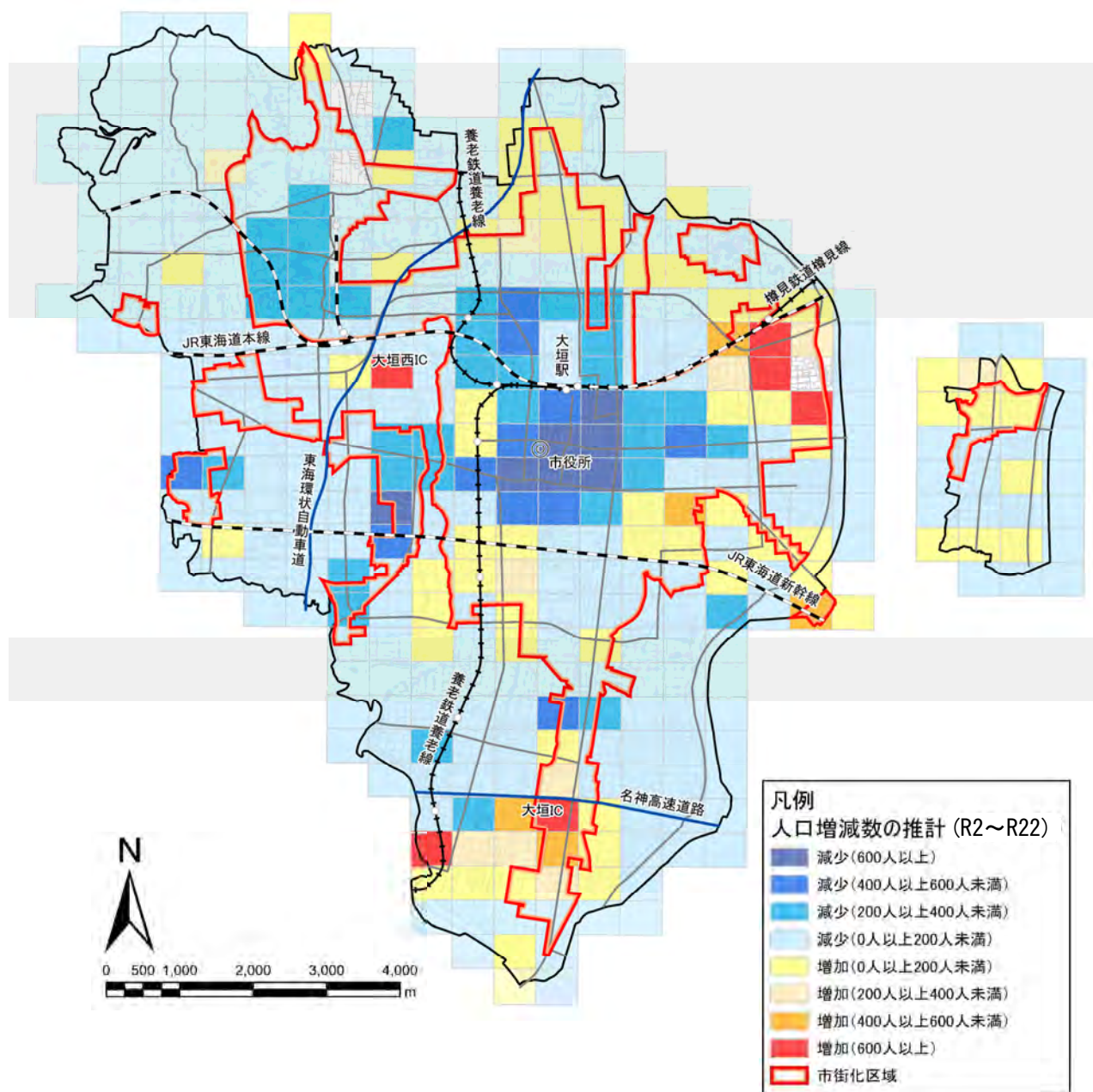
【人口密度の比較】



〔人口増減数〕

令和 22 年には、中心部の人口が大幅に減少すると予測されます。

【人口増減数の推計〔令和 2 年～令和 22 年〕】



資料：国勢調査、コーホート変化率法による将来人口推計

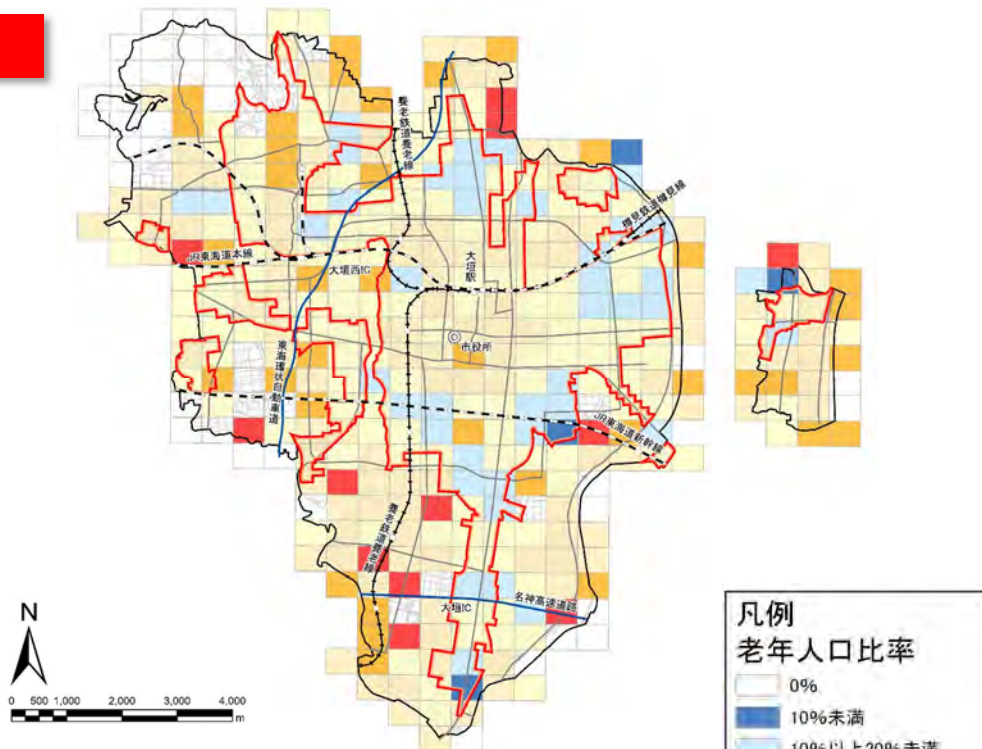
〔老年人口〕

老年人口比率は、令和 2 年から令和 22 年にかけて計画区域全域にわたり上昇し、中心部の多くの地区は 40～50% が 65 歳以上になると予測されます。

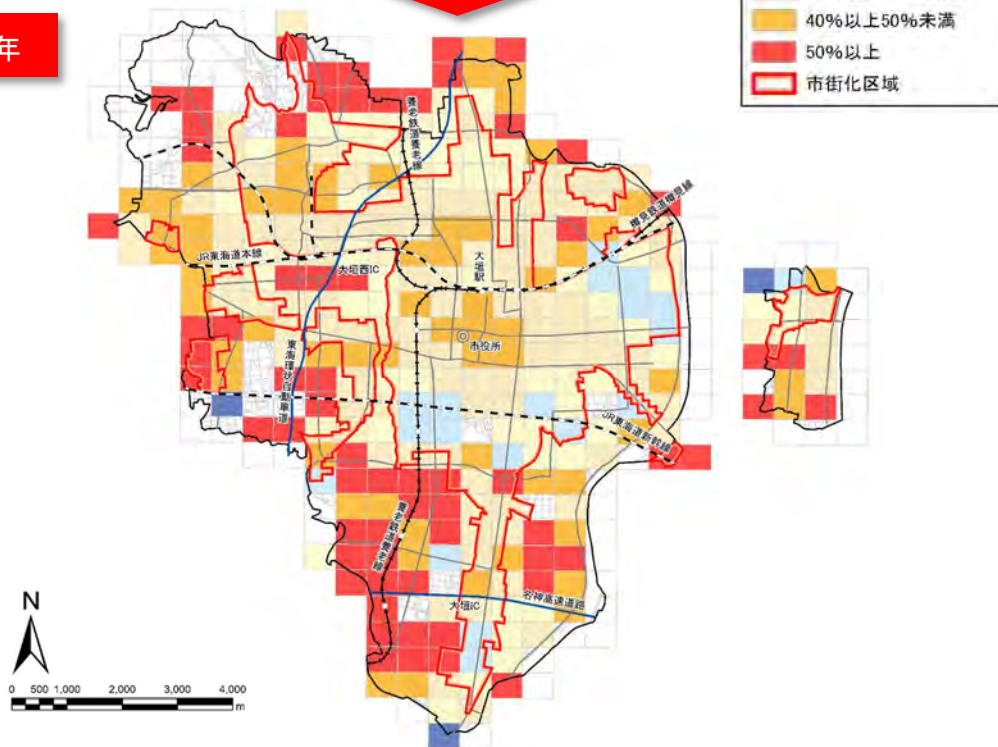
また、市街化区域の外縁部などでは、令和 22 年に老年人口比率が 50% 以上となる地区も散見されます。

【老年人口比率の比較】

R2 年



R22 年



資料：国勢調査、コーホート変化率法による将来人口推計

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

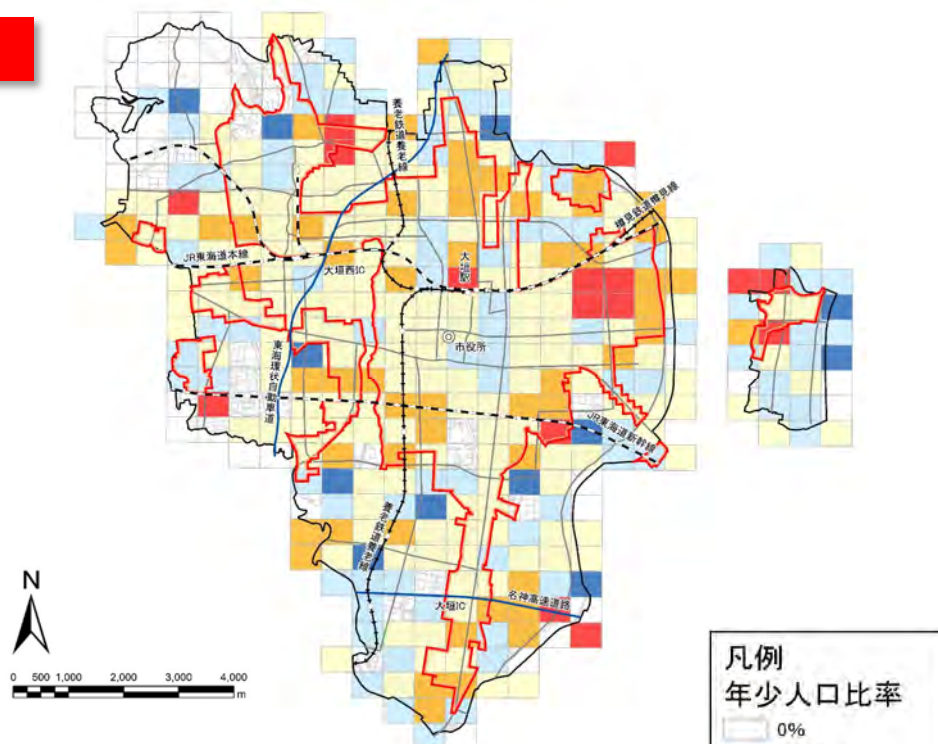
第10章

〔年少人口〕

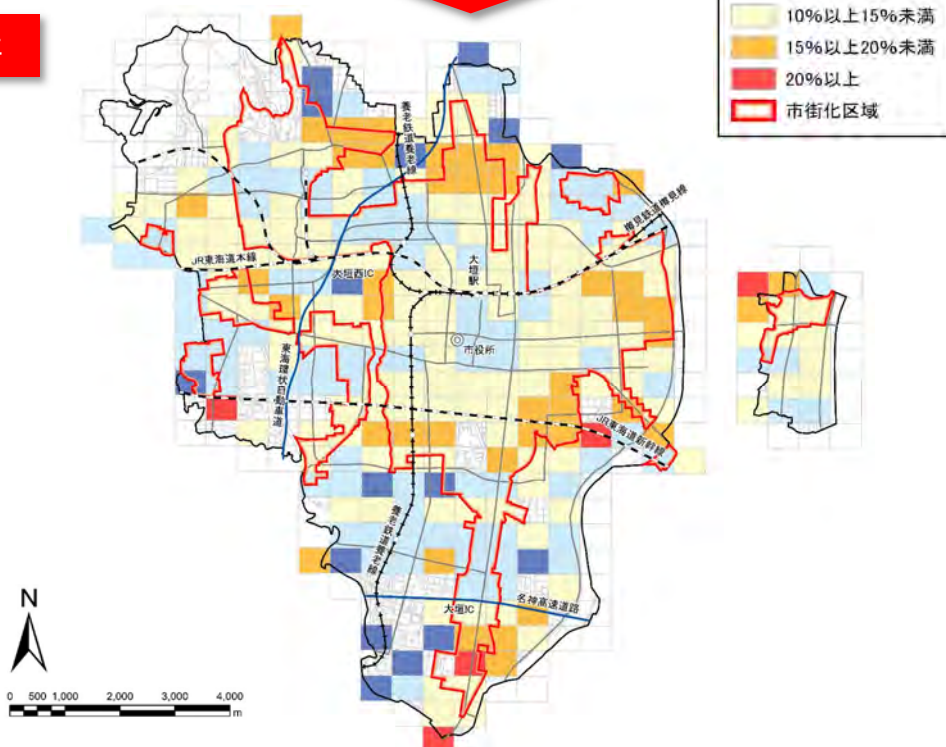
年少人口比率は、令和 2 年から令和 22 年にかけて計画区域全域にわたり低下し、中心部などでは、年少人口比率が 10%未満の地区が拡大することが予測されます。

【年少人口比率の比較】

R2 年

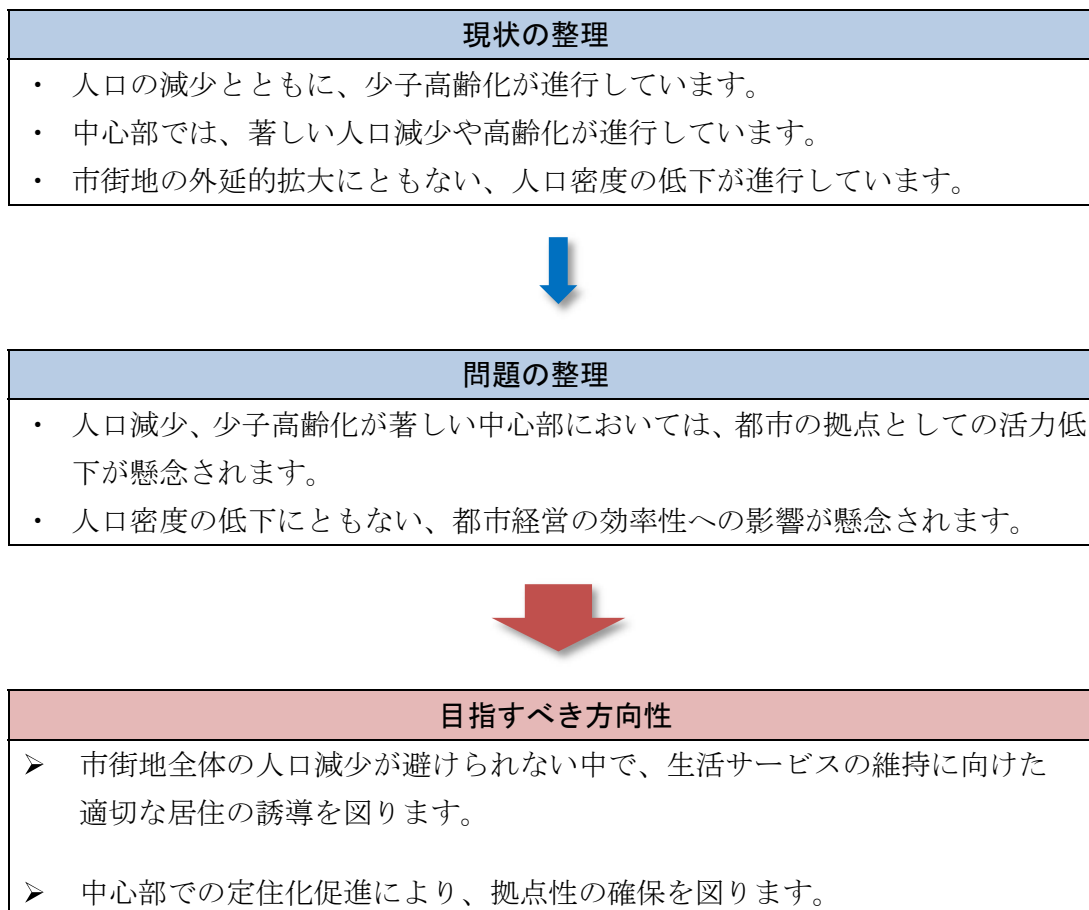


R22 年



(4) 人口動向の視点からみた都市の目指すべき方向性

前項までの内容を踏まえ、人口動向の視点からみた都市の目指すべき方向性は、次のとおりです。

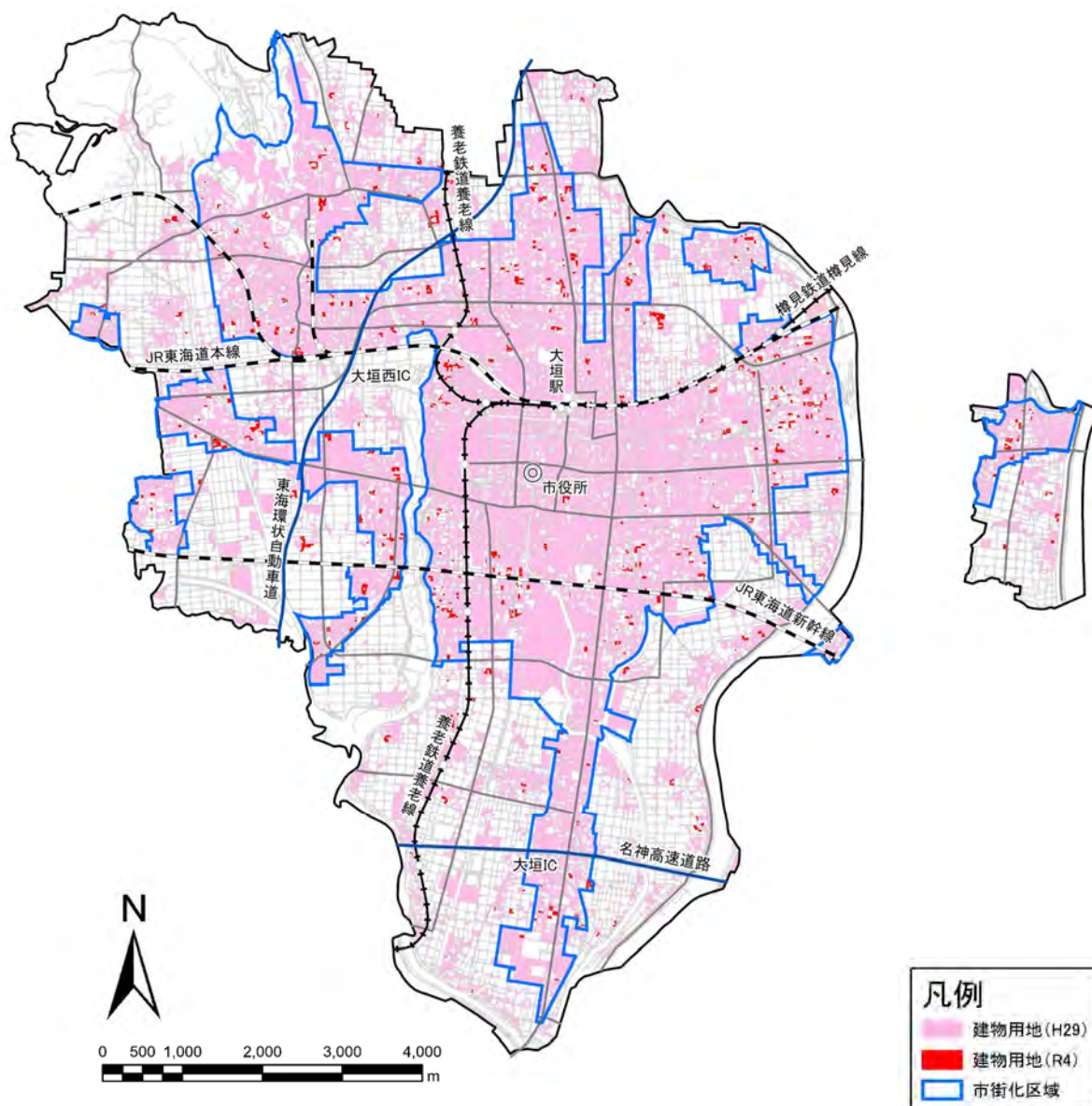


3-2 土地利用

(1) 土地利用の推移

平成 29 年から令和 4 年にかけての土地利用の変化をみると、市街化区域の外縁部において、農地から建物用地への転換が進んだ地域が散見され、市街地の拡散が進行している状況がうかがえます。

【土地利用の変化〔平成 29 年～令和 4 年〕】

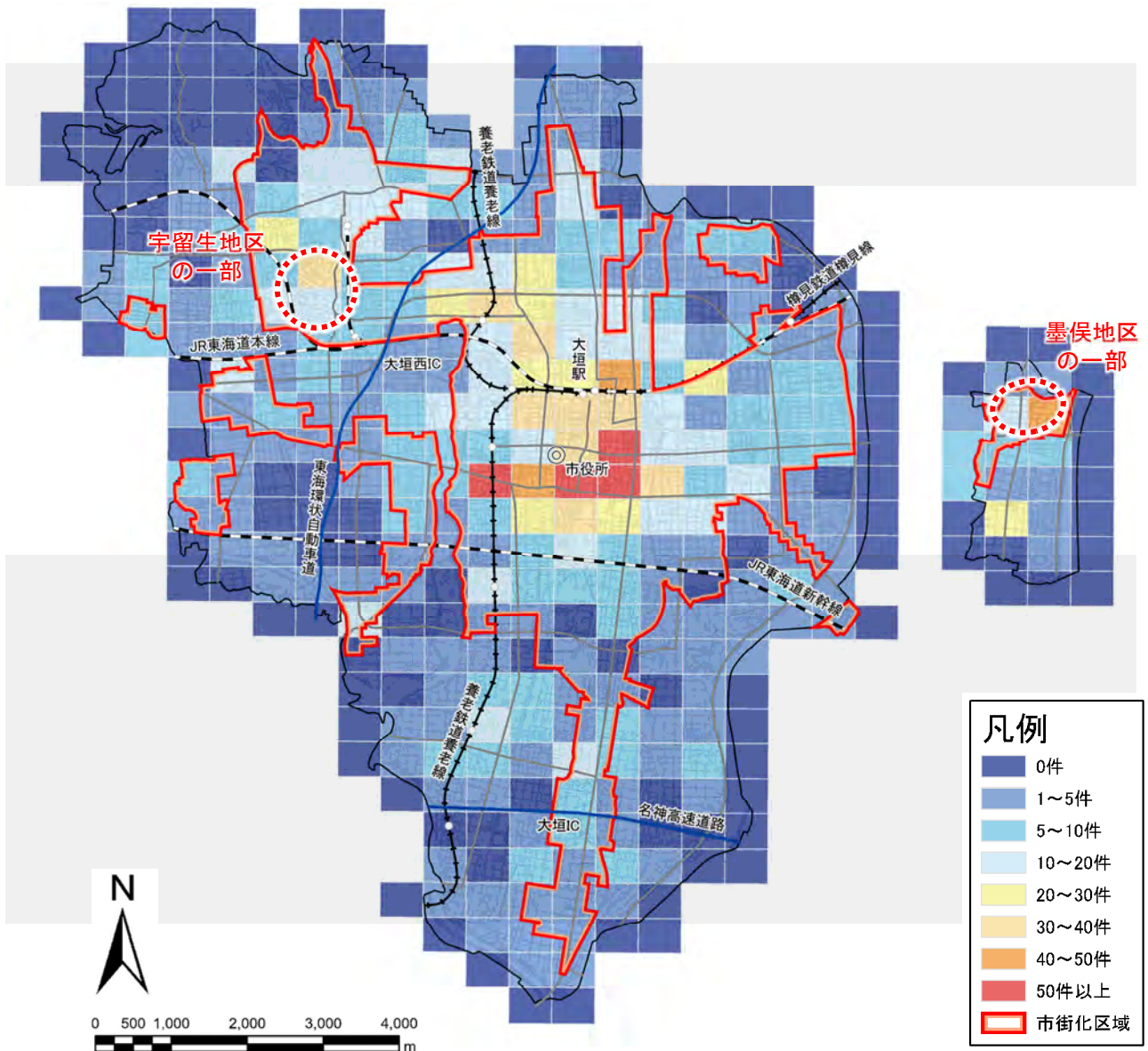


資料：R4 年度都市計画基礎調査
※H29 時点で農地から建物用地に転換された土地に限る。

(2) 空き家の分布

空き家の分布状況を見ると、中心部に多数分布しているほか、宇留生地区の一部や墨俣地区の一部などの旧来の市街地でも多くなっています。

【空き家の分布】

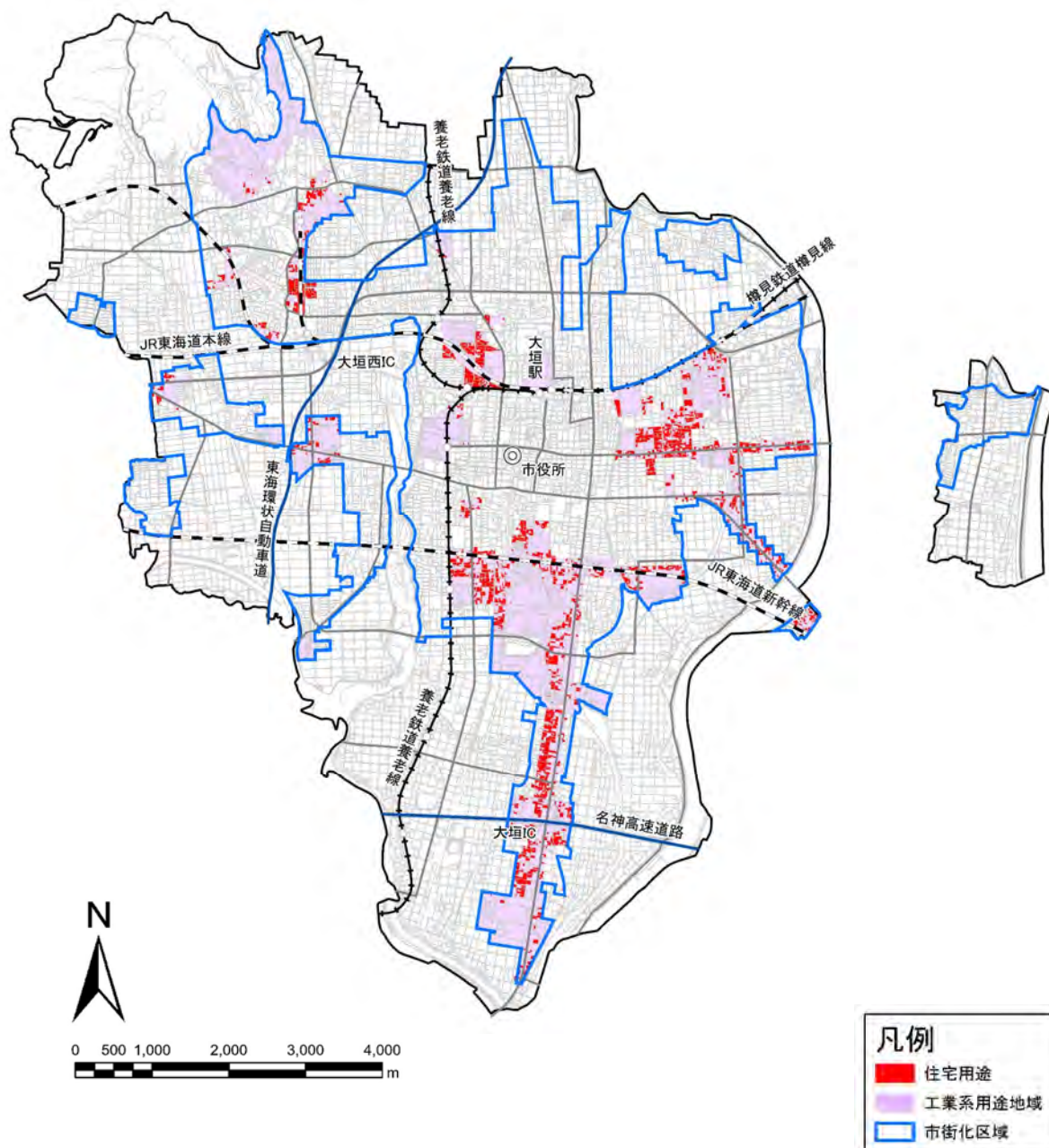


資料：R4 年度空家等実態調査

(3) 工業系用途地域の土地利用

工業系用途地域は、工業振興のための土地利用を促進するために定める用途地域ですが、工場跡地に住宅地開発が行われる例もあり、工業系用途地域内に住宅用地が多くを占める地区が散見されます。

【工業系用途地域における住宅用地の分布】

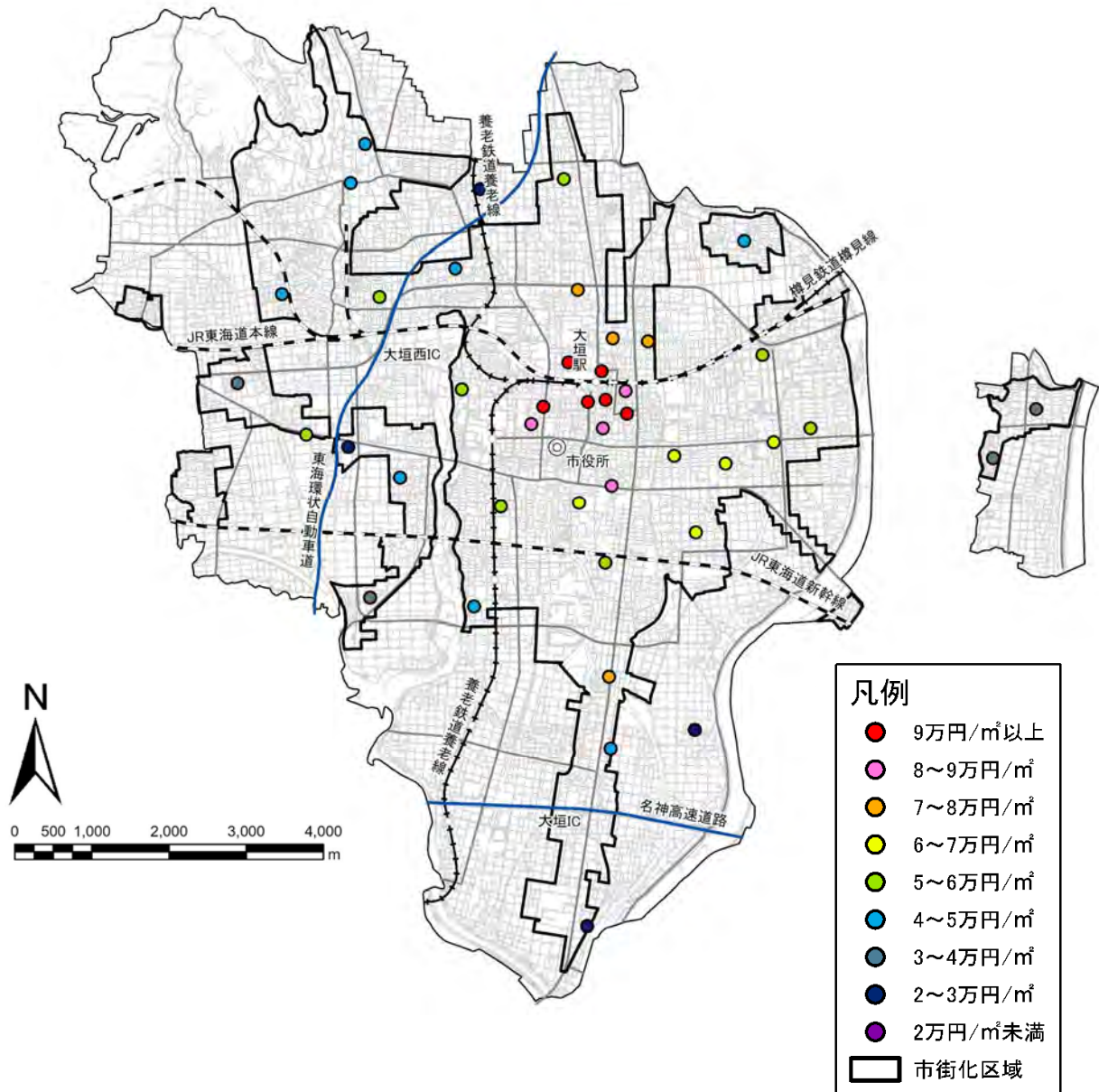


資料：R4 年度都市計画基礎調査

(4) 地価

地価公示の状況をみると、大垣駅周辺が1㎡あたり9万円を超え最も高く、市街化区域の外縁部にいくほど低くなる傾向にあります。

【地価公示の状況】



資料：地価公示（R5.1.1時点）

(5) 土地利用の視点からみた都市の目指すべき方向性

前項までの内容を踏まえ、土地利用の視点からみた都市の目指すべき方向性は、次のとおりです。

現状の整理
・ 市街化区域の外縁部において、農地から建物用地への転換が進行しています。 ・ 空き家は中心部や旧来の市街地に多く分布しています。 ・ 工業系用途地域において、住宅用地が多くを占める地区が散見されます。 ・ 中心部の地価が高く、市街化区域の外縁部にいくほど低くなっています。



問題の整理
・ 市街地の拡散が進行することにより、都市経営の効率性への影響が懸念されます。 ・ 空き家の増加は地域の環境や治安の悪化につながり、地価の低下にも影響を及ぼすおそれがあります。 ・ 工業系用途地域においては、土地利用の動向を見据えながら、居住誘導の適否を判断する必要があります。



目指すべき方向性
➤ 中心部の市街地更新と合わせた都市機能及び居住機能の拡充を図ります。 ➤ 適正な人口密度の維持に向けた居住空間の再構築を図ります。

3-3 基幹的公共交通及び生活サービス施設

(1) 公共交通

① 公共交通ネットワーク（鉄道・バス路線）

公共交通は、鉄道が JR 東海道本線、養老鉄道養老線、樽見鉄道樽見線の 3 路線あり、それらの結節点となる大垣駅を中心に、路線バスが放射状に運行されています。

【公共交通ネットワーク】



資料：H27 年度都市構造調査を一部加工

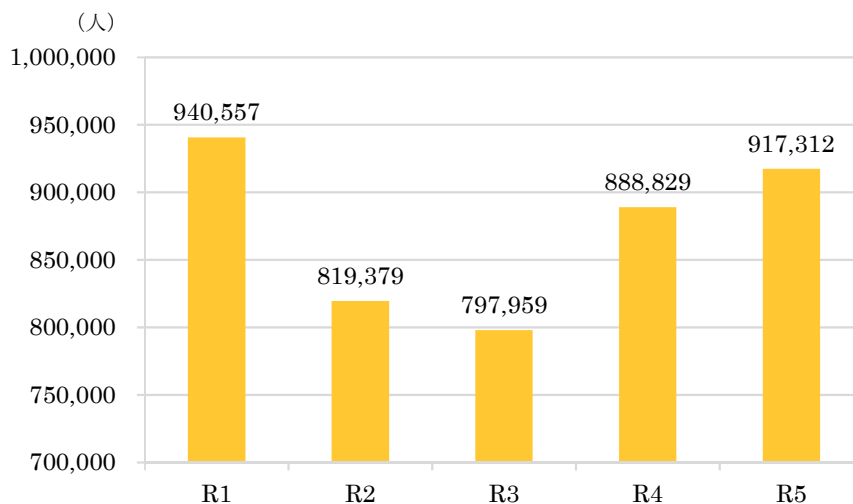
※R5 年 4 月時点の情報に基づく

② 公共交通の利用状況

路線バスの利用者数の推移をみると、令和元年度から令和3年度にかけて一時減少しましたが、令和4年度以降は回復傾向にあります。

鉄道の利用者数は、令和2年度に一時減少しましたが、令和3年度以降は、各社回復傾向にあります。

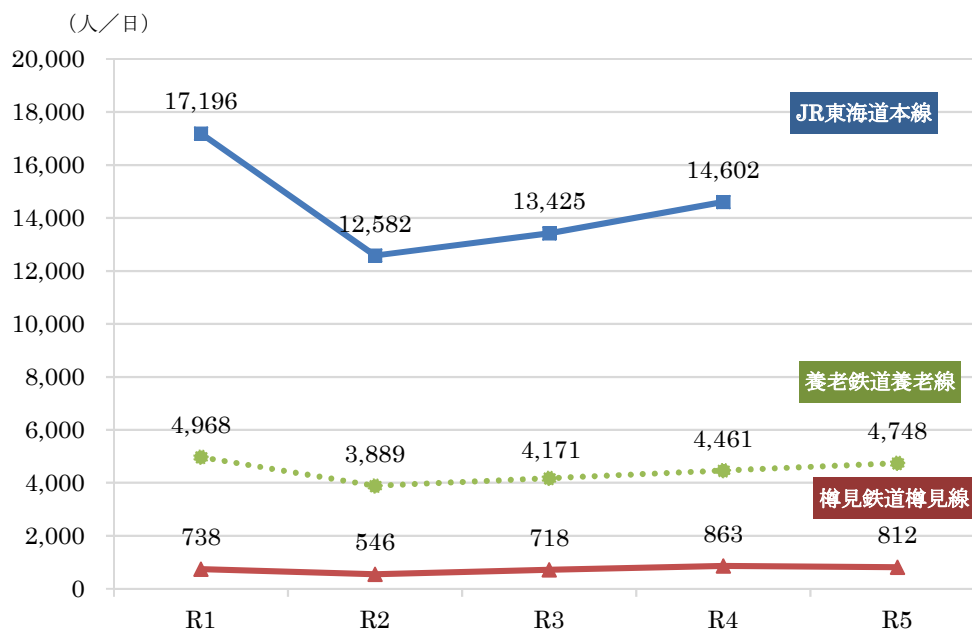
【路線バス利用者数の推移】



※対象路線：大垣市内（旧上石津町を除く）を起点終点とするバス路線

資料：名阪近鉄バス㈱

【大垣駅の1日の利用者数の推移】



資料：大垣市統計書
養老鉄道㈱
樽見鉄道㈱

(2) 生活サービス施設及び基幹的公共交通の徒歩圏

ここでは、「都市構造の評価に関するハンドブック（平成30年7月 国土交通省都市局都市計画課）」を参考として、生活サービス施設（医療施設※¹、福祉施設※²、商業施設※³）及び基幹的公共交通※⁴について、市街化区域における徒歩圏人口カバー率を算出した結果を整理します。

なお、人口は、令和2年国勢調査をもとに算出しています。

また、徒歩圏の距離は、「都市構造の評価に関するハンドブック」に従い、生活サービス施設は半径800m、基幹的公共交通はバス停が半径300m、鉄道駅が半径800mとしています。

※1 病院（内科又は外科）及び診療所

※2 通所系施設、訪問系施設、小規模多機能施設

※3 食料品スーパー、総合スーパー

※4 平日運行本数往復30本以上のバス停又は鉄道駅

① 生活サービス施設

〔医療施設〕

医療施設の市街化区域における徒歩圏人口カバー率は94.7%と、外縁部の一部地域を除きほぼ全域をカバーしています。

〔福祉施設〕

福祉施設の市街化区域における徒歩圏人口カバー率は83.9%で、外縁部など一部地域でカバーできていない状況にあります。

〔商業施設〕

商業施設の市街化区域における徒歩圏人口カバー率は58.5%にとどまり、約4割の住民が徒歩でスーパーを利用しづらい状況です。

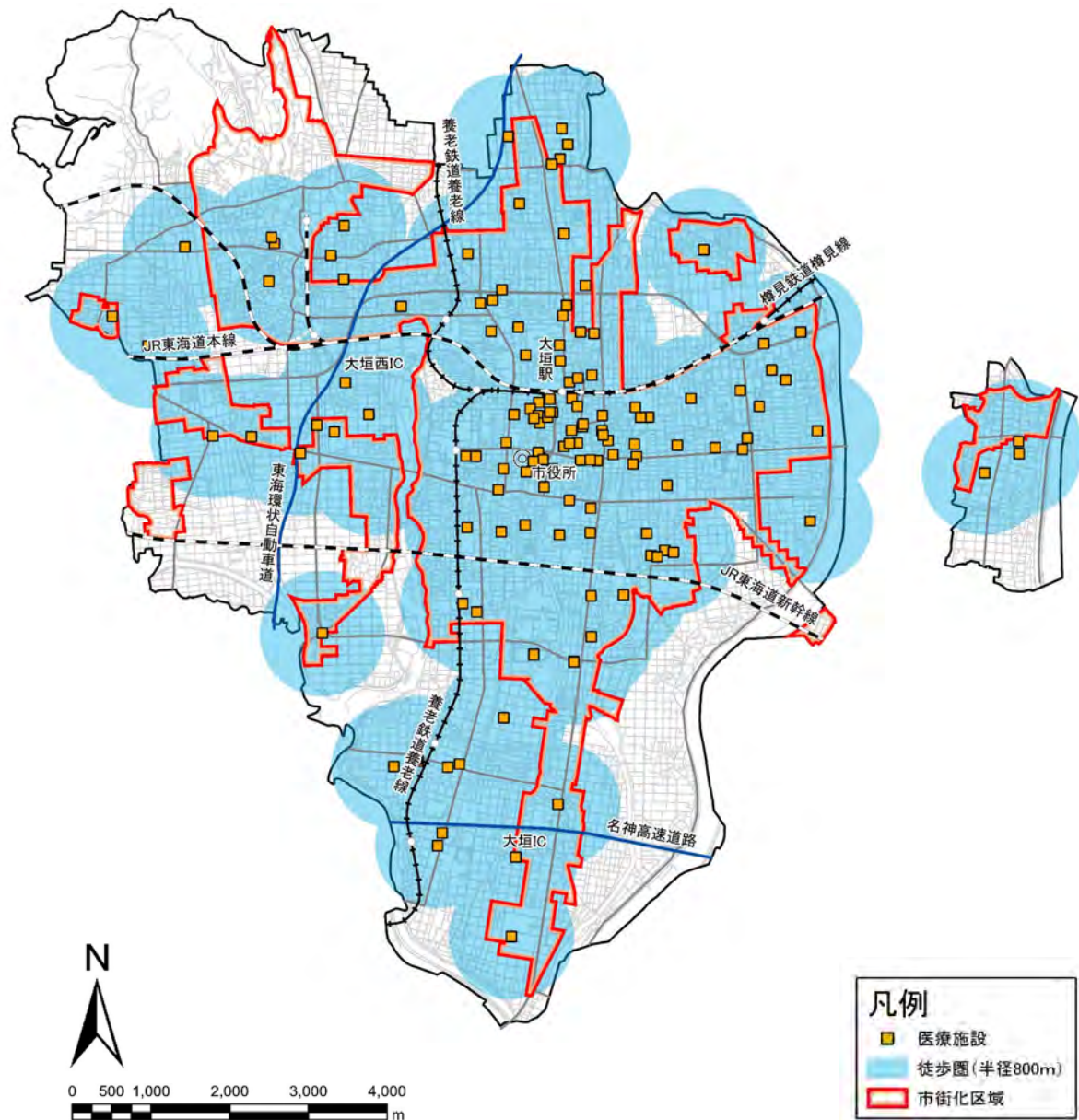
【生活サービス施設のR5年徒歩圏人口カバー率】

	生活サービス施設の徒歩圏人口カバー率		
	医療施設	福祉施設	商業施設
市街化区域人口カバー率	94.7%	83.9%	58.5%

資料：H27年度都市構造調査を一部加工

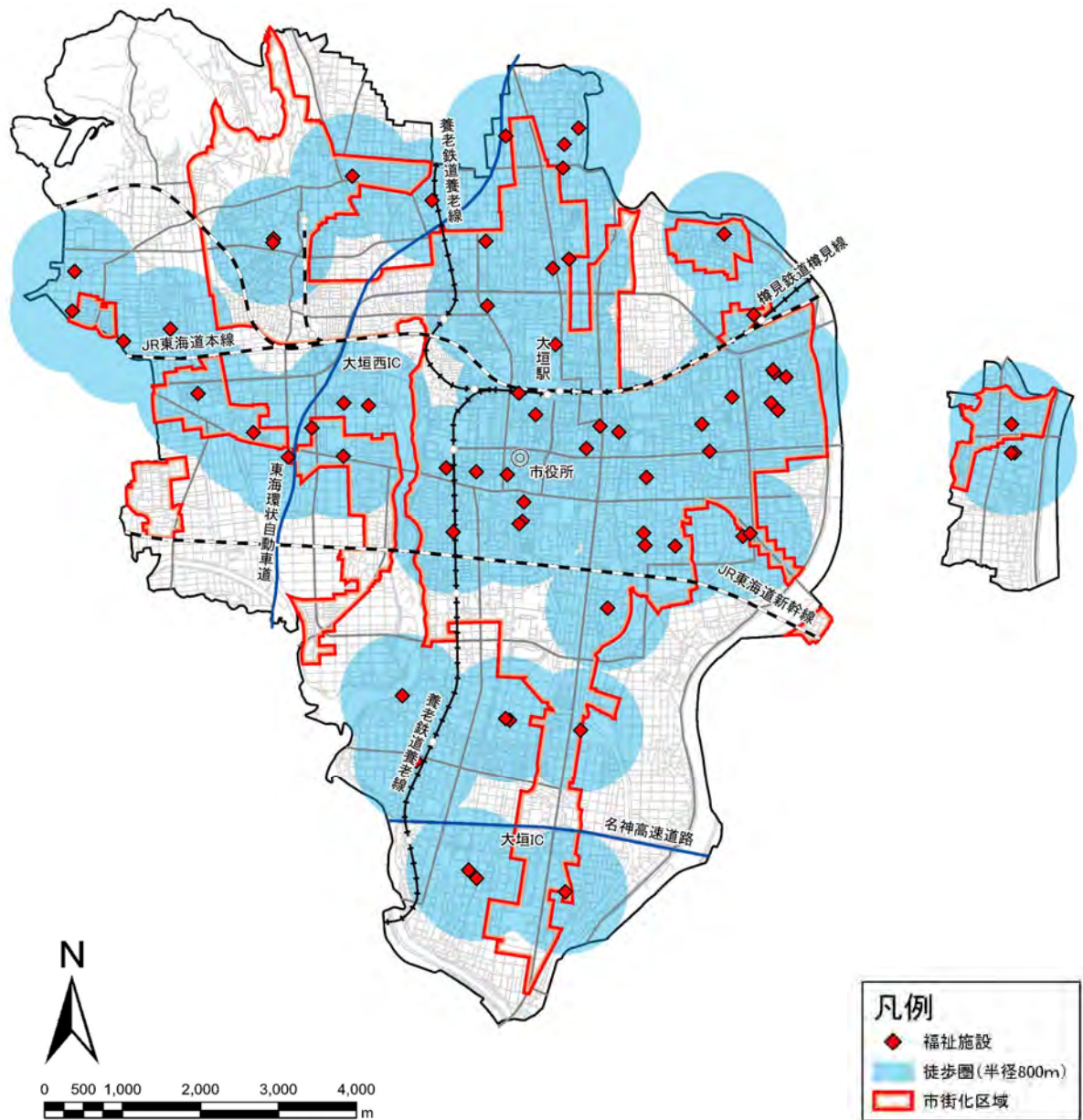
※R5年4月時点の情報に基づく

【生活サービス施設（医療施設）の徒歩圏】

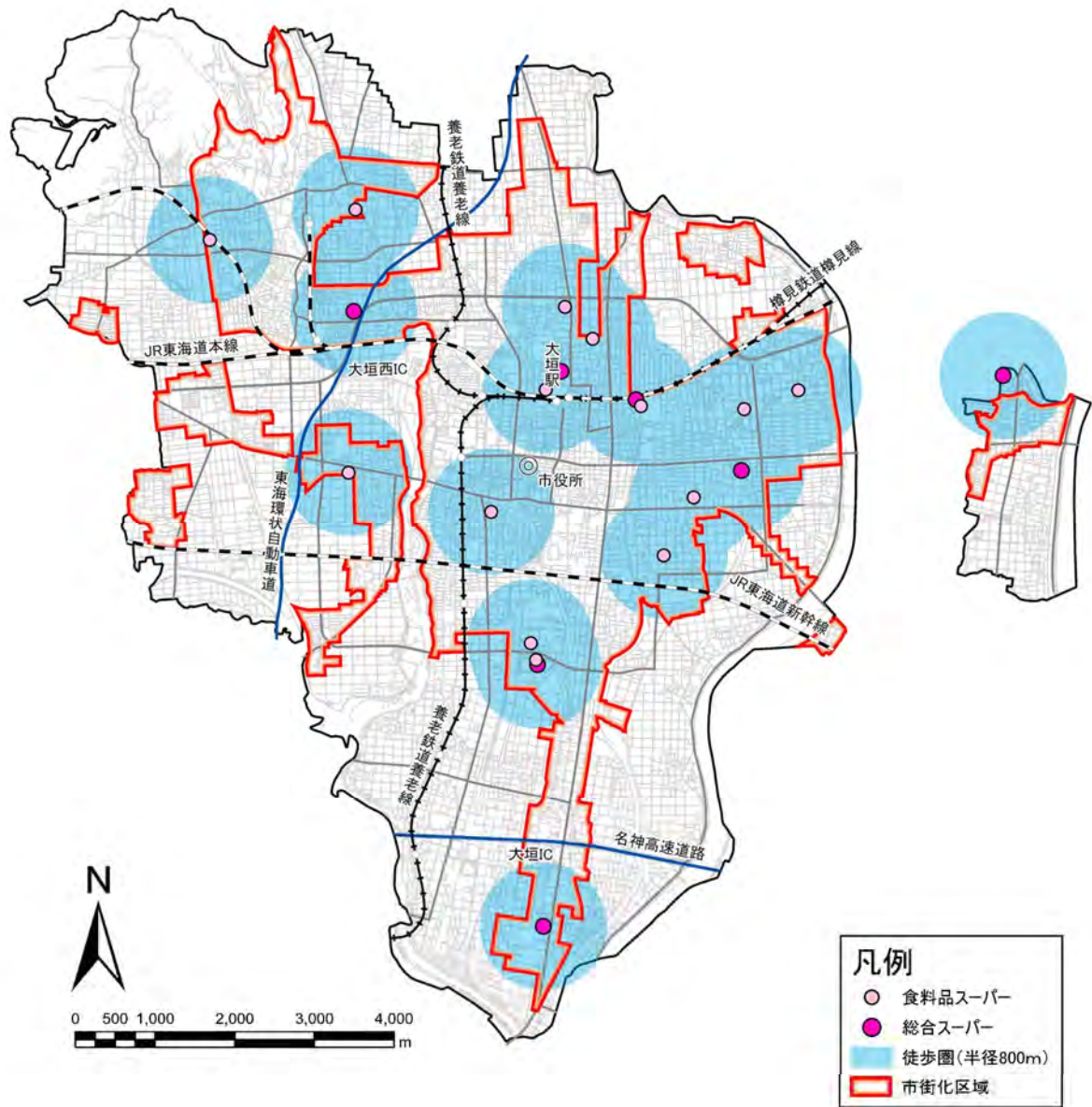


資料：H27 年度都市構造調査を一部加工
※R5 年 4 月時点の情報に基づく

【生活サービス施設（福祉施設）の徒歩圏】



【生活サービス施設（商業施設）の徒歩圏】



資料：H27 年度都市構造調査を一部加工
※R5 年 4 月時点の情報に基づく

③ 生活利便性の高い地区

前項までに整理した生活サービス施設（医療施設、福祉施設、商業施設）及び基幹的公共交通のすべての徒歩圏を網羅する“生活利便性の高い地区”は、中心部、赤坂地区、三城地区のほか、市街化区域内の各所にみられ、人口カバー率としては36.2%となります。

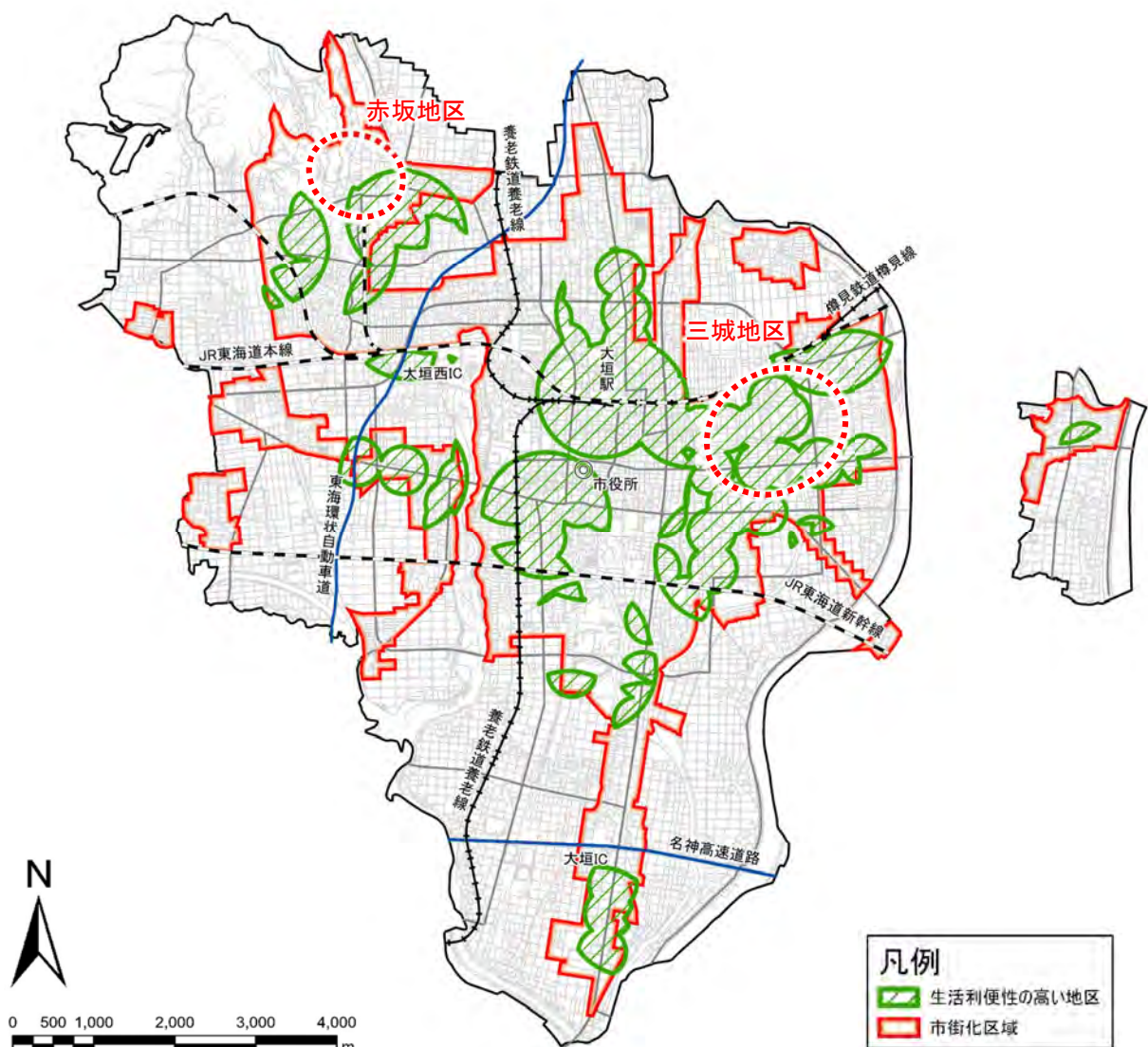
【生活利便性の高い地区のR5年徒歩圏人口カバー率】

	生活利便性の高い地区※の徒歩圏人口カバー率
市街化区域人口カバー率	36.2%

※ 福祉施設、医療施設、商業施設、基幹的公共交通の徒歩圏を網羅した地区

資料：H27年度都市構造調査を一部加工

【生活利便性の高い地区】



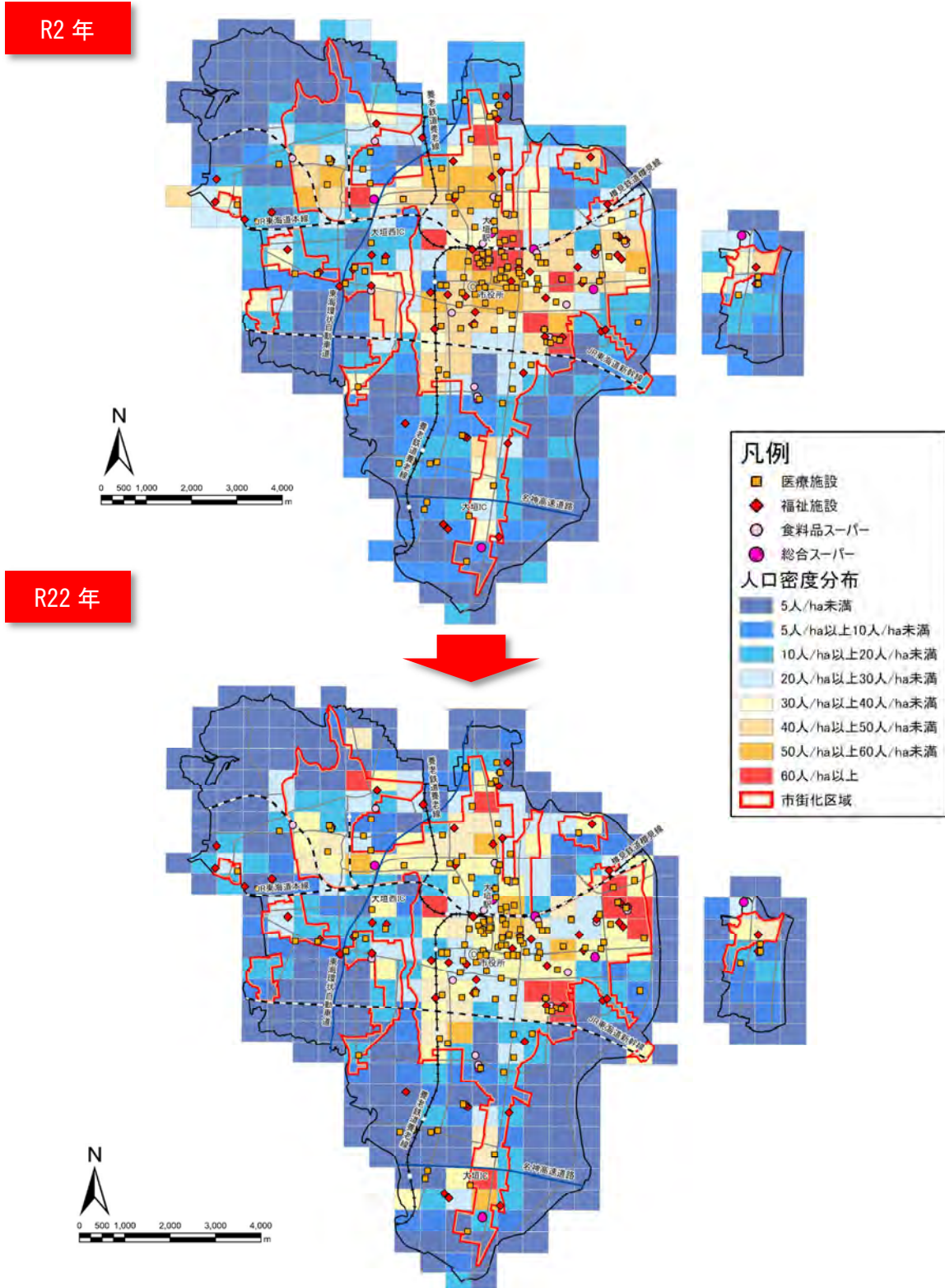
※生活サービス施設、基幹的公共交通はR5年

資料：H27年度都市構造調査を一部加工

(3) 生活サービス施設・公共交通網と人口分布

生活サービス施設及び公共交通（バス停又は鉄道駅）の分布と、地区別の将来人口密度を重ねあわせると、これらの施設が今後の人口減少が著しいと見込まれる地域にも立地していることが分かります。

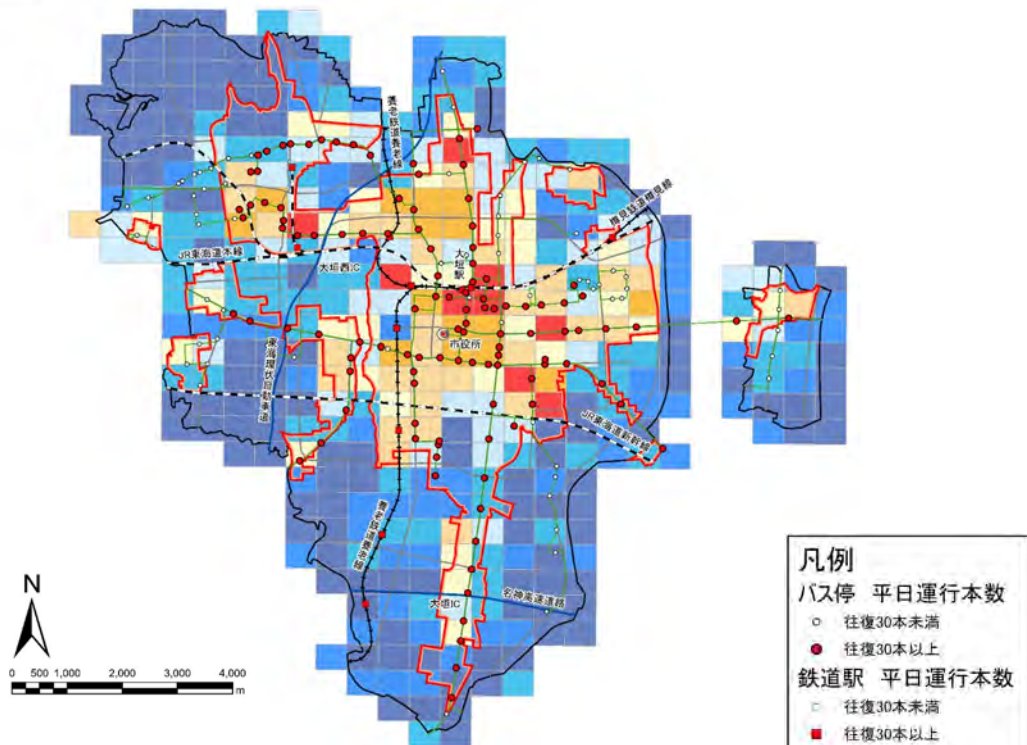
【生活サービス施設の分布と人口密度の重ね合わせ】



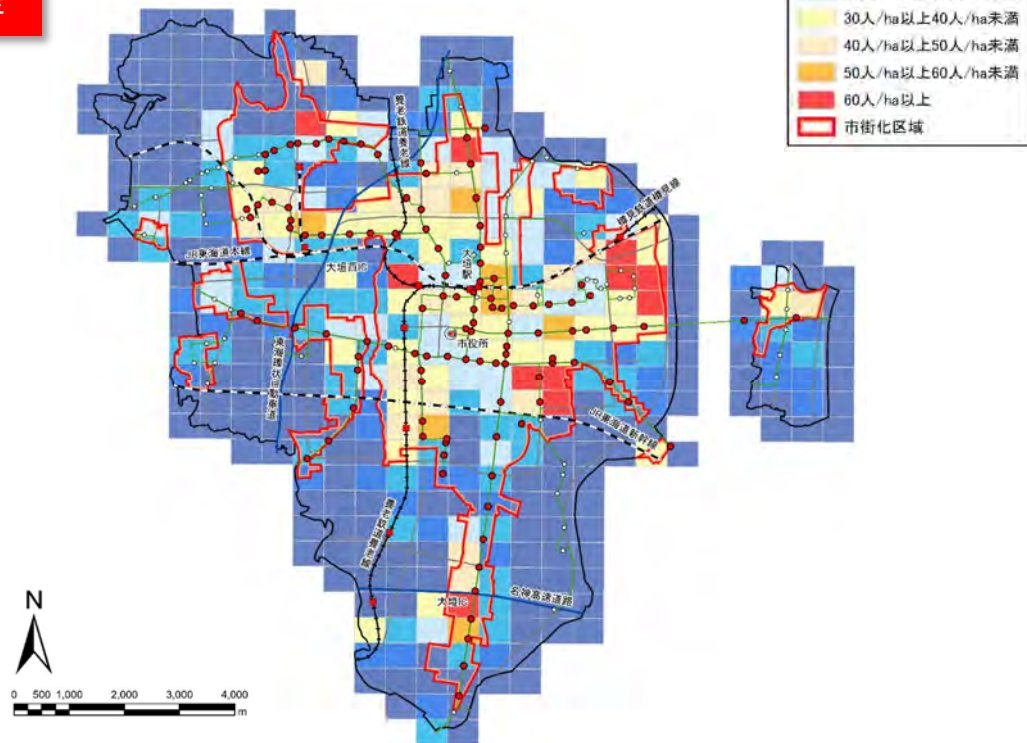
資料：国勢調査、コーホート変化率法による将来人口推計

【公共交通網と人口密度の重ね合わせ】

R2 年



R22 年

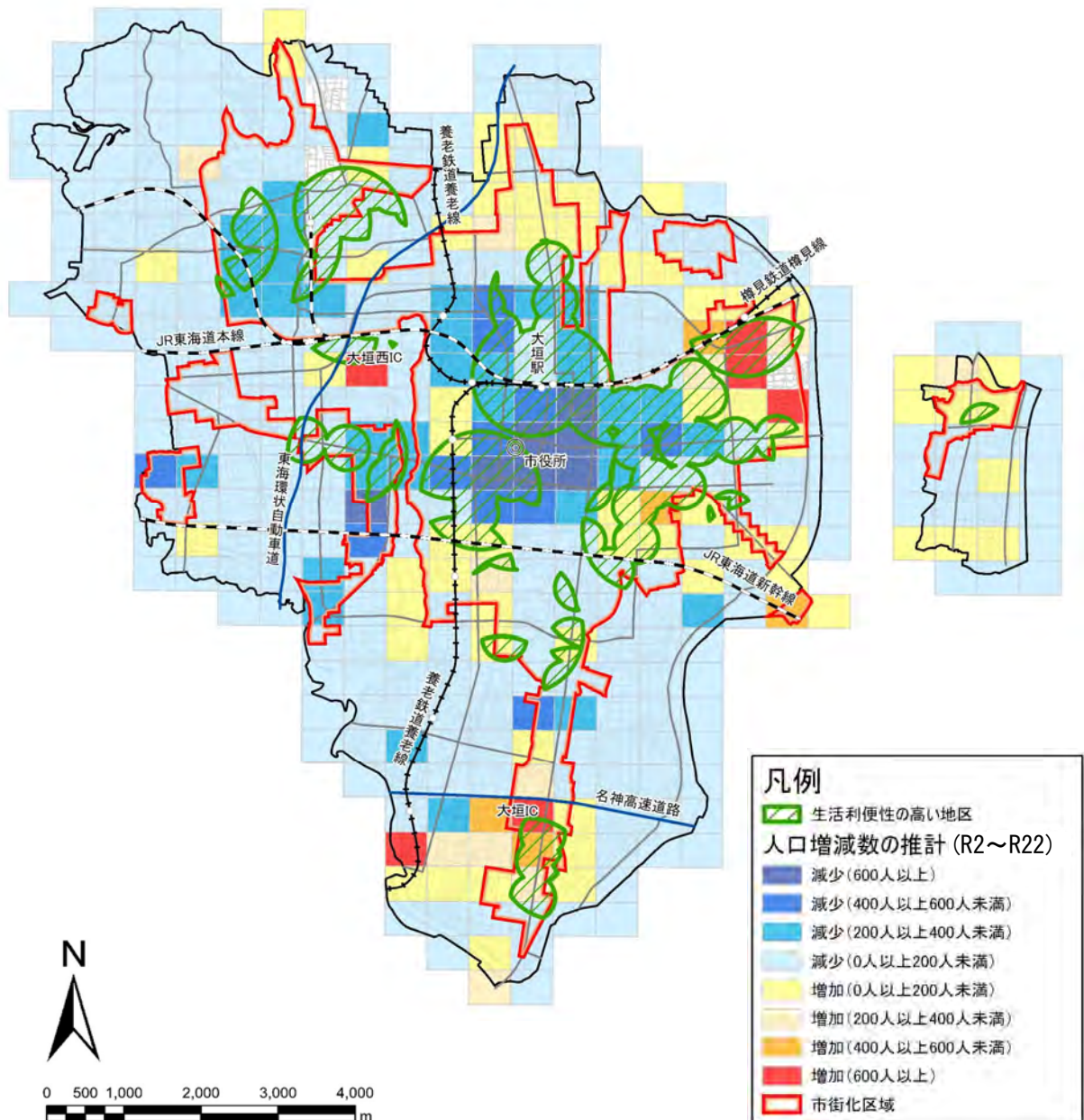


資料：国勢調査、コーホート変化率法による将来人口推計

(4) 生活利便性の高い地区と人口分布

生活利便性の高い地区においても、今後の人口減少が著しいと見込まれる地区と重なるところが多くあり、人口減少にともなう生活サービス施設の撤退などにより、現状の利便性を維持できなくなる可能性があります。

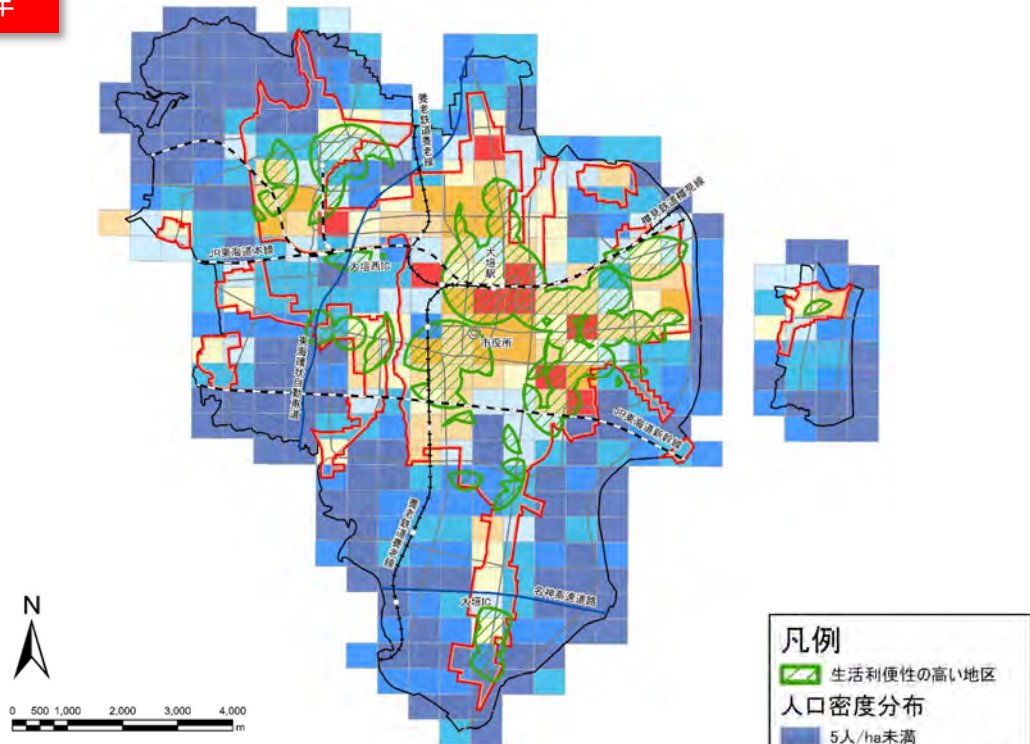
【生活利便性の高い地区と人口増減数〔令和2年～令和22年〕】



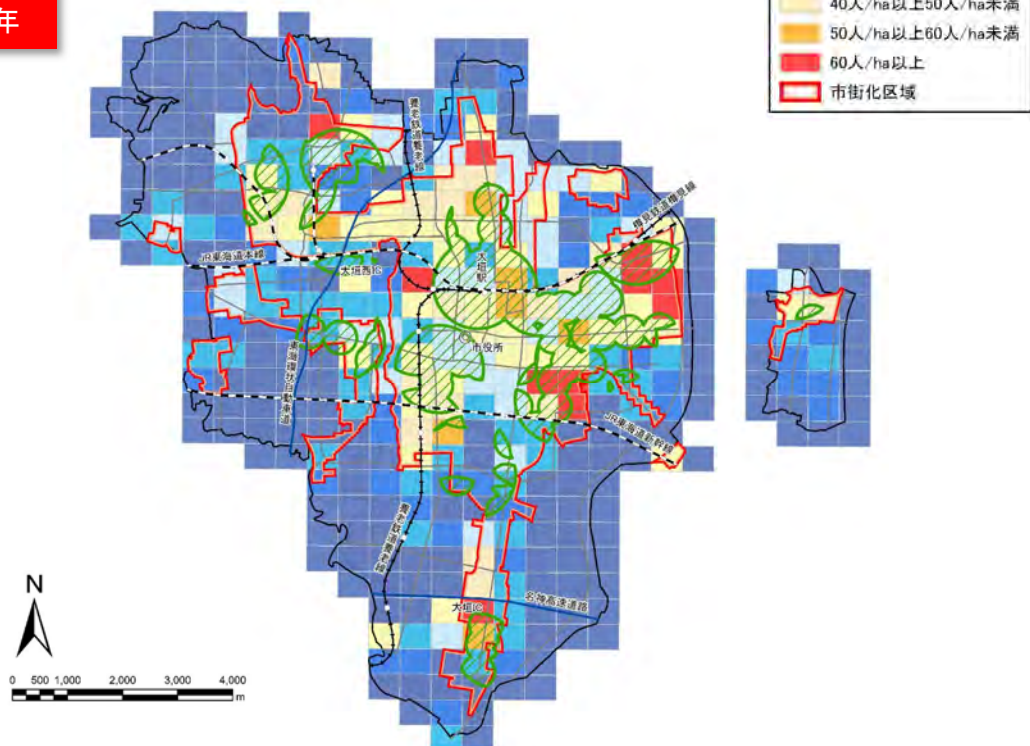
資料：国勢調査、コーホート変化率法による将来人口推計

【生活利便性の高い地区と人口密度の重ね合わせ】

R2 年



R22 年



資料：国勢調査、コーホート変化率法による将来人口推計

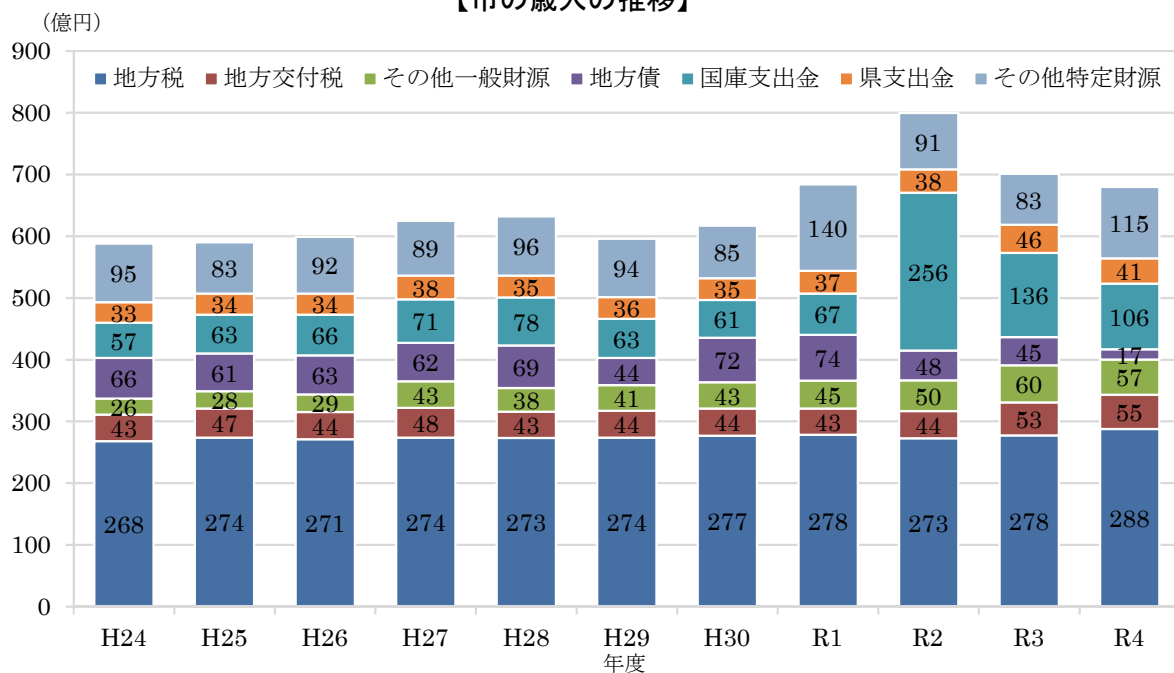
(5) 公共施設を取り巻く状況

本市の財政状況をみると、歳入出の総額では令和2年度に大幅に増加しています。

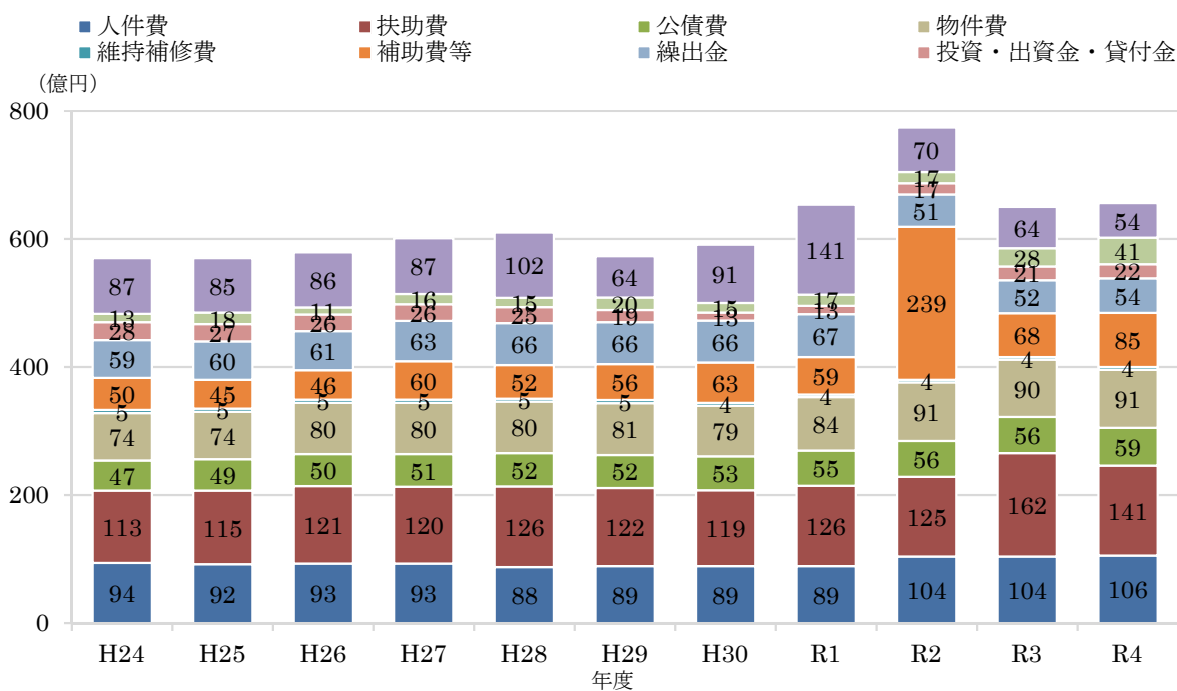
また、歳入のうち地方税などの一般財源は増加傾向にありますが、今後は生産年齢人口の減少により税収の減収が予測されます。

なお、今後は公共施設の老朽化に伴う修繕や更新等での経費の増加が懸念されます。

【市の歳入の推移】



【市の歳出の推移】



資料：決算カード

(6) 基幹的公共交通及び生活サービス施設の視点からみた都市の目指すべき方向性

前項までの内容を踏まえ、基幹的公共交通及び生活サービス施設の視点からみた都市の目指すべき方向性は、次のとおりです。

現状の整理
・ 路線バスは大垣駅を中心に放射状に運行されており、その利用者は近年増加傾向にあります。 ・ 市街化区域における徒歩圏人口カバー率は、医療施設、福祉施設では概ね全域をカバーしていますが、商業施設は、およそ4割が徒歩圏外となっています。 ・ 市街化区域における基幹的公共交通の徒歩圏人口は、およそ7割にとどまっています。 ・ 徒歩による生活利便性の高い地区は、中心部、赤坂地区、三城地区のほか、市街化区域内の各所に分布しています。 ・ 生産年齢人口の減少による税収の減収が予測される中、老年人口の増加にともない関連する扶助費が年々増加することが予測されます。



問題の整理
・ 総合スーパーの多くは、車の運転ができない高齢者等にとって、利便性が低い市街化区域の外縁部に立地しています。 ・ 生活サービス施設は、今後の人口減少により採算性が確保されない場合は、サービスの低下や撤退などが懸念されます。 ・ 公共交通は、交通事業者において運転手不足が深刻化しており、運転手の確保や物価高騰による経費の増加など、経営環境は厳しさを増しており、また、人口減少や少子高齢化による移動ニーズの変化に対応した公共交通ネットワークの整備も課題となっています。 ・ 公共施設の更新や整備に対する財源の確保が困難になると想定されます。



目指すべき方向性
➤ 適切な居住誘導と公共交通の維持により、生活利便性の確保を図ります。 ➤ 生活利便性の維持・向上を目的とした中心拠点及び地域の生活拠点への定住化を促進します。

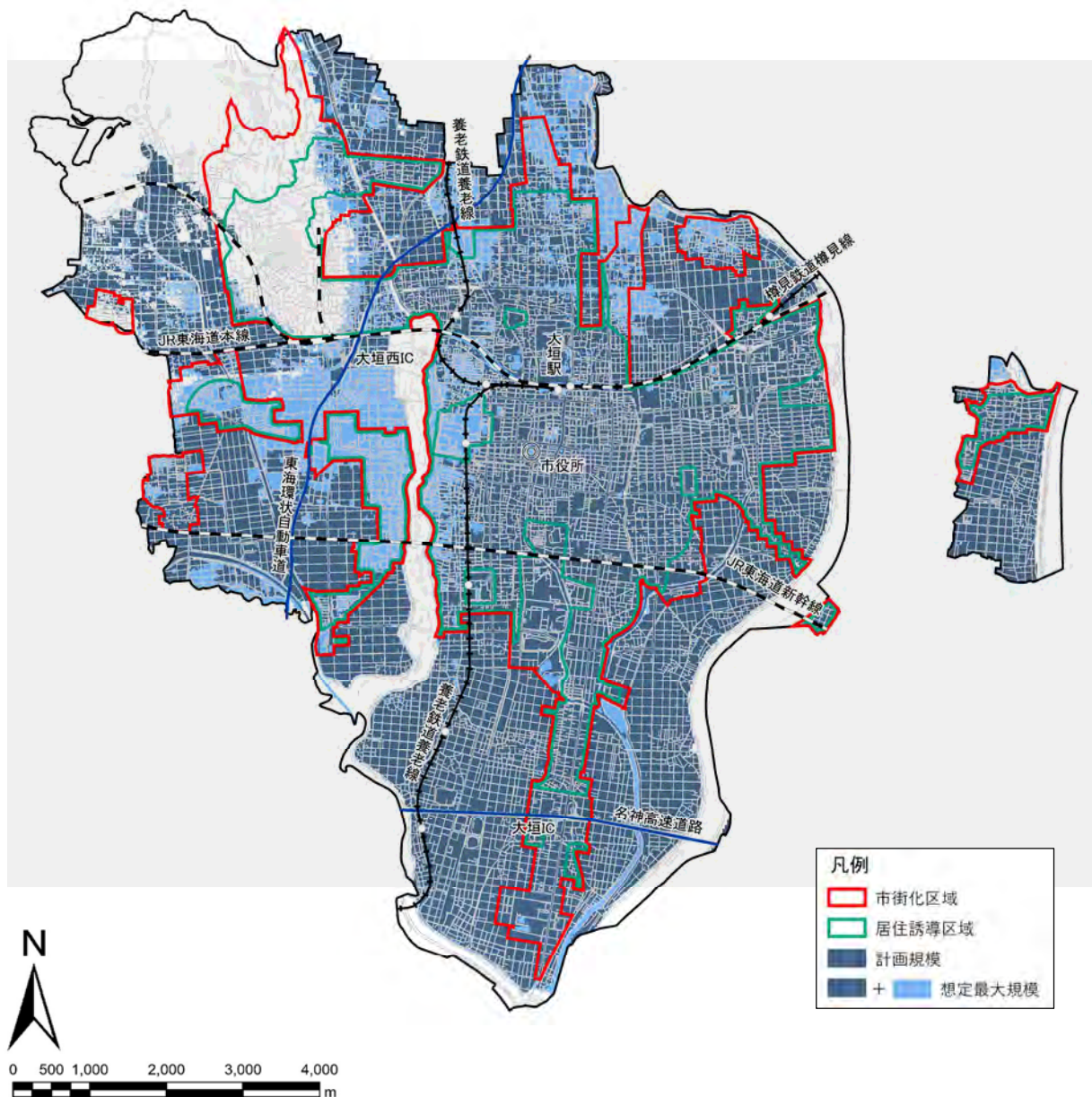
3-4 災害

(1) 水害

① 洪水浸水想定区域（計画規模、想定最大規模）

計画区域は、大半が揖斐川、長良川沿いに形成された平坦地にあり、洪水氾濫による浸水被害は広範囲にわたって想定されています。計画規模の洪水では、市街化区域、居住誘導区域で約7割の浸水が想定されます。また想定最大規模の洪水では、市街化区域、居住誘導区域で約9割の浸水が想定されます。

【洪水浸水想定区域（計画規模、想定最大規模）】



資料：国土交通省、岐阜県の洪水浸水想定区域図、水害危険情報図

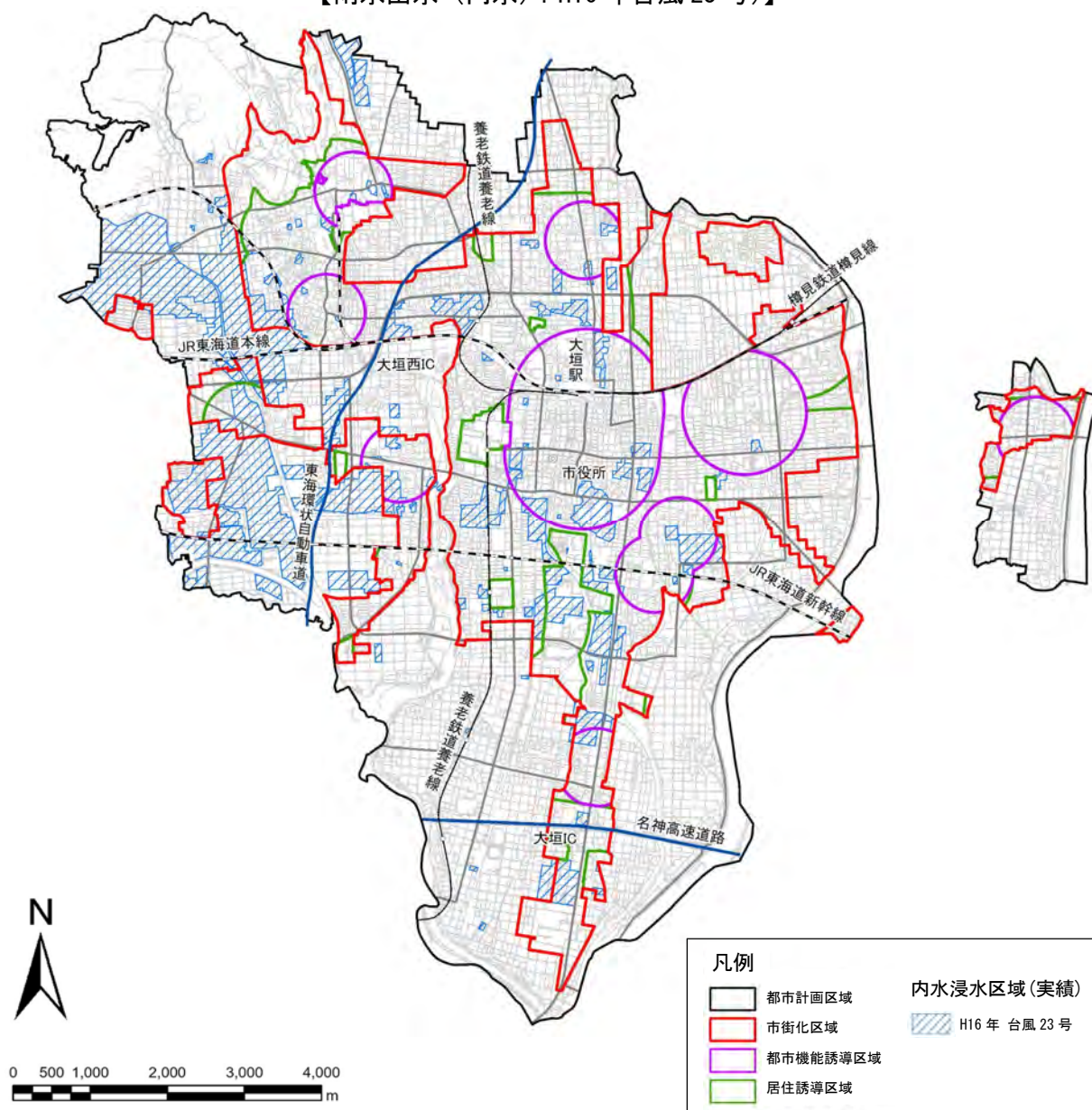
② 雨水出水（内水）

計画区域では、近年浸水被害が報告されています。H16 年台風 23 号では、計画区域の広範囲にわたり浸水がみられました。

【近年の浸水被害】

発生年月日	災害名
H14 年 7 月 9 日～10 日	台風 6 号
H16 年 10 月 20 日	台風 23 号
H25 年 9 月 4 日	前線通過
H29 年 10 月 22 日～23 日	台風 21 号
R6 年 8 月 31 日	台風 10 号

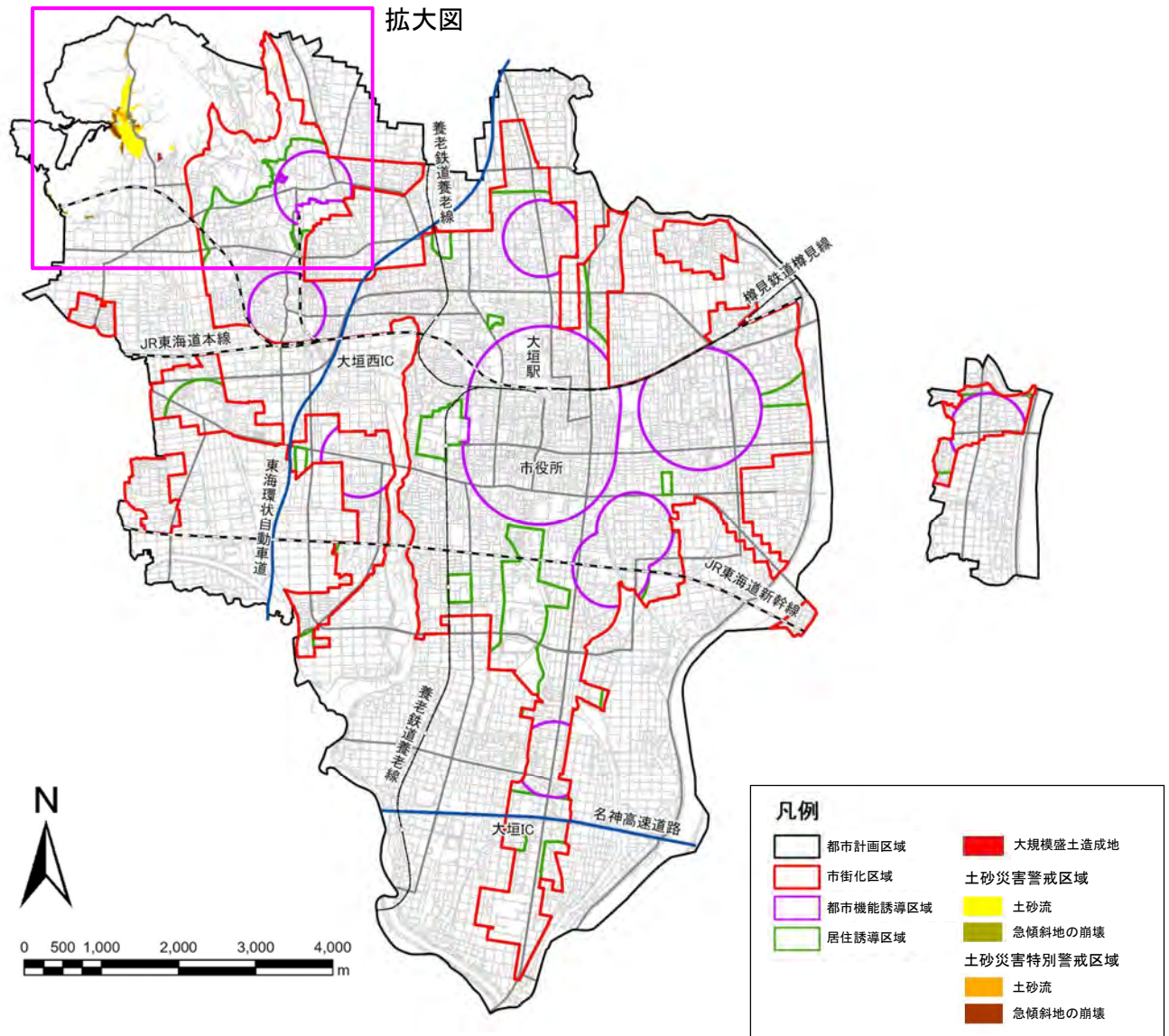
【雨水出水（内水）：H16 年台風 23 号）】



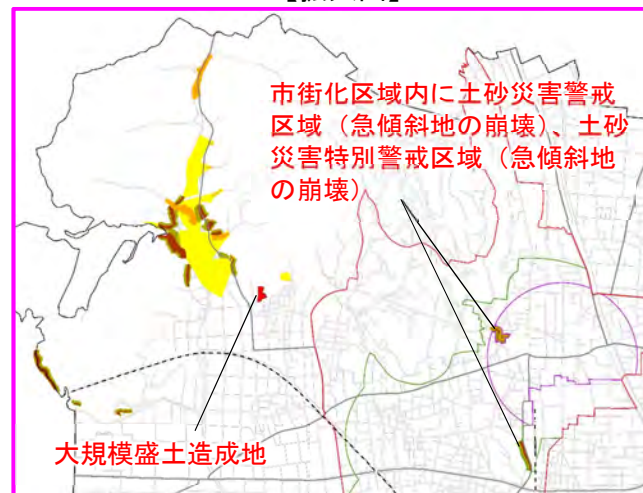
(2) 土砂災害

計画区域では、市街化区域内の一部に土砂災害の危険性の高い区域が指定されています。また、計画区域内の一部に過去に大規模な盛土造成が行われた区域として大規模盛土造成地があります。

【土砂災害に関する指定状況】



【拡大図】



資料：岐阜県ホームページ

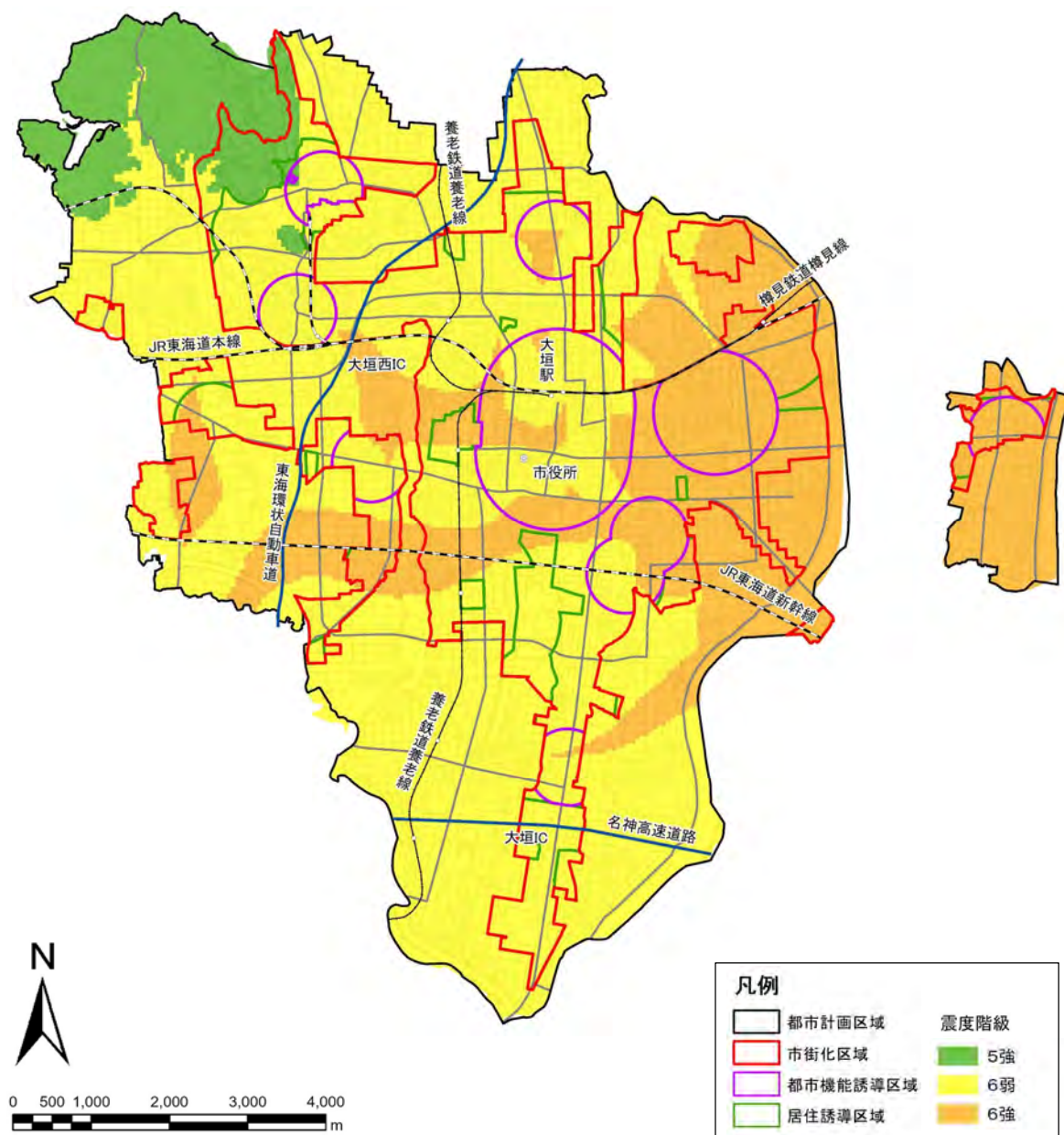
(3) 地震

① 震度分布

地震災害に関して、本市では南海トラフ巨大地震と養老-桑名-四日市断層帯地震による被害が想定されています。

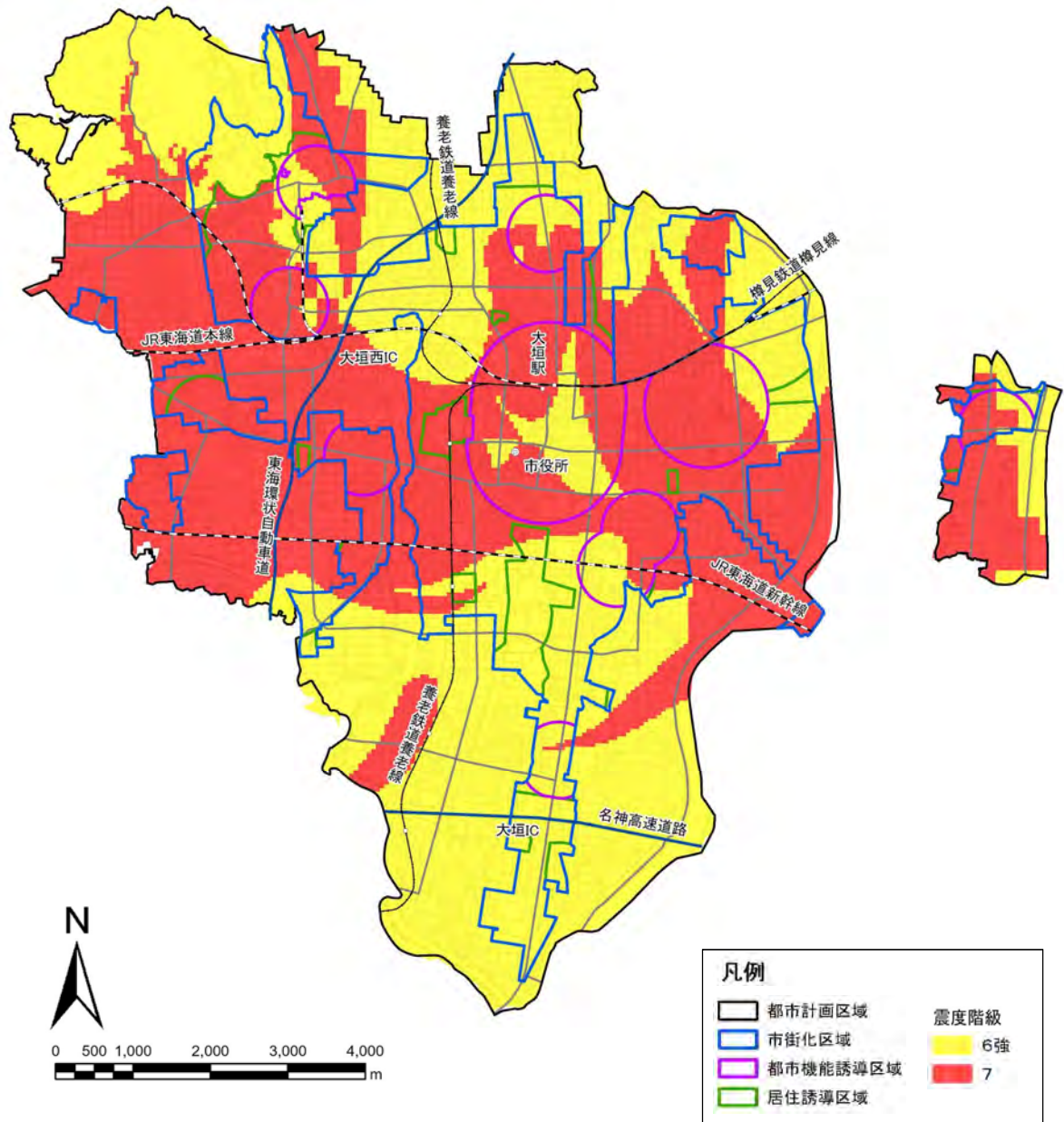
このうち震度分布は、南海トラフ巨大地震において計画区域の大半が震度 6 弱から 6 強、養老-桑名-四日市断層帯地震では震度 6 強から 7 となっています。

【南海トラフ巨大地震の震度分布】



資料：H24 年度水害及び地震災害の被害想定調査

【養老－桑名－四日市断層帯地震の震度分布】

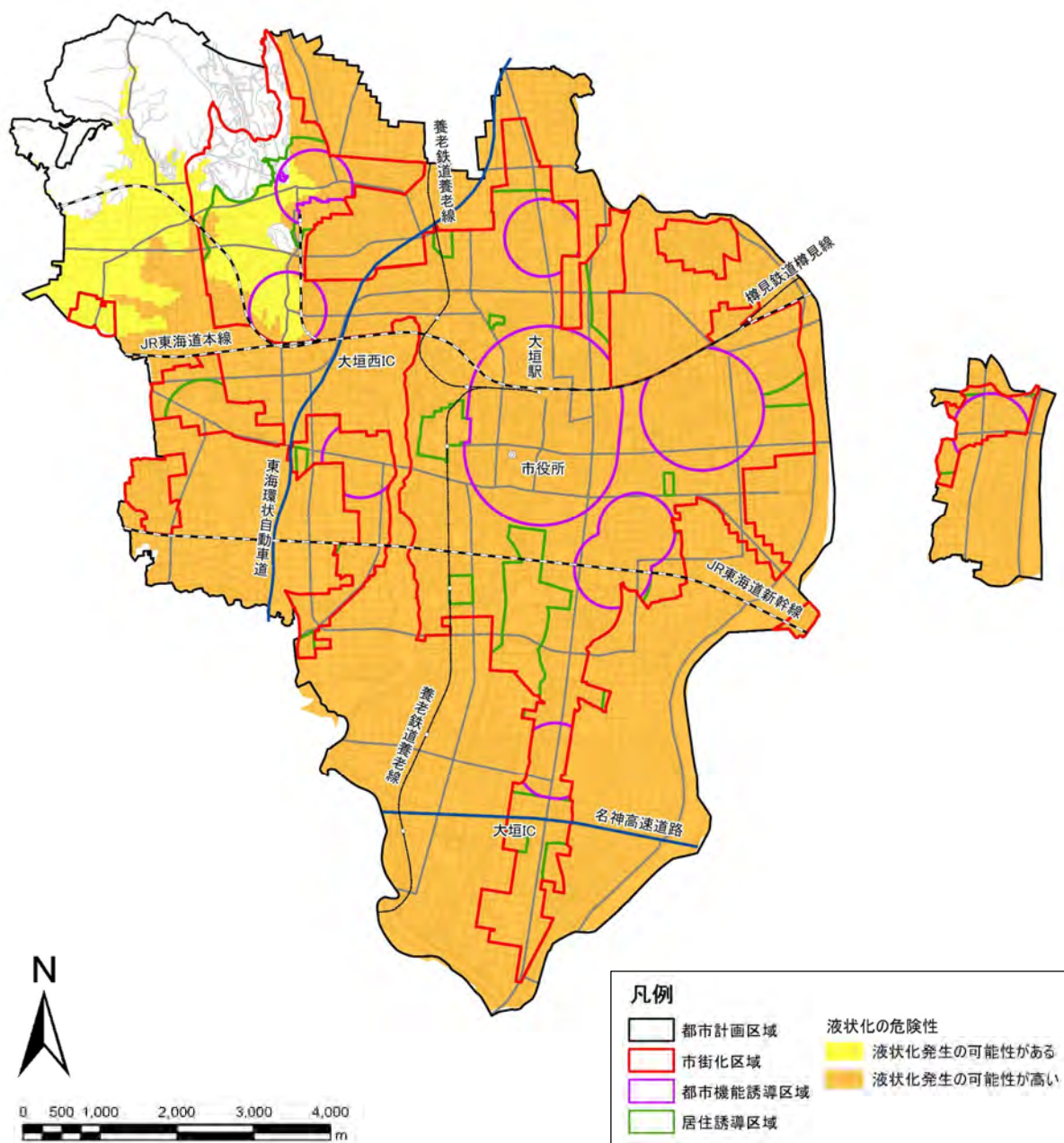


資料：H24 年度水害及び地震災害の被害想定調査

② 液状化分布

大地震による液状化に関しては、南海トラフ巨大地震で平地のほぼ全域が、液状化の発生する可能性が高い地区となっています。

【南海トラフ巨大地震の液状化分布】



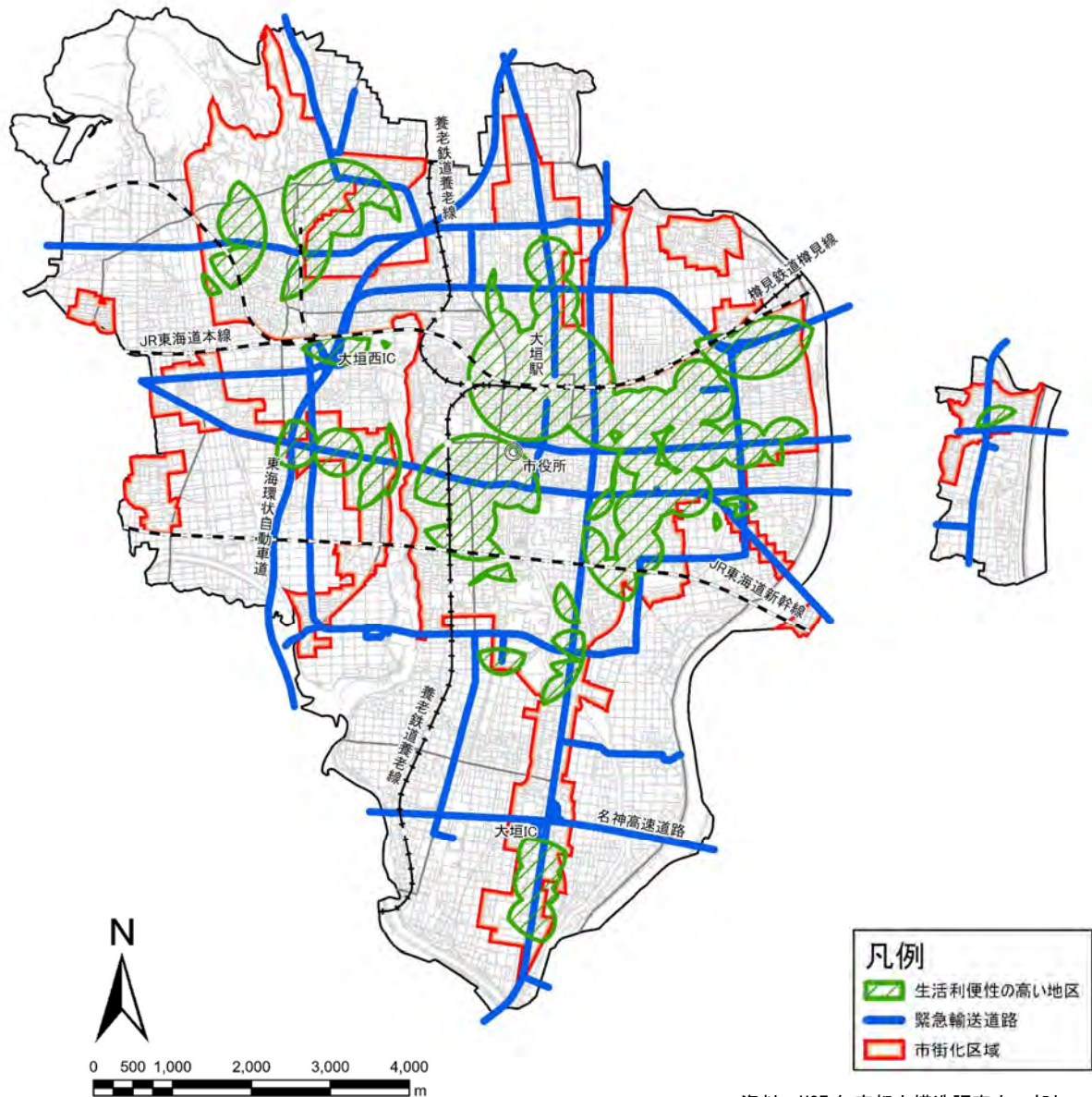
資料：H24 年度水害及び地震災害の被害想定調査

(4) 緊急輸送道路・避難施設

① 緊急輸送道路

発災時において物資輸送等の幹線ルートとなる緊急輸送道路は、国道をはじめ下図に示す幹線道路が指定されています。生活利便性の高い地区は、概ね緊急輸送路と接続されています。

【生活利便性の高い地区と緊急輸送道路の重ね合わせ】

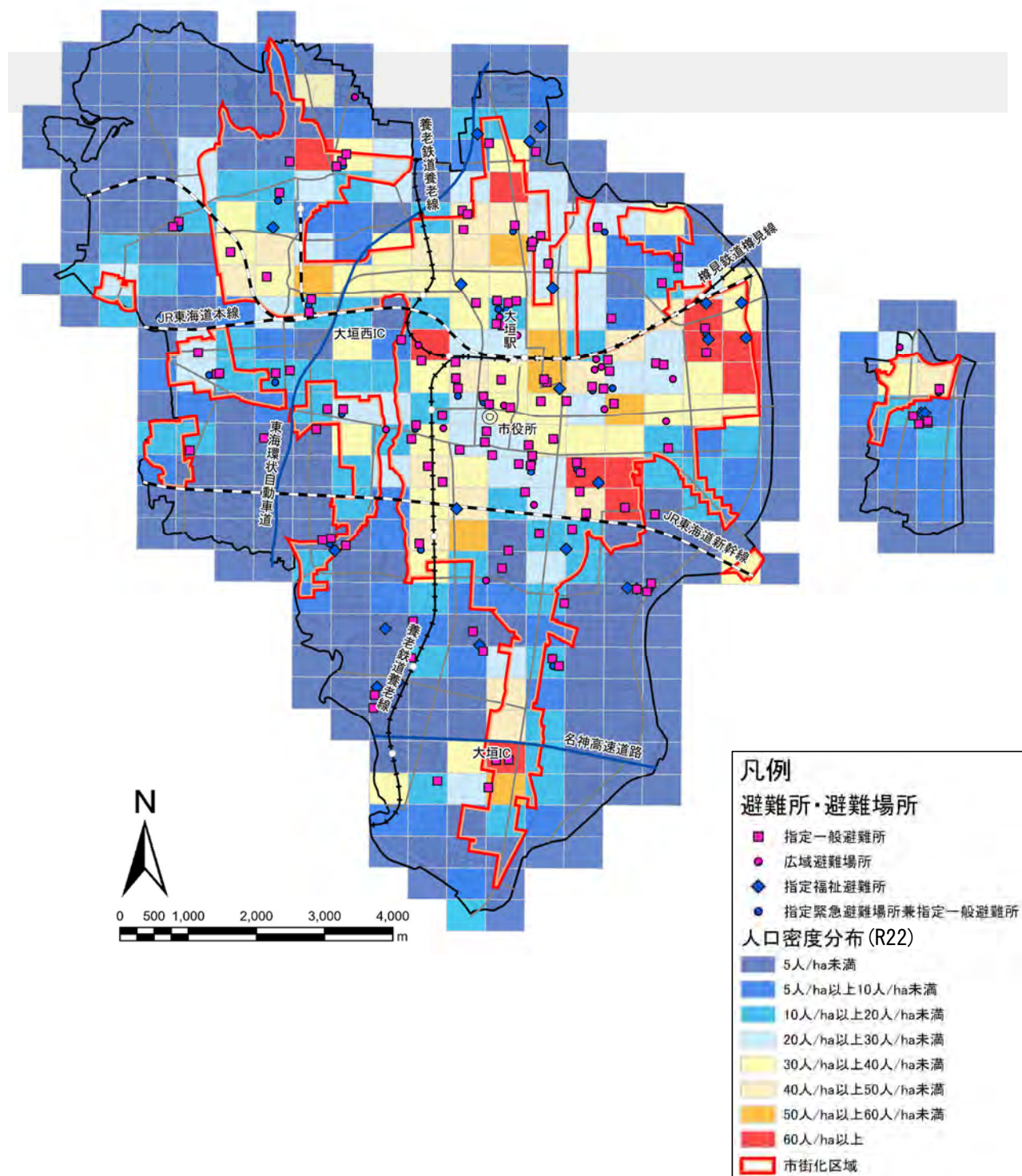


資料：H27 年度都市構造調査を一部加工

② 避難所・避難場所

本市の指定する避難所・避難場所は下図に示すとおり、計画区域全体にわたり分布しています。

【避難所・避難場所と将来人口密度〔令和22年〕の重ね合わせ】



資料：国勢調査、コーホート変化率法による将来人口推計

(5) 災害の視点からみた都市の目指すべき方向性

前項までの内容を踏まえ、災害の視点からみた都市の目指すべき方向性は、次のとおりです。

現状の整理
- 計画規模の洪水では、市街化区域、居住誘導区域で約7割の浸水が想定されます。また想定最大規模の洪水では、市街化区域、居住誘導区域のうち約9割の場所で浸水が想定されます。 - 計画区域では、平成16年台風23号をはじめとして雨水出水（内水）による浸水が報告されています。 - 震度分布では、計画区域の大半が、震度6弱から震度7となっています。 - 計画区域のほぼ全域が、液状化の発生する可能性が高い地区となっています。



問題の整理
- 治水対策事業等による安全なまちづくりを並行して実施し、災害リスクの低減を図る必要があります。 - 生活サービス施設は市内全域に分布しており、複数の洪水が同時発生しない限りは、その機能が喪失することはありません。



目指すべき方向性
➤ 都市機能の一極集中による災害リスクを回避するため、複数の拠点を設定します。 ➤ 災害に強い都市を形成することにより、災害リスクの低減を図ります。

第4章 まちづくり方針

4-1 立地の適正化に関する基本的な方針〔まちづくり方針〕

本計画のまちづくり方針は、前章で整理した各視点からみた都市の目指すべき方向性を踏まえて、次のように設定します。

視点	目指すべき方向性（再掲）
沿革	・ 本市中心部、赤坂地区、墨俣地区ともに旧宿場町として発展した歴史もあり、そうした価値も含め都市や地域の生活拠点として維持・再生します。
人口	・ 市街地全体の人口減少が避けられない中で、生活サービスの維持に向けた適切な居住の誘導を図ります。 ・ 中心部での定住化促進により、拠点性の確保を図ります。
土地利用	・ 中心部の市街地更新と合わせた都市機能及び居住機能の拡充を図ります。 ・ 適正な人口密度の維持に向けた居住空間の再構築を図ります。
生活サービス施設・公共交通	・ 適切な居住誘導と公共交通の維持により、生活利便性の確保を図ります。 ・ 生活利便性の維持・向上を目的とした中心拠点及び地域の生活拠点への定住化を促進します。
災害	・ 都市機能の一極集中による災害リスクを回避するため、複数の拠点を設定します。 ・ 災害に強い都市を形成することにより、災害リスクの低減を図ります。



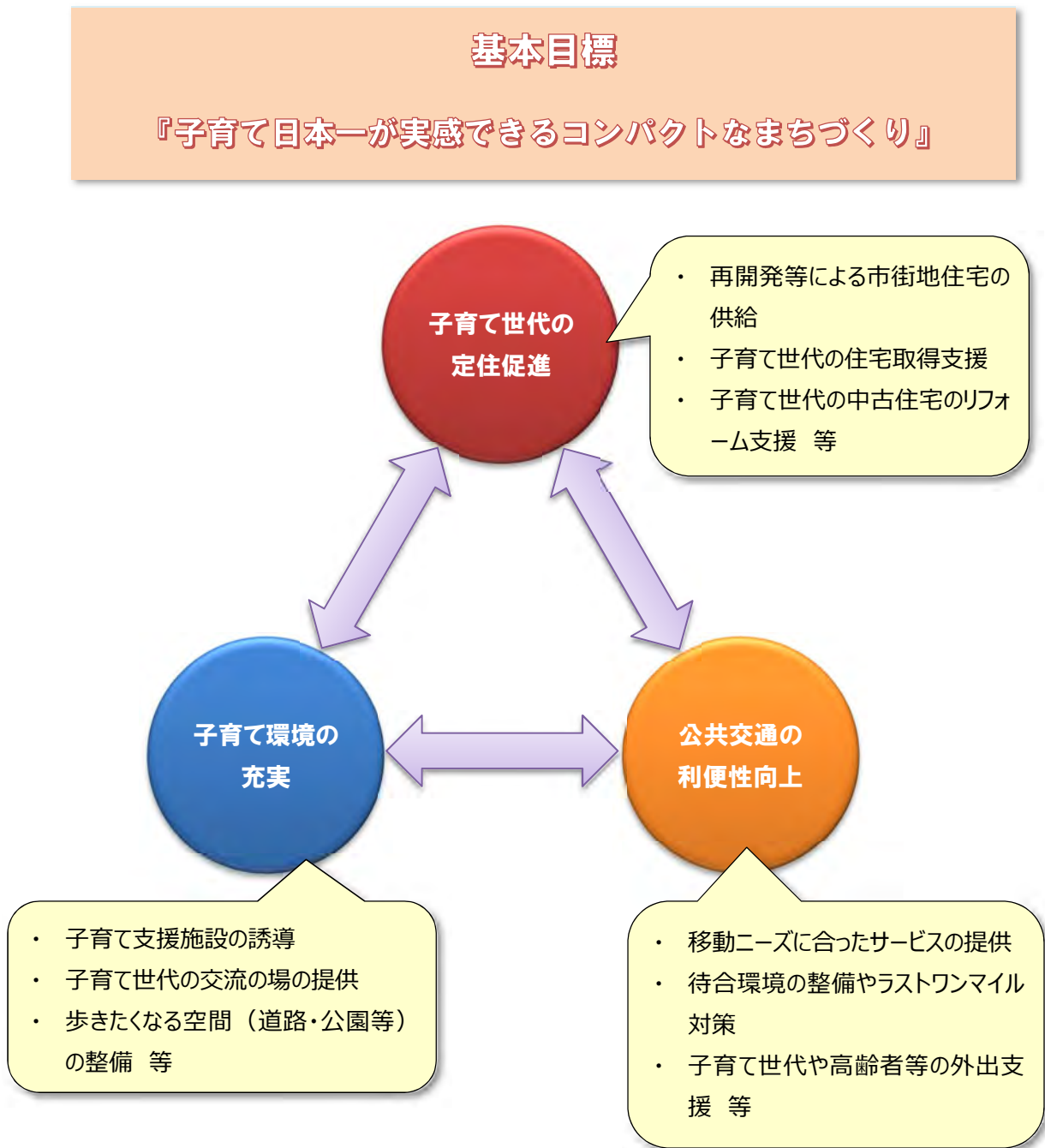
まちづくり方針

基本方針1	都市の中心部の再生
本市の中心部は、戦災復興区画整理により道路等のインフラが整備され、様々な都市機能が集積し、生活利便性の高い地区であることから、定住化を促進するとともに、必要となる都市機能の充実を図ります。	
基本方針2	地域の生活拠点の維持・充実
赤坂地区や墨俣地区のように古くから一つの生活圈を形成している地区をはじめ、中心部以外で、徒歩による生活利便性が一定程度確保され、引き続きその機能の維持を図るべき地区については、地域の生活拠点としての維持・充実を図ります。 また、都市の中心部との公共交通ネットワークの維持・充実により、暮らしやすい住環境の形成を図ります。	
基本方針3	居住空間の再構築
中心拠点や地域の生活拠点において、快適で利便性の高い居住空間の構築を図ることにより、子育て世代を中心とした定住化を促進します。 また、高齢者をはじめとする住民が、歩いて暮らせるまちづくりを進めることにより、健康に暮らせる居住空間の構築を図ります。 さらに、公共交通ネットワークを生かし、各種都市機能が充実した中心拠点や地域の生活拠点へ容易にアクセスできる、生活利便性の高い居住空間の構築を図ります。	
基本方針4	災害に強い都市の形成
中心拠点や地域の生活拠点については、災害対応に必要な都市機能の充実を図ります。	

4-2 立地適正化計画の基本目標

本市は、人口ビジョンにおいて、「子育て日本一が実感でき 地域を生かした雇用・ひとの流れが生まれ 安全・安心な暮らしができるまちの創生」を目指すこととしています。

本計画においても、『子育て日本一が実感できるコンパクトなまちづくり』を基本目標とし、人口減少・少子高齢化に対応した持続可能なまちづくりを目指します。



4-3 誘導方針の設定

大垣市立地適正化計画の基本目標を踏まえ、目指すべき都市の基本構造の実現に向けて、次の方針に基づき居住や都市機能を誘導します。

(1) 子育て世代の定住促進

中心部における再開発の推進などにより、子育て世代のニーズに合致する間取りや価格等に配慮した市街地住宅の供給を促進します。

さらに、居住誘導区域においては、子育て世帯を中心とする若者世代でも住宅の取得をしやすいよう、各種の支援事業を実施していきます。

その際、中古住宅のリフォーム補助などを通じて、今後増加が見込まれる空き家の活用を促進します。

(2) 子育て環境の充実

都市機能の誘導にあたっては、若い世代がまちにあふれ賑わいや活力を感じられるよう、都市の中心拠点や地域の生活拠点において、子育て中の親子が利用する施設の充実を図ります。

特に都市の中心拠点においては、西濃圏域全体からの利用も視野に入れながら、子育て世代を中心とする多くの市民の交流の場として、文化・レクリエーション等の魅力を向上させる集客施設の整備を促進します。

さらに、ベビーカーを利用する子育て中の親子や高齢者なども気軽にまち歩きを楽しめるよう、公園緑地の整備や歩行空間のバリアフリー化等を推進します。

(3) 公共交通の利便性向上

交通事業者やその他地域の関係者等と連携・協働しながら、地域の移動ニーズや地域特性に合った移動サービスの提供や、待合環境の整備、デジタル技術を活用した情報発信等、誰もが簡単に“使える”環境整備を進めます。

また、子育て世代や高齢者・障がい者の方々にも、公共交通機関を利用してもらいやすいよう、経済的支援などに取り組みます。

第5章 目指すべき都市の基本構造

5-1 目指すべき都市の基本構造の考え方

(1) 大垣市都市計画マスタープランの将来都市構造との関係

本計画は、大垣市都市計画マスタープランで示す集約型都市構造を具現化するための計画であることから、大垣市都市計画マスタープランの将来都市構造との整合を図りつつ、都市の集約化を実現するものです。

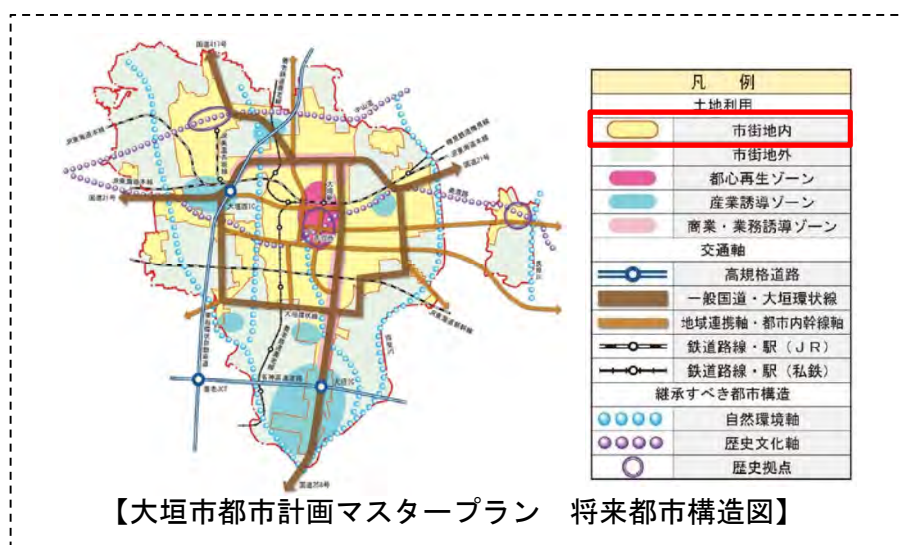
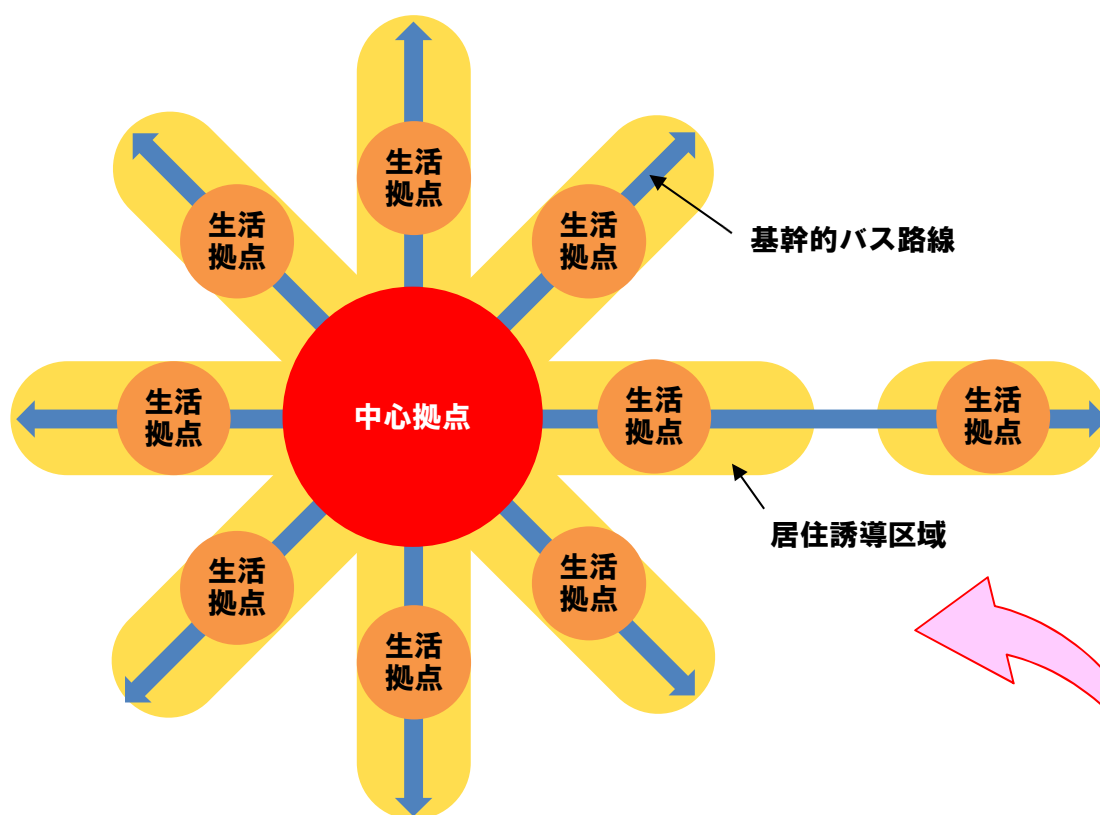
(2) 集約型都市の基本構造の考え方

集約型都市の基本構造は、本計画のまちづくり方針で示した4つの基本方針を踏まえて設定します。

- ① 商業・業務、医療福祉、行政、文化等の様々な都市機能が集積し、生活利便性が高い都市の中心部を活かし再生することは、西濃圏域の中心都市にふさわしいにぎわいと活力ある都市づくりには必要不可欠であり、そのような機能をもった都市の『**中心拠点**』を設定します。
- ② 人口15万人を超える住民の生活は、中心拠点のみですべてが満たされるものではなく、日常の買い物や子育て等は各地域の生活圏内で行われることが望まれます。このため、大垣駅を中心に放射状に運行される『**基幹的バス路線（平日運行本数往復30本以上のバス路線）**』の沿道に地域の『**生活拠点**』を設定し、それぞれの地域においても暮らしやすい都市形成を目指します。
- ③ 居住の誘導に関し、まちづくり方針では、基本方針3「居住空間の再構築」の中で“公共交通ネットワークを活かし、各種都市機能が充実した中心拠点や地域の生活拠点へ容易にアクセスできる、生活利便性の高い居住空間の構築を図る”こととしています。このため、本市における『**居住誘導区域**』は、公共交通や徒歩により、都市の中心拠点や地域の生活拠点へのアクセスが容易な区域に設定します。
- ④ 災害に強い都市を形成するため、都市の中心拠点と地域の生活拠点を結ぶ『**多極ネットワーク型**』の都市構造とし、各拠点においては災害対応に必要な都市機能の充実を図ります。

5-2 集約型都市の基本構造

以上の考え方に基づき、次図のとおり集約型都市の基本構造を設定します。



第6章 誘導区域等の設定

6-1 居住誘導区域

(1) 基本的な考え方

居住誘導区域は、人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導する区域で、市街化区域内に設定します。

(2) 区域の設定方法

本市における居住誘導区域は、「5-1-(2) 集約型都市の基本構造の考え方」で示したとおり、公共交通や徒歩により、都市の中心拠点や地域の生活拠点へのアクセスが容易な区域に設定する方針とし、これに従い次のとおり区域を設定します。

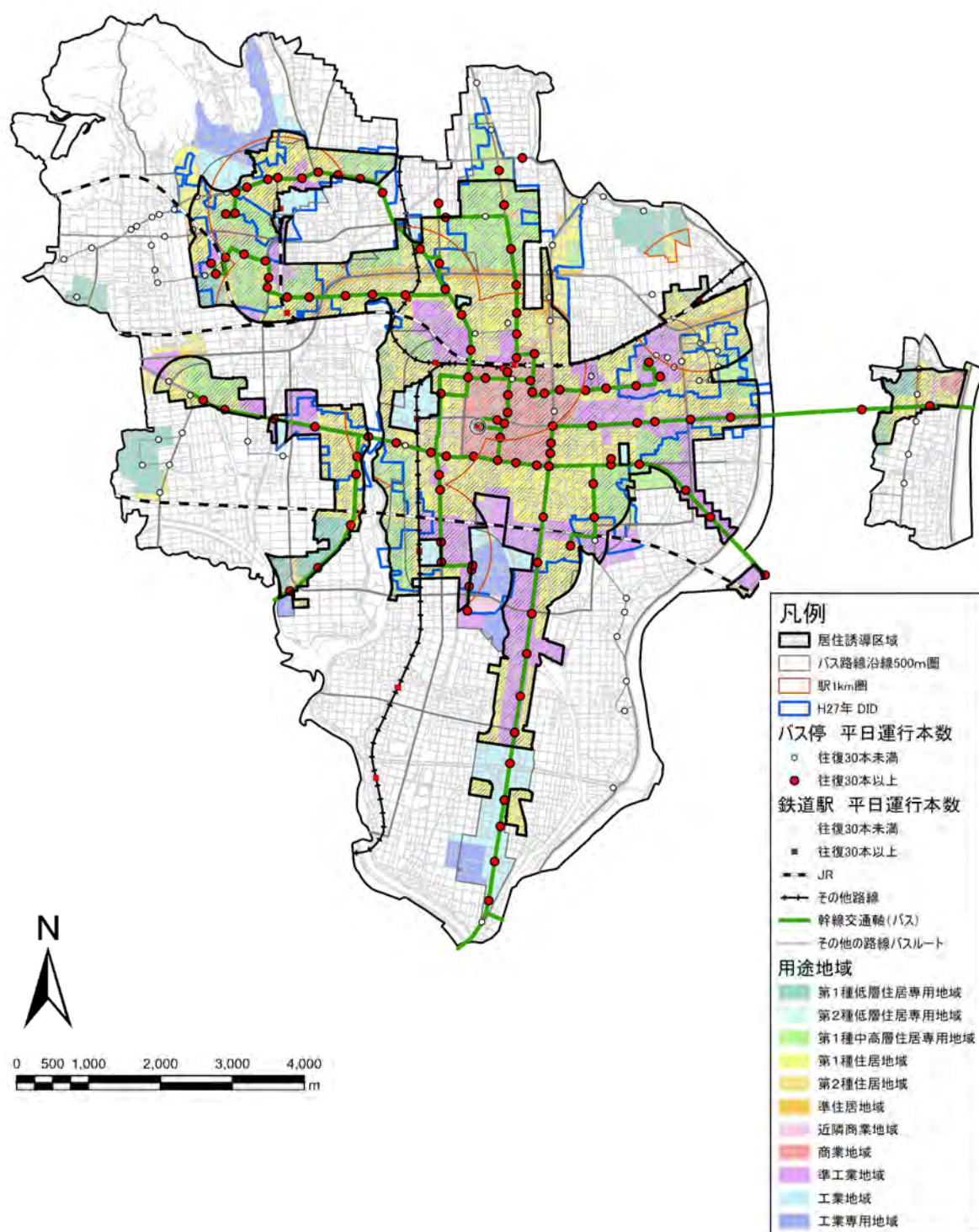
『都市の中心拠点や地域の生活拠点へのアクセス性等を考慮して、市街化区域内の「平日運行本数往復 30 本以上のバス路線のうち、大垣市地域公共交通計画における「幹線交通軸（バス）」の半径 500m 圏内※」及び「平日運行本数往復 30 本以上の鉄道駅から半径 1km 圏内※」を居住誘導区域に設定します。また、都市機能誘導区域として設定した区域は、居住誘導区域とします。』

※ バス路線から半径 500m 圏内、鉄道駅から半径 1km 圏内を公共交通の利便性が高い区域と捉えた。

(3) 居住誘導区域（都市機能誘導区域）に含めない区域

- 法令により誘導区域に含めてはならない区域
 - ・ 市街化調整区域
 - ・ 住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域
 - ・ 急傾斜地崩壊危険区域
 - ・ 土砂災害特別警戒区域
- 都市計画運用指針により原則含まないこととすべき区域
 - ・ 土砂災害警戒区域
- 誘導区域に含むことが適当でないと判断した区域
 - ・ 工業専用地域
 - ・ 工業地域
- その他区域についても総合的に判断し、誘導区域に含むことが適当でないと判断される場合には含みません。

【居住誘導区域】



市街化区域面積…①	3,460.3ha
居住誘導区域面積…②	2,705.0ha
市街化区域面積における居住誘導区域面積比率… (②／①×100)	78.2%
R22 人口 (人口ビジョン) ／R2 人口 (国勢調査) ※計画区域内 (150,042 人) (154,310 人)	97.2%

6-2 都市機能誘導区域

(1) 基本的な考え方

都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業などの都市機能を都市の中心拠点や地域の生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図るために設定する区域で、都市機能の立地の適正化を効果的に図る観点から、原則として居住誘導区域の中に設定します。

(2) 区域の設定方針

① 都市の中心拠点

都市の中心拠点における主要な課題として、人口減少・少子高齢化の進行が顕著で、それらにともない都市の中心としての活力が低下していることが挙げられます。このため、子育て支援を中心に施策を展開することにより、子育て世代のまちなか居住を推進し、人口減少・少子高齢化に歯止めをかけます。

また、西濃圏域の中心都市にふさわしい賑わいと活力ある拠点づくりを図ります。これらの視点より、都市の中心拠点の区域は、次の方針に従い設定します。

- ・ 中心市街地活性化基本計画にて各種活性化施策を実施してきた区域を中心に設定します。
- ・ 徒歩や自転車等で都市機能が利用可能な区域とします。
- ・ 都市の中心拠点にふさわしい人口密度の確保を目指します。
- ・ 子育て支援施設の充実により、子育て世代を中心とした定住化を促進します。
- ・ 災害等に対する安全性を考慮します。

② 地域の生活拠点

近年、高齢者の運転免許自主返納や若者の車離れが進む中で、大型店等の生活サービス施設が分散する本市では、これらの方にとって生活しやすい環境とは言い難い状況にあります。そうした中で、各地域の生活拠点においても、子育て世帯や高齢者、単身の若者も徒歩や自転車等での生活がしやすいよう、日常的に必要な都市機能の充実が求められます。このため、徒歩や自転車等でも日常の買い物や子育て等が各地域の生活圏内で行うことができることを目指し、安全・安心な地域の生活拠点づくりを進めます。

特に、本計画の基本目標を踏まえて、子育て支援施設の充実などにより、子育て世代の居住を促進します。

これらの視点より、地域の生活拠点の区域は、次の方針に従い設定します。

- ・ 公共交通により、都市の中心拠点へのアクセスが容易な区域に設定します。
- ・ 徒歩や自転車等で都市機能が利用可能な区域とします。
- ・ 人口動向を考慮して区域を設定します。
- ・ 地域の生活圏の中心としての歴史的背景を考慮します。
- ・ 子育て支援施設の充実により、子育て世代を中心とした定住化を促進します。
- ・ 災害等に対する安全性を考慮します。

(3) 区域の設定方法

区域の設定方針を踏まえ、都市の中心拠点及び地域の生活拠点の区域を次のとおり設定します。

① 都市の中心拠点

本市の中心部は、大垣駅を起点として、バス路線が放射状に運行しており、徒歩に限定されることなく一帯を移動することが可能です。

このため、都市の中心拠点を都市機能が充実している中心市街地一帯と捉え、「大垣駅通り※を中心とした半径 1km 圏内」とします。

※ 高屋町交差点と郭町交差点とを結ぶ直線とする。

【中心部のバス路線網】



② 地域の生活拠点

次の条件を満たす半径 500m 圏内※¹ とします。

ただし、大垣市都市計画マスタープランで情報産業拠点として発展させるべき地区に位置づけているソフトピアジャパン周辺地区（三城地区）は、当該産業の充実拡大にあわせて居住や都市機能の誘導を推進すべき地区であることから、半径 800 m 圏内※² とします。

※1 高齢者の一般的な徒歩圏を 500m と捉えた。

※2 一般的な徒歩圏を 800m と捉えた。

【条件1】 交通の利便性

基幹的公共交通（平日運行本数往復 30 本以上）を軸とした多極ネットワーク型のコンパクトシティを形成するため、幹線交通軸（バス）の路線上に中心（交差点）を設定し、バス停又は鉄道駅を含む区域とします。

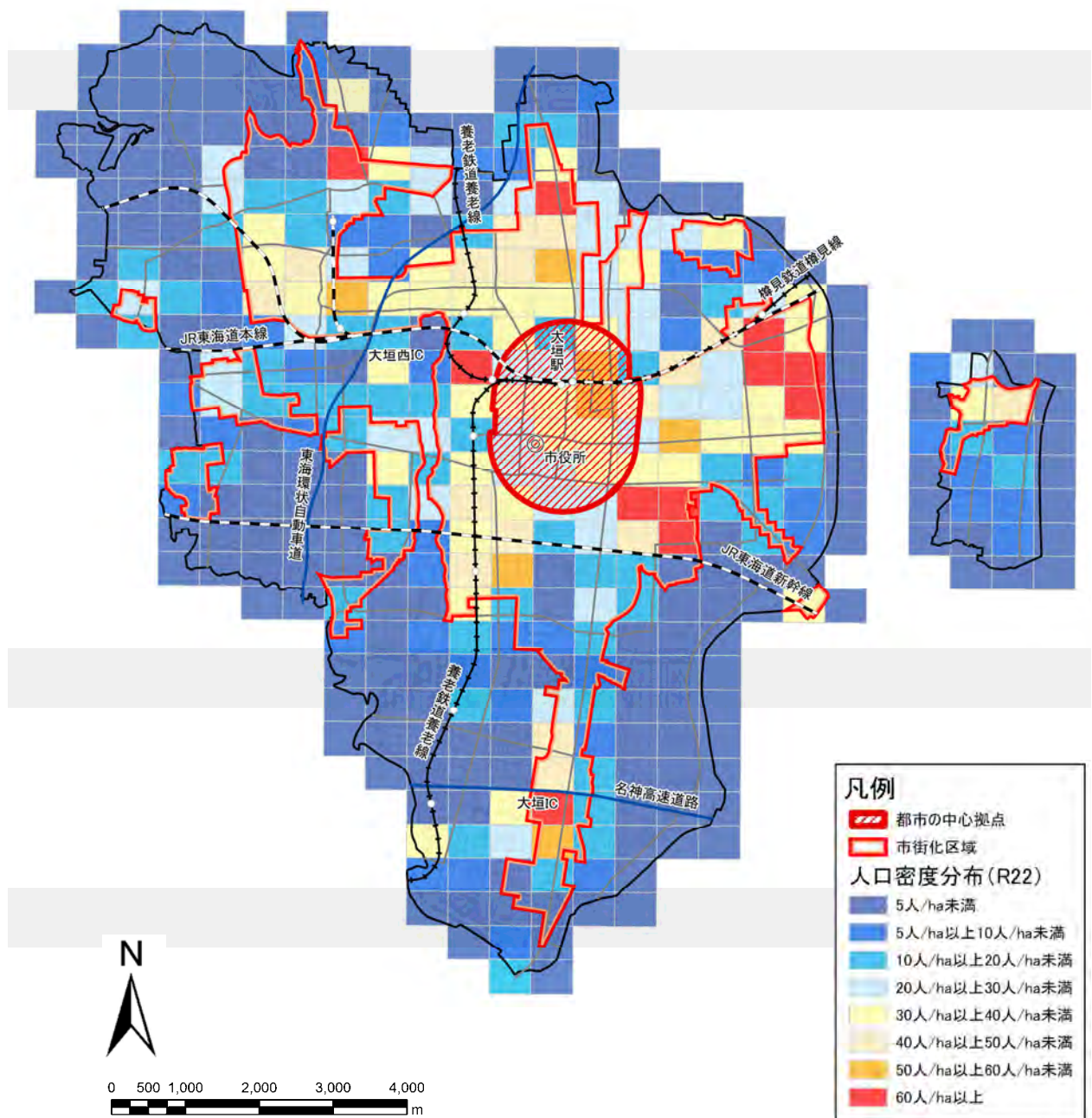
【基幹的公共交通と居住誘導区域の重ね合わせ】



〔条件2〕 将来人口密度

生活サービスを持続的に確保するため、R22年の将来人口推計における人口密度が40人/ha程度の区域の付近に設定します。

【将来人口密度（R22）】



[条件3] 都市機能誘導施設の立地状況

子育て日本一が実感できるコンパクトなまちづくりを推進するとともに、効果的かつ効率的に拠点の形成を図るため、子育て支援施設や教育施設をはじめとする既存の都市機能誘導施設を多く包含できる区域とします。

区域を設定する際の対象施設の優先順位としては、子育て支援施設・教育施設を最優先とした上で、一般の生活における利用頻度を考慮し、商業施設、医療施設の順とします。

【包含する都市機能誘導施設の優先順位】

優先 順位	対象施設	
1	子育て支援施設	地域子育て支援拠点、保育所、認定こども園、子育てサロン開催施設
	教育施設	幼稚園
2	商業施設	総合スーパー、食料品スーパー、ドラッグストア
3	医療施設	病院・診療所（内科、外科、小児科）、調剤薬局
4	その他施設	その他の都市機能誘導施設に位置づけられた（又は位置づけを検討する）施設

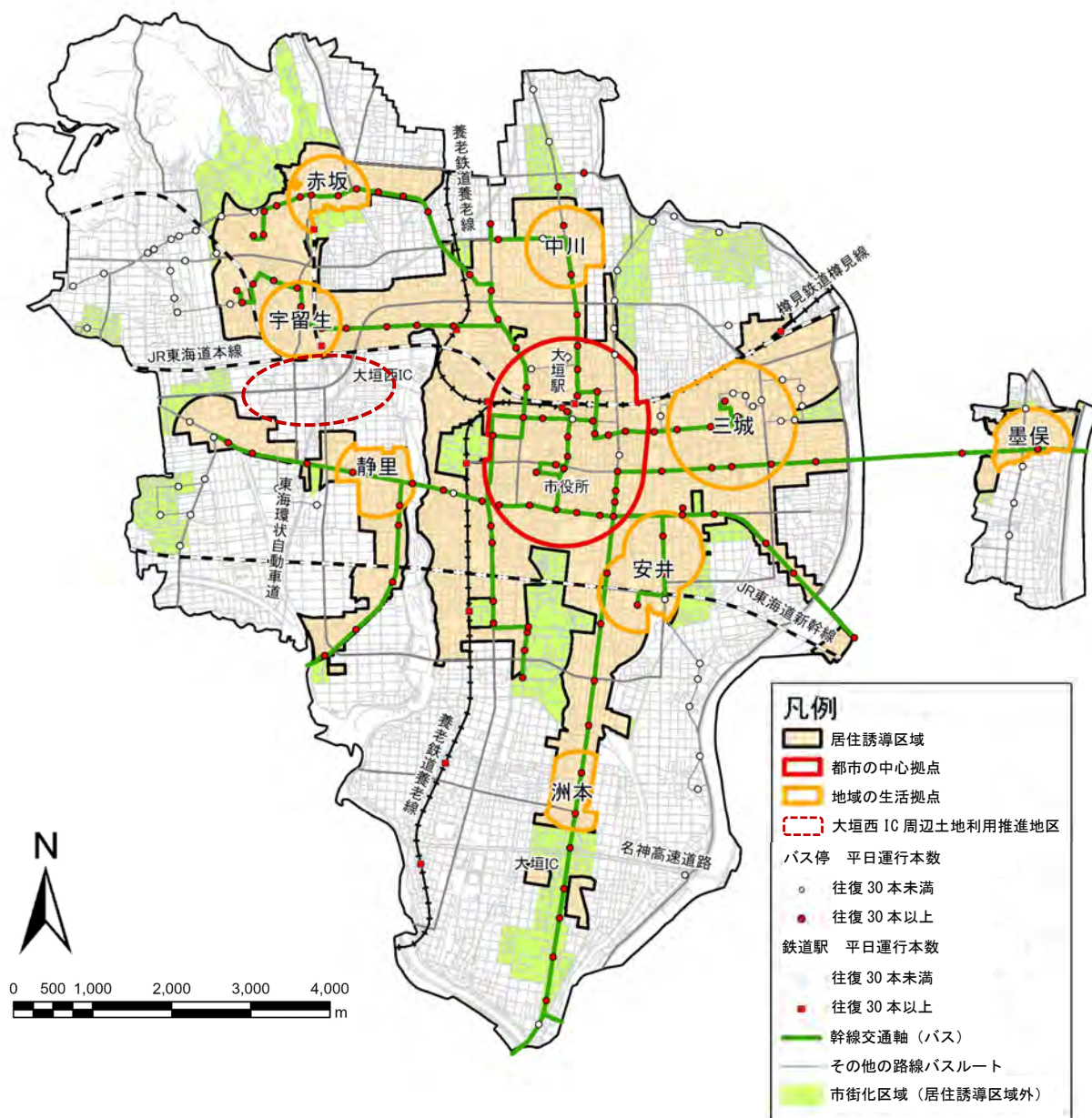
[条件4] その他

- （ア）合併前旧町の中心部として、歴史的に集落の拠点としての役割を担ってきた赤坂地区及び墨俣地区は、地域の生活拠点として維持します。
- （イ）災害に対する安全性を確保するため、避難場所や避難所としての機能を有する施設を含む区域とします。
- （ウ）平日運行本数往復30本未満の公共交通路線を有し、将来人口密度が高く、都市機能が充実している地区については、今後、当該地域の路線の充実が予測されることから、本計画においても、居住や都市機能の誘導を図るべき地区として、地域の生活拠点に設定します。

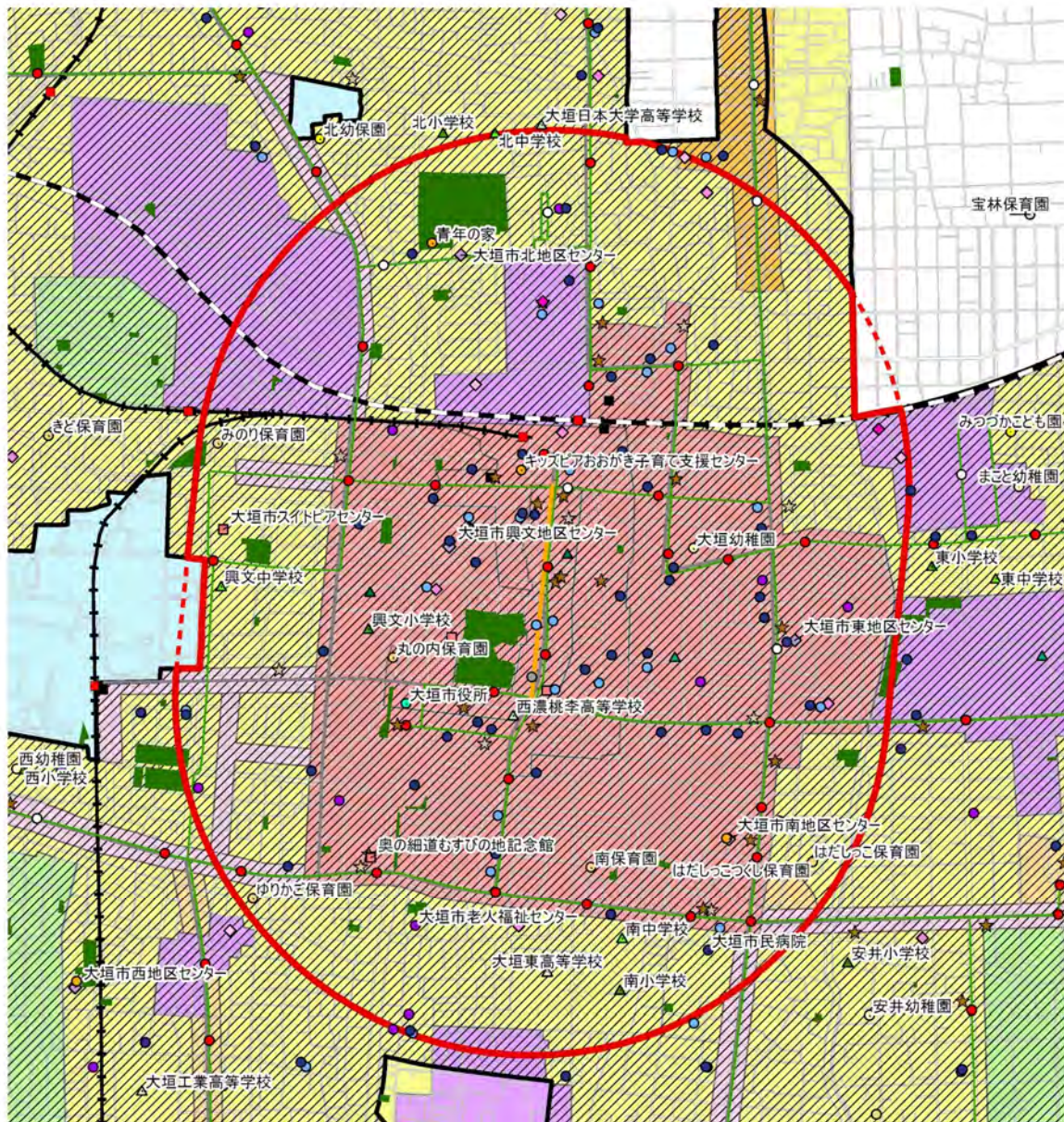
(4) 都市機能誘導区域（都市の中心拠点、地域の生活拠点）

区域の設定方法に従い、都市機能誘導区域（都市の中心拠点及び地域の生活拠点）の区域を図示すると、次のとおりとなります。

【都市機能誘導区域（都市の中心拠点と地域の生活拠点）】



【都市の中心拠点】



R5年4月時点の情報に基づく



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

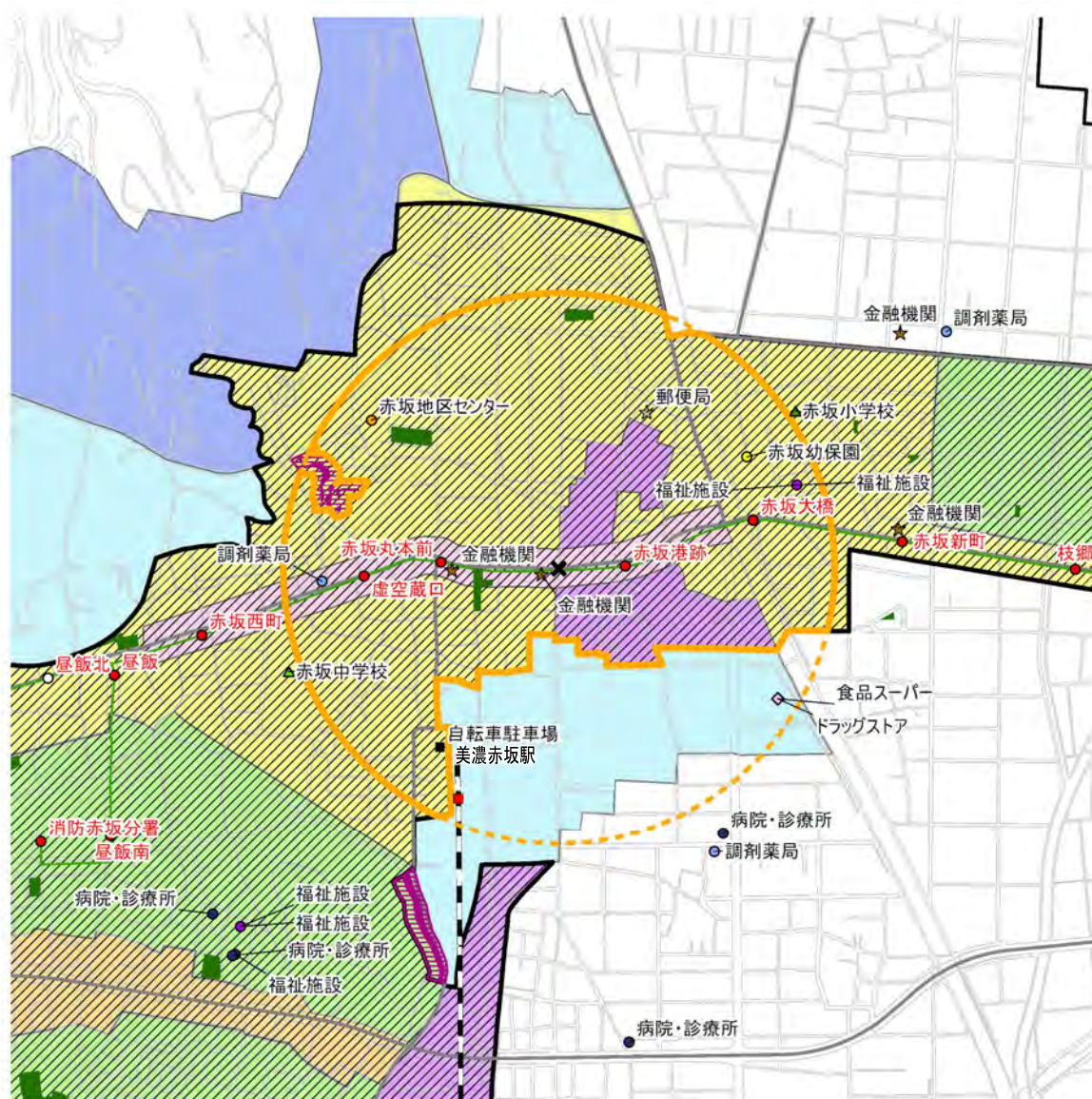
第7章

第8章

第9章

第10章

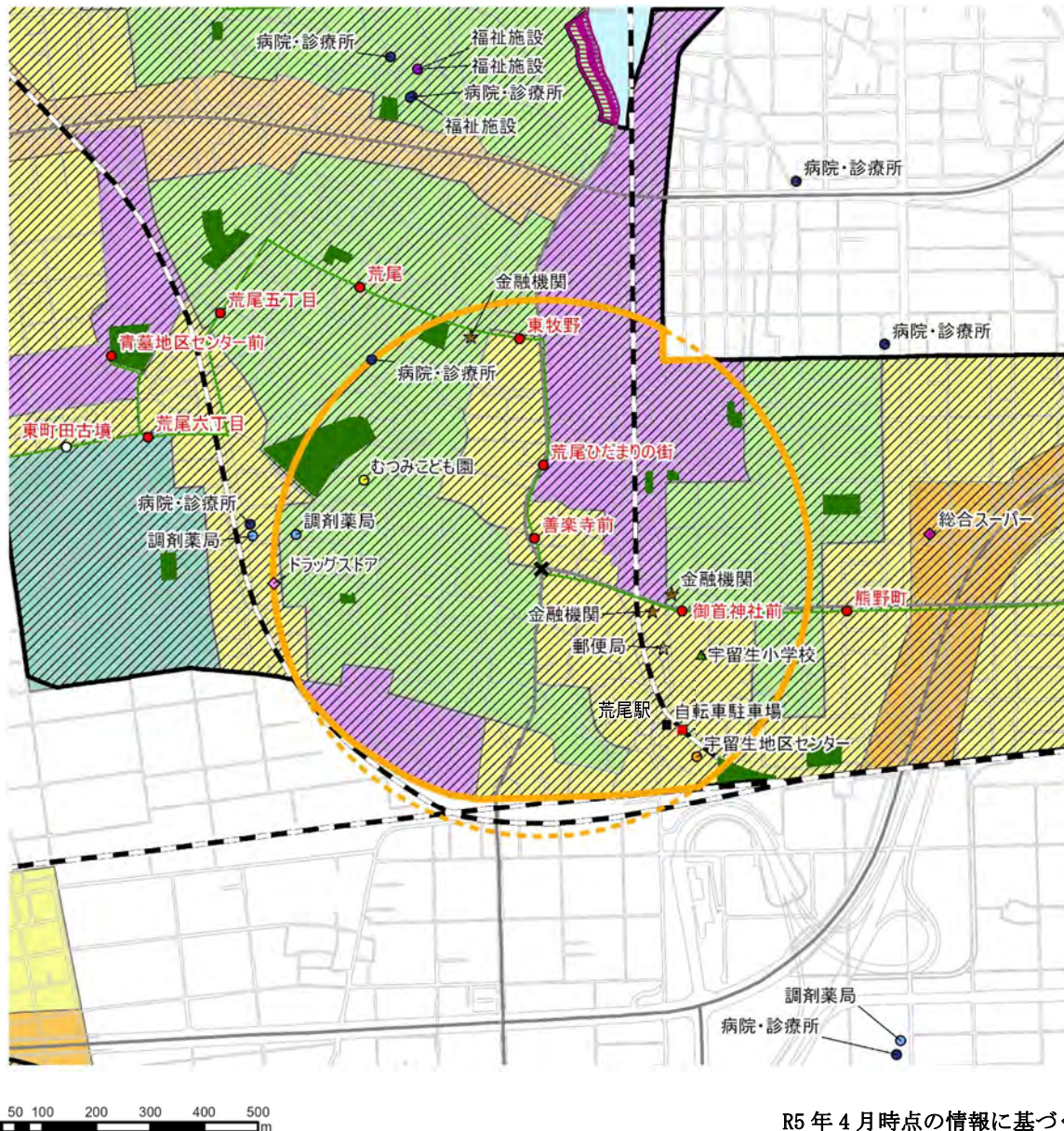
【地域の生活拠点（赤坂地区）】



R5 年 4 月時点の情報に基づく

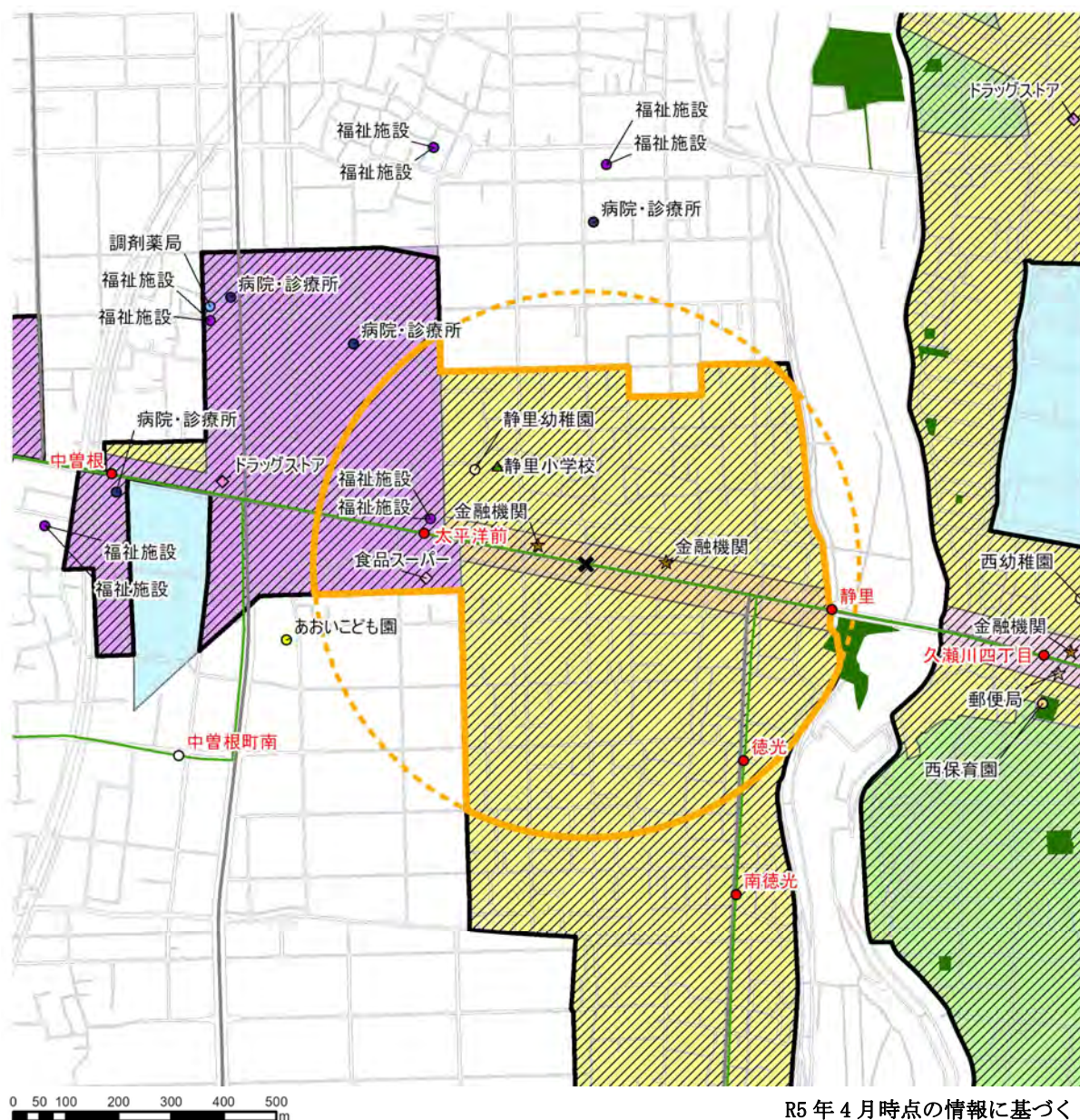
 地域の生活拠点 居住誘導区域 × 地域の生活拠点中心 地域の生活拠点中心から500m圏域 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域 バス停 平日運行本数 ○ 往復30本未満 ● 往復30本以上 鉄道駅 平日運行本数 ○ 往復30本未満 ■ 往復30本以上 — 路線バスルート 都市公園	● 病院・診療所 ● 調剤薬局 ● 福祉施設 ◆ 総合スーパー ◇ 食料品スーパー ◇ ドラッグストア ○ 子育て支援 ○ 保育所 ○ 幼稚園 ○ 認定こども園 ● 病院・診療所 ● 調剤薬局 ● 福祉施設 ◆ 総合スーパー ◇ 食料品スーパー ◇ ドラッグストア ○ 子育て支援 ○ 保育所 ○ 幼稚園 ○ 認定こども園	▲ 小学校 ▲ 中学校 ▲ 高等学校 ▲ 大学 ▲ 特別支援学校 ▲ 各種学校 ▲ 専修学校 ○ 地域交流施設 ★ 金融機関 ☆ 郵便局 ■ 自転車駐車場	用途地域 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域
---	---	--	--

【地域の生活拠点（宇留生地区）】



- 地域の生活拠点 - 居住誘導区域 - 地域の生活拠点中心 - 地域の生活拠点中心から500m圏域 - 土砂災害特別警戒区域 - 土砂災害警戒区域 - バス停 平日運行本数 - 往復30本未満 - 往復30本以上 - 鉄道駅 平日運行本数 - 往復30本未満 - 往復30本以上 - 路線バスルート - 都市公園	- 病院・診療所 - 調剤薬局 - 福祉施設 - 総合スーパー - 食料品スーパー - ドラッグストア - 子育て支援 - 保育所 - 幼稚園 - 認定こども園	- 小学校 - 中学校 - 高等学校 - 大学 - 特別支援学校 - 各種学校 - 専修学校 - 地域交流施設 - 金融機関 - 郵便局 - 自転車駐車場	- 用途地域 - 第1種低層住居専用地域 - 第2種低層住居専用地域 - 第1種中高層住居専用地域 - 第1種住居地域 - 第2種住居地域 - 準住居地域 - 近隣商業地域 - 商業地域 - 準工業地域 - 工業地域 - 工業専用地域
--	---	---	--

【地域の生活拠点（静里地区）】



R5 年 4 月時点の情報に基づく

- 地域の生活拠点 - 居住誘導区域 - 地域の生活拠点中心 - 地域の生活拠点中心から500m圏域 - 土砂災害特別警戒区域 - 土砂災害警戒区域 - バス停 平日運行本数 ○ 往復30本未満 ● 往復30本以上 - 鉄道駅 平日運行本数 ○ 往復30本未満 ■ 往復30本以上 - 路線バスルート - 都市公園	● 病院・診療所 ○ 調剤薬局 ● 福祉施設 ◆ 総合スーパー ◇ 食料品スーパー ◇ ドラッグストア ○ 子育て支援 ○ 保育所 ○ 幼稚園 ● 認定こども園 ▲ 小学校 ▲ 中学校 ▲ 高等学校 ▲ 大学 ▲ 特別支援学校 ▲ 各種学校 ▲ 専修学校 ○ 地域交流施設 ☆ 金融機関 ☆ 郵便局 ■ 自転車駐車場	- 用途地域 - 第1種低層住居専用地域 - 第2種低層住居専用地域 - 第1種中高層住居専用地域 - 第1種住居地域 - 第2種住居地域 - 準住居地域 - 近隣商業地域 - 商業地域 - 準工業地域 - 工業地域 - 工業専用地域
--	--	--

【地域の生活拠点（中川地区）】



	地域の生活拠点		病院・診療所		小学校		用途地域
	居住誘導区域		調剤薬局		中学校		第1種低層住居専用地域
	地域の生活拠点中心		福祉施設		高等学校		第2種低層住居専用地域
	地域の生活拠点中心から500m圏域		総合スーパー		大学		第1種中高層住居専用地域
	土砂災害特別警戒区域		食料品スーパー		特別支援学校		第1種住居地域
	土砂災害警戒区域		ドラッグストア		各種学校		第2種住居地域
バス停 平日運行本数			子育て支援		専修学校		準住居地域
○ 往復30本未満			保育所		地域交流施設		近隣商業地域
● 往復30本以上			幼稚園		金融機関		商業地域
鉄道駅 平日運行本数			認定こども園		郵便局		準工業地域
○ 往復30本未満					自転車駐車場		工業地域
● 往復30本以上							工業専用地域
	路線バスルート						
	都市公園						

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

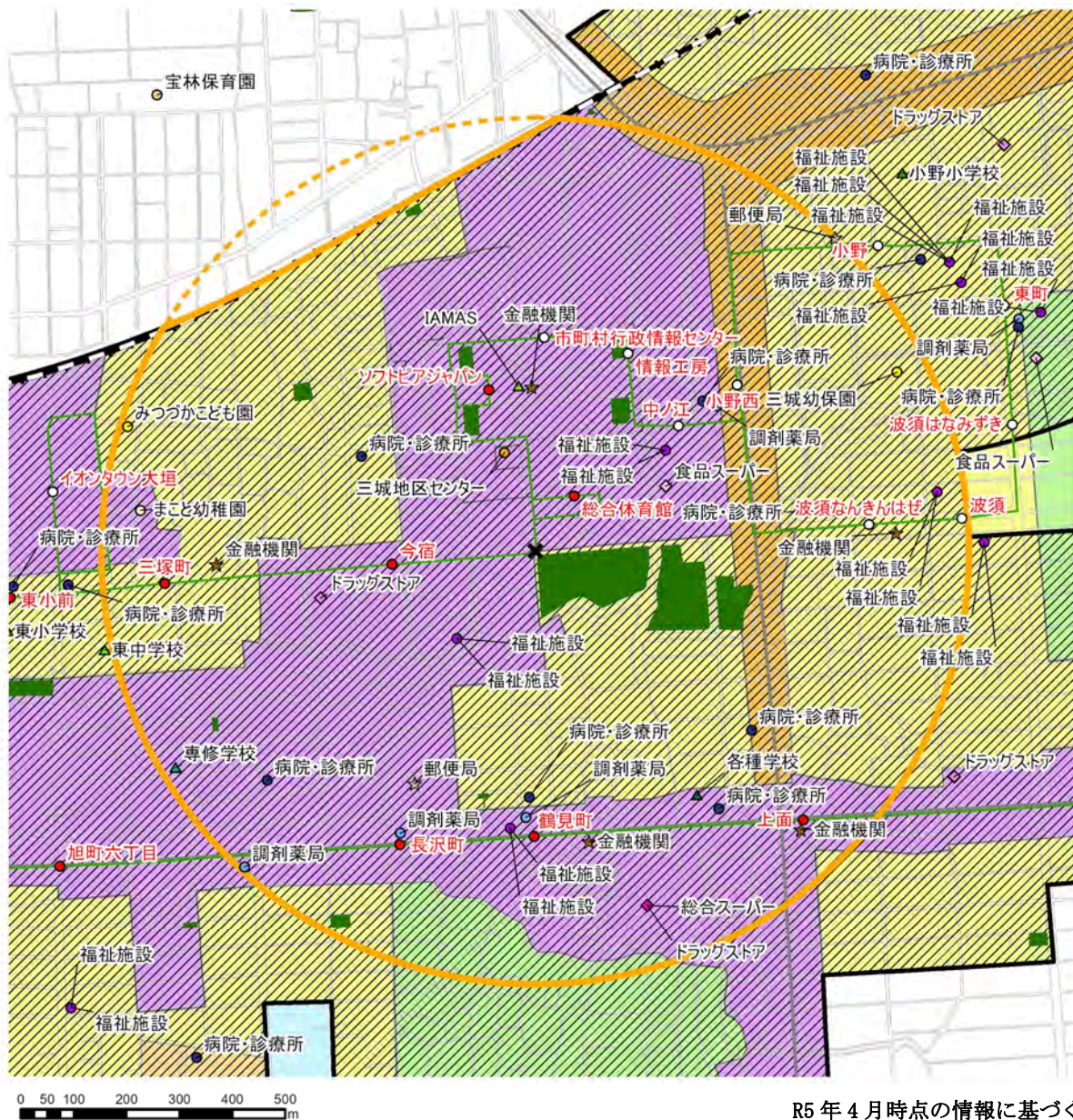
第7章

第8章

第9章

第10章

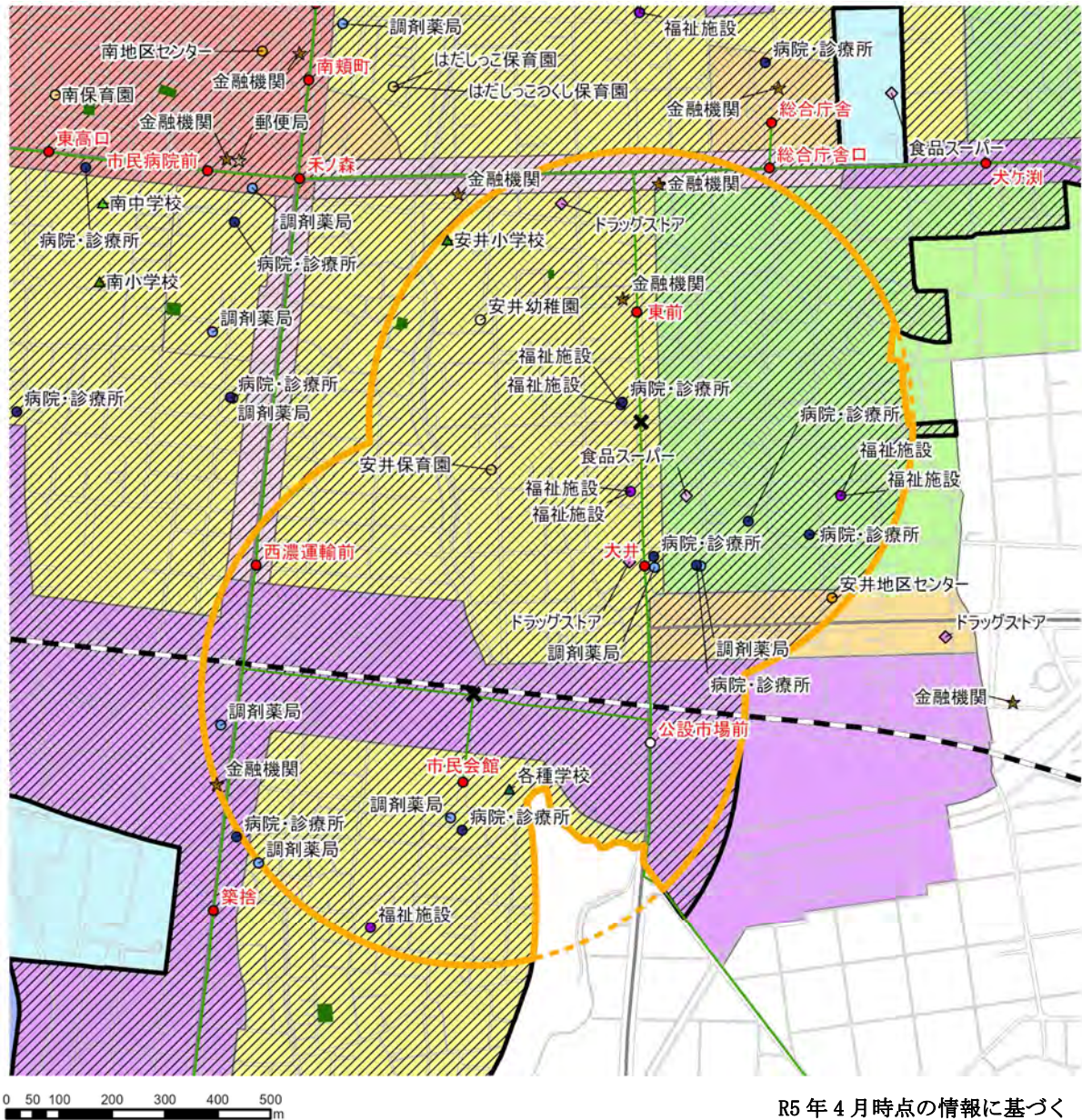
【地域の生活拠点（三城地区）】



R5 年 4 月時点の情報に基づく

	地域の生活拠点		病院・診療所		小学校	用途地域		
	居住誘導区域		調剤薬局		中学校			第1種低層住居専用地域
	地域の生活拠点中心		福祉施設		高等学校			第2種低層住居専用地域
	地域の生活拠点中心から800m圏域		総合スーパー		大学			第1種中高層住居専用地域
	土砂災害特別警戒区域		食料品スーパー		特別支援学校			第1種住居地域
	土砂災害警戒区域		ドラッグストア		各種学校			第2種住居地域
バス停 平日運行本数			子育て支援		専修学校			準住居地域
○ 往復30本未満			保育所		地域交流施設			近隣商業地域
● 往復30本以上			幼稚園		金融機関			商業地域
鉄道駅 平日運行本数			認定こども園		郵便局			準工業地域
○ 往復30本未満					自転車駐車場		工業地域	
■ 往復30本以上							工業専用地域	
	路線バスルート							
	都市公園							

【地域の生活拠点（安井地区）】



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

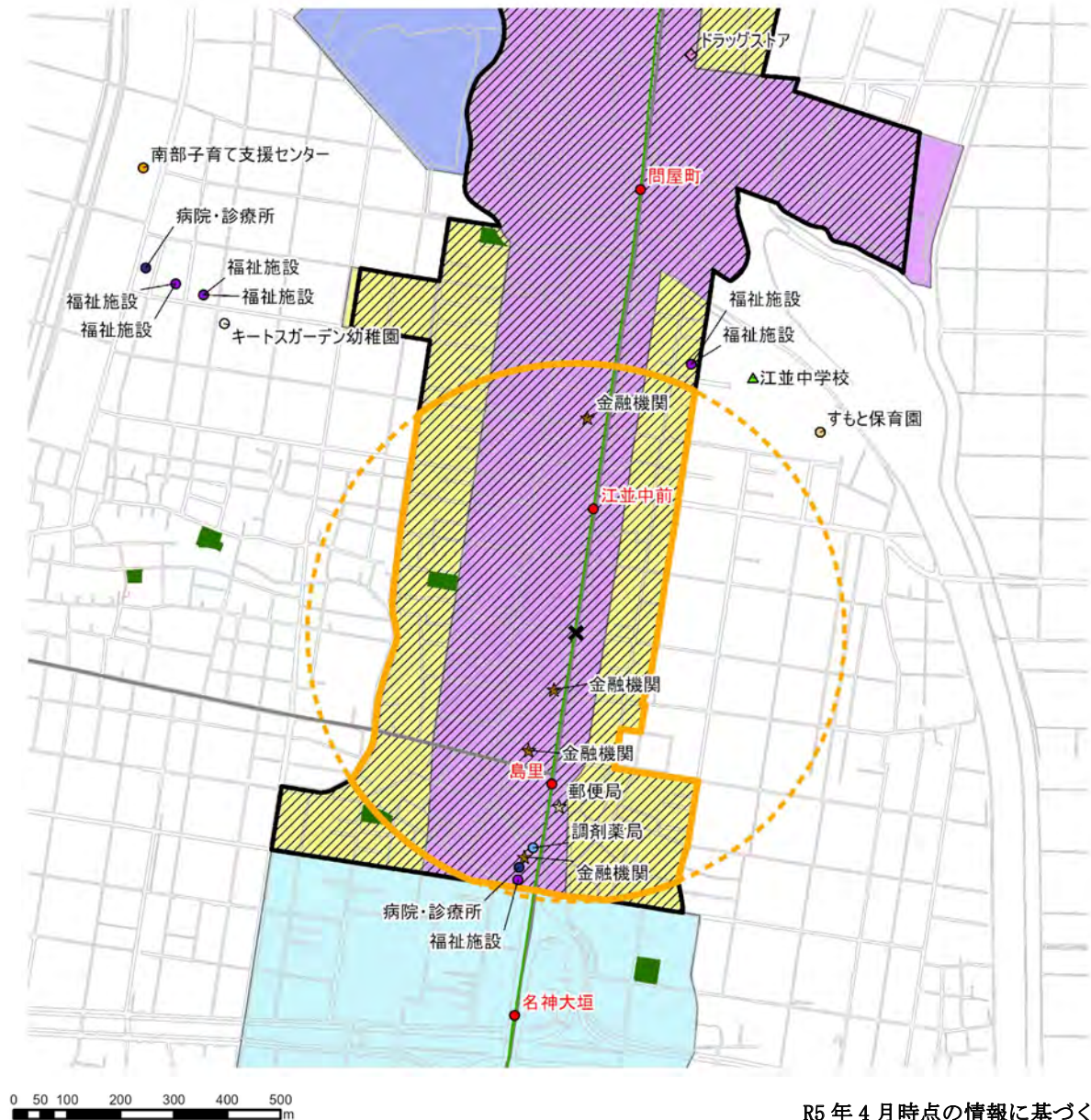
第7章

第8章

第9章

第10章

【地域の生活拠点（洲本地区）】



R5 年 4 月時点の情報に基づく

地域の生活拠点 居住誘導区域 地域の生活拠点中心 地域の生活拠点中心から500m圏域 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域 バス停 平日運行本数 ○ 往復30本未満 ● 往復30本以上 鉄道駅 平日運行本数 ○ 往復30本未満 ■ 往復30本以上 — 路線バスルート 都市公園	● 病院・診療所 ○ 調剤薬局 ● 福祉施設 ◆ 総合スーパー ◇ 食料品スーパー ◇ ドラッグストア ○ 子育て支援 ○ 保育所 ○ 幼稚園 ○ 認定こども園 ▲ 小学校 ▲ 中学校 △ 高等学校 ▲ 大学 ▲ 特別支援学校 ▲ 各種学校 ▲ 専修学校 ○ 地域交流施設 ★ 金融機関 ☆ 郵便局 ■ 自転車駐車場	▲ 小学校 ▲ 中学校 △ 高等学校 ▲ 大学 ▲ 特別支援学校 ▲ 各種学校 ▲ 専修学校 ○ 地域交流施設 ★ 金融機関 ☆ 郵便局 ■ 自転車駐車場	用途地域 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域
--	---	--	--

【地域の生活拠点（墨俣地区）】



R5年4月時点の情報に基づく

地域の生活拠点	病院・診療所	小学校	用途地域
居住誘導区域	調剤薬局	中学校	第1種低層住居専用地域
地域の生活拠点中心	福祉施設	高等学校	第2種低層住居専用地域
地域の生活拠点中心から500m圏域	総合スーパー	大学	第1種中高層住居専用地域
土砂災害特別警戒区域	食料品スーパー	特別支援学校	第1種住居地域
土砂災害警戒区域	ドラッグストア	各種学校	第2種住居地域
バス停 平日運行本数	子育て支援	専修学校	準住居地域
往復30本未満	保育所	地域交流施設	近隣商業地域
往復30本以上	幼稚園	金融機関	商業地域
鉄道駅 平日運行本数	認定こども園	郵便局	準工業地域
往復30本未満		自転車駐車場	工業地域
往復30本以上		芸術文化スポーツ関連施設	工業専用地域
路線バスルート			
都市公園			

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

6-3 その他の区域の方針（居住誘導区域以外の区域の位置づけ）

（１）市街化区域内における居住誘導区域以外の区域

市街化区域内における居住誘導区域以外の区域は、従来の都市計画によるまちづくりを継続し、大垣市都市計画マスタープランで定めた方針に基づく各種施策の推進により、ゆとりある良好な住環境の保全を図ります。

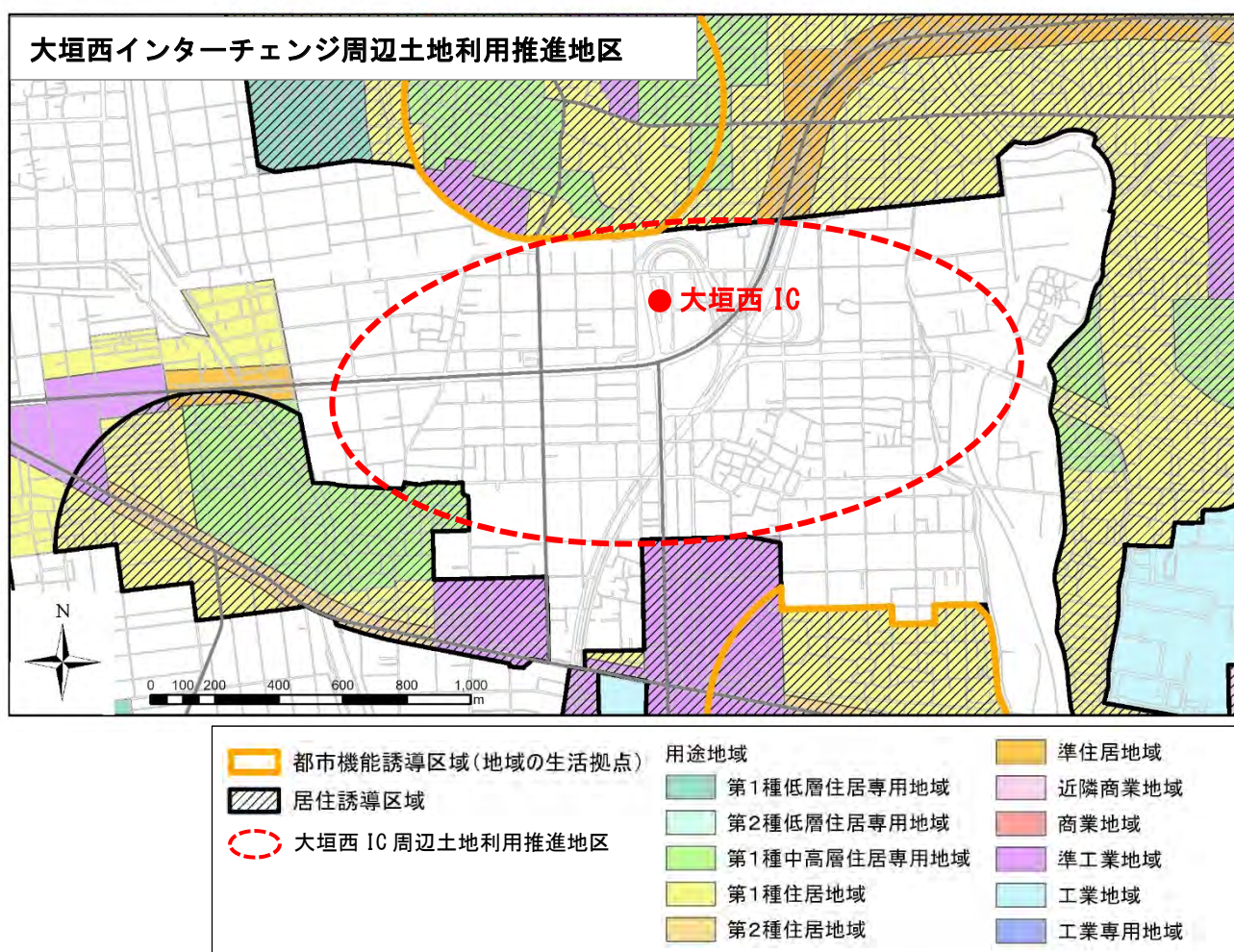
（２）市街化調整区域

市街化調整区域では、そこに暮らす住民が安心して暮らし続けられるよう、公共交通などの利便性を維持するとともに、農業振興と農地保全を図りながら、集落地などにおける住環境の維持を図ります。

（３）大垣西インターチェンジ周辺土地利用推進地区

東海環状自動車道大垣西インターチェンジ周辺については、幹線道路の結節点という交通アクセス優位性を生かした広域的な観光、防災、農業、商業、工業、物流、地域交流等の複合的な土地利用を一体的に推進する地区とし、広域的な観光交流を主目的としながら、地域住民の生活利便にも寄与する土地利用を図ります。

当地区は、農林漁業との調整措置が整った場合において区域区分の変更を行います。



第7章 都市機能誘導施設の設定

7-1 都市機能誘導施設に関する基本的事項

(1) 基本的な考え方

都市機能誘導施設は、郊外部を含めた地域生活圏全体の居住者の生活利便性を維持するために、都市機能誘導区域内に維持・誘導する施設で、日常生活に必要な施設です。

なお、各都市機能誘導区域内には、次項の区分ごとに1施設以上（都市の中心拠点については2施設以上）を維持・誘導します。

(2) 誘導施設の方針

誘導施設は、それぞれの拠点ごとに、次の方針に基づいて設定します。

① 都市の中心拠点

- ・ 中心市街地全体の魅力向上に向け、歴史・文化・自然などの地域資源を生かした施設を維持・誘導します。
- ・ 子育て世代を中心とした定住化を促進するため、安心して子育てができる環境に寄与する施設を維持・誘導します。
- ・ 高齢者の安心で快適な暮らしに寄与する施設を維持・誘導します。
- ・ 安全な居住環境を考慮し、災害対策機能を有した公共施設を維持・誘導します。

② 地域の生活拠点

- ・ 既存の都市機能誘導施設の維持を基本とし、不足する施設は誘導します。
- ・ 子育て世代を中心とした定住化を促進するため、安心して子育てができる環境に寄与する施設を維持・誘導します。
- ・ 高齢者の安心で快適な暮らしに寄与する施設を維持・誘導します。
- ・ 安全な居住環境を考慮し、災害対策機能を有した公共施設を維持・誘導します。

(3) 誘導施設に関する基本的事項

本市の誘導施設に関する基本的事項を整理すると、次表のようになります。

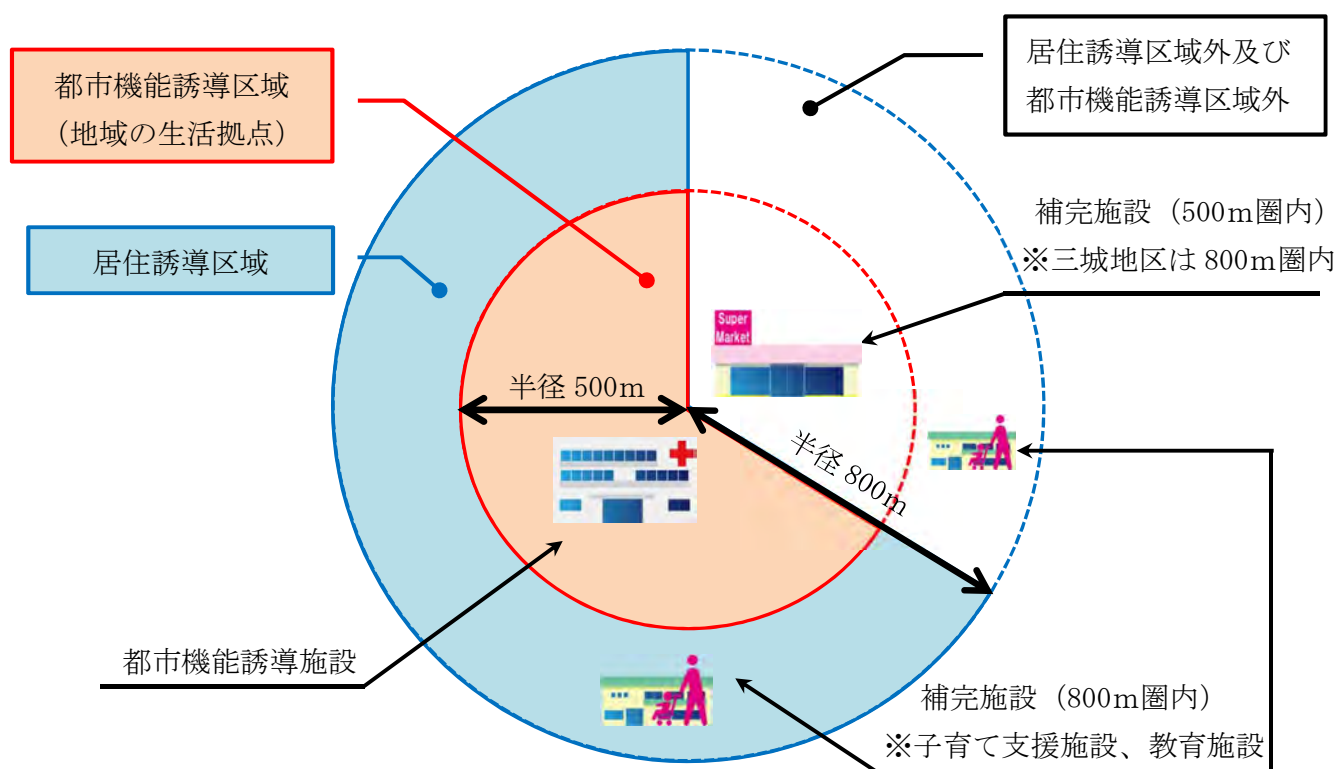
【本市の誘導施設に関する基本的事項】

分類	定義	都市の中心拠点	地域の生活拠点
都市の魅力向上施設	中心市街地全体の魅力向上に向け、歴史・文化・自然等の地域資源を生かした施設	・芸術文化関連施設 ・スポーツ関連施設 ・広場 等	
日常生活サービス施設	医療・福祉・商業施設等の日常生活に必要となる施設、子育て環境に寄与する施設、高齢者の安心で快適な暮らしに寄与する施設	・医療施設 ・福祉施設 ・商業施設 ・子育て支援施設 等	
災害対策施設	災害対策機能を有した公共施設	・市役所庁舎 ・都市公園 等	・都市公園 等

(4) 補完施設

都市機能誘導区域内には存在しませんが、地域の生活拠点の中心から半径 500m 圏内（三城地区は半径 800m 圏内）にある都市機能誘導施設の機能を有する施設は、補完施設（誘導施設が持つ機能を補完する施設）とします。

ただし、主として子育て世代が利用する「子育て支援施設」及び「教育施設」については、地域の生活拠点の半径 800m 圏内に存在する施設を補完施設とします。



7-2 都市機能誘導施設の設定

前項の基本的事項を踏まえ、都市機能誘導施設を次のとおり設定します。

【都市機能誘導施設】

区分	都市機能誘導施設		定義	中心 拠点	地域 拠点
都市の魅力向上施設	美術館、図書館、体育館、地域交流施設、広場 等		- 博物館法第2条第1項に規定する博物館・美術館、博物館法第29条に規定する博物館相当施設 - 図書館法第2条第1項に規定する図書館相当施設 - その他音楽、演劇、舞踊、映画、スポーツなどの文化芸術事業等のための設備を有する公共施設で、都市の魅力向上に資するもの - 文化・交流等の都市活動が可能な多目的な活動室、コミュニティ活動のための集会議室等を有する地域交流施設で都市の魅力向上に資するもの - 主として歩行者等の休息、鑑賞、交流等の用に供することを目的とする公共空地	○	－
日常生活サービス施設	医療施設	病院	医療法第1条の5に規定する病院及び診療所の内、内科・外科・小児科のいずれかを診療科目としているもの	○	○
		診療所			
		調剤薬局	医療法第1条の2に規定する調剤薬局	○	○
	福祉施設	老人福祉センター	老人福祉法第5条の3に規定する施設	△	－
		通所系施設	通所系介護施設・通所系障害福祉施設	△	△
	商業施設	総合スーパー	店舗面積500㎡以上の商業施設（共同店舗・複合施設等含む）で、生鮮食料品を取り扱うもの	○	○
		食料品スーパー			
ドラッグストア		以下のいずれかに該当する店舗面積500㎡以上の事業所 - 産業分類で「ドラッグストア」に格付けされた事業所 - 医療品、化粧品を25%以上取扱い、かつ医療品小売業（調剤薬局を除く）を扱っている事業所			

区分	都市機能誘導施設		定義	中心 拠点	地域 拠点
日常生活サービス施設	子育て支援施設	地域子育て支援拠点	子育てについての相談、情報の提供その他援助を行うとともに、乳幼児又はその保護者が相互に交流を行う場所を提供する施設	○	○
		子育てサロン開催施設			
		保育所	児童福祉法第39条第1項に規定する保育所	○	○
		認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条、17条第1項に規定する認定こども園		
	教育施設	幼稚園	学校教育法第1条に規定する学校	○	○
		小学校		—	—
		中学校		—	—
		高等学校、中等教育学校、特別支援学校		△	△
		大学、高等専門学校		○	△
		専修学校・各種学校	学校教育法第124条、第134条に規定する学校	○	△
	金融施設	銀行、信用金庫、JAバンク	銀行法第2条に規定する銀行、長期信用銀行法第2条に規定する長期信用銀行、信用金庫法に基づく信用金庫、農水産業協同組合貯金保険法第2条第4項第1号に規定する信用事業を行うもの	○	○
		郵便局	日本郵便株式会社法第2条4項に規定する郵便局		
	その他施設	自転車駐車場	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第2条に規定する施設で、収容台数100台以上の施設 ※鉄道利用者の拠点に限定	○	○
		芸術文化スポーツ関連施設	文化・芸術・スポーツなどに関連する公共施設で、都市や地域の魅力向上に資するもの	—	○
災害対策施設	災害対策本部施設（市役所）		災害対策活動の中核拠点として、災害情報の収集伝達及び指揮命令機能を有する施設 ※地域拠点は中心拠点被災時の代替施設	○	—
	救助活動拠点		県外から派遣される多数の警察、消防、自衛隊等の救助部隊等を受け入れるための拠点	△	△
	物資配分活動拠点		県外から又は市町村域を越えて届く多種、大量の支援物資を被災地に効率的に配分するための一時集積配分拠点	△	△
	都市公園		都市公園法第2条に規定する公園又は緑地 ※子育て支援機能を兼ねる	○	○

- (凡例) ○：都市機能誘導施設として位置づける施設
△：今後の各種計画や施設の立地状況に合わせて位置づけを検討する施設
—：利用圏域を考慮し都市機能誘導施設に位置づけない施設

【各都市機能誘導区域の誘導施設一覧（R5.4月時点の情報に基づく）】

区分	都市機能誘導施設		中心 都市の 拠点	地域の生活拠点							
				赤坂	宇留生	静里	中川	三城	安井	洲本	墨俣
都市の魅力 向上施設	美術館、図書館、体育館、 地域交流施設、広場 等		●	－	－	－	－	－	－	－	－
日常生活サービス施設	医療施設	病院、診療所	●	○	●	●	●	●	●	●	●補
		調剤薬局	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	福祉施設	老人福祉センター	▲	－	－	－	－	－	－	－	－
		通所系施設	▲	▲	△	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	商業施設	総合スーパー、食料品 スーパー、ドラッグストア	●	●補	●	●	○	●	●	○	●
		子育て支援施設	地域子育て支援拠点、 子育てサロン開催施設	●	●	●	○	●	●	●	○
	保育所、認定こども園		●	●	●	●補	●補	●	●	●補	●補
	教育施設	幼稚園	●	●	○	●	○	●	●	○	○
		小学校	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		中学校	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		高等学校、中等教育学校、 特別支援学校	▲	△	△	△	▲	△	△	△	△
		大学、高等専門学校	○	△	△	△	△	▲	△	△	△
		専修学校・各種学校	●	△	△	△	△	▲	▲	△	△
	金融施設	銀行、信用金庫、 JAバンク、郵便局	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	その他施設	自転車駐車場 ※鉄道駅を含む拠点に限定	●	●	●	－	－	－	－	－	－
		芸術文化スポーツ関連施設	－	－	－	－	●	●	●	－	●補
災害対策施設	災害対策本部施設 ※市役所		●	－	－	－	－	－	－	－	－
	救助活動拠点		△	△	△	△	△	▲	△	△	▲
	物資配分活動拠点		△	△	△	△	△	▲	△	△	△
	都市公園		●	●	●	●	●	●	●	●	●

(凡例) ●：計画に位置づけがある施設で、既存施設あり。なお、日常生活サービス施設については、「都市の中心拠点」は2施設以上、「地域の生活拠点」は1施設以上が立地している場合は、既存施設あり（充足している）と判断する。

○：計画に位置づけがある施設で、既存施設なし。

▲：今後計画に位置づけを検討する施設で、既存施設あり。

△：今後計画に位置づけを検討する施設で、既存施設なし。

補：補完施設

—：利用圏域を考慮し、都市機能誘導施設に位置づけがない施設

第8章 誘導施策の設定

8-1 居住誘導区域内に居住を誘導するための施策

居住誘導施策は、関連計画等に位置づけられた施策について、それぞれの計画に基づき進めていくとともに、国の支援のある施策や市独自の制度について、居住の誘導の進捗状況により実施を検討します。

(1) 関連計画等に位置づけられている施策等

区分	名 称	概 要
市街地活性化	リフレッシュサポート事業補助金	中心市街地の商店街の活性化のため、商店街の空き店舗をリフレッシュし小売業などを開店される方を支援する補助制度
	個店魅力アップ事業補助金	中心市街地の商店街の活性化のため、商店街の既存店舗を改装される方を支援する補助制度
	市街地再開発事業	良好な市街地住宅の供給により、居住の誘導・集積を推進する。 【具体事業】・大垣駅南前地区市街地再開発事業
	都市再生区画整理事業	良好な市街地住宅の供給や低未利用地の集約・再整備を推進する。
	優良建築物等整備事業	居住空間等の都市機能の更新を図るため、共同不燃建築物の整備を支援する。
住宅（子育て支援）	子育て世代等住宅取得支援事業	子育て世代の定住化を促進するため、市内に新築住宅を取得し、その住宅取得費用として金融機関に借入金の利子を支払った場合でかつ一定の条件を満たす子育て世代の人を対象に、借入金の利子補給金を助成する。
	子育て世代近居支援事業	子育て世代の定住化を促進するため、市内に親世帯が住む子育て世帯が市外から転入（親元近居）する場合に、引越し費用の一部を補助する。
	子育て世代等中古住宅取得リフォーム支援事業	子育て世代の定住の促進及び空き家の有効活用を図るため、子育て世代等が市内に中古住宅を新たに取得し、その取得した中古住宅をリフォームする場合に、リフォーム費用の一部を助成する。
住宅	空き家対策総合支援事業	空家等対策計画に基づき空き家住宅等の除却・活用を推進する。
	空家等除却支援事業	居住環境の改善及び土地の利活用を図るため、空き家所有者等が市内に所有する空き家を除却する場合に、除却費用の一部を助成する。
基盤整備	道路整備に関する事業	誘導施設等へのアクセス性向上や安全で快適な歩行空間の確保により、暮らしやすい住環境の形成を図るための道路整備を実施する。 【具体事業】・歩道等のバリアフリー整備 等
	都市構造再編集中支援事業	持続可能で強靱な都市構造へ再編を図る。 【具体事業】・東地区センター改築事業 ・大垣公園等再整備事業 ・大垣城ホール建設事業 等

区分	名 称	概 要
基盤整備	都市防災総合推進事業	避難地・避難路等の整備および住民の防災に対する意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災上の向上を図る。 【具体事業】・長沢公園の整備 ・中野公園の整備 等
	公園・緑地の整備に関する事業	住環境の向上やまちの賑わい創出のため、公園緑地の整備や景観整備を推進するとともに、子育て支援や心身の健康づくりなどの場として活用を進める。 【具体事業】・駅前広場の整備 ・城前広場の整備 ・赤坂本陣公園の整備 ・北公園再整備事業 等
	グリーンインフラ活用型都市構築支援事業	グリーンインフラの推進、商店街等の中心市街地の活性化等を図るため、公園緑地の整備、公共公益施設の緑地等を推進することを図る。

(2) 今後検討が必要な施策等

① 国の支援制度

区分	名 称	概 要
住宅	住宅セーフティネット制度	民間賃貸住宅や空き家を活用した住宅確保要配慮者向け住宅の改修や入居者負担の軽減（家賃補助）等への支援を検討する。
	空き家再生等推進事業	居住環境の整備改善を図るため、空き家住宅等の除却及び活用を検討する。
基盤整備	バリアフリー環境整備促進事業	高齢者・障がい者に配慮したまちづくりを推進し、高齢者等の社会参加を促進するため、市街地における高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設や建築物の整備等を検討する。
	都市公園ストック再編事業	地域のニーズを踏まえた新たな利活用や都市の集約化に対応し、都市公園の機能や配置の再編を検討する。

② 市独自の制度

区分	名 称	概 要
住宅	住宅取得支援事業等の重点化及び拡充	居住誘導区域における子育て世代を対象とした住宅取得支援事業等の重点化や中古住宅等への拡充について検討する。

(3) 居住誘導区域に含まない区域への対応方針

居住誘導区域外の用途地域や市街化調整区域においては、現在の居住地の維持・保全を図るための各種施策を実施します。

8-2 都市機能誘導区域内に都市機能誘導施設を維持・誘導するための施策

都市機能誘導施策は、関連計画等に位置づけられた施策について、それぞれの計画に基づき進めていくとともに、国の支援のある施策や市独自の制度について、都市機能の誘導の進捗状況により実施を検討します。

(1) 関連計画等に位置づけられている施策等

区分	名 称	概 要
税制措置	課税特例	誘導施設とあわせて整備される公共施設、都市利便施設への固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例
中心市街地活性化	市街地再開発事業	都市拠点における機能集約と活力・魅力の維持・向上を図るため、都市機能の誘導・集積を推進する。 【具体事業】・大垣駅南前地区市街地再開発事業
	都市再生区画整理事業	都市機能誘導区域内への誘導施設の立地を促進するため、住環境整備や低未利用地の集約・再整備を推進する。
	優良建築物等整備事業	居住空間等の都市機能の更新を図るため、共同不燃建築物の整備を支援する。
子育て支援	認定こども園化・耐震化の推進	保育園と幼稚園の機能を併せもつ認定こども園化を推進するとともに、老朽化が著しい園舎の改築等を推進する。
住宅	空き家対策総合支援事業	空家等対策計画に基づき空き家住宅等の除却・活用を推進する。
基盤整備	公園・緑地の整備に関する事業	住環境の向上やまちの賑わい創出のため、公園緑地の整備や景観整備を推進するとともに、子育て支援や心身の健康づくりなどの場として活用を進める。 【具体事業】・駅前広場の整備 ・城前広場の整備 ・赤坂本陣公園の整備 ・北公園再整備事業 等
	グリーンインフラ活用型都市構築支援事業	グリーンインフラの推進、商店街等の中心市街地の活性化等を図るため、公園緑地の整備、公共公益施設の緑地等を推進することを図る。
	都市構造再編集支援事業	持続可能で強靱な都市構造へ再編を図る。 【具体事業】・東地区センター改築事業 ・大垣公園等再整備事業 ・大垣城ホール建設事業 等
	都市防災総合推進事業	避難地・避難路等の整備および住民の防災に対する意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災上の向上を図る。

(2) 今後検討が必要な施策等

① 国の支援制度

区分	名 称	概 要
中心市街地活性化	暮らし・にぎわい再生事業	中心市街地への公共公益施設等の都市機能の導入を図ることを目的として、都市機能のまちなか立地、空きビル再生、多目的広場等の整備等を検討する。
住宅	空き家再生等推進事業	居住環境の整備改善を図るため、空き家住宅等の除却及び活用を検討する。
基盤整備	都市公園ストック再編事業	地域のニーズを踏まえた新たな利活用や都市の集約化に対応し、都市公園の機能や配置の再編を検討する。

② 市独自の制度

区分	名 称	概 要
公有地	都市機能誘導区域内 未利用公有地の斡旋	都市機能誘導区域内の未利用の公有地について、都市機能誘導施設を整備する民間事業者への活用等について検討する。
	公的不動産の活用	低未利用の公有地等を活用し、民間活力を生かしながら、拠点形成や都市の生活利便性を高める機能の集積を検討する。
公共施設	公共施設整備による 都市機能の立地・集約	まちづくりの拠点となるエリアへの機能集積のため、「大垣市公共施設等総合管理計画」を踏まえ、公共施設の集約や複合化等を検討する。
都市計画	特定用途誘導地区の 設定	区域の容積率で都市機能誘導施設の立地が困難な場合に、用途を制限した上での容積率の緩和について検討する。
制度運用	立地適正化計画における 届出制度の運用	誘導区域外の施設整備動向の把握や機能誘導をゆるやかに図るため、届出や事前相談に際しての各種支援策等の情報提供などを検討する。

8-3 公共交通に関する施策

鉄道（JR 東海道本線、養老鉄道養老線、樽見鉄道樽見線）、路線バス及びタクシーによる公共交通ネットワークを生かし、各種都市機能が充実した都市の中心拠点や地域の生活拠点へ容易にアクセスできる、生活利便性の高い居住空間の構築を図るため、公共交通の活用並びに維持・充実に向けた施策を推進します。

（１）関連計画等に位置づけられた施策等

名 称	概 要
交通結節点の充実	幹線(公共交通軸)と地域内交通との接続を考慮したネットワークやダイヤを調整し、これらの路線による「交通結節点」の充実を図る。
地域の移動ニーズや地域特性に合った移動サービスの提供	事業者等と連携し、まちづくりの状況に応じたバス路線の延伸や新設、再編等の見直しを実施する。 地域交通が整備されていない地域において、その地域の移動ニーズや地域特性等に合った移動サービスを提供する。(地域内循環路線、デマンド型交通、新駅の設置等)
利便性向上に向けた利用環境（施設・設備等）の改善及び移動サービスの円滑化	バス停の近隣のコンビニエンスストア等の民間施設と連携し、店舗内をバスの待合スペースとして活用することやデジタルサイネージによる情報提供を行うことで待合環境の改善を図る。 交通事業者（養老鉄道㈱、樽見鉄道㈱、名阪近鉄バス㈱）等と連携し、バリアフリー車両の導入や、養老線駅へのパークアンドライド用駐車場の整備、バス停の新設など利用者の利便性向上に向けた、施設・設備等の利用環境の改善に取り組む。また、乗り継ぎダイヤの調整や、交通系 IC カードやバスロケーションシステムの継続的な活用に取り組むとともに、公共交通の一体的な情報提供を実施することにより、移動サービスの円滑化に取り組む。
ラストワンマイル対策	バス停や駅等までの移動が困難な方等に対して、バス停等から自宅または自宅付近の最寄り地や目的地までをつなぐ移動手段を実施する。
モビリティ・マネジメントの実施	ナッジ理論を活用し、環境保護や健康増進等の観点を踏まえた施策や、民間を活用した施策を講じることで、住民の行動変容を促し、公共交通を利用することの動機付けを図る。
高齢者や障がい者の外出支援	高齢者や障がい者が公共交通を利用する際の支援策を維持、拡充する。
子育て家庭の外出支援	子育て家庭の経済的負担を軽減するとともに、バス利用による外出を促進するため、小学校 6 年生以下の子または妊婦を同伴し路線バスに乗車した場合に、親子等の運賃を補助する。

8-4 その他の施策

（１）区域区分の変更による商業機能の誘導

商業系土地利用については、基本的に都市機能誘導区域内において進められるべきですが、高速道路のインターチェンジ周辺をはじめ、駅周辺や幹線道路沿いの居住誘導区域に近接する市街化調整区域に限定して、農林漁業との調整措置が整った場合においては区域区分の変更を行います。

第9章 防災指針

9-1 防災指針について

(1) 概要

近年、全国各地で豪雨等による洪水や土砂災害等の激甚な水災害※が発生しており、今後も気候変動の影響による降雨量の増加等により、水災害の更なる頻発・激甚化が懸念されています。

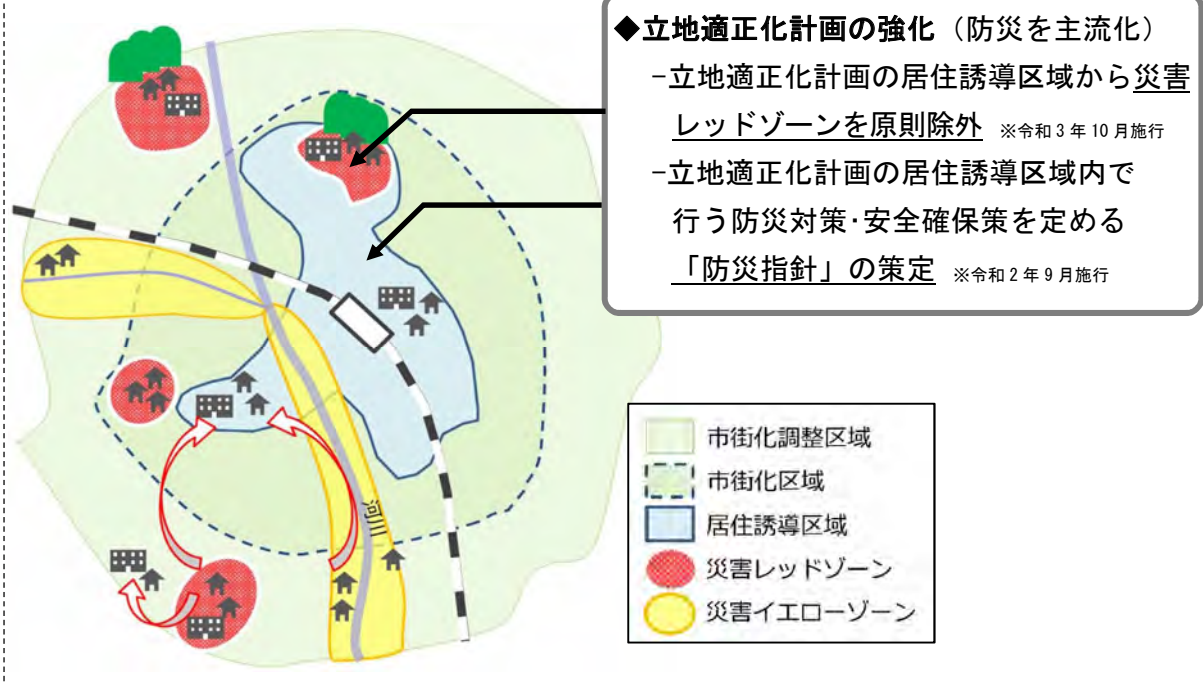
こうした中、令和2年6月に都市再生特別措置法が改正され、計画的かつ着実に防災、減災に取り組むため、立地適正化計画に防災指針を定めることとされました。

本指針は、本市における災害リスクを的確に捉え、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる防災・減災対策を計画的に実施することにより、コンパクトで安全なまちづくりを推進することを目的としています。

※水災害：水害（洪水、雨水出水（内水））と土砂災害を指します。

【参考：都市再生特別措置法の改正（令和2年6月）】

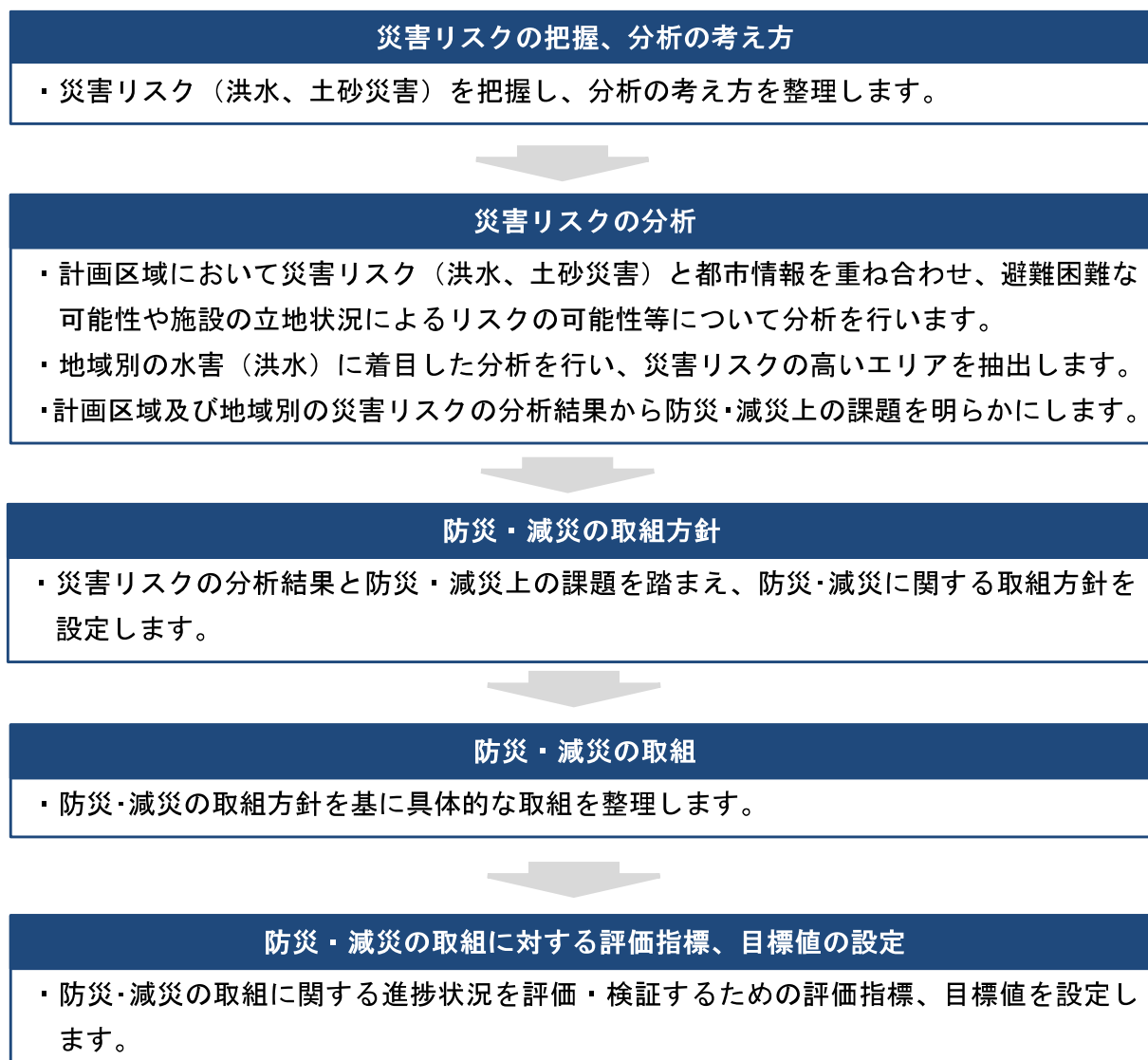
令和2年6月10日公布の改正「都市再生特別措置法」では、立地適正化計画に関して以下の内容が規定されました。



資料：「安全なまちづくり」・「魅力的なまちづくり」の推進のための都市再生特別措置法等の改正について（国土交通省、令和2年9月）

(2) 構成

本指針は、下記の構成で整理します。



9-2 災害リスクの把握、分析の考え方

(1) 把握する災害リスク

計画区域で分析を行うにあたり、国土交通省・岐阜県の洪水浸水想定区域図、水害危険情報図、土砂災害に関する区域の指定状況等をもとに、洪水、土砂災害を災害リスクとして把握します。

【把握する災害リスク】

災害の種別	災害ハザード情報・区域		備考（指標）
洪水	L1※1	洪水浸水想定区域図と水害危険情報図に基づく区域（計画規模）	浸水深
	L2※2	洪水浸水想定区域図と水害危険情報図に基づく区域（想定最大規模）	浸水深、浸水継続時間
		家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）	河岸侵食、氾濫流
土砂災害	土砂災害警戒区域（土石流、急傾斜地の崩壊） 【イエローゾーン】		土砂災害警戒区域（土石流） 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）
	土砂災害特別警戒区域（土石流、急傾斜地の崩壊） 【レッドゾーン】		土砂災害特別警戒区域（土石流） 土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）

※1：計画規模：河川整備において基本となる降雨

※2：想定最大規模：想定し得る最大規模の降雨で計画規模を上回るもの

(2) 災害リスク分析に関する基本的な考え方

災害リスクの分析は、災害リスクに対し人口・建物の分布、各種施設の立地状況等の都市情報を重ね合わせて行います。また都市情報の重ね合わせは、市街化区域（居住誘導区域）内に着目し方針を検討していきます。

水害については、発生頻度に応じた災害リスク分析を行うため、発生降雨確率に基づく2つのレベルの浸水想定区域（計画規模・想定最大規模）を用います。第3章の3-4（災害）で整理したとおり、本市においては、全域的に浸水が想定されているため、はじめに災害リスクの分析を計画区域で行います。

なお、雨水出水（内水）については、現地での聞き取り調査をベースとしているため、参考として、災害リスク分析（地域別の水害）において災害リスクが存在するエリアとして整理します。

(3) 災害リスクの分析の視点

洪水や土砂災害のおそれのある区域と都市情報を重ね合わせることによって、災害リスクの分析を行います。

各分析における視点を次のとおり整理します。

① 重ね合わせる都市情報

【洪水のおそれのある区域と都市情報の重ね合わせにおける分析の視点】

災害の種別	指標	都市情報 (都市を構成する要素)	分析の視点	対象	
				L1	L2
洪水	浸水深	人口※1	浸水により水平避難できない可能性がある人口を分析	○	○
		建物用途（住宅）・建物階数	浸水により垂直避難に対応できない可能性がある建物（住宅）を分析	○	○
		指定緊急避難場所※2・建物階数	浸水により利用が困難となる可能性がある指定緊急避難場所を分析	○	○
	浸水継続時間 (3日以上)	建物用途（住宅）	長期間の浸水により孤立する可能性がある住宅を分析	△	○
	氾濫流※3	建物用途（住宅）・建物構造（木造）	氾濫流により流出の危険性のある木造住宅を分析	△	○
	河岸侵食※4	建物用途（住宅）	河岸侵食により、建物ごと崩落するおそれのある住宅を分析	△	○

※1：人口（R2年度国勢調査）は、災害リスク（洪水）のある区域が重なるメッシュを集計（区域がまたがる場合は、面積按分）

※2：災害が差し迫った状況や発災時において、住民が緊急的に避難し、身の安全を確保する避難場所

※3：洪水で堤防が破堤することで、河川から流れ込む水の力により、家屋が流出・倒壊するおそれのある区域

※4：洪水時の河川の激しい流れにより河岸が侵食され、土地が流出し、家屋が流出・倒壊するおそれのある区域

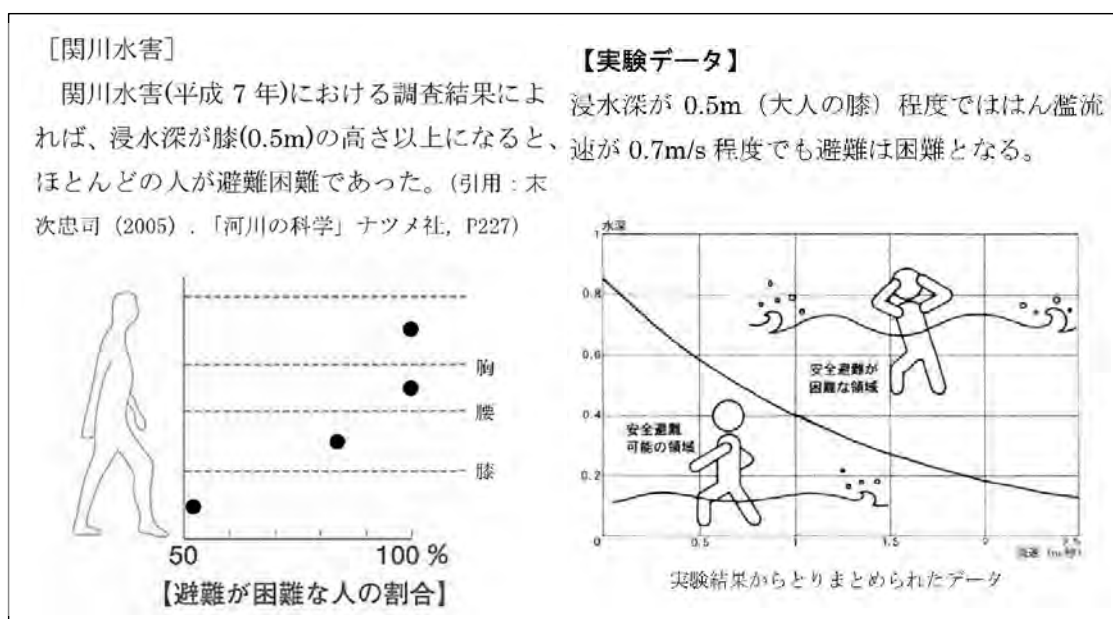
【土砂災害のおそれのある区域と都市情報の重ね合わせにおける分析の視点】

災害の種別	指標	都市情報 (都市を構成する要素)	分析の視点
土砂災害	指定区域	建物用途（住宅）	土砂災害による被害の危険性がある住宅を分析

② 浸水深と避難行動の関係

浸水深が大きくなると、歩行や自動車の走行に支障を来し、避難行動が困難になります。浸水深が0.5m（大人の膝）程度でも水平避難が困難となる可能性が高まるとされているため、災害リスクの分析では、水平避難が困難な指標として用います。

【浸水深と避難行動の関係】



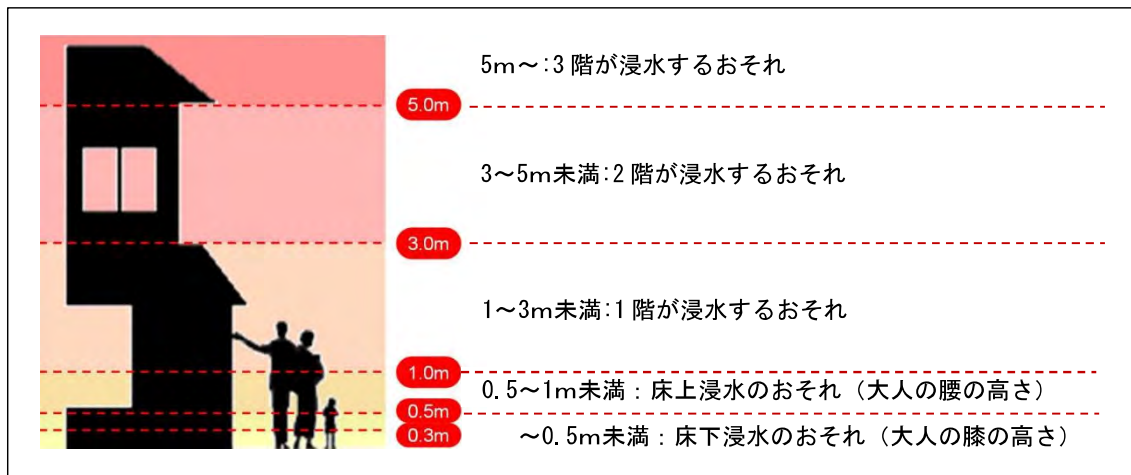
資料：水害ハザードマップ作成の手引き（国土交通省 令和5年5月）

③ 浸水深と建物階数の関係

浸水による災害リスクの程度を浸水深から検討することが考えられます。

一般的な家屋では、浸水深が 3m を超えると 2 階部分が浸水する可能性が高まるとされています。また、浸水深と建物階数の関係から垂直避難の可否を整理（下表）することができるため、災害リスクの分析では、垂直避難が困難な指標として用います。

【参考：浸水深と家屋等への被害の関係】



資料：洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第 4 版）（国土交通省 平成 29 年 10 月 6 日）

【浸水深と建物階数による垂直避難の関係】

浸水深 \ 建物階数	1 階建	2 階建	3 階建
0.5m未満	○	○	○
0.5m以上～3m未満	×	○	○
3m以上～5m未満	×	×	○
5m以上	×	×	×

○：垂直避難が可能、×：垂直避難が困難

④ 浸水継続時間と健康被害の関係

浸水継続時間が3日以上（72時間）となると健康被害や生命の危機が生じるおそれがある目安となっています。災害リスクの分析では、長期間の浸水により孤立する可能性がある指標として用います。

【浸水継続時間と健康被害の関係】

大規模な水害が発生すると、広域にわたり上下水道、電気、ガス等のライフラインの機能が停止するおそれがある。その結果、飲料水が欠乏し、冷蔵庫に保存している生鮮食料品や冷凍食品等も数日で利用できなくなる。各家庭における飲料水や食料等の備蓄は、3日分以内の家庭が多いものと推察され^{67) 68)}、3日以上孤立すると飲料水や食料等が不足し、健康障害の発生や最悪の場合は生命の危機が生ずるおそれがある。

Q あなたのお宅では、非常持ち出し用を含めて家族の何日分の食料を用意していますか。

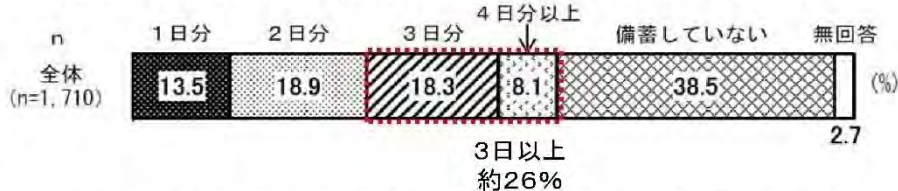


Q あなたのお宅では、何日分の飲料水を備蓄していますか。
ご家族ひとり1日あたり3リットルで計算してください。



平成19年度東海地震についての県民意識調査(平成19年8月、静岡県総務部防災局防災情報室)⁶⁷⁾

Q あなたは、大地震に備えて飲料水や食料はどのくらい備蓄していますか。



平成20年度第37回県政に関する世論調査(平成21年3月、千葉県総合企画部報道広報課広報室)

資料：水害の被害指標分析の手引（国土交通省 平成25年7月）

9-3 災害リスクの分析（計画区域（大垣地域・墨俣地域））

（１）洪水（計画規模）と都市情報の重ね合わせ

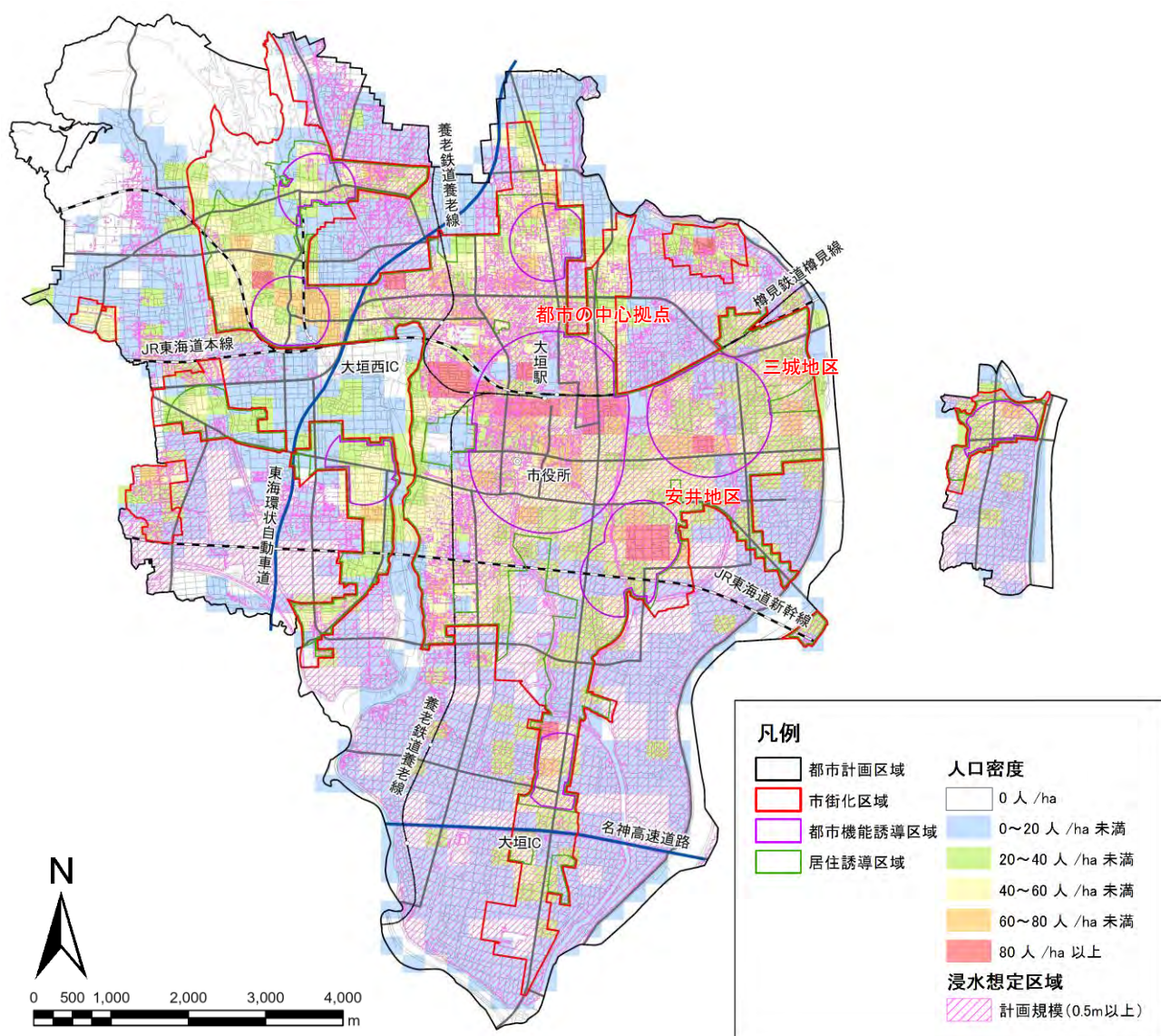
洪水（計画規模）と都市情報を重ね合わせ、計画区域の災害リスクを分析します。

① 洪水（計画規模）と人口の重ね合わせ

0.5m以上の浸水が想定される区域内には、都市計画区域内で約 8.8 万人、市街化区域内で約 7 万人、居住誘導区域内で約 6.4 万人が居住しています。

人口が集積する都市の中心拠点、地域の生活拠点（三城地区及び安井地区）周辺は、0.5m以上の浸水が広範囲にわたり見られます。

【洪水（計画規模）と人口の重ね合わせ】



【洪水（計画規模）と人口の重ね合わせ集計】

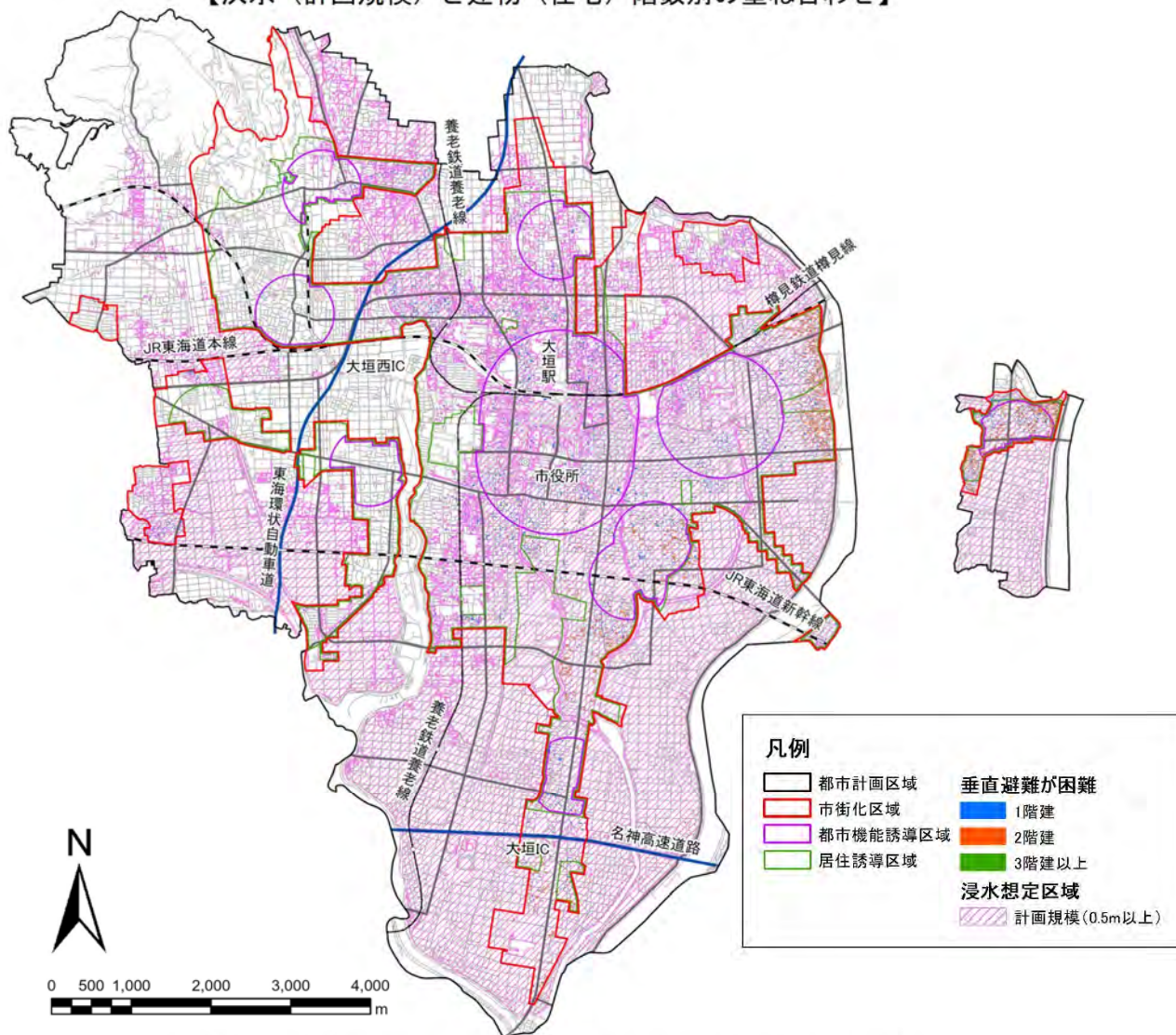
都市計画区域		市街化区域		居住誘導区域	
浸水想定区域 (0.5m以上)内の人口	全体に 占める割合	浸水想定区域 (0.5m以上)内の人口	全体に 占める割合	浸水想定区域 (0.5m以上)内の人口	全体に 占める割合
87,620人	54.9%	69,836人	55.7%	63,540人	57.8%

資料：人口 R2 年国勢調査

② 洪水（計画規模）と建物（住宅）階数別の重ね合わせ

垂直避難が困難となる可能性がある建物（住宅）は、都市計画区域内で 1.6 万棟、市街化区域内で約 8 千棟、居住誘導区域内で約 7.5 千棟です。

【洪水（計画規模）と建物（住宅）階数別の重ね合わせ】



【洪水（計画規模）と建物（住宅）階数別の重ね合わせ集計】

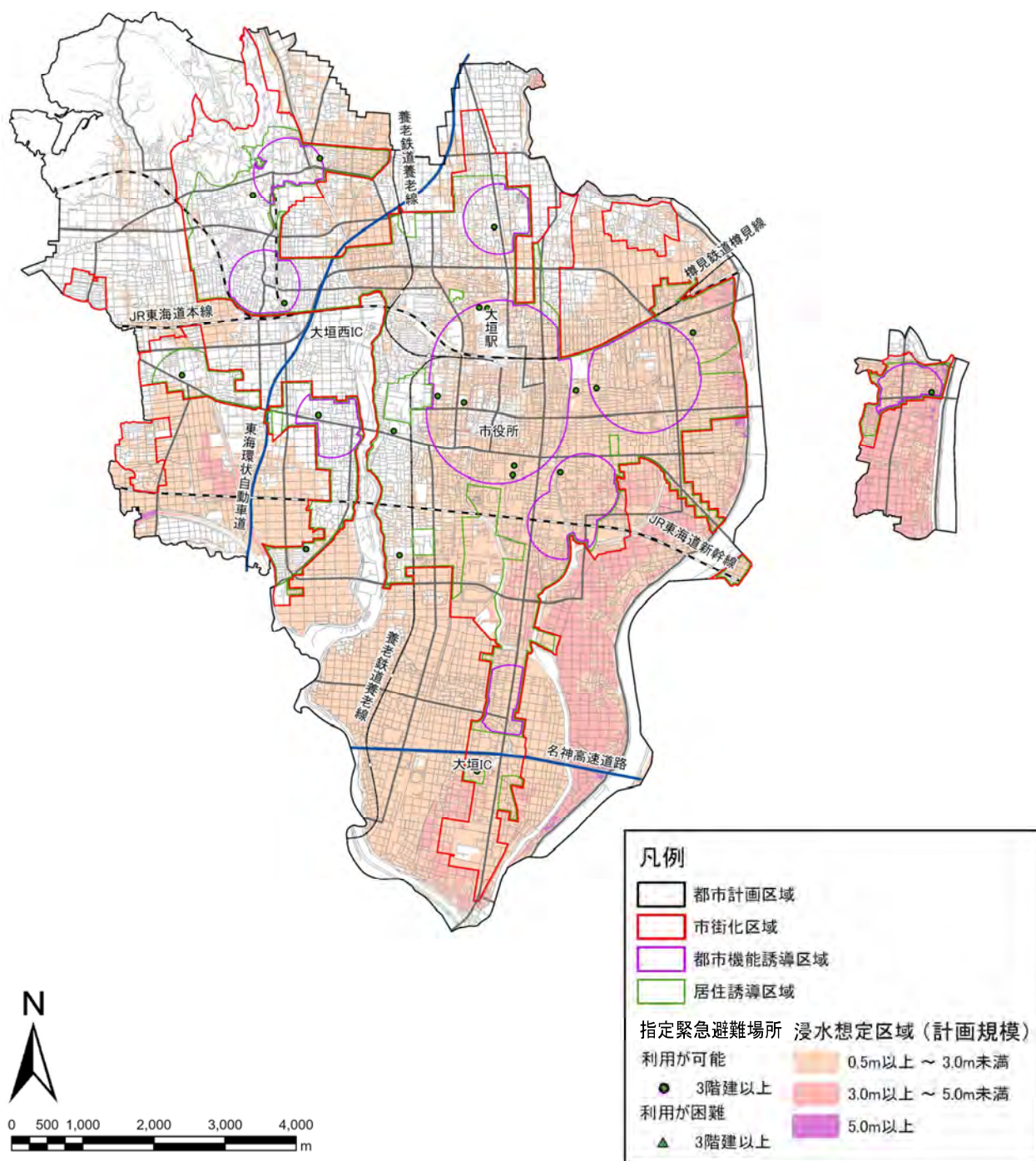
都市計画区域内の建物(住宅)	棟数	浸水区域内の棟数	1階建		2階建		3階建以上	
	棟		棟	割合	棟	割合	棟	割合
0.5m未満	71,055	51,263	3,023	5.9%	6,090	11.9%	362	0.7%
0.5m以上～3未満			11,396	22.2%	23,910	46.6%	1,775	3.5%
3m以上～5m未満			1,377	2.7%	3,101	6.0%	103	0.2%
5m以上			43	0.1%	78	0.2%	5	0.01%
垂直避難が困難な棟数	16,000		12,816	25.0%	3,179	6.2%	5	0.01%
市街化区域内の建物(住宅)	棟数	浸水区域内の棟数	1階建		2階建		3階建以上	
	棟		棟	割合	棟	割合	棟	割合
0.5m未満	56,432	30,146	1,804	6.0%	3,491	11.6%	414	1.4%
0.5m以上～3未満			7,086	23.5%	14,932	49.5%	1,170	3.9%
3m以上～5m未満			420	1.4%	775	2.6%	27	0.1%
5m以上			11	0.04%	15	0.05%	1	0.003%
垂直避難が困難な棟数	8,308		7,517	24.9%	790	2.6%	1	0.003%
居住誘導区域の建物(住宅)	棟数	浸水区域内の棟数	1階建		2階建		3階建以上	
	棟		棟	割合	棟	割合	棟	割合
0.5m未満	49,151	27,421	1,505	5.5%	3,114	11.4%	395	1.4%
0.5m以上～3未満			6,489	23.7%	13,682	49.9%	1,126	4.1%
3m以上～5m未満			376	1.4%	682	2.5%	25	0.1%
5m以上			11	0.04%	15	0.1%	1	0.004%
垂直避難が困難な棟数	7,574		6,876	25.1%	697	2.5%	1	0.004%

資料：建物（住宅）
R4 年度都市
計画基礎調査

③ 洪水（計画規模）と指定緊急避難場所の重ね合わせ

指定緊急避難場所については、いずれの施設においても垂直避難による利用は可能と考えられます。

【洪水（計画規模）と指定緊急避難場所の重ね合わせ】



資料：指定緊急避難場所 大垣市ホームページ

(2) 洪水（想定最大規模）と都市情報の重ね合わせ

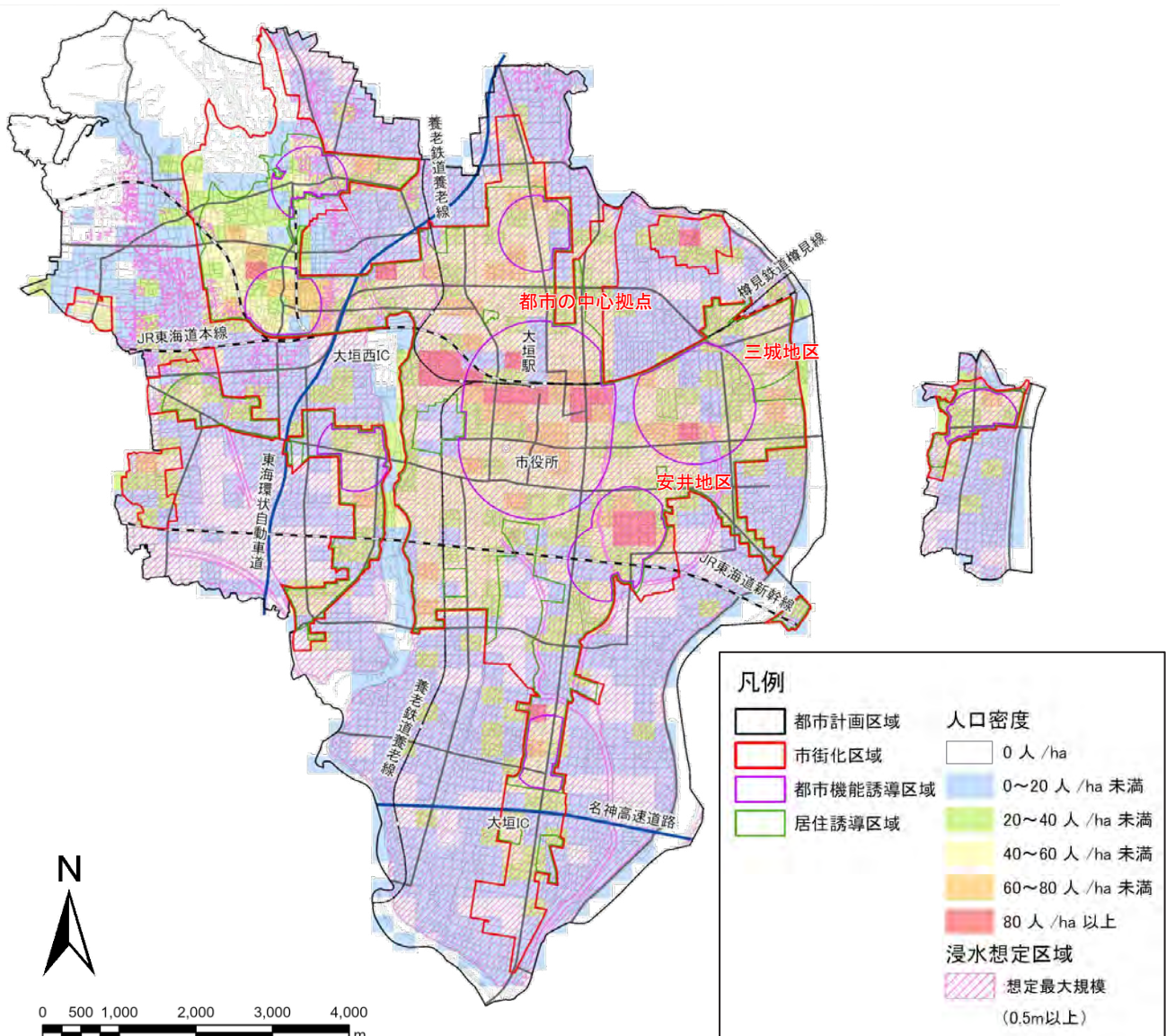
洪水（想定最大規模）と都市情報を重ね合わせ、計画区域の災害リスクを分析します。

① 洪水（想定最大規模）と人口の重ね合わせ

0.5m以上の浸水が想定される区域には、都市計画区域内で約 13.8 万人、市街化区域内で約 10.8 万人、居住誘導区域内で約 9.8 万人が居住しています。

人口が集積する都市の中心拠点、地域の生活拠点（三城地区及び安井地区）周辺は、全域が 0.5m以上の浸水が想定されます。

【洪水（想定最大規模）と人口の重ね合わせ】



【洪水（想定最大規模）と人口の重ね合わせ集計】

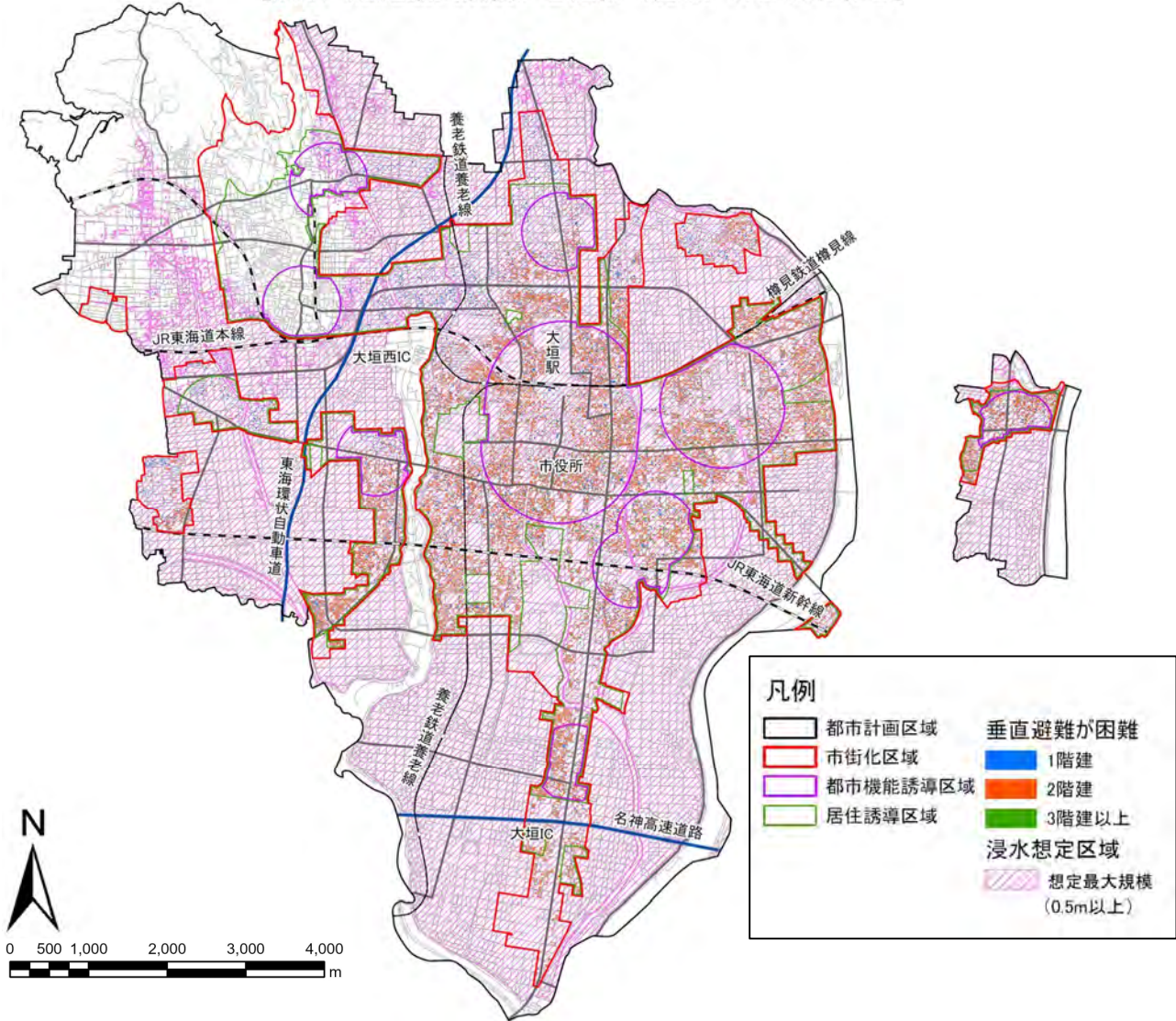
都市計画区域		市街化区域		居住誘導区域	
浸水想定区域 (0.5m以上)内の人口	全体に占める割合	浸水想定区域 (0.5m以上)内の人口	全体に占める割合	浸水想定区域 (0.5m以上)内の人口	全体に占める割合
137,960人	86.5%	107,646人	85.8%	97,853人	89.0%

資料：人口 R2 年国勢調査

② 洪水（想定最大規模）と建物（住宅）階数別の重ね合わせ

垂直避難ができない可能性がある建物（住宅）は、都市計画区域内で約 4.9 万棟、市街化区域内で約 3.1 万棟、居住誘導区域内で約 2.8 万棟です。

【洪水（想定最大規模）と建物（住宅）の重ね合わせ】



【洪水（想定最大規模）と建物（住宅）の重ね合わせ集計】

都市計画区域内の建物(住宅)	棟数	浸水区域内の棟数	1階建		2階建		3階建以上	
	棟		棟	割合	棟	割合	棟	割合
0.5m未満	71,055	64,246	833	1.3%	1,334	2.1%	29	0.05%
0.5m以上～3m未満			5,641	8.8%	11,504	17.9%	350	0.5%
3m以上～5m未満			6,333	9.9%	13,256	20.6%	1,230	1.9%
5m以上			7,437	11.6%	15,405	24.0%	894	1.4%
垂直避難が困難な棟数	48,966		19,411	30.2%	28,661	44.6%	894	1.4%
市街化区域内の建物(住宅)	棟数	浸水区域内の棟数	1階建		2階建		3階建以上	
	棟		棟	割合	棟	割合	棟	割合
0.5m未満	56,432	46,807	360	0.8%	853	1.8%	68	0.1%
0.5m以上～3m未満			5,118	10.9%	12,534	26.8%	584	1.2%
3m以上～5m未満			4,455	9.5%	9,037	19.3%	1,078	2.3%
5m以上			3,927	8.4%	8,307	17.7%	486	1.0%
垂直避難が困難な棟数	31,330		13,500	28.8%	17,344	37.1%	486	1.0%
居住誘導区域の建物(住宅)	棟数	浸水区域内の棟数	1階建		2階建		3階建以上	
	棟		棟	割合	棟	割合	棟	割合
0.5m未満	49,151	41,212	273	0.7%	685	1.7%	65	0.2%
0.5m以上～3m未満			3,994	9.7%	10,529	25.5%	506	1.2%
3m以上～5m未満			4,207	10.2%	8,603	20.9%	1,066	2.6%
5m以上			3,519	8.5%	7,322	17.8%	443	1.1%
垂直避難が困難な棟数	28,088		11,720	28.4%	15,925	38.6%	443	1.1%

資料：建物（住宅）
R4 年度都市
計画基礎調査

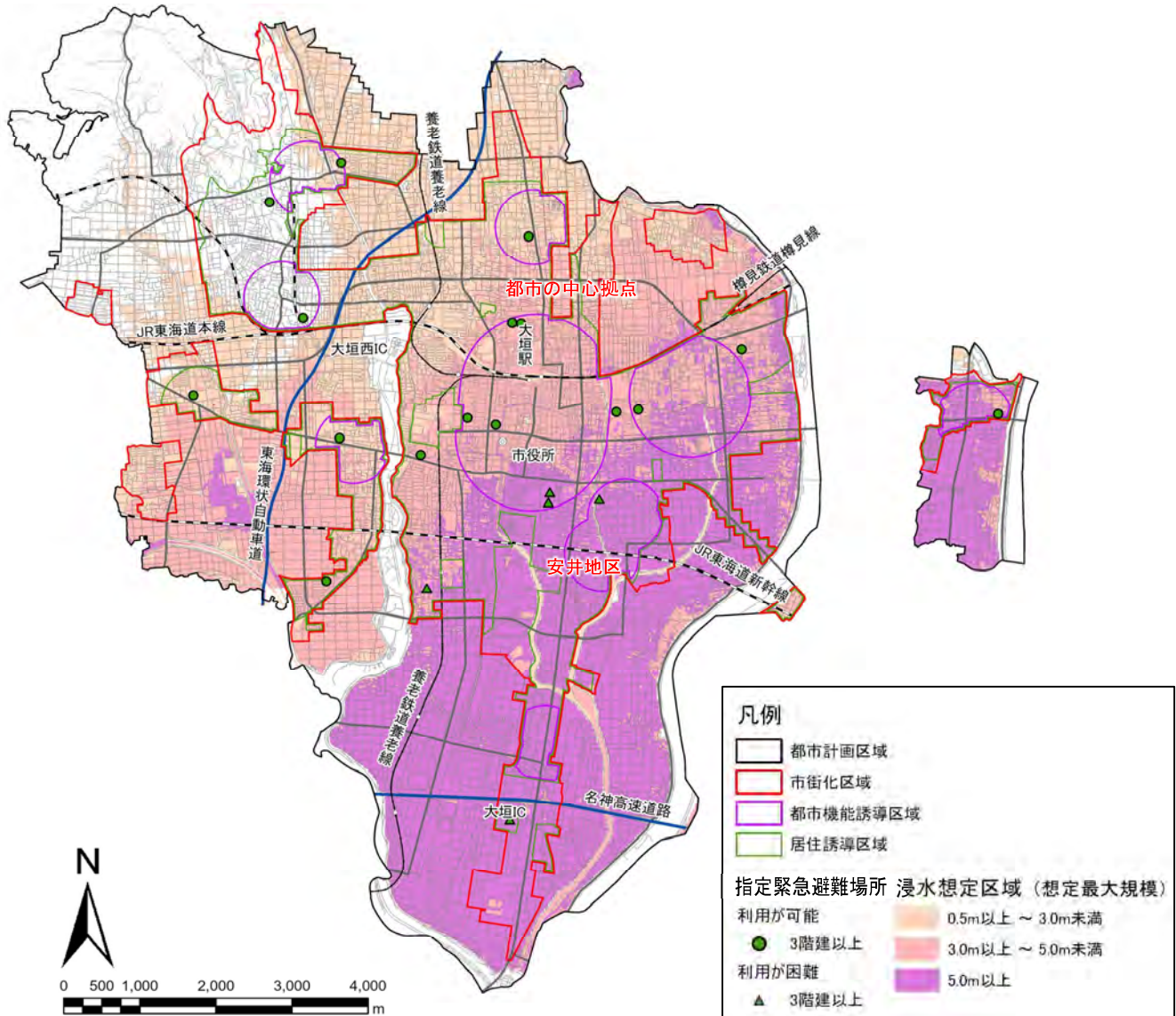
垂直避難が困難
垂直避難が可能

③ 洪水（想定最大規模）と指定緊急避難場所の重ね合わせ

想定最大規模の洪水等により 5m以上の浸水深が想定されている区域に立地している指定緊急避難場所があります。

都市の中心拠点、地域の生活拠点（安井地区）で垂直避難が困難となることが考えられる指定緊急避難場所があります。

【洪水（想定最大規模）と指定緊急避難場所の重ね合わせ】



【洪水（想定最大規模）と指定緊急避難場所の重ね合わせ集計】

	都市計画区域	利用できない指定緊急避難場所		市街化区域	利用できない指定緊急避難場所		居住誘導区域	利用できない指定緊急避難場所	
	か所	か所	割合	か所	か所	割合	か所	か所	割合
指定緊急避難場所	27	5	18.5%	21	5	23.8%	21	5	23.8%

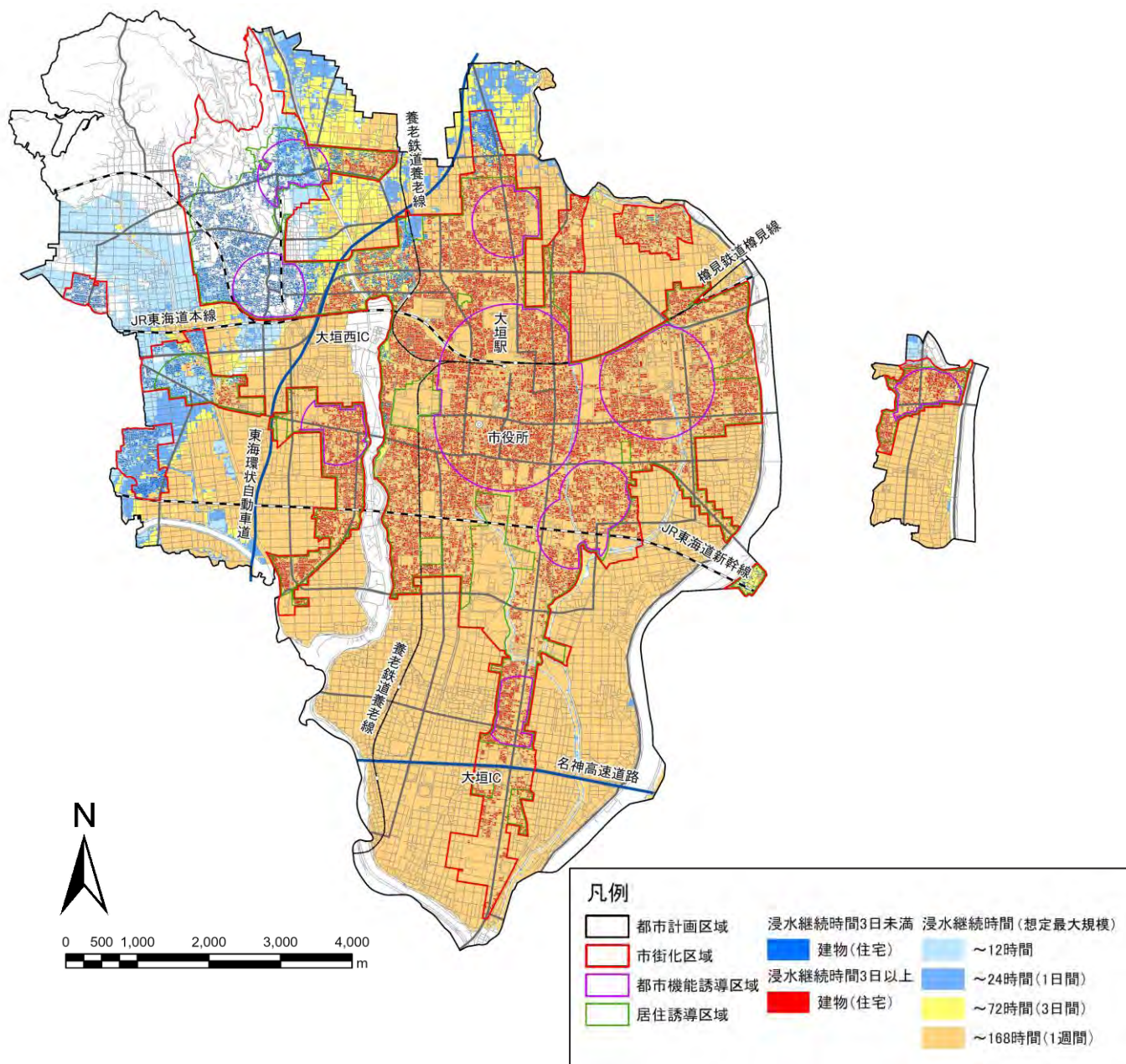
資料：指定緊急避難場所 大垣市ホームページ

(3) 浸水継続時間と都市情報の重ね合わせ

① 浸水継続時間と建物（住宅）の重ね合わせ

長期間の浸水が想定される区域には、都市計画区域内で約 5.4 万棟、市街化区域内で約 4.4 万棟、居住誘導区域内で約 4 万棟の建物（住宅）が立地しています。

【浸水継続時間と建物（住宅）の重ね合わせ】



【浸水継続時間と建物（住宅）の重ね合わせ集計】

都市計画区域		市街化区域		居住誘導区域	
浸水継続時間3日以上 の建物(住宅)	全体に 占める割合	浸水継続時間3日以上 の建物(住宅)	全体に 占める割合	浸水継続時間3日以上 の建物(住宅)	全体に 占める割合
53,750棟	86.5%	43,967棟	77.9%	39,485棟	81.1%

資料:建物(住宅) R4 年度都市計画基礎調査

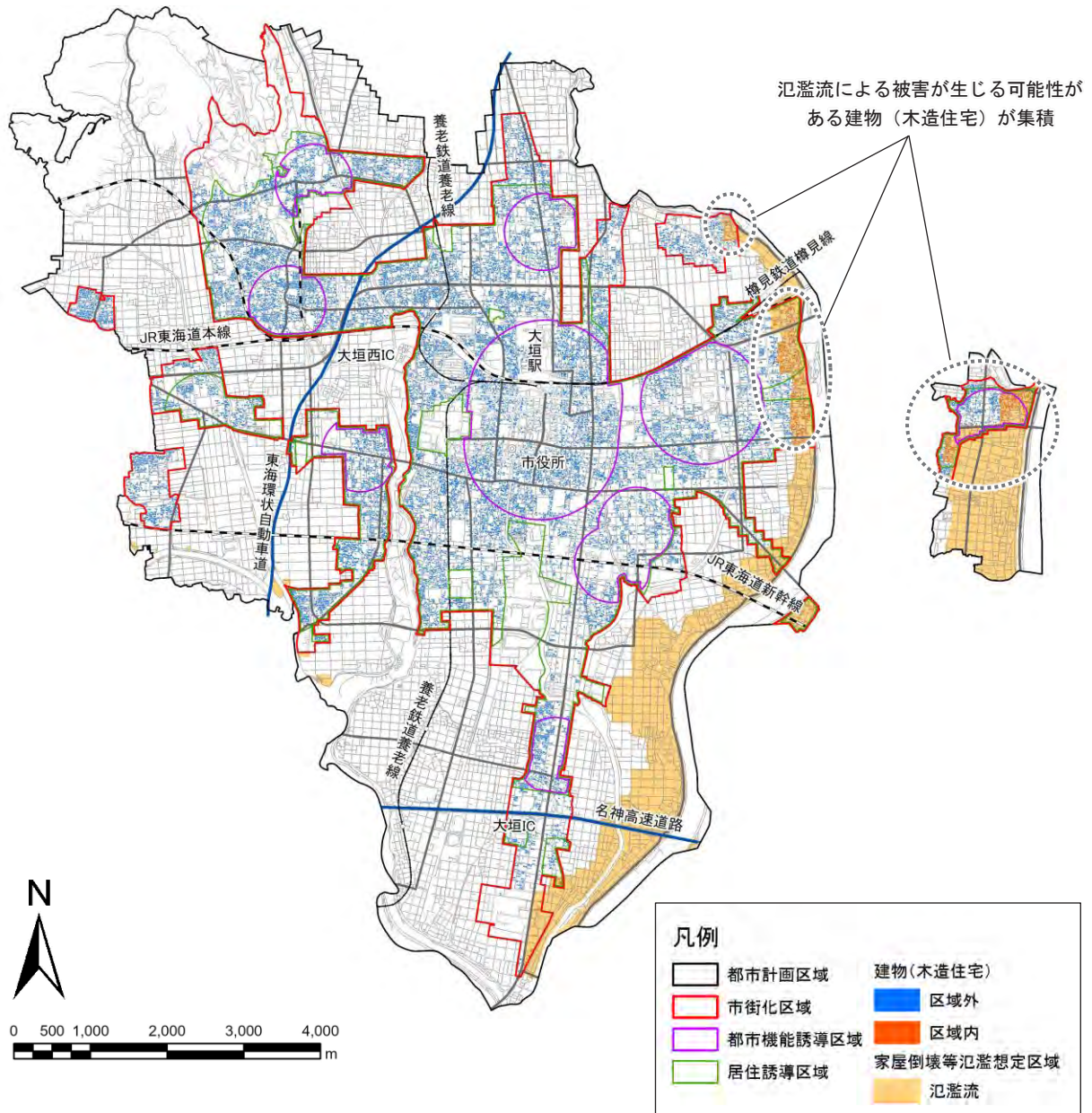
(4) 氾濫流と都市情報の重ね合わせ

① 氾濫流と建物（木造住宅）の重ね合わせ

氾濫流による被害が生じる可能性がある建物（木造住宅）は、都市計画区域内で約3,4千棟、市街化区域内で約1,7千棟、居住誘導区域内で約1,4千棟です。

氾濫流による被害の恐れがある区域においては、洪水時に早期の立ち退き避難（水平避難）が必要です。

【氾濫流と建物（木造住宅）の重ね合わせ】



【氾濫流と建物（木造住宅）の重ね合わせ集計】

都市計画区域		市街化区域		居住誘導区域	
氾濫流の恐れのある建物（木造住宅）	全体に占める割合	氾濫流の恐れのある建物（木造住宅）	全体に占める割合	氾濫流の恐れのある建物（木造住宅）	全体に占める割合
3,371棟	7.6%	1,650棟	4.7%	1,412棟	4.6%

資料：建物（木造住宅） R4 年度都市計画基礎調査

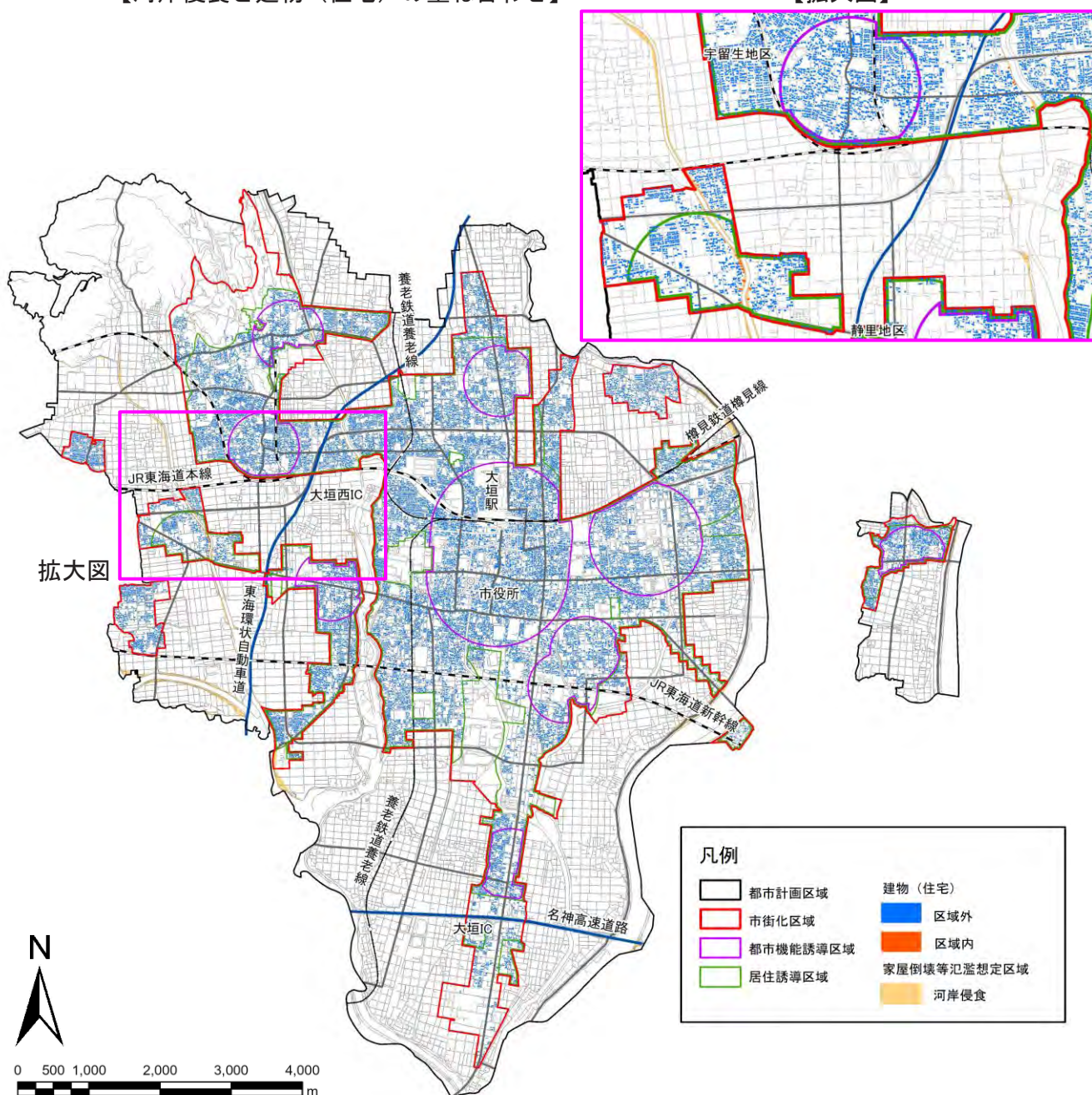
（５）河岸侵食と都市情報の重ね合わせ

① 河岸侵食と建物（住宅）の重ね合わせ

計画区域内南西部や墨俣地区の一部建物（住宅）が河岸侵食の区域（大谷川沿い等）に該当します。河岸侵食による被害の恐れがある区域においては、洪水時に早期の立ち退き避難（水平避難）が必要です。

【河岸侵食と建物（住宅）の重ね合わせ】

【拡大図】



【河岸侵食と建物（住宅）の重ね合わせ集計】

都市計画区域		市街化区域		居住誘導区域	
河岸侵食の恐れのある建物(住宅)	全体に占める割合	河岸侵食の恐れのある建物(住宅)	全体に占める割合	河岸侵食の恐れのある建物(住宅)	全体に占める割合
113棟	0.2%	52棟	0.1%	48棟	0.1%

資料：建物（住宅） R4 年度都市計画基礎調査

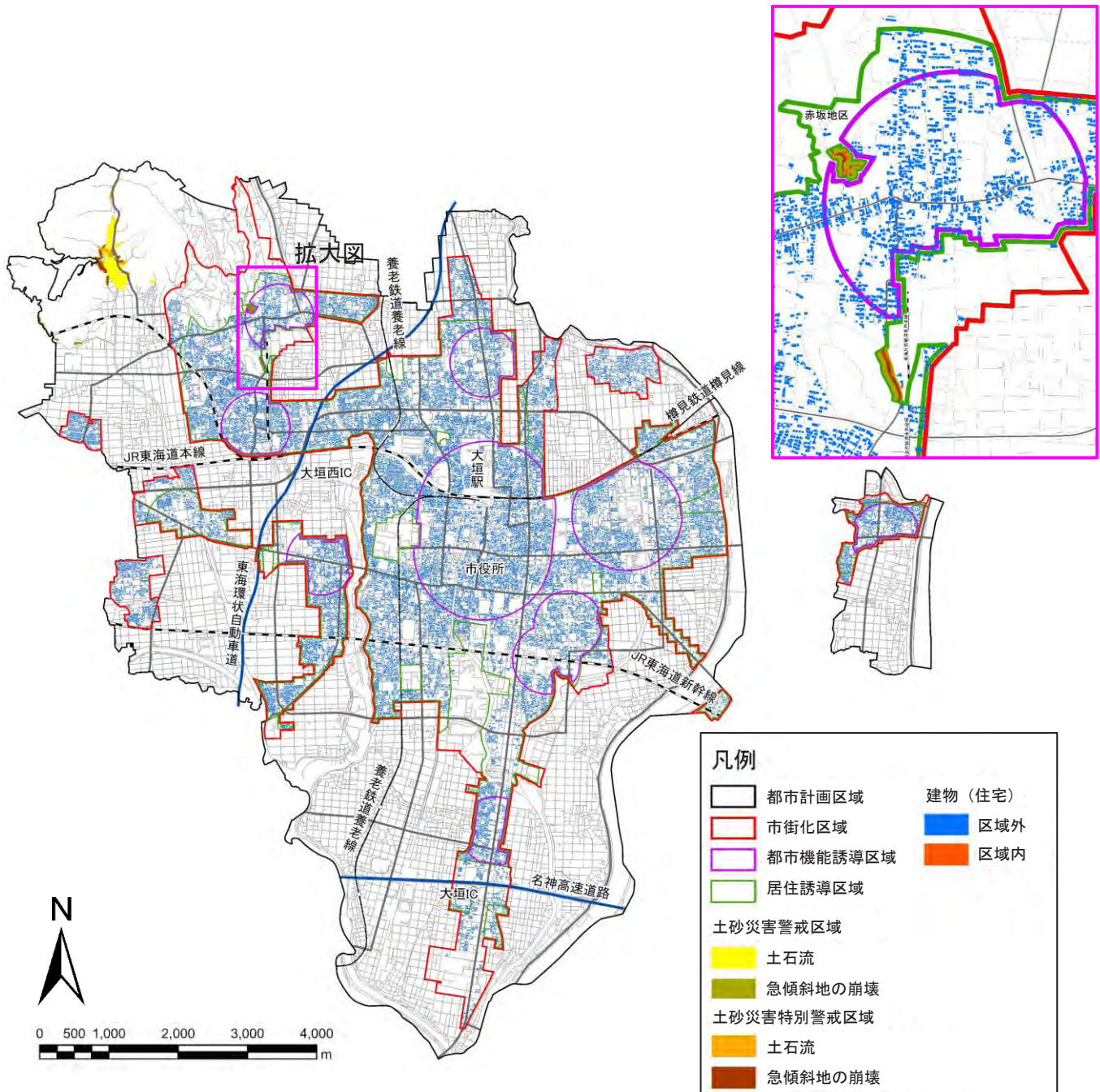
(6) 土砂災害と都市情報の重ね合わせ

① 土砂災害と建物（住宅）の重ね合わせ

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は市街化区域内の北西部付近に見られます。

【土砂災害と建物（住宅）の重ね合わせ】

【拡大図】



【土砂災害と建物（住宅）の重ね合わせ集計】

都市計画区域		市街化区域		居住誘導区域	
土砂災害の恐れのある建物(住宅)	全体に占める割合	土砂災害の恐れのある建物(住宅)	全体に占める割合	土砂災害の恐れのある建物(住宅)	全体に占める割合
119棟	0.2%	12棟	0.02%	0棟	0%

※土砂災害（特別）警戒区域は、居住誘導区域から除外しています。

資料：建物（住宅） R4 年度都市計画基礎調査

(7) 災害リスク（計画区域）の分析結果

災害リスクの分析結果は下表のとおりです。

なお、全域的な視点だけでなく、次項においてより細かい視点でリスク分析したうえで、取組の方針について検討するものとします。

【災害リスク（計画区域）の分析結果（1）】

災害の種別	重ね合わせた内容		災害リスクの有無	災害リスクの分析結果	
	都市情報	区域		集計結果	分析
洪水(L1)	人口	都市計画区域	有	約 8.8 万人 (54.9%)	いずれの区域においても約 6 割の人が 0.5m以上の浸水が想定されるエリアに居住しています。居住誘導区域では 57.8%と最も高くなっています。
		市街化区域	有	約 7 万人 (55.7%)	
		居住誘導区域	有	約 6.4 万人 (57.8%)	
	建物(住宅)	都市計画区域	有	1.6 万棟 (31.2%)	いずれの区域においても約 3 割の建物（住宅）が浸水により垂直避難が困難となる可能性があります。都市計画区域では 31.2%と最も高くなっています。
		市街化区域	有	約 8 千棟 (27.5%)	
		居住誘導区域	有	約 7.5 千棟 (27.6%)	
	指定緊急避難場所	都市計画区域	無	0 か所 (0%)	いずれの区域においても指定緊急避難場所で浸水は見られますが、垂直避難による利用は可能と考えられます。
洪水(L2)	人口	都市計画区域	有	約 13.8 万人 (86.5%)	いずれの区域においても約 9 割の人が 0.5m以上の浸水が想定されるエリアに居住しています。居住誘導区域では 89.0%と最も高くなっています。
		市街化区域	有	約 10.8 万人 (85.8%)	
		居住誘導区域	有	約 9.8 万人 (89.0%)	
	建物(住宅)	都市計画区域	有	約 4.9 万棟 (76.2%)	いずれの区域においても約 7 割の建物（住宅）が浸水により垂直避難ができない可能性があります。都市計画区域では 76.2%と最も高くなっています。
		市街化区域	有	約 3.1 万棟 (66.9%)	
		居住誘導区域	有	約 2.8 万棟 (68.1%)	
	指定緊急避難場所	都市計画区域	有	5 か所 (18.5%)	いずれの区域においても浸水深 5m以上の区域内に立地している指定緊急避難場所があります。
		市街化区域	有	5 か所 (23.8%)	
		居住誘導区域	有	5 か所 (23.8%)	

【災害リスク（計画区域）の分析結果（2）】

災害の 種別	重ね合わせた内容		災害 リスク の有無	災害リスクの分析結果	
	都市 情報	区域		集計結果	分析
洪水 (L2) 浸水継続 時間	建物 (住宅)	都市計画区域	有	約 5.4 万棟 (75.6%)	いずれの区域においても約 8 割の建物（住宅）が長期間の浸水（3 日以上）により孤立の可能性があります。居住誘導区域では 81.1%と最も高くなっています。
		市街化区域	有	約 4.4 万棟 (77.9%)	
		居住誘導区域	有	約 4 万棟 (81.1%)	
洪水 (L2) 氾濫流	建物 (木造住宅)	都市計画区域	有	3,371 棟 (7.6%)	いずれの区域においても約 5～8%の建物（木造住宅）が氾濫流のおそれのある区域に立地しています。都市計画区域では 7.6%と最も高くなっています。
		市街化区域	有	1,650 棟 (4.7%)	
		居住誘導区域	有	1,412 棟 (4.6%)	
洪水 (L2) 河岸侵食	建物 (住宅)	都市計画区域	有	113 棟 (0.2%)	いずれの区域においても 1%未満の建物（住宅）が河岸侵食のおそれのある区域に立地しています。都市計画区域では 0.2%と最も高くなっています。
		市街化区域	有	52 棟 (0.1%)	
		居住誘導区域	有	48 棟 (0.1%)	
土砂 災害	建物 (住宅)	都市計画区域	有	119 棟 (0.2%)	居住誘導区域内を除く区域内で 1%未満の建物（住宅）が土砂災害のおそれのある区域に立地しています。都市計画区域では 0.2%と最も高くなっています。
		市街化区域	有	12 棟 (0.02%)	
		居住誘導区域	無	0 棟 (0%)	

9-4 災害リスクの分析（地域別の水害）

（１）災害リスクの分析（地域別の水害）の考え方

前述の「災害リスク（計画区域）の分析結果」から、都市機能誘導区域内及び居住誘導区域内を含む広域的な範囲において、さまざまな洪水における災害リスクを確認しました。より詳細にリスクを把握するために、地域別において、特に災害リスクが高いエリアを整理します。

（２）災害リスクの高いエリアを抽出するための条件設定

災害リスクの高いエリアは、計画規模の洪水に対して、「浸水深」、「避難施設の利用可否」といった条件を設定し、抽出するものとします。また、参考として雨水出水（内水）における浸水実績も重ね合わせ整理するものとします。

【災害リスクの高いエリアを抽出するための条件設定】

災害の種別	指標	指標以外で重ね合わせる情報	分析の視点	対象
				L1
洪水	浸水深 3m ^{※1}	—	地域の中でも浸水深が大きい(垂直避難が困難となる可能性が高くなる)箇所を分析	○
		避難施設 ^{※2}	浸水により利用が困難となる可能性がある避難施設を分析 浸水深 3m未満の箇所に位置する避難施設についても利用可否を整理	○

【過去の災害リスクの把握（参考）】

災害の種別	指標	参考として重ね合わせる視点
雨水出水（内水）	浸水実績 ^{※3}	過去の災害リスクの状況(背水の影響が大きい浸水区域)を重ね合わせ、地域の特性を把握

※1：浸水深（3m以上）は、一般的な住宅で、2階部分が浸水する可能性が高まる目安となっており、垂直避難が困難な指標として設定

※2：避難施設は、指定緊急避難場所、指定避難所、指定福祉避難所を抽出

指定緊急避難場所・・・災害が差し迫った状況や発災時において、住民が緊急的に避難し、身の安全を確保する避難場所

指定避難所・・・避難者の収容状況により、原則として避難圏ごとに市立小学校、市立中学校、その他の公共施設、民間施設の順に開設する避難所

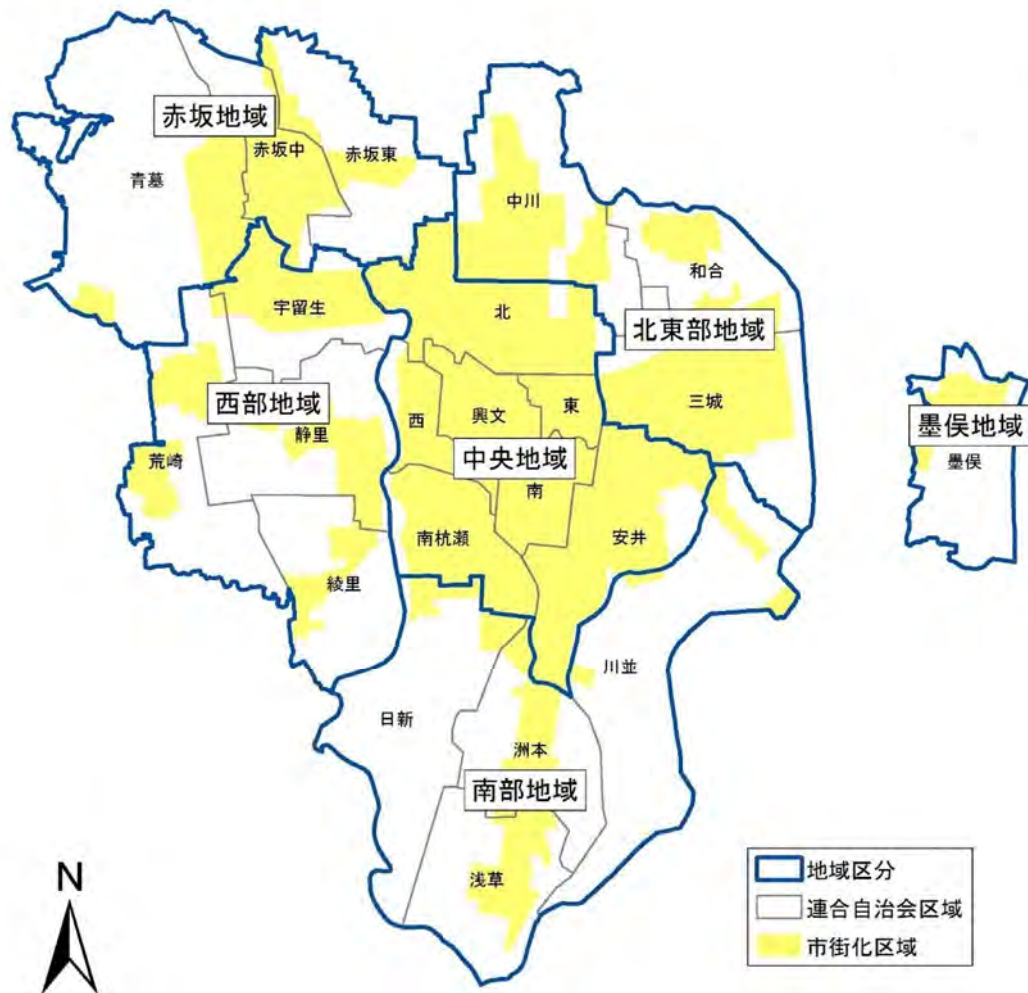
指定福祉避難所・・・通常の避難所での生活が困難な要配慮者を受け入れる二次的な避難所

※3：「大垣市第2次治水10か年計画」の平成16年台風23号による浸水被害箇所及び整備状況に示された「背水の影響が大きく被害軽減が期待できない浸水区域（市街化区域）」を参照

(3) 地域区分

災害リスクの分析（地域別の水害）にあたっては、大垣市都市計画マスタープランの地域区分である6地域ごとに整理します。

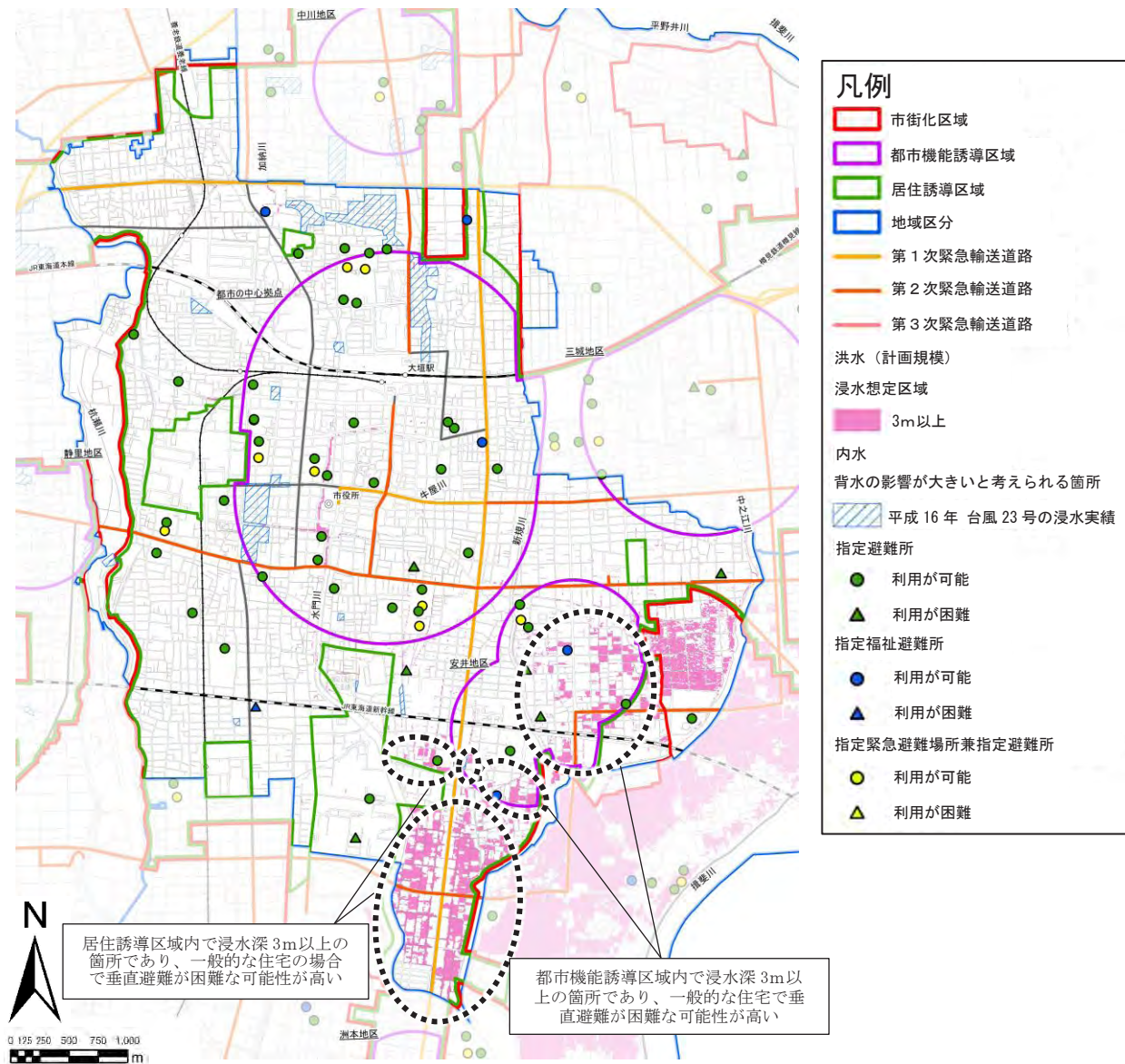
【地域区分】



資料：大垣市都市計画マスタープラン

(4) 地域別の災害リスクについて

① 中央地域

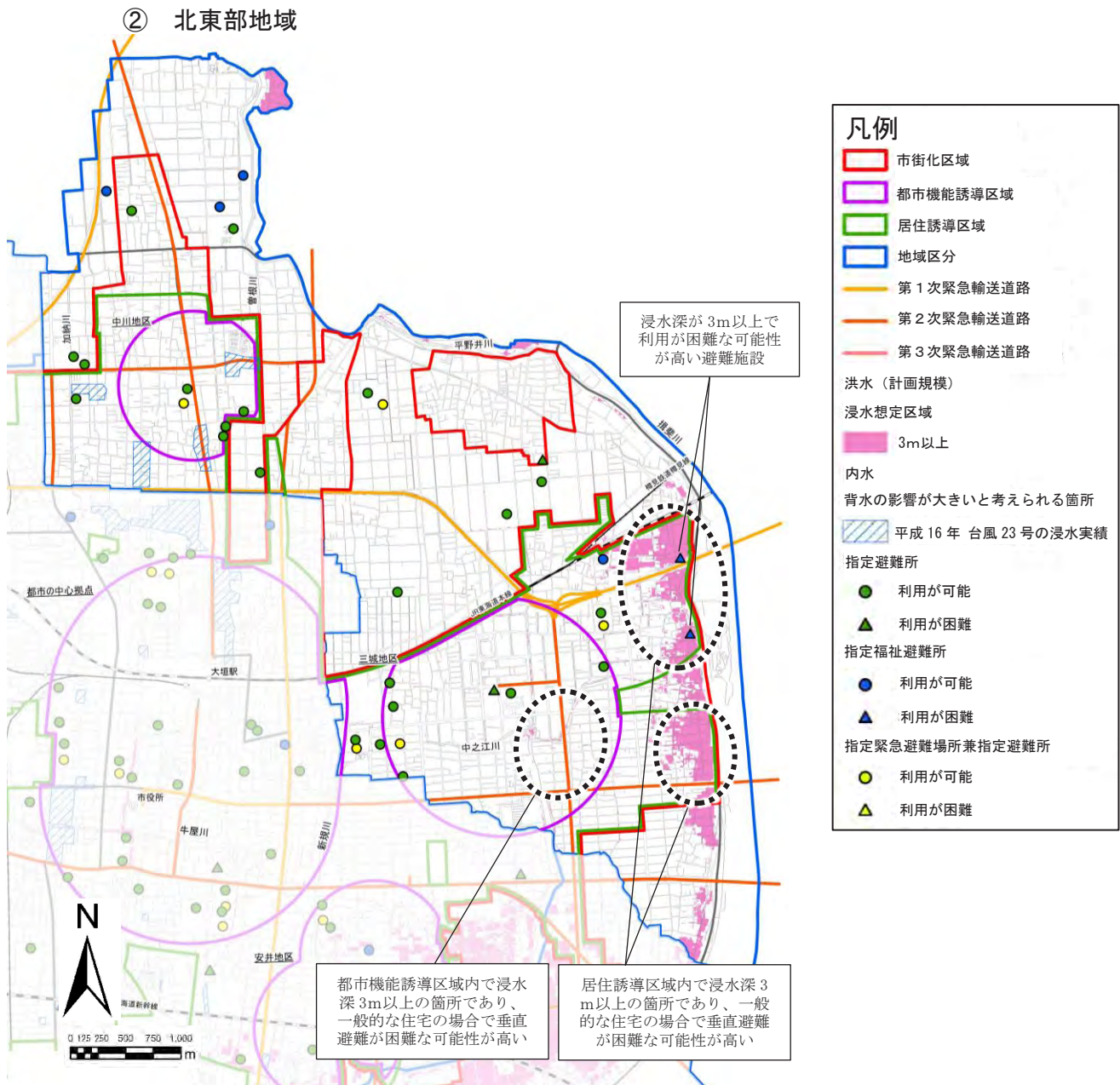


中央地域		中央地域の建物(住宅)	地域内棟数	合計	浸水想定区域内の棟数					
浸水想定区域3.0m以上の人口	全体に占める割合				1階建		2階建		3階建以上	
1,977人	3.2%	0.5m未満	24,585	22,235	棟	割合	棟	割合	棟	割合
		0.5m以上～3m未満			967	4.3%	2,134	9.6%	256	1.2%
		3m以上～5m未満			4,999	22.5%	11,591	52.1%	1,323	6.0%
		5m以上			223	1.0%	698	3.1%	42	0.2%
		垂直避難が困難な棟数	5,922	5,222	23.5%	700	3.1%	0	0%	0%

垂直避難が困難 垂直避難が可能

災害リスクの分析結果			
災害リスク	リスクの有無	対象	内容
洪水	有	浸水区域	居住誘導区域内、都市機能誘導区域内で浸水深が3mを超える箇所が見られます。
		避難施設	居住誘導区域内、都市機能誘導区域内で浸水深3m未満の箇所に位置する指定避難所、指定福祉避難所で利用が困難な箇所が見られます。これは、浸水深0.5m以上3m未満に位置する1階建ての施設が該当します。

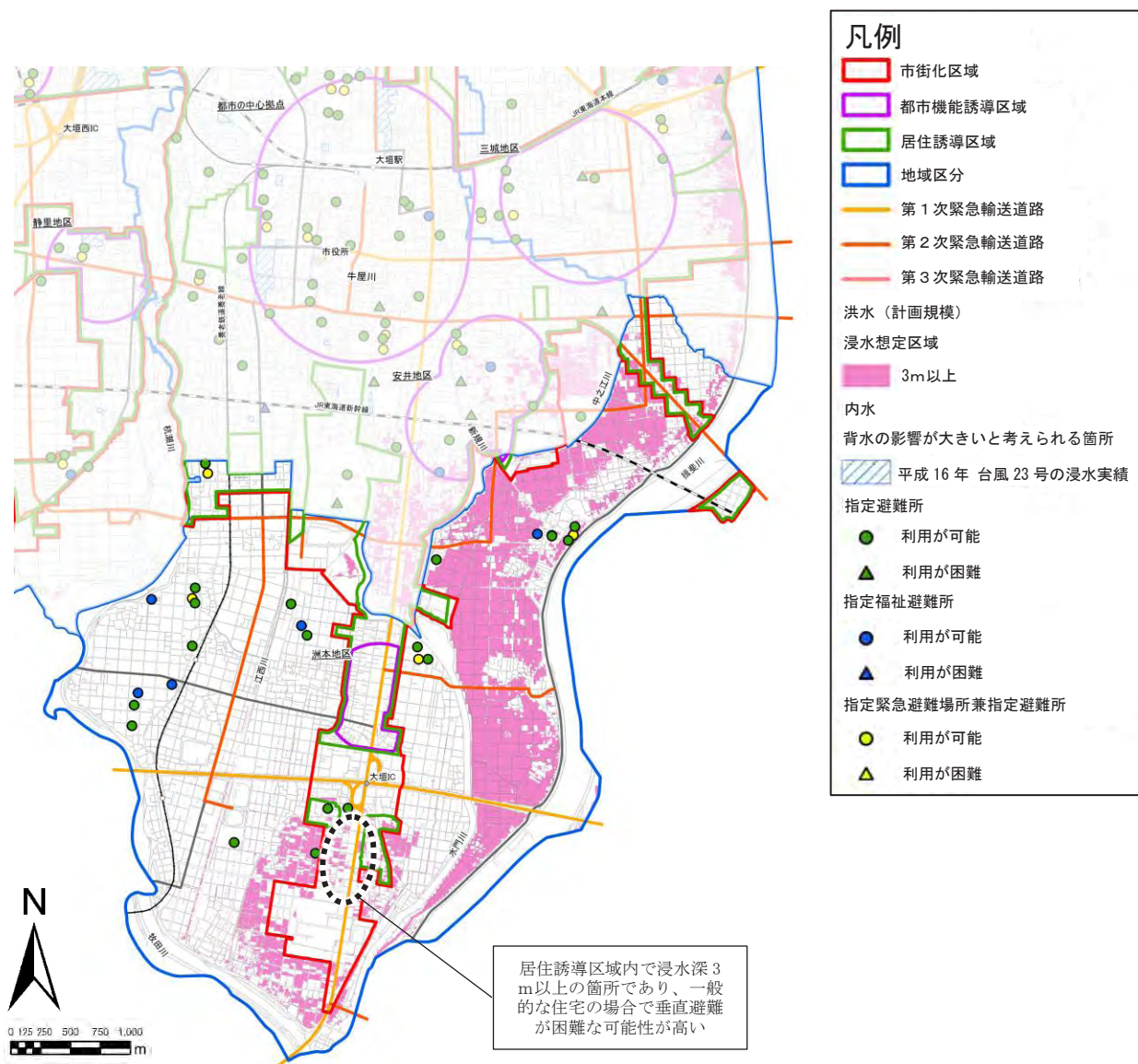
資料:人口 R2 年国勢調査、建物(住宅) R4 年度都市計画基礎調査



北東部地域		北東部地域の 建物(住宅)	地域内 棟数	浸水想定区域内の棟数						
浸水想定区域 3.0m以上の人口	全体に 占める 割合			合計	1階建		2階建		3階建以上	
					棟	割合	棟	割合	棟	割合
1,846人	5.3%	0.5m未満	14,050	11,295	767	6.8%	1,653	14.6%	67	0.6%
		0.5m以上～3m未満			2,360	20.9%	4,943	43.8%	268	2.4%
		3m以上～5m未満			346	3.1%	801	7.1%	21	0.2%
		5m以上			26	0.2%	39	0.3%	4	0.04%
		垂直避難が困難な棟数			3,576		2,732	24.2%	840	7.4%
					垂直避難が困難			垂直避難が可能		

災害リスクの分析結果			
災害 リスク	リスク の有無	対象	内容
洪水	有	浸水区域	居住誘導区域内、都市機能誘導区域内で浸水深が3mを超える箇所が見られます。
		避難施設	浸水深3m以上の箇所に位置する指定福祉避難所で利用が困難な箇所が見られます。また浸水深3m未満の箇所に位置する指定避難所でも利用が困難な箇所が見られます。これは、浸水深0.5m以上3m未満に位置する1階建ての施設が該当します。

③ 南部地域

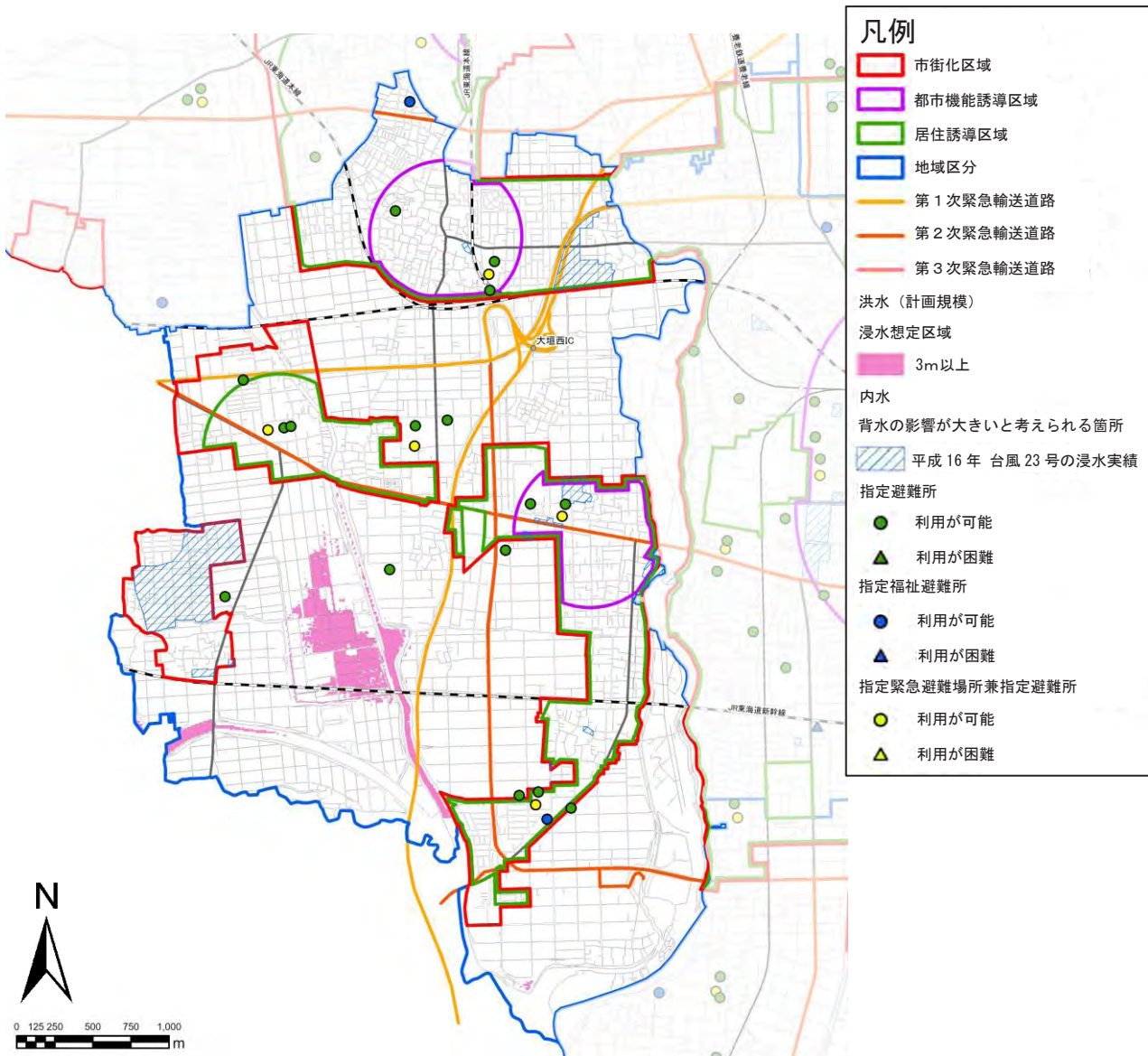


南部地域		南部地域の建物(住宅)	地域内棟数	浸水想定区域内の棟数						
浸水想定区域 3.0m以上の人口	全体に 占める 割合			合計	1階建		2階建		3階建以上	
					棟	割合	棟	割合	棟	割合
1,932人	11.1%	0.5m未満	8,309	8,249	85	1.0%	126	1.5%	3	0.04%
		0.5m以上～3m未満			2,342	28.4%	4,336	52.6%	129	1.6%
		3m以上～5m未満			385	4.7%	818	9.9%	12	0.1%
		5m以上			6	0.07%	7	0.08%	0	0%
		垂直避難が困難な棟数			3,558		2,733	33.1%	825	10.0%
				垂直避難が困難		垂直避難が可能				

災害リスクの分析結果			
災害リスク	リスクの有無	対象	内容
洪水	有	浸水区域	居住誘導区域内で浸水深が3mを超える箇所が見られます。
	無	避難施設	浸水深3m以上に位置する避難施設及び浸水深3m未満に位置する避難施設においても利用が困難な箇所は見られません。

資料：人口 R2年国勢調査、建物（住宅） R4年度都市計画基礎調査

④ 西部地域

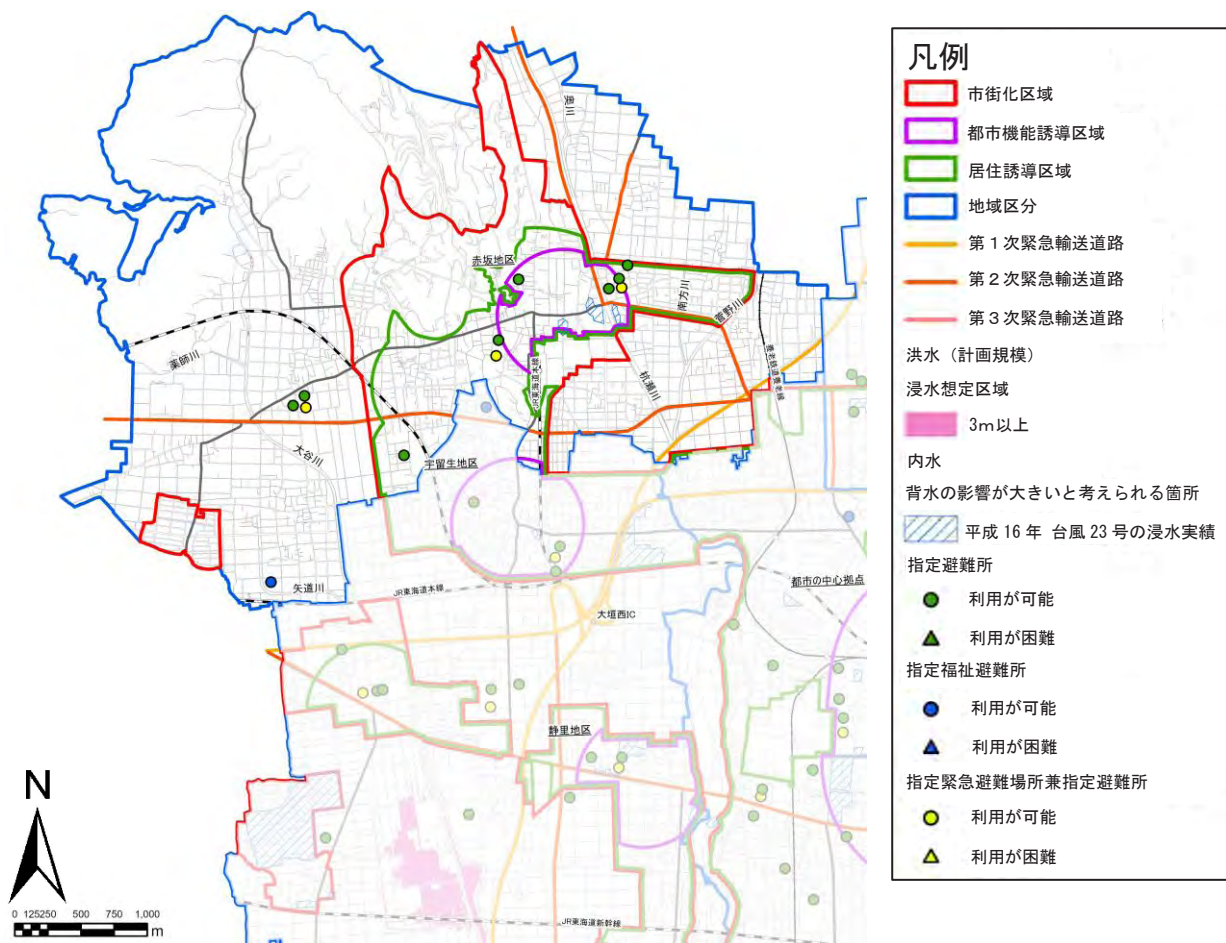


西部地域		西部地域の 建物(住宅)	地域内 棟数	浸水想定区域内の棟数						
浸水想定区域 3.0m以上の人口	全体に 占める 割合			合計	1階建		2階建		3階建以上	
					棟	割合	棟	割合	棟	割合
12人	0.05%	0.5m未満	12,466	3,303	518	15.7%	1,048	31.7%	22	0.7%
		0.5m以上～3m未満			509	15.4%	1,193	36.1%	13	0.4%
		3m以上～5m未満			0	0%	0	0%	0	0%
		5m以上			0	0%	0	0%	0	0%
		垂直避難が困難な棟数			509	15.4%	0	0%	0	0%
					垂直避難が困難		垂直避難が可能			

災害リスクの分析結果			
災害リスク	リスクの有無	対象	内容
洪水	無	浸水区域	居住誘導区域内、都市機能誘導区域内で浸水深が 3mを超える箇所は見られません。
		避難施設	浸水深 3m以上に位置する避難施設及び浸水深 3m未満に位置する避難施設においても利用が困難な箇所は見られません。

資料：人口 R2 年国勢調査、建物（住宅） R4 年度都市計画基礎調査

⑤ 赤坂地域

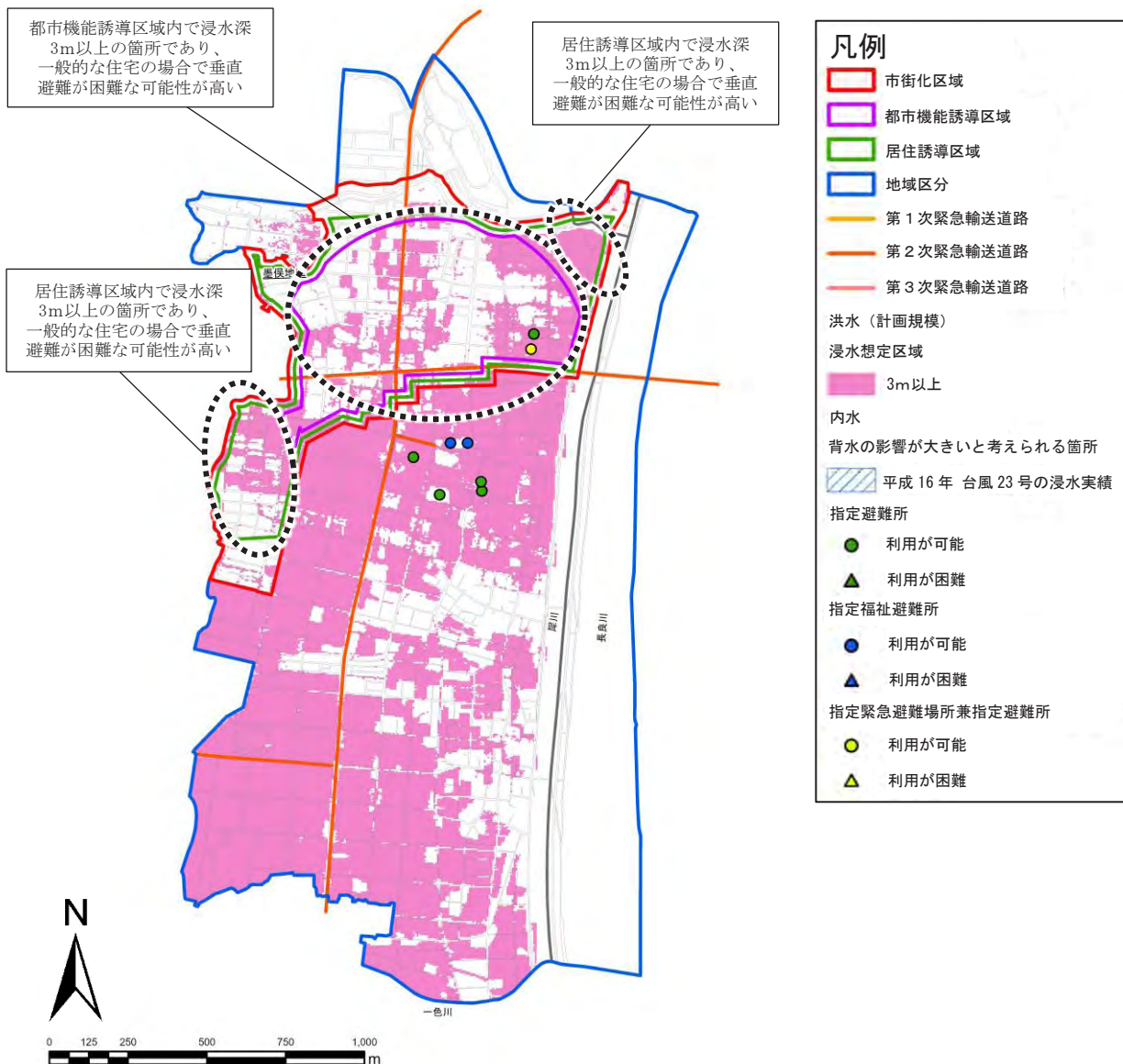


赤坂地域		赤坂地域の 建物(住宅)	地域内 棟数	浸水想定区域内の棟数						
浸水想定区域 3.0m以上の人口	全体に 占める 割合			合計	1階建		2階建		3階建以上	
					棟	割合	棟	割合	棟	割合
1人	0.01%	0.5m未満	8,803	3,415	683	20.0%	1,129	33.1%	14	0.4%
		0.5m以上～3m未満			502	14.7%	1,067	31.2%	18	0.5%
		3m以上～5m未満			2	0.06%	0	0%	0	0%
		5m以上			0	0%	0	0%	0	0%
		垂直避難が困難な棟数			504		504	14.8%	0	0%
					垂直避難が困難		垂直避難が可能			

災害リスクの分析結果			
災害 リスク	リスク の有無	対象	内容
洪水	無	浸水区域	居住誘導区域内、都市機能誘導区域内で浸水深が 3mを超える箇所は見られません。
		避難施設	浸水深 3m以上に位置する避難施設及び浸水深 3m未満に位置する避難施設においても利用が困難な箇所は見られません。

資料：人口 R2 年国勢調査、建物（住宅） R4 年度都市計画基礎調査

⑥ 墨俣地域



墨俣地域		墨俣地域の 建物(住宅)	地域内 棟数	浸水想定区域内の棟数						
浸水想定区域 3.0m以上の人口	全体に 占める 割合			合計	1階建		2階建		3階建以上	
					棟	割合	棟	割合	棟	割合
2,040人	45.8%	0.5m未満	2,842	2,766	3	0.1%	0	0%	0	0%
		0.5m以上～3m未満			684	24.7%	780	28.2%	24	0.9%
		3m以上～5m未満			421	15.2%	784	28.3%	28	1.0%
		5m以上			11	0.4%	30	1.1%	1	0.04%
		垂直避難が困難な棟数	1,931		1,116	40.3%	814	29.4%	1	0.04%
					垂直避難が困難			垂直避難が可能		

災害リスクの分析結果			
災害リスク	リスクの有無	対象	内容
洪水	有	浸水区域	居住誘導区域内、都市機能誘導区域内で浸水深が3mを超える箇所が見られます。
	無	避難施設	浸水深3m以上に位置する避難施設及び浸水深3m未満に位置する避難施設においても利用が困難な箇所は見られません。

9-5 災害リスクの分析結果からみえた防災・減災上の課題

災害リスクの分析結果（計画区域、地域別の水害）を踏まえ、本市における防災・減災上の課題を整理します。

【防災・減災上の課題（計画区域）】

洪水（想定最大規模）
課題1 概ね全域で想定される浸水リスクに対する避難対策が必要 居住誘導区域内において約9割の浸水が想定され、水平避難が困難となる可能性がある浸水深50cm以上の区域には、9.8万人程度の人口が居住しているほか、垂直避難が困難と想定される建物（住宅）は2.8万棟程度が立地していると考えられます。さらに、浸水継続時間（3日以上）が想定される区域に4.0万棟程度が立地していると考えられます。 そのため、浸水リスクのある市民等の生命・身体を守る避難を実現するための避難対策が必要です。
課題2 施設利用者の安全確保が必要 居住誘導区域内の約2割の指定緊急避難場所が浸水により利用できない可能性があります。施設管理者は、施設利用者の安全を確保するための対策が必要です。
洪水（計画規模）
課題3 災害リスクの軽減対策が必要 居住誘導区域内において約7割の浸水が想定され、水平避難が困難となる可能性がある浸水深50cm以上の区域には、6.3万人程度の人口が居住していると考えられます。また、垂直避難が困難と想定される建物（住宅）は7.5千棟程度が立地していると考えられます。避難等のソフト対策と浸水対策等のハード対策を組み合わせることによって、避難が可能となるよう災害リスクを軽減する対策が必要です。

【防災・減災上の課題（地域別の水害）】

洪水（計画規模）3m以上、内水（浸水実績）
課題4 災害リスクの高いエリアへの優先的なハード対策が必要 地域別で抽出した災害リスクの高いエリアは、避難が困難となる可能性の高いエリアであるため、全市的なソフト対策を前提として対策を進めつつ優先的なハード対策が必要です。

9-6 防災・減災の取組方針

(1) 防災まちづくりの考え方

災害リスクの分析結果から、計画規模・想定最大規模の洪水による計画区域全域的な災害リスクを確認したほか、地域別の水害リスク分析から、各地域で特に災害リスクが高いエリアを明らかにしました。

本計画で位置づけた居住誘導区域では、広域的に災害リスク（洪水）が想定されていますが、災害リスクがある区域を居住誘導区域から除き、居住誘導を図ることは、今までの長い歴史をかけて形成された既成市街地も多く含まれている中で困難です。

そのため、自助、共助、公助による取組を行い、防災まちづくりを推進し、災害リスクの低減を図ることで、居住誘導区域を維持する方針とします。

以上から、いつどのような災害に対しても市民等の生命・身体を守る避難行動につながるソフト対策を前提としながらも、災害リスクの高いエリアから優先的な浸水対策等のハード対策を組み合わせることによって、災害リスクを可能な限り低減していく防災まちづくりを推進します。

また、災害発生前から市民一人ひとりが災害リスクを認識するための情報収集や防災意識の向上（自助）、地域や事業所での防災活動や防災訓練（共助）、行政が支援（公助）する取組を行い連携・協力を図ります。

（２）取組方針

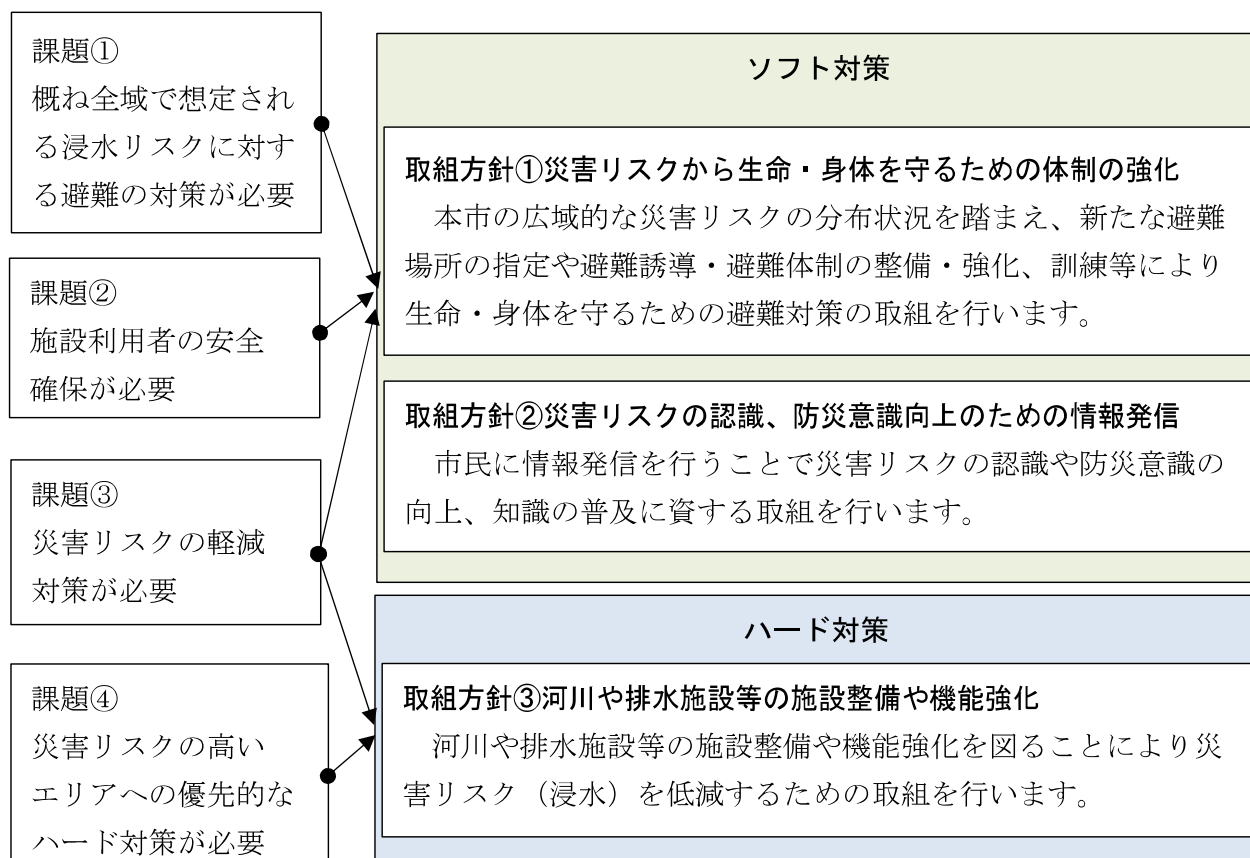
立地適正化作成の手引き（国土交通省都市局都市計画課 令和 6 年 4 月改定）では、以下のとおり取組方針と対策の分類が示されていますが、全市的な災害リスク（洪水）を回避する対策は困難であるため、災害リスクの低減により防災・減災に取り組みます。また現時点では、居住誘導区域内に災害リスク（土砂災害）はありませんが、今後新たに区域指定された場合には、居住誘導区域から除外する等の災害リスクを回避する対策を検討する方針とします。

【取組方針と対策の分類】

取組方針	対策の分類
災害リスクの回避の対策	災害時に被害が発生しないようにする（回避する）ための取組
災害リスクの低減の対策（ソフト）	氾濫の発生に際し、確実な避難や経済被害軽減、早期の復旧・復興のための対策
災害リスクの低減の対策（ハード）	雨水貯留施設の整備、河川や下水道の整備等による浸水対策や土砂災害防止のための砂防施設の整備等

資料：立地適正化作成の手引き（国土交通省都市局都市計画課 令和 5 年 3 月改定）

「9-5 災害リスクの分析結果からみえた防災・減災上の課題」及び前項で整理した防災まちづくりの考え方を踏まえ、防災・減災上の課題に対応する取組方針を以下のとおり定めます。



9-7 防災・減災の取組

防災・減災の取組方針に基づき、具体的な取組を整理します。なお、具体的な取り組みは、市の上位関連計画や県、国における河川整備計画や既往の防災に関する計画等と整合を図ることとします。

(1) 災害リスクから生命・身体を守るための体制の強化に関する施策

○避難場所、避難所の指定

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害リスクが低い場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定します。

○避難計画の策定

市及び県は、避難情報の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ策定します。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めます。

○避難に関する広報

市及び県は、市民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所、避難所、災害危険地域等を明示した防災マップや各種災害におけるハザードマップ、広報おおがき、PR紙等を活用して広報活動を実施します。

○市民の防災意識の高揚

市民一人ひとりが防災訓練に際して、日常及び災害時に「自らが何をすべきか」を考え、危機（自然災害、事故等）に対して十分な準備を講じることができるよう、実践的な訓練により防災意識の高揚を図るとともに、災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図ります。

○行政区域を超えた広域避難の調整

市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、平時から広域避難等の実施に係る検討をするとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう、また、住民へ周知するよう努めます。

(2) 災害リスクの認識、防災意識向上のための情報発信に関する施策

○市民に対する普及

市、県、防災関係機関等は、市民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断を持って行動できるよう、パンフレット、チラシ等の配布、県広域防災センターの展示教育設備の利用、防災に関する講演会、展覧会、研修会等の開催、ラジオ、テレビ、新聞、広報おおがき等を通じた広報や災害時図上訓練の普及推進等により、災害予防、応急措置等の知識の向上に努め、誰にでも起こりうる災害による被害を少しでも軽減するための備えを一層充実し、その実践を促進します。

【大垣市防災ハンドブック】



資料：大垣市防災ポータルサイト

【おおがき防災フェス】



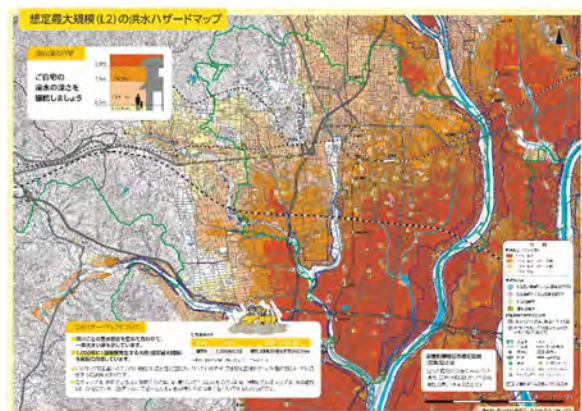
資料：大垣市ホームページ

○水害リスクの開示

市及び県は、市民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取り組みを行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努めます。

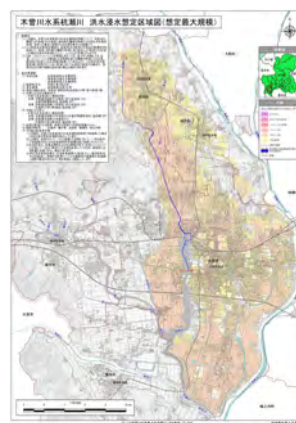
特に家屋倒壊等氾濫想定区域については、「早期の立ち退きが必要な区域」として周知することに努めます。

【洪水ハザードマップ】



資料：大垣市防災ポータルサイト

【浸水想定区域図】



資料：岐阜県ホームページ

○河川情報の発信

県は、河川監視カメラや水位計を用いてリアルタイムな河川情報を発信します。

【川の防災情報】



資料：岐阜県ホームページ

○情報伝達体制充実のための整備・更新の実施

災害発生時に避難情報等を迅速に市民へ伝達するため、防災行政無線など防災通信設備の計画的な整備・更新を実施し、緊急時における情報伝達体制の充実を図ります。

○市民等への情報伝達の強化と伝達手段の多様化

災害発生時には、災害情報や避難情報等を確実に市民等に伝達するため、大垣市メール配信サービスや緊急速報メール、SNS、ホームページの活用等、情報伝達の多様化を推進します。

【SNS等による避難情報の伝達】

スマートフォンを使った情報収集

大垣防災

大垣市防災ポータルサイト

大垣市に關係する河川の水位情報や、今後の雨の予報などの防災情報を整理し、リンク先をまとめたサイトです。大垣市からの避難情報も発信します。

●大垣市メール配信サービス(緊急災害情報)

あらかじめ登録しておくことで、避難情報を通知でお知らせします。

1-ogaki@sg-m.jp

●大垣市のSNS

見た情報をシェアしたり、リツイートすることで、共有・拡散できます。ぜひフォローしてください。

X (旧Twitter) 大垣市防災安全情報 @bosai-ogaki

Facebook 大垣市防災安全情報 @bosai.ogaki

大垣市役所公式 LINE

災害情報をリアルタイムでお知らせします！

緊急情報(避難情報など)

洪水ハザードマップ

避難所の情報

LINEアプリを起動して友だちに追加を！

その他の情報収集

●防災行政無線

大垣市内の屋外スピーカーから、避難情報をお知らせします。放送後24時間以内は、テレビホンサービスで放送内容を確認できます。

0570-06-5252

(通話料は利用者負担となります)

●テレビ/ラジオ

大垣ケーブルテレビ(12ch)ではL字放送で、NHK(3ch)はリモコンの[d]ボタンを押すとデータ放送で、避難情報や避難所の開設情報などを確認できます。また、手回し充電式ラジオがあると災害時も安心です。

資料：大垣市ホームページ

（３）河川や排水施設等の施設整備や機能強化に関する施策

○河川の改修

国は、木曽川水系河川整備計画に基づく揖斐川や杭瀬川等、国管理の河川等の改修を推進します。

県は、牧田川圏域河川整備計画や水門川流域整備計画アクションプランに基づく相川や大谷川、水門川、矢道川等、県管理の河川の改修の促進等により、治水安全度の向上を図ります。中小河川については、一定の降雨量に対する治水上の安全を確保することを当面の目標として、河川の整備を推進します。

【水門川の河川改修（河床掘削）】



資料：水門川流域整備計画アクションプラン（第２次）（令和６年度変更）

○幹線水路、排水機場の整備、改築更新

県は、牧田川圏域河川整備計画や水門川流域整備計画アクションプランに基づく放水路や排水機場の整備等を行い、河川水位の低減を図ります。

市は、公共下水道（雨水）について、大垣市排水基本計画の目標である５年確率雨量に対する市街化区域の治水安全度の確保を目標として、大垣市第２次治水１０か年計画に基づく幹線水路や排水機場の効率的かつ効果的な整備を進めます。また、既存施設について耐用年数が経過したものを中心に改築更新や耐震化を進め機能の適正維持に努めるほか、ゲリラ豪雨等の急な降雨に対応するため、雨水ポンプ場の機能向上を図ります。

○排水機場と堤防の一体的な整備

国、県が連携し、新水門川排水機場と牧田川左岸堤防の一体的な整備により水門川流域の浸水被害の低減を図ります。

【現況施設配置及び新水門川排水機場と牧田川左岸堤防の一体的な整備イメージ】

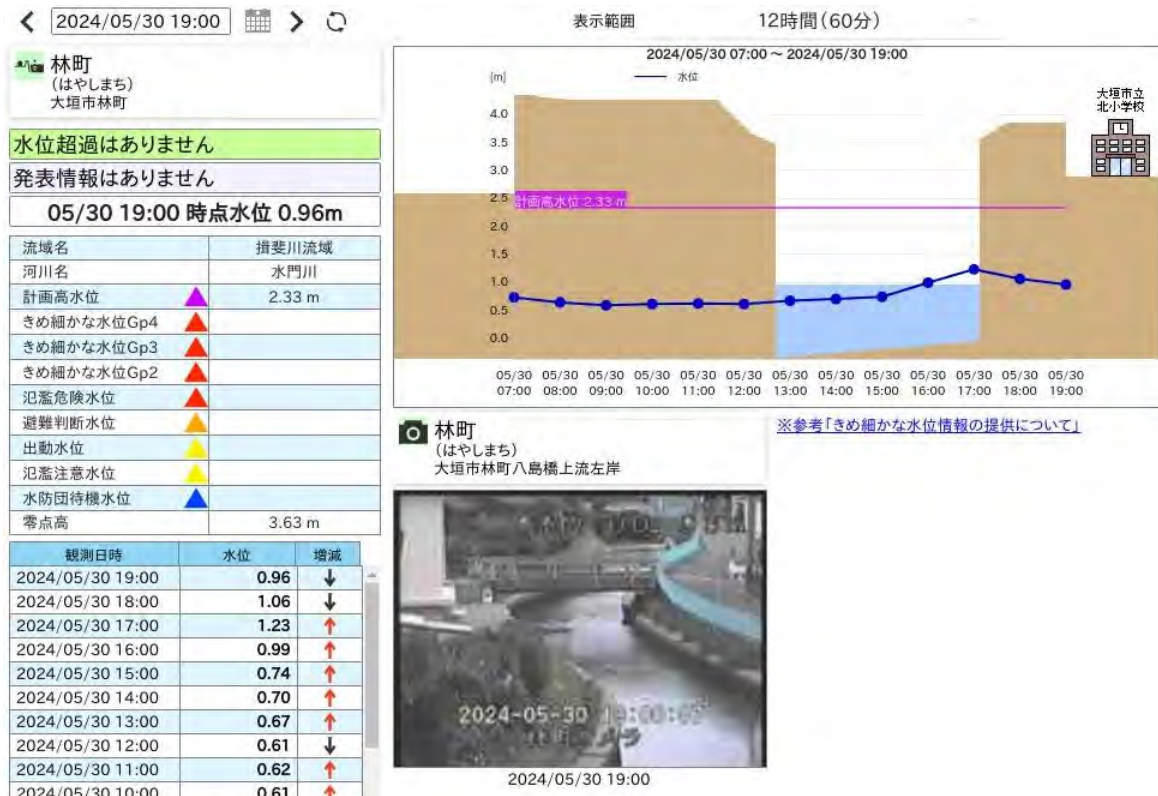


資料：木曾川上流特定構造物改築事業（新水門川排水機場）

○河川水位計、監視カメラの整備・更新

県は、県管理河川において、危機管理型水位計や河川監視カメラを設置します。

【危機管理型水位計、河川監視カメラ設置による状況把握イメージ】



資料：岐阜県ホームページ

(4) 取組スケジュール

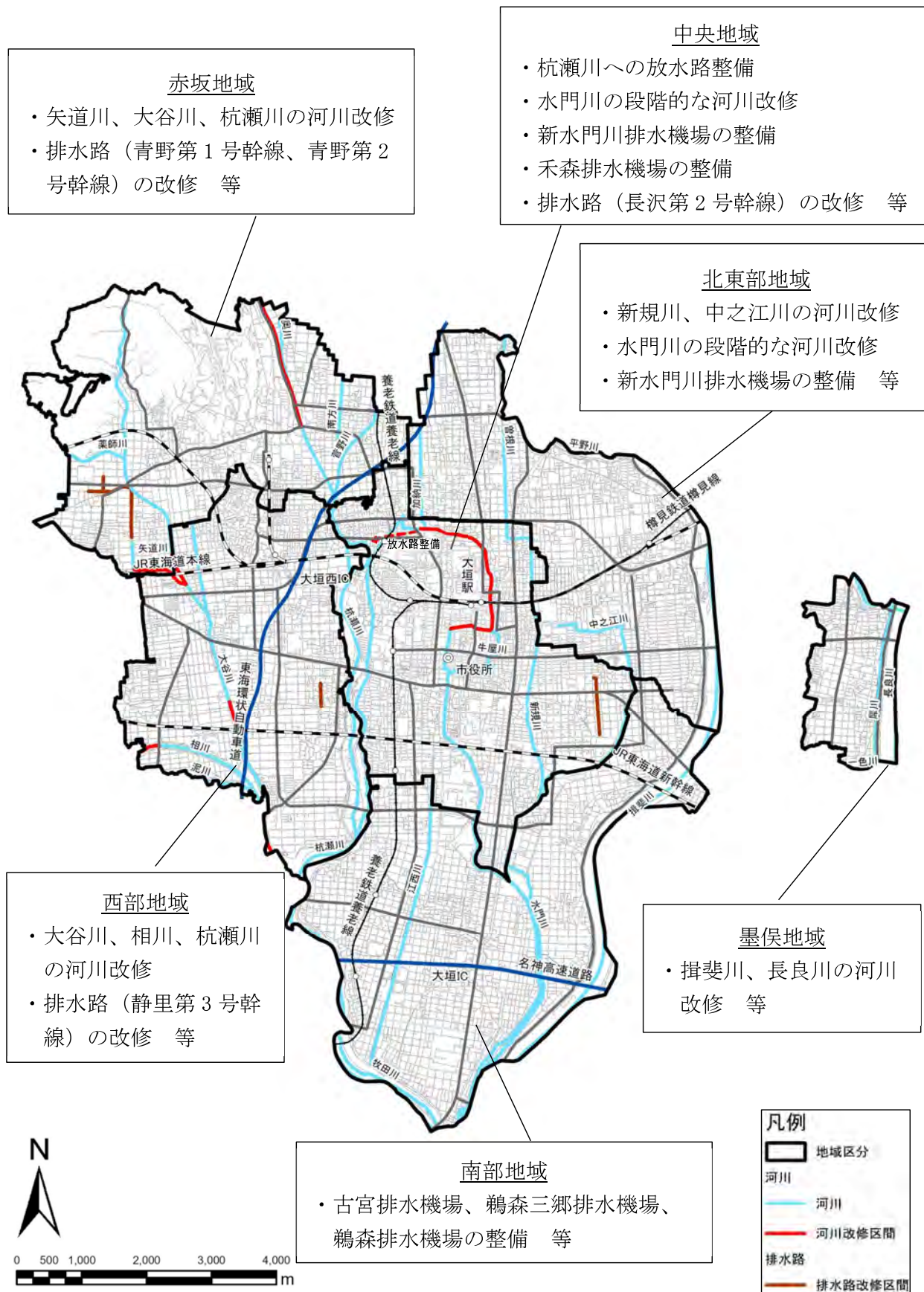
本計画の目標年次である令和22年を長期と位置づけ、その中間である10年後を中期、5年後を短期と位置づけます。短期及び中期にかけては、国、県、市の関連計画、アクションプラン等で位置づけられた施策を推進するとともに、長期的には、短期及び中期での事業進捗や新たな災害リスクを考慮し施策に取り組みます。

【取組方針、施策の取組スケジュール】

取組方針	施策	実施主体	実施期間		
			短期 (R7)	中期 (R12)	長期 (R22)
災害リスクから生命・身体を守るための体制強化	避難場所、避難所の指定	市	継続実施		
	避難計画の策定	市、県	継続実施		
	避難に関する広報	市、県	継続実施		
	市民の防災意識の高揚	市	継続実施		
	行政区域を超えた広域避難の調整	市、県	継続実施		
災害リスクの認識、防災意識向上のための情報発信	市民に対する普及	市、県	継続実施		
	水害リスクの開示	市、県	継続実施		
	河川情報の発信	県	継続実施		
	情報伝達体制充実のための整備・更新の実施	市	継続実施		
	市民等への情報伝達の強化と伝達手段の多様化	市	継続実施		
河川や排水施設等の施設整備や機能強化	河川の改修	国、県			
	関連計画 主な	木曽川水系河川整備計画（令和元年度変更）			概ね30年間
		牧田川圏域河川整備計画（平成27年度変更）			概ね30年間
		水門川流域整備計画アクションプラン（第2次）（令和6年度変更）	令和6年度から令和20年度		
	幹線水路、排水機場の整備、改築更新				
	関連計画 主な	牧田川圏域河川整備計画（平成27年度変更）			概ね30年間
		水門川流域整備計画アクションプラン（第2次）（令和6年度変更）	令和6年度から令和20年度		
		大垣市第2次治水10か年計画（平成27年度変更）	平成28年から	令和7年	
	排水機場と堤防の一体的な整備				
	関連計画 主な	木曽川上流特定構造物改築事業（新水門川排水機場）	令和3年度から令和15年度		
	河川水位計、監視カメラの整備・更新				
	関連計画 主な	水門川流域整備計画アクションプラン（第2次）（令和6年度変更）	令和6年度から令和20年度		
	「道の駅」等の防災拠点施設整備				

※主な関連計画に記載された実施期間をもとに、本計画の取組スケジュールに記載しています。

【河川や排水施設等の施設整備や機能強化による主な対策箇所図（短期から中期）】



※主な関連計画に記載された計画内容をもとに、本計画の河川や排水施設等の施設整備や機能強化による主な対策箇所図（短期から中期）として記載しています。

(5) 評価指標

本計画の防災・減災の取組に関する進捗状況を評価・検証するための評価指標を設定します。

① 指標 1 防災関連 SNS 登録者数(人)

市民一人ひとりの自助が進捗しているかを確認するため、情報発信による代表的な指標として、防災関連 SNS 登録者数を設定します。

現状値	目標値 (R22 年度)
11,957 人 (R5 年度)	15,000 人

② 指標 2 自主防災訓練の実施回数(回)

地域等での共助が進捗しているかを確認するため、避難対策等の代表的な指標としての自主防災訓練の実施回数を設定します。なお、新型コロナウイルス感染症のまん延により実施回数は減少していますが、減少前の水準まで回復させることを目標とします。

現状値	目標値 (R22 年度)
65 回 (R5 年度)	80 回

③ 指標 3 防災に係る取組に対する市民満足度(%)

自助、共助の取組とともに行政機関の浸水対策(公助)により、連携・協力が図られ、浸水被害等のリスクが低減され、安心した暮らしができるまちの代表的な指標として防災に係る取組に対する市民満足度を設定します。

現状値	目標値 (R22 年度)
85.7% (R5 年度)	90%

第 10 章 計画の実現に向けて

10-1 目標値等の設定

(1) 目標値等の設定に関する基本的な考え方

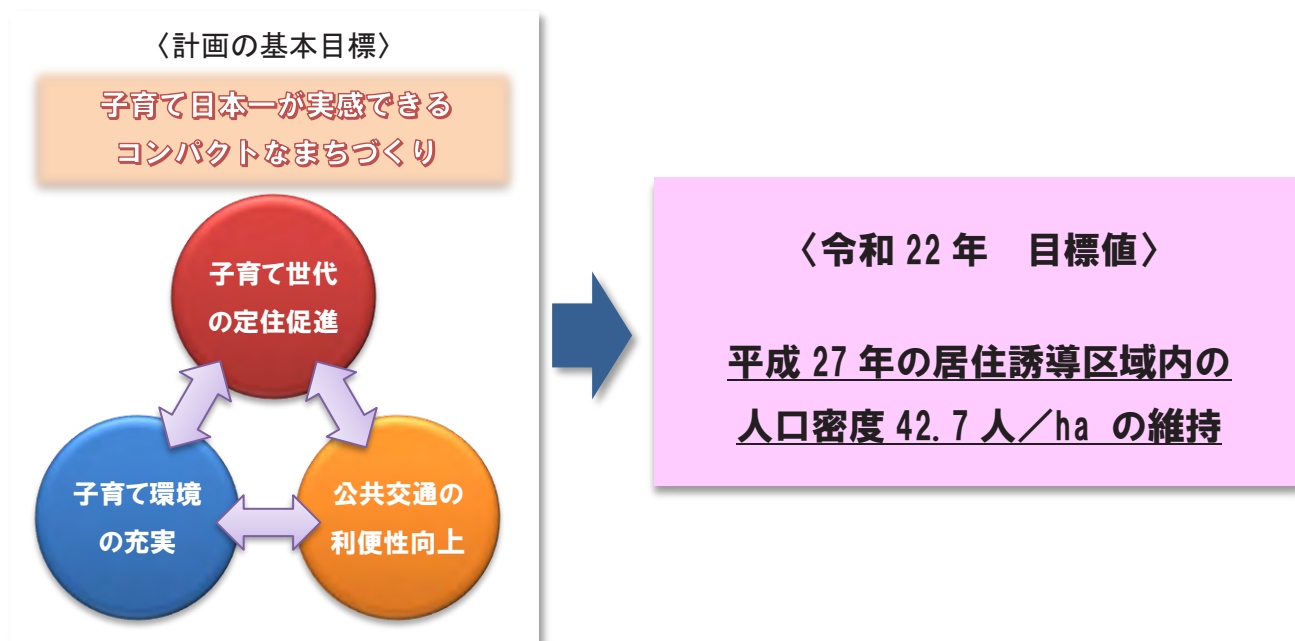
本計画の必要性や妥当性を市民等の関係者に示すためには、客観的かつ定量的に評価できる指標を設定し、その達成状況を確認することが重要です。こうした観点から、本計画の基本目標の実現に向けた目標値及び期待される効果の指標（効果指標）を設定します。

また、当該目標値、効果指標の達成状況等をもとに、本計画の見直し時期に合わせて評価、分析することにより、施策の必要性や妥当性を検証します。

(2) 定量的な目標値の設定

本計画で設定した居住誘導区域内の人口密度は、国立社会保障・人口問題研究所の推計結果によると、現状のまま推移した場合、目標年次とする令和 22 年（2040 年）時点で、35.9 人/ha と予測されており、平成 27 年（2015 年）の 42.7 人/ha から 6.8 人/ha 低下すると見込まれています。

このため、今後は、本計画における『子育て日本一が実感できるコンパクトなまちづくり』を目標とした施策を講じながら、平成 27 年（2015 年）の居住誘導区域内の人口密度 42.7 人/ha の維持を目指します。



(3) 期待される効果

前項で設定した目標を達成することにより期待される効果として、次のように設定します。

① 子育て世代の誘導による年少人口比率の上昇

効果指標	基準値 (H27)	目標年次の指標値 (R22)
年少人口比率	13.9% 	15.1% ^{※1}

※1 大垣市人口ビジョンの主要指標を参照

② 公共交通の利用促進によるバス利用者数の維持

効果指標	基準値 (H27)	目標年次の指標値 (R22)
バス利用者数 ^{※2}	86 万人 	86 万人

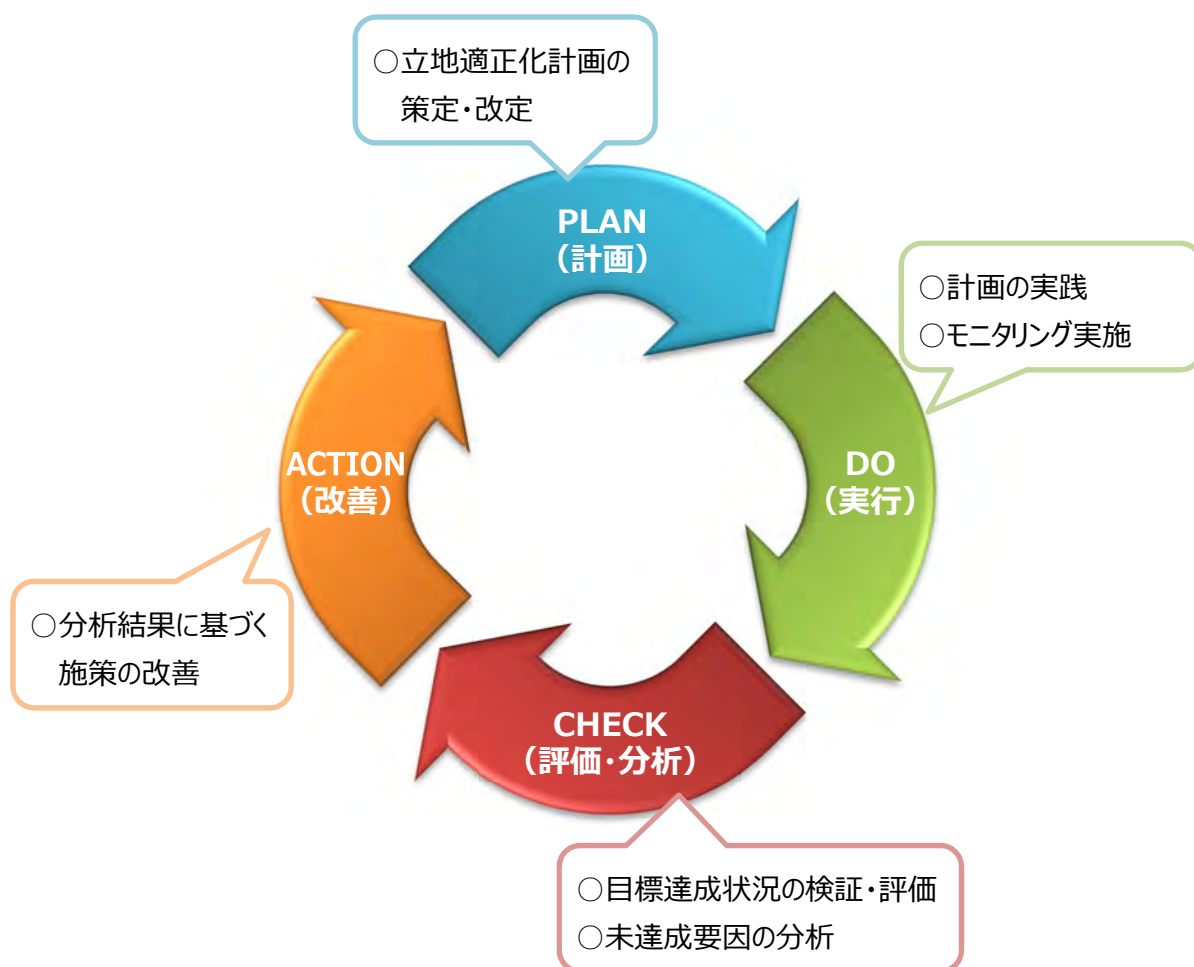
※2 大垣市内（旧上石津町を除く）を起点終点とするバス路線

10-2 目標の達成状況に関する評価方法

本計画が効果的に機能し、集約型都市構造の実現がなされているかを確認するため、概ね5年ごとに前項で設定した目標値及び効果指標に対する実績値を把握し評価を行います。

そして、下図に示すPDCAサイクルの考え方に基づき、目標達成状況の検証・評価を行い、目標が達成されていない場合にはその要因を分析します。

さらに、分析結果をもとに、必要に応じて施策の改善を検討し、その内容を都市計画景観審議会に報告して意見を求め、より効果的な計画へと見直していきます。



10-3 届出制度

(1) 居住誘導区域外における行為の届出（都市再生特別措置法第 88 条）

居住誘導区域外における住宅開発の動向を把握するため、居住誘導区域外で行われる一定規模以上の建築行為又は開発行為については、既存の建築確認申請や開発許可申請に加え、行為着手日の 30 日前までに市への届出が義務づけられています。

なお、当該届出を行わない場合や虚偽の届出を行った場合は、30 万円以下の罰金に処せられます。（法第 130 条）

【届出の対象となる行為】

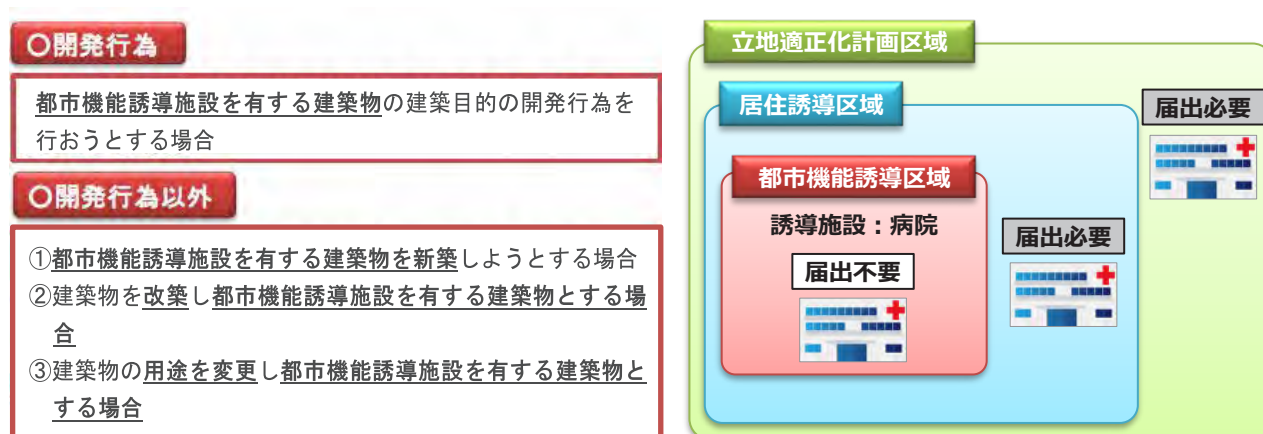


(2) 都市機能誘導区域外における行為の届出（都市再生特別措置法第 108 条）

都市機能誘導区域外における都市機能誘導施設の整備の動向を把握するため、都市機能誘導施設を対象に次の行為を行おうとする場合は、既存の建築確認申請や開発許可申請に加え、行為着手日の 30 日前までに市への届出が義務づけられています。

なお、当該届出を行わない場合や虚偽の届出を行った場合は、30 万円以下の罰金に処せられます。（法第 130 条）

【届出の対象となる行為】



(3) 都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止の届出（都市再生特別措置法第108条の2）

都市機能誘導区域内で、当該区域に設定されている誘導施設を休止又は廃止する場合は、行為着手日の30日前までに市への届出が義務づけられています。

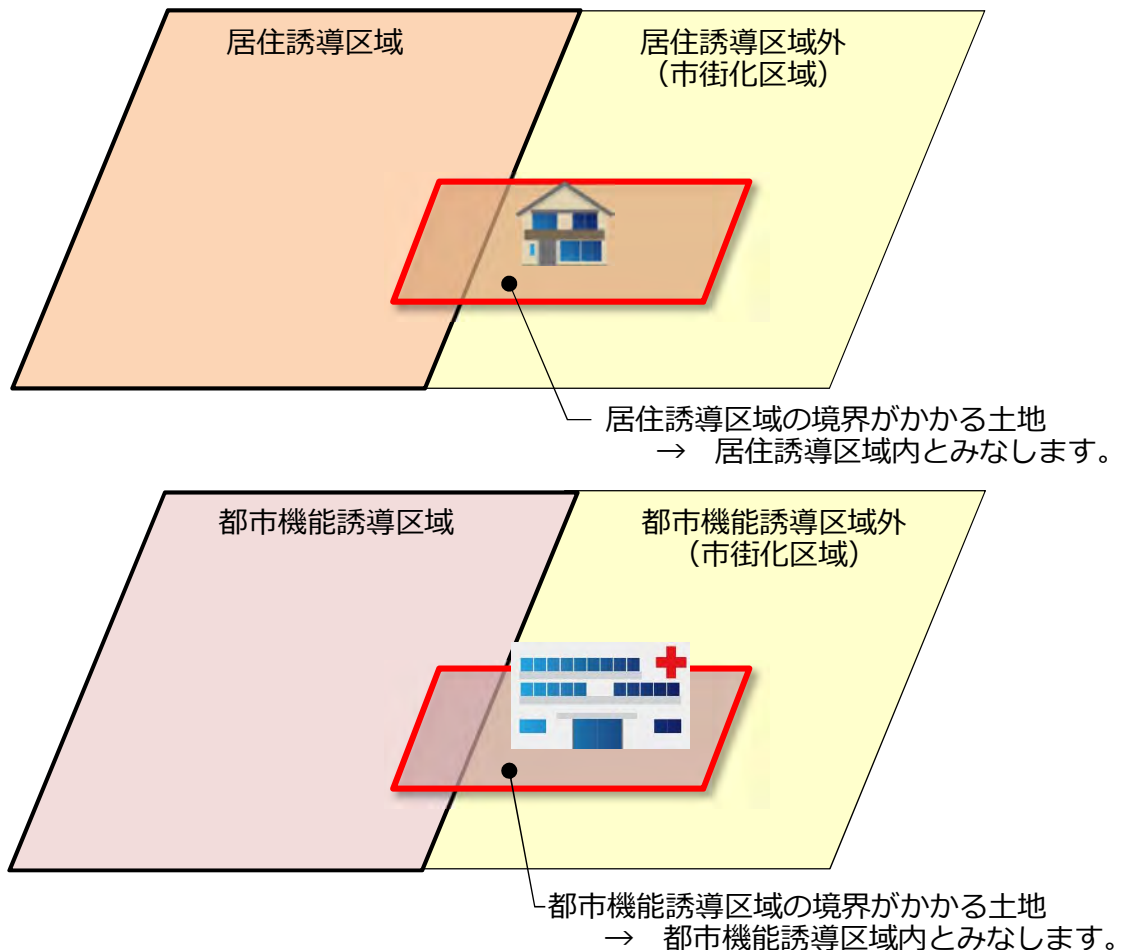
なお、当該届出を行わない場合や虚偽の届出を行った場合は、30万円以下の罰金に処せられます。（法第130条）

【届出の対象となる行為】



(4) 誘導区域の境界にかかる土地の取扱い

市街化区域内において、誘導区域の境界にかかる土地で、一体的な建築行為又は開発行為を行う土地は誘導区域内とみなします。



10-4 宅地建物取引に関する事項

(宅地建物取引業法第35条第1項第2号、同施行令第3条第1項)

都市再生特別措置法の施行(平成26年8月)にともない、宅地建物取引業者が宅地建物取引士をして、宅地又は建物の売買等の契約の成立までに相手方等に説明させなければならない法律の制限として、都市機能誘導区域外及び居住誘導区域外における建築等の届出義務等が追加されました。

宅地建物取引において、宅地建物取引士は、取引の相手方に対し、都市機能誘導区域外及び居住誘導区域外における建築物等の届出義務を説明しなければなりません。

大垣市立地適正化計画

令和 7 年 3 月

大垣市 都市計画部 都市計画課

TEL : 0584-81-4111 (代表)

0584-47-8694 (直通)

FAX : 0584-81-4869

〒503-8601 岐阜県大垣市丸の内 2 丁目 29 番地

